

くなりたり、其餘の小民より以上は、大率皆積欠あり、監司は守令を督し、守令は吏卒を督し、文符(徴税の令書)は日々に其門に至り、鞭笞は日々に其身に加はる、白圭、綺縠の富ありと雖も、亦化して藁門圭賣の貧乏人となりては、以上第一段、此段は、先づ人民の市易又は積欠のために破産する者多しことを叙す。

自祖宗以來、每有赦令、必曰、凡缺官物、無侵欺盜用、及雖有侵盜、而本家及伍保人、無家業者、並與除放、祖宗非不知官物失陷、姦民幸免之弊、特以民既乏竭、無以爲生、雖加鞭撻、終無所得、緩之則爲姦吏之所蠶食、急之則爲盜賊之所憑藉、故舉而放之、則天下悅服、雖有水旱盜賊、民不思亂、此爲捐虛名而收實利也。

【釋】祖宗より以來、赦令ある毎に、必ず曰ふ、凡て官物未納の分にて、官を侵し欺き、又は之を盜用したるに非ざる者、及び侵欺盜用したる者にて、本人及び組合保人(の家産なき者)は、一切免除を與ふと、祖宗とても、官物の損失と、姦民共が幸に罪を免る、弊とを御承知なき譯には非ざれども、特(たゞ)以(お)もへらく、人民が既に貧乏して、生活だもならぬ様になりたるを、たとひ何程鞭撻を加へたればとて、つまり何も取る者なく、之を緩むるときは、姦吏蠶食の餌食となり、之を急に責むるときは、盜賊共の手助となるを以て、故に擧げて之を免除するときは、天下悦服し、水旱盜賊ありと雖も、民亂を思ふことをせずといふ御意ならん、此を虚名を捐て、實利を收むとするなり、(虚名と云ひたるは、姓も取れぬ負債ゆゑ、之を棄つるは、唯虚名を捐つる譯なり)以上第二段、此段は、祖宗の寛政を行ひたる例を擧げて、手本を示せるなり。

自一聖臨御以來、每以施舍已責爲先務、登極赦令、每次郊赦、或隨事指揮、皆從寬厚、凡今所催缺負、十有六七、皆聖恩所貸矣、而官吏刻薄、與聖意異、舞文巧詆、使不該放。

【釋】「施舍已責」…左傳の語なり、恩惠を施し、勞役を舍(ゆる)し、負債を免除すること、責は、債と同じ、「登極」…即位のこと、「郊赦」…郊(のべ)にて天を祭る大禮あるに因りて、大赦を行ふをいふ、「舞文」…法文に附會して、免除すべき者をも免除せむこと。

【釋】二聖の臨御より以來、毎に恩を施し、勞を止め、債を已むることを以て先務とせられたり、御即位に付きての赦令、毎次の郊祭に付きての赦令、或は事あるに付きての臨時の御指令等も、一切皆寬厚に從はれたり、凡そ今の催缺して取立つる所の缺負(おひめ)は、十の六七は、皆聖恩(天子の御恩惠)の貸(ゆる)されたる所なり、而るに、官吏は、刻薄(ていど)にして、天子の恩召と違ひて、法を弄びて、巧みに詆(そし)りて、免除すべからざらしむ。

監司以催缺爲職業、守令上爲監司之所迫、下爲胥吏之所使、大率縣有監、催千百家、則縣中胥徒舉欣欣然、日有所得、若一旦除放、則此等皆寂寥無獲矣、自非有力之家、納賂請賕、誰肯舉行恩貸。

【釋】「昧」…説文に、財を以て法を枉げて相謝するなりとあり、請昧とは、無理なる頼みを申入ること、監司は、未納を取立つるを以て職業とす、守令は、上は監司に迫られ、下は胥吏(小役人)に使はる、大率(おほむね)縣に監司ありて、千百家を催促するときは、縣中の胥徒は、みな欣欣然として、日々に所得あるなり、それを若し一旦免除することになれば、此等の徒は、皆寂寥(ひっそり)として、何一つの獲ものもなくならん、故に有力の家(かれもち)の賂を使ひて、頼み入るに非ざるより外は、何人か肯て恩を貸すなど申すやうなる寛政を舉行せん。

而積欠之人、皆隣於寒餓、何賂之有、其間貧困掃地、無可蠶食者、則縣胥教令、通指平人、或云衷私擅買、抵當物業、或雖非衷私、而云買不當價、似此之類、蔓延追擾、自甲及乙、自乙及丙、無有窮已。

【釋】而るに、負債を積みたる程の者は、皆寒餓に陥れる者ゆゑ、何の賂などを行ふ餘餘あらんや、其間貧困地を掃ひて、何一つ蠶食すべき者なければ、縣吏の指圖にて、通じて負債もなき平人(たゞのひと)を指して、何と名を付けて、或は私意(横着の料簡)を衷(つ)みて、擅に物を買取り、他人の物産産業を抵當(ひきあて)にせりといひ、或は私を衷むには非ざれども、買ふ所の相場が不相當の價なりと云ふ、箇様なる類が一々所二ヶ所のみならず、おひ／＼とはびこりて、あちこちを追ひまわがし、甲より乙に及ぼし、乙より丙に及ぼして、窮已(はてし)あることなし。

每限皆空身到官、或三五限得一二百錢、謂之破限、官之所得、至微、而胥徒所取、蓋無虛日、俗謂此等為縣胥食邑戶、嗟乎、聖人在上、使民不得為陛下赤子、而皆為姦吏食邑戶、此何道也、

【附】さていよ、其納め期限に至れば、素より貧乏人のことゆゑ、何もなく、只空身(からみ)にて、役所に出づるまてのことなり、或は三度目の期限、或は五度目の期限に至りて、やつと一二百錢を得るまてのことにて、之を破限といふ、即ち期限を破りたる義なり、箇條に官の得る所は至りて微少なれども、而れども、胥徒の取る所は、蓋し虚日なく、毎日のことなり、俗に此等を謂ひて、縣吏の食邑戸(領地の義)とす、(所謂る姦吏食邑の狀、蓋此の如し)嗟呼、さていよ、縣人(胥徒)の字に應ず、上になし、ながら、民をして陛下の赤子と爲ることを得ずして、皆姦吏の食邑戸とならしむ、此れ何の道理ぞや、以上第三段、此段は、姦吏の上の令を奉ぜず、下を覆食することないよ、

商賈販賣、例無現錢、若用現錢、則無利息、須今年索去年所賣、明年索今年所賒、然後計算得行、彼此通濟、今富戶先已殘破、中民又有積欠、誰敢賒賣物貨、則商賈自然不行、此酒稅課利、所以日虧、城市房廊、所以日空也、

【附】……掛けにて物を買取ること、(課利)……税錢なり、  
【附】商賈の物を販賣するは、通例現金でなし、若し現金なるときは、利息なし、但し今年去年賣りたる代價を索め、明年は又今年除(おぎの)りたる代金を索むるを須ちて、始めて利息の計算が行はるゝことを得て、賣人と買人と雙方俱に融通通濟を得る譯なり、而るに、今富戶は先づ已に破産し、(富戶は市場に破らる、富首に應ず)中民も又買債あり、かゝる次第ゆゑ、誰か敢て物貨を賒賣にせんや、然るときは、商賈も自然に行はれず、此れ酒稅課利の日に虧くる所以なり、城市の房廊(みせ)の日に空しき所以なり、以上第四段、人民の破産買債の結果、其損失が反りて官の商稅に及ぶないよ、

諸路連年水旱、上下共知、而轉運司窘於財用、例不肯放稅、縱放亦不盡實、雖無明文指揮、而以喜怒風曉官吏、孰敢違者、所以逐

縣例、皆拖欠兩稅、較其所欠、與依實檢放無異、於官了無所益、而民有追擾鞭撻之苦、

【附】拖欠兩稅……兩稅は、秋夏兩度の税なり、拖欠とは、拖は、引なり、おひく、と延納になること、  
【附】諸路の年々打擾きて、水害旱損あることは、上下の共に知る所なり、而るに、轉運司は、財用に窘(たしな)みたれば、いつも税を免除することをおぼせず、たとひ表面免除すと申しても、名のみにて、其實を盡さず、明文にて指圖はせざれども、喜怒を以て暗に官吏を曉すものゆゑ、孰か敢て違背する者あらん、それがために、何れの縣々も、いつも皆夏秋の兩稅に、おひく、と延納が出来る所以なり、其欠く所を驗(は)せば、つまり實に依り(あり)のまゝに、取調べて、免除したると相異なることなし、官に於ては、了(つひ)に益する所なく、而して民には追ひ迫り擾し難がれて難うたる、苦痛あり、雙方共に利益なきことなり、

近者詔旨、凡積欠皆分爲十科、催納、通計五年而足、聖恩隆厚、何以加此、而有司以謂有旨倚閣者、方得依十科指揮、餘皆併催、縱使盡依十科、吏卒乞覓、必不肯分科、少取、人戶既未納足、則追擾常在、縱分百科、與一科同、

【附】科……催納の義、租稅取立のことなり、按ずるに、元祐五年に、府縣諸路に詔あり、人戶積年の負欠は、十分を以て率となし、毎年夏秋の科(年貢のこと)に隨ひて、各一分づつ、を帶納せよとあり、是れ此にいふ十科と爲して催納せしめ、通計五年たる者なり、【倚閣】……免除にはあられど、そのまゝおぼせ置きて賣めざるないよ、按ずるに、紹興六年に、詔して四年以前の積欠租稅を除く、執政初め倚閣せんことを議す、上曰く、若し倚閣せば、州縣因縁して姦をなし、又復催理して人を擾さんと、乃ち盡く之を調くと見えたり、是文にて倚閣の義を知るべし、亦倚閣に作る、

【附】近頃詔旨ありて、凡て租稅未納の分は、皆分ちて十科として、夏秋兩度に上納せしめ、都合五ヶ年にて完納せしむることせられたり、聖恩の隆厚なること、何を以て之に加へん、而るに、有司は、以謂へらく、上の特別の恩召にて、徵稅御猶豫ある者だけは、十科の指令に依ることを得る者にして、其餘は、皆併せて一度に催納せしむべしと、有司が此の如き所存ゆゑ、よしや盡く十科の指令に依りたればとて、其配下の吏卒共が乞覓(物をねだる)ことをすれば、必ず科を分ちて少しづつ取ることをおぼせざらん、人戶が既に未だ完納せざれば、追ひ迫り擾し難がるゝことは、始終附きまことなるべし、斯る次第ゆゑ、たとひ十科の者を百科に分ちたりとも、一科に取立てらるゝと、其難儀は同じことなり、以上第五段、

臣頃知杭州又知潁州今知揚州親見兩浙京西淮南三路之民皆爲積欠所壓日就窮蹙死亡過半而欠籍不除以至虧欠兩稅走陷課利農末皆病公私並困以此推之天下大率皆然矣

臣自穎移揚舟過濠壽楚泗等州所至麻麥如雲臣每屏去吏卒親入村落訪問父老皆有憂色云豐年不如凶年天災流行民雖乏食縮衣節口猶可以生若豐年舉催積欠胥徒在門枷棒在身則人戶求死不得言訖淚下臣亦不覺流涕

又所至城邑多有流民官吏皆云以夏麥既熟舉催積欠故流民不敢歸鄉臣聞之孔子曰苛政猛於虎昔常不信其言以今觀之

殆有甚者水旱殺人百倍於虎而人畏催欠乃甚於水旱臣竊度之每州催欠吏卒不下五百人以天下言之是常有二十餘萬虎狼散在民間百姓何由安生朝廷仁政何由得成乎

臣自到任以來日以檢察本州積欠爲事內已有條貫除放而官吏不肯舉行者臣卽指揮本州一面除放去訖其於理合放而於條未有明文者卽且令本州權住催理聽候指揮其於理合放而於條有礙者臣亦未敢往催各具利害奏取聖旨

臣任到任以來日以檢察本州積欠爲事內已有條貫除放而官吏不肯舉行者臣卽指揮本州一面除放去訖其於理合放而於條未有明文者卽且令本州權住催理聽候指揮其於理合放而於條有礙者臣亦未敢往催各具利害奏取聖旨

臣任到任以來日以檢察本州積欠爲事內已有條貫除放而官吏不肯舉行者臣卽指揮本州一面除放去訖其於理合放而於條未有明文者卽且令本州權住催理聽候指揮其於理合放而於條有礙者臣亦未敢往催各具利害奏取聖旨

不納の出来たる後に、擾(さわぎ)を遂(ま)さんよりは、何ぞ不納のてきぬ以前に、きれいに片付くるに如かんや、弊病を陳べ盡して、心を傷ましめ目を憐ましむ、讀みて二十餘萬の虎狼等の語に至れば、尤も人をして六月の暑さにも、心を寒くし、肌を粟を起さしむ。

杭州召還乞郡狀

按ずるに、哲宗の元祐六年、先生杭州より召されて、闕に赴く、是時に、此書を上りて、外任を乞ひしなり、其主意は、再び群小人の誣害を被るに堪へず、故に外任を乞ふと云ふに在り、凡て六段。

臣昔於治平中、自鳳翔職官得替入朝、首被英宗皇帝知遇、欲驟用臣、當時宰相韓琦、以臣年少資淺、未經試用、故且與館職、亦會臣丁父憂、去官、及服闋、入覲、便蒙神宗皇帝召對、面賜獎激、許臣職外言事、自惟羈旅之臣、未應得此、豈非以英宗皇帝知臣有素故耶、

【治平中云々】：治平は、英宗の年號なり、按ずるに、公治平二年に、鳳翔の任を罷めて、還りて登聞鼓院に判たり、上召して翰林に入れんと欲す、宰相韓琦に近例を以てして、召して秘閣に試みる、皆三等に入る、直史館を得たり、

【臣昔於治平中に於て、鳳翔の職官より、代りて朝に入ることを得、首として英宗皇帝の知遇を被り、帝には、驟りに臣を用ゐんと、思召ありたれど、當時の宰相の韓琦、臣が年少く資淺くして、未經試用を経ざるゆゑを以て、且(しばらく)館職(即ち直史館)を與へらる、其折丁度臣は父の喪に遇ひて官を去れり、其後服のすみたる後に、參内して、直學士神宗皇帝の御召を蒙り、御直に御賞詞を賜ひ、臣に職分外の見込を申陳ぶることをも御許容下されたり、惟(おも)ふに遠國羈旅の臣、未だ斯かる恩遇を受くべき者、臣は御座らぬが、なんと英宗皇帝の被れて私事を御承知下されたるゆゑに、是は御座りますまいか、以上第一段、此段は、先づ英宗皇帝の知遇を叙す、神宗の知遇あるは、英宗の知遇の素あるに由ることを見はす、

是時王安石新得政、變易法度、臣若少加附會、進用可必、自惟遠人、蒙二帝非常之知、不忍欺天、負心欲具論、安石所爲不可施行、

狀以裨萬一、然未測聖意、待臣深淺、因上元有旨、買燈四千椀、有司無狀、虧減市價、臣即上書論奏、先帝大喜、即時施行、

【附會】：曲けて理窟をこらつけること、【上元】：正月十五日のこと、【買燈】：上卷の諫買燈狀に見ゆ、是時、王安石新に政を得て、法度を變易す、臣若し少く附會の説を加へて、其議を贊けたらんには、必ず進用せらるべけれども、自ら惟ふに、遠國の者にて、二帝の非常の知遇を蒙りたることなれば、心にも思はぬ、ことに身を入れて、天を欺き心に負くには忍びずと、細に安石の所爲の施行し兼ねるさまを論じて、萬一にも御爲め筋を圖らんと欲せしが、未だ聖意の私を御待下さる、深淺をも測られぬことゆゑ、上元に旨ありて、燈四千椀(椀は、盞なり)を御買上ありて、其折、役人の不體裁にも、市價を虧減(れ)ざることをせしことあるに因りて、臣即ち上書して論奏せしに、先帝大に御喜ありて、申立てたることを即時に施行したまへり、

臣以此卜知先皇聖明、能受盡言、上疏六千餘言、極論新法不便、後復同考試進士、擬對御試策進士、并言安石不知人、不可大用、先帝雖未聽從、然亦嘉臣愚直、初不譴問、而安石大怒、其黨無不切齒、爭以傾臣、

【後復同】：同の字、他本には多く因に作る、臣は此事に就きて、先帝の聖明にましめて、能く臣下の言を盡くして御陳申上ぐることを御聽納下さる、ことを料り知れり、因りて六千餘言の上疏をなして、極めて新法の不都合なるを論ぜり、(即ち上に見えたる上、神宗皇帝書なり)後に復た進士を考試せらる、に就きて、御直に質問せらる、進士の答案に擬(な)ざらへて、文を作り、并に安石が人知らず、大に用ゐるべからざることを申したり、先帝未だ御聽納れは下されども、然し、臣が愚直なるを嘉せられて、初めより御咎なし、而るに、安石は大に怒り、其一味の者は、齒をくひしはりて、争ひて臣を傾けんとせざる者なかりし程なり、

御史知雜謝景溫、首出死力、彈奏臣丁憂歸鄉日、舟中曾販私鹽、遂下諸路體量、追捕當時梢工篙手等、考掠取證、但以實無其事、

故鍛鍊不成而止

御史知樞密中丞次之、謝景温が、首として必死の力を出して、臣が畏のため郷に歸りたる日に、舟中にて、曾て私讒を販賣し、ことを彈奏せり、彈奏は罪をたして申立つること、雖は官にて商ふものに定まりて、昔より、人民の私に販賣することを許されぬ例なり、此に依りて、遂に諸路に下知して、取調をなさしめ、當時の精工（舟のかちり、當手（舟のさなかし）等を追捕して、拷問にまてかけて、證據を擧げんとしたれども、但實際になきことなるを以ての故に、如何様に鍛鍊して、罪を造り出さんとしても、成らずして、其事は止みたり、

臣緣此懼禍乞出、連三任外補、而先帝眷臣不衰、時因賀謝表章、即對左右稱道、黨人疑臣復用、而李定何正臣舒亶三人、構造飛語、醞釀百端、必欲致臣於死、先帝初亦不聽、而此三人執奏不已、故臣得罪下獄、

【三任外補】：按ずるに、先生熙寧四年を以て、杭州に通判となれり、七年移りて密州に知たり、十年又徐州に知たり、

臣は此に歸りて禍を懼れて、外に出てんことを乞ひ、擧げて三たび地方官に補せらる、而るに、先帝の臣に御目を掛けらるゝこと衰へず、慶賀又は謝恩の表を上ることあるに付けても、御近習の者に對して、御噂をなしたるれば、黨人共は、臣の復び用ゐらるゝこともあらんかと疑へり、此に李定、何正臣、舒亶の三人ありて、根もなき風説を構造（しくむ）して、罪を醸し成すことに、種々手を盡し、是非とも臣を死地に致さんと欲したれども、先帝には、最初の程は、やはり御聽納なかりき、此事は、元豐二年に在り、是より先き、賦事の民に便ならざる者あれば、往々詩を以て託詞して、國に益あらんことを庶ひしに、中丞の李定、御史の舒亶、其語を摘みて、以て侮慢とす、因りて賦が熙寧より以來、文章を作りて、君父を懇誘することを論じ、賦を違して、臺獄に赴かしめ、定、正臣、亶及び張璪に命じて、之を難治せしむ、定等謀議して以て時事を講誘すと爲し、必ず之を死に置かんことを論じ、太后太后曹氏、病中に之を聞き、帝に謂ひて曰く、昔仁宗制科を以て、賦の兄弟を得られしとき、喜びて仰せらるゝには、吾子孫のために、兩宰相を得たりとなり、今承れば、賦は詩を作りしために、賦に繋かれたりと、仇人の之を中傷せしにはあるまじきか、其罪を拵ひて詩に至れるを見れば、其過の微なること明かなり、宜しく之を熱察すべしと、帝曰く、誰みて教を受くと、是時、吳充、王安禮も、申救すること甚だ至れり、帝安禮に謂ひて曰く、朕固より深く識せず、行（まさ）に朝の二めに之を賈（ゆる）すべし、第（た）去れ、言を擧すことなけれ、賦方に怨を衆に買ふ、恐らくは言者の縁を以て卿を害せんことを、此に先帝初め亦聽かずとあるは、此事なり、而れども、此三人の執奏已まざる故に、臣は罪を得て、賦に下されたり、

定等選差悍吏皇遵、將帶吏卒、就湖州追攝、如捕寇賊、臣即與妻

子訣別、留書與弟轍、處置後事、自期必死、過楊子江、便欲自投、江中而吏卒監守不果、到獄、即欲不食求死、而先帝遣使就獄有所約、故獄吏不敢別加非橫、臣亦覺知先帝無意殺臣、故復留殘喘、得至今日、

定等又悍吏（あらし役人）の皇遵を選び遣はして、吏卒を引き連れて、湖州（當時賦の居る所）に就きて追ひ捕ふることを、盜賊にても捕ふる如き有様なり、臣は即時に妻子と訣別し、書を留めて、弟の轍に與へて、後事を處置せしめ、自ら必死の覺悟をなせり、楊子江を過ぐるとき、便ち自ら江中に投ぜんことを欲したれど、吏卒監守して、之を果さず、賦に到りても、そのまゝ食はずして死を求めんと欲したれど、先帝使を遣はされて、賦に就きて、仰付けられたる御旨意ありたることゆゑ、獄吏も敢て別に無理非道をも加へず、臣も亦先帝の臣を殺す思召なきことを覺り知りたれば、生き永らへて、今日に至ることを得たり、

及竄責黃州、每有表疏、先帝復對左右稱道、哀憐獎激、意欲復用、而左右固爭以爲不可、臣雖在遠、亦具聞之、古人有言、聚蚊成雷、積羽沈舟、言寡不勝衆也、以先帝知臣、特達如此、而臣終不免於患難者、以左右疾臣者衆也、

【竄責】：責めて遠地へ流すこと、此時、公黃州の閑練副使となる、【聚蚊】：…の二句は、戰國策に出づ、物の微なる者も、多きときは、勢を得ることなきを得る、

さて其後、黃州に逐遣らるゝに及びて、表疏ある度毎に、先帝には、復び御近習の者に對して、御噂をなしたるれば、不便に思召され、實め勵まされて、復た用ゐんとの御意ありたれど、御近習の者は、固く争ひて、不可なりとして、之を止め申上げたなり、臣遠きに在りとも、委細に其事を承れり、古人言へることあり、蚊も聚まれば、雷の響きを成し、羽も積もれば、舟を沈むと、此は、寡は衆に勝たざることを言ひたるなり、先帝の臣を知りたまふこと斯くも格別なるを以てすべし、臣は終に患難を免れざるは、御近習の臣を疾（にく）む者の衆きを以てのゆゑなり、以上第二段、以上は、神宗皇帝の知遇を蒙りたることを叙す、

及陛下即位起臣於貶所不及一年備位禁林遭遇之異古今無比臣每自惟昆蟲草木之微無以仰報天地生成之德惟有獨立不倚知無不言可以少報萬一

【陛下】…哲宗をいふ（起於貶所云々）…哲宗位に即く、先生登州より召されて、京師に至り、半月にして、起居舍人に除せらる、未だ職ならずして、翰林學士となる、所謂る位に禁林に備はらしむとは、此事なり、  
【陛下】陛下の御即位あらせらるゝに及びて、臣を貶所より御引上げ下され、一年たゝぬ内に、禁林の位に備はらしめられたり、かゝる不思議なる仕合は、古今にも珍しきことなり、臣は毎度自ら惟へらく、昆蟲草木同様なる輕き身分にて、仰ぎて天地生成の廣大なる御恩惠に報ゆること能はず、唯獨立して倚、かたよらず、己の心附きたるまゝに、事を申し陳べたらんには、夫れ少しは萬一なも報い來るべからんと、以上第三段、此段は、哲宗の即位以來、二聖の知遇を蒙りたることをいふ、

始衙前差雇利害與孫永傅堯俞韓維爭議因亦與司馬光異論光初不以此怒臣而臺諫諸人逆探光意遂與臣爲仇

【衙前】…衙役の名、上、神宗書の下に注す「差雇利害」…當時夫役に差役と雇役との別あり、差役は、毎月充て、人夫を差遣さしむることにて、從前宋初よりの役法なり、此法は、兎角官の虚使もあり、又小村などにては、休息だにも出來ぬまでに、役の繁げかりければ、神宗の時、王安石新法を行ひて、雇役の法に改む、此法にては、月の等級を以て、錢を出さしめ、更に實錢を以て、人夫を雇入るゝ法なり、此は、毎月夫役に雇出さるゝ錢はなげれども、官吏の押領ありて、雇役の實費の外に、餘分に課税せらるゝゆゑ、人民は矢張迷惑せり、畢竟何れも一利一害ありて、當時朝論も各々主とする所あり、司馬光は、差役を主とし、堯俞、韓維を主とす、嘗て政事堂に於て、可否を爭論す、光然たり、賦の曰く、昔し韓公陝西の義勇を刺し、とき、（此事は、賦の范文公碑に見ゆ、）公は諫官となりて、之を争ふこと甚だ力めたり、韓公樂まざれども、公も亦顧みず、豈今日相となりて、賦が言を盡すことを許さるゝかと、温公笑ひて止みたり、此に光初めより臣を怒らずとあるは、此事を指せるなり、

臣又素疾程頤之姦未嘗假以色詞故頤之黨人無不側目

【臣又素疾】…程頤の姦を疾みて、未だ嘗て顔色言辭の上にも容赦せぬゆゑに、頤の一味の者は、目を側だて、臣を疾まざるはなし、（當時頤と賦と相善からず、各々黨を立て、相争ふ、洛黨蜀黨の目あり、此は、又程頤の黨と相善からぬことを言ふ、）

自朝廷廢黜大姦數人而其餘黨猶在要近陰爲之地特未發爾小臣周種乃敢上疏乞用王安石配享以嘗試朝廷臣竊料種草芥之微敢建此議必有陰主其事者是以書逆折其姦鋒乞重賜行遣以破小人之謀因此黨人尤加忿疾

【大姦】…呂惠卿、蔡卞、章惇の輩をいふ、（餘黨）…郭固等をいふ、郭は、王、呂の黨中に出入し、終始反覆す、時に翰林學士たり、劉摯、蘇轍等上疏して、之を争ふ、皆報ぜず、所謂る要近に在りとは、豈此等を指すか、  
【要近】…朝廷の大姦數人を廢黜せられしより、其餘黨は、猶要近（御側近きよき役柄）に在りて、陰かに照察、元豐の政を復せん用意をなし、たゞ其機を見て、未だ發せざるまてのことなり、小臣の周種といふ者、恐れ多くも、上疏して、王安石を用ひて宗廟に合せ祀らんことを乞ひ、以て朝廷の御内意を試みんとす、臣種が以て、種は、草芥同様の微賤の者にて、憚りもなく、此議を申立てたるは、必ず陰かに此事に主たる者ありて、種を使ひしならんと存ず、是を以て、私上書して、逆め其姦計の鋒を折き、嚴重に遠地へ逐ひ遣りて、小人の謀を打破らんことを乞へり、此に因りて、黨人尤も忿疾を加へたり、此は、又安石の餘黨と相仇することを言ふ、

其後又與經筵極論黃河不可回奪利害且上疏争之遂大失執政意積此數事恐別致患禍又緣臂痛目昏所以累章力求補外竊伏思念自忝禁近三年之間臺諫言臣者數四只因發策草麻羅織語言以爲謗訕本無疑似白加誣執其間曖昧譖愬陛下察

其無實而不降出者、又不知其幾何矣、若非二聖仁明、洞照肝膈、則臣爲黨人所傾、首領不保、豈敢望如先帝之赦臣乎、

竊以伏して思念するに、禁近(翰林をいふ)の官を忝くせしより、三年の間、臺諫の臣を言ふ者數四(たび)なり、只臣が制策を發し、詔教を轉するに就きて、種々なる語言を造り作して、以て誘誦(そしり)をなせども、本より疑はしき似たりたる罪もなきを、白(あらは)に誦ひて執奏し、其間曖昧にして、はつきりせぬ譏諷などもあることなれば、陛下にも、其實なきを察したまひて、其書面を御取置のまゝ、御下波にならぬ者、其幾何なるを知らず、若し二聖(哲宗と太皇太后高氏とを云ふ)の仁明にして、臣下の肝膈(きもむな)もむないたまへて、御見拔あるに非ずんば、臣は疾くに黨人に傾けられて、首領(くび)をたにも保たざらんとなす、何ぞ敢て先帝の臣を御赦し下さる、機なることを望まんと、

此事、

自出知杭州二年、粗免人言、中間法外刺配顏章、顏益二人、蓋攻積弊、事不得已、陛下亦已赦臣、而言者不赦、論奏不已、其意豈爲顏章等哉、以此知黨人之意未嘗一日不在傾臣、洗垢求瑕、止得此事、

今者忽蒙聖恩、召還擢用、又除臣弟轍爲執政、此二事皆非大臣本意、竊計黨人必大猜忌、摩厲以須、勢必如此、聞命悸恐、以福爲災、即日上章、辭免乞郡、行至中路、果聞弟轍爲臺諫所攻、搬出麻宇、待罪、又蒙陛下委曲照見情狀、方得保全、

臣之剛禍、衆所共知、黨人嫌忌、甚於弟轍、豈敢以衰病之餘、復犯其鋒、雖自知無罪、可言、而今之言者、豈問是非曲直、

竊謂人主之待臣子、不過公道以相知、黨人之報怨嫌、必爲巧發而陰中、臣豈敢恃二聖公道之知、而傲黨人陰中之禍、所以不避煩瀆、自陳入仕以來、進退本末、欲陛下知臣危行、獨立不同、以犯衆怒者、所從來遠矣、又欲陛下知臣平生、冒涉患難、危嶮如此、今餘年無幾、不免有遠禍、全身之意、再三辭遜、實非矯飾、

竊に謂へらく、人主の臣子を御あへしらひ遊ばさるゝは、公平の道もて相知るに過ぎざるに、黨人共の怨を報いんとするには、必ず巧みに手段を廻らして、陰かに罪に落さんことを謀れりと、臣は何とて敢て二聖の公平の道もて御待遇下さるゝを力に恃みて、黨人共の陰かに中てんとたくらむ禍に傲りて、平氣で居られませうぞ、それゆゑ煩瀆(御うるさき)をも構はずに、此まで自身が入仕以來の進退の本末を申し陳べたる所以なり、陛下の臣が危きを踏み、獨立して同らず、以て多くの人々の怨を犯す者は、來歴の遠き以前よりなることを御承知下

されんことを欲す、(此處上書の所以を叙す、一層なり)又陛下の臣が平生より患難を冒し渉ることの危険なることは、此の如き有様にて、今ははや餘年も幾くもなければ、禍に遠ざかり、身を全くする意あることを免れずして、再三辭通するは、實に矯節に非ざることを御承知下されんことを欲す、(此れ又上書の所以を叙す、第二層なり)

柳下惠有言、直道而事人、焉往而不三黜、臣若貪得患失、隨世俛仰、改其常度、則陛下亦安所用臣、若守其初心、始終不變、則群小側目、必無安理、雖蒙二聖深知、亦恐終不勝衆、所以反覆計慮、莫若求去、非不懷戀天地父母之恩、而衰老之餘、耻復與群小計較、短長曲直、爲世間高人長者所笑、

柳下惠の申したるに、道を直くして人に事へたらんには、何くへ往きたればとて、三たび黜けられさらんやと、臣も若し得んことを食りて失はんことを患へ、世につれて浮沈し、其常の度(のり)を改むる様ならば、陛下とて、亦安んぞ私を御採用下さるべき、さりながら又其初めより思ひ入りたる心を執り守りて、始終變ぜざらんには、群小どもは、目をそばむるが故に、必ず安泰に居らるべき善なからん、たとひ何程二聖が深く御存知下さればとて、亦恐らくは終に多勢に勝つこと能はざらん、これが何程も反覆(くり返し)して、計り慮りても、去ることを求むるに若くはなき所以なり、天地とも父母とも申すべき大恩を知らざるにはあらざらん、衰老之餘、復び群小人と短長(まけかち)曲直(よしまし)を争ひて、世間の高人長者に笑はるゝことを如何にも耻(はづ)しく存せられませぬ、

伏望聖慈察臣至誠、特賜指揮執政、檢會累奏、只作親嫌回避、早除一郡、所有今來奏狀、乞留中、不出、以保全臣子、臣不勝大願、若朝廷不以臣不才、猶欲驅使、或除一重難邊郡、臣不敢辭避、報國之心、死而後已、惟不願在禁近、使黨人猜疑、別加陰中也、干犯天威、謹俟斧鑕、

【親嫌回避】…宋の制、父子兄弟及び親近の兩府に在る者と、侍從執政の官とは、必ず相避避するが例なれば、今公の弟の蘇轍が執政の任に在ることゆゑ、公之を回避して、外郡を乞ひたるなり、

伏して望むらくは、至聖大慈の陛下には、臣が至誠を御推察下されて、特に御愛顧を執政の者に賜ひて、臣が此まで差出したる、度々の奏狀を御取調下されて、表面は何處までも、親嫌回避の體にとりなされて、早く一郡の官に除せられんことを、所有(あらゆる)今までの奏狀は、どうぞ宮中に御留置下されて、表へは御出しにならずして、以て臣子(賦自らいふ)を保全せしめられんことを、臣大願に勝へ申さず、若しも又朝廷臣の不才を御憐なく、猶また驅り使はんとの思召にて、或は一の重難の邊郡に除せらるるとも、臣敢て辭し避けず、國に報ゆる心は、死して而して後に已まん、惟禁中近くに在りて、黨人をして猜(そ)れみ(み)疑はしめて、別に陰かに罪に申してしめんことを願はず、天威を犯し奉りて、謹みて斧鑕の誅を俟つ、以上第六段、此段は、前文を總べて、己が再び外郡を乞ふこと、已むべからざることを陳ず、

【沈評】此文は、太皇太后高氏の政を聽くとき、方に公を用ゐるに當ひたれば、公此狀を上りたるなり、生平の禍患の由を歴陳し、言はんと欲する所を盡すことを得たり、未だ幾くならずして、吏部尙書を以て、翰林承旨に改めらる、議を以て外を乞ひ、潁州に知たり、又揚州に徙さる、召されて兵部尙書となり、禮部尙書に遷る、宣仁后(即ち高氏)の崩せしより後は、哲宗政を親らす、而して公は遷謫に死す、黨中郡を乞ひて自ら全くと云ふと雖も、却りて小人を激怒せしむる處愈々甚し、蓋し時を憤り俗を嫉む狀、若(かく)の如き(如き)變をして堪ふる(こらふる)こと能はざらしめしなり、

狄山論匈奴和親 選英 遺讀

狄山は、前漢の人、武帝の時、博士たり、上の前に於て、御史大夫の張湯と匈奴和親の事を論ぜしことあり、此文の主意は、博士は小官なり、而るに、上の御前に於て論議することを得たるは、漢の制の美なる所なり、武帝其言を容れざるがために、盜賊天下に半ばするに至れり、人主の宜しく直言を求むべきことをいふなり、蓋し公が侍讀たるとき、選英殿に於て進講せしとき上りたる者なり、下同じ、

軾謹按漢制、博士秩皆六百石耳、然朝廷有大事、必與丞相御史九卿列侯同議、可否蓋親、儒臣尊經術、不以小臣而廢其言、故狄山得與張湯爭議、上前、此人臣之所甚難、而人主之所欲聞也、

試讀みて按ずるに、漢の制は、博士の秩は、何れも六百石のみなり、然れども、朝廷に大事あれば、必ず丞相、御史、九卿、列侯の重き人々と同じく可否を議論することを得るなり、蓋し儒臣を親み、經術を尊び、小臣なればとて、其言を廢せざるなり、故に狄山は張湯と上の前に争議することを得たるなり、此れ人臣に於ては、甚だ難しとする所にして、人主の聞かんことを欲する所なり、

溫言以來之、虛懷以受之、猶恐不敢言、又況如武帝作色、憑怒致



之於死乎故湯之用事致使盜賊半天下而漢室幾亂蓋起於秋山之不容也

【懲怒】…馮怒と同じ、盛んに患る貌なり。  
【沈評】此れ即ち魏徵が唐の太宗に對し、意と同じことにて、痛切に之を言ひたるなり、宋人の講義に、事に因りて忠言を納るゝこと此の如し、何故ぞと、徵對へて曰く、臣有司の事を奏するを觀るに、常に數日以前より之を思へども、召對に及びては、多く次てを失ふ（揚うて）ふこと能はず、況んや諫むる者は、意に拂（もと）り、忌に觸る、陛下之に辭色を備すに非ずんば、豈敢て其情を盡さんと、是より後、上の群臣に接するに、辭色愈々温（やはら）かりきとぞ。

張九齡不肯用張守珪牛仙客

張守珪の事は、唐の玄宗の開元二十四年に、張守珪討擊使の安祿山をして奚契丹を討せしめしに、敗績す、守珪奏して、之を斬らんと請ふ、祿山刑に處みて、呼びて曰く、大夫奚契丹を滅さんと欲せば、奈何祿山を殺すと、乃ち執へて京師に送る、張九齡批して曰く、昔種直は莊賈を諫し、孫武は宮嬖を斬り、守珪が軍令若し行はれば、祿山は宜しく死を免るべからずと、上祿山の才を惜みて、之を赦す、九齡固く争へども、得ること能はず、牛仙客の事は、仙客前に河西に在りて、能く用度を節し、職業を勤め、倉庫充實せり、上之を嘉して、尙書を加へんとす、九齡曰く、尙書は、古の納言なり、唐興りて以來、惟舊相及び中外に攝歴して德望ある者、乃ち之となる、仙客は、本と河湟の使典、（涼州の別駕たるをいふ）なり、今驟かに清要に居らば、恐らくは朝廷を蓋しめんと、上曰く、然らば、但實封を加へんと、對へて曰く、封爵は、有功を勳むる所以なり、邊將の倉庫を實たすは、常務のみ、功とするに足らず、但之に金帛を賜へば足れりと、上聽かず、此事も亦開元二十四年に在り、是歲、張九齡遂に相を罷め、李林甫代りて相となる、沈氏云く、明皇の張九齡、裴短脚を罷めて、李林甫、牛仙客を相とせしは、實亂の機（きざし）此に決せり、然れども、人に君たる者は、毎に君子を退けて、小人を進むるは、何ぞや、忠言を聞くことを願ひて、諷諭面諛の入り易きを以てなり、人を知り言を聽く際、慎まざるべけんやと、此文の主意は、士大夫の名節は、天下の治亂に係るといふに在り、凡て三段。

軾竊謂士大夫砥礪名節正色立朝不務雷同以固祿位非獨人臣之私義乃天下國家所恃以安者也若名節一衰忠信不聞亂

亡隨之捷如影響

【開】 軾竊に謂へらく、士大夫の名節を砥礪（みがく）こととし、色を正しくして朝に立ち、他人の意見に雷同（らうとう）して、以て己の祿位を固めんとせざるは、是れ獨り人臣の私義なるのみならず、乃ち天下國家のそれを恃みて安固なる所以なり、若し名節一たび衰へて、忠信の世に聞えぬことになりたらんには、國家の亂亡は、之に隨ふこと、其捷（はや）きこと影の形に從ひ、響の聲に應ずるが如くならんと、以上第一段、是れ冒頭なり。

西漢之末、敢言者惟王章、朱雲二人、章死而雲廢、則公卿持祿保妻子、如張禹、孔光之流、耳、故王莽以斗筭穿窬之才、恣取神器、如反掌。

【王章】…大將軍王鳳の罪を論じ、獄に下されて死す、【朱雲】…安昌侯張禹を斬らんと請ひて廢せらる、【神器】…老子に、天下は神器なりと見ゆ、【斗筭】…其才の戒細なるをいふ、【穿窬】…小賊の名、

唐開元之末、大臣守正不回、惟張九齡一人、九齡既已忤旨罷相、明皇不復聞其過、以致祿山之亂、治亂之機、可不慎哉。

【開】 唐の開元の末に、大臣の正義を守りて同らざる者は、惟張九齡一人のみなり、九齡がはや旨に忤ひて相を罷めたる後は、明皇は復た己が過を聞くことを得ず、以て祿山の亂を致せり、治亂の機は、慎まざるまじ、治亂の機とは、士大夫の用不用は、國家の治亂の轉機（しかけ）からくりともいふべき、大切の處なるをいふ、以上第三段、按ずるに、此文本題に入る處、反りて牛、張の事實を叙せず、是れ畫家の所謂る白描法なり、

到黃州謝表

沈云く、此は、詩案の賦既に興りて、之を死に置かん欲せしに、帝(神宗)獨り之を憐みて、黃州の團練副使を以て安置せしときの謝表なり、(謝表とは、轉任の恩を謝せし表文にて、四六文にて作るが例なり、此に云ふ詩案は、上の杭州より召還せられて、罪を乞ふ状の下に注す)昔を引き思を衝む、字々嗚咽せん」とす。

狂愚冒犯、固有常刑、仁聖矜憐、特從輕典、赦其必死、許以自新、祇服訓辭、惟知感涕、中謝

【中謝】…此中間の謝辭を略せるを注したるなり、此間本と誠惶誠恐頓首頓首等の字あるべきを、一定の文句ゆゑ之を省略したるなり、狂愚にして、罪を冒犯すれば、固より邦に常刑あり、而るに、仁聖の君矜憐したまひて、特別に輕き刑典に服從せしめ、それが必ず死すべき性命を御赦し下されて、許すに自ら心を改新することを以てせらる、(賦(つゝ)みて訓辭(勅命)に服し、惟々感泣することを知るのみ、)

伏念臣早緣科第誤、忝縉紳、親逢睿哲之興、遂有功名之意、亦嘗召對便殿、考其所學之言、試守三州、觀其所行之實、而臣用意過當、已趨於迷、賦命衰窮、天奪其魄、叛違義理、孤負恩私、茫如醉夢之中、不知言語之出、雖至仁屢赦、而衆議不容、案罪責情、固宜伏斧鑕於兩觀、推恩屈法、猶當禦魑魅于三危、

【伏斧鑕於兩觀】…兩觀は、宮の門闕なり、孔子魯の政を擯行して、七日目に正少卿を兩觀の下に誅せしことあり、孔子家語に出づ、魑に禦つとあり、此二語を取合せて用ゐたるなり、  
【三危】…山の名、(魑魅)…山林の異氣の生ずる所の變化ものをいふ、書經に、三苗を三危に置すとあり、又左傳に、四裔に投じて、以て魑魅に禦つとあり、此二語を取合せて用ゐたるなり、  
【伏して念ふに、臣は少き時より、科第に縁り、同進ひて縉紳の身分を忝くし、親しく睿哲なる君の興りたまふに出で遂ひて、遂に功名の念慮を有せり、亦嘗て便殿に召されて、御試問に對して、學ぶ所の言語を考へられ、試に三州(密、徐、湖)に守たらしめて、其行ふ所の實を御覽遊ばさる、かくまで聖主の眷遇を受けながら、而るに、臣が意を用ゐることは、其當を失ひ、日に益し心得違に趨きたり、是は私の運命の拙きにて、最早天之が魂精を奪ひしなり、義理に叛違し、恩私に孤負(そむ)くし、茫として(ぼんやり)と、醉夢の中に在るが如く、言語の己が口より出づるをだにも辨へぬ程なり、至仁なる陛下の度々の御赦免あるにも拘はらず、下々の衆議は、中々勸諫なし、罪を案し(しらべ)情を責

め、之を法律に正すときは、因より弊に兩觀の下に伏すべきが當然なり、死罪となること、たとひ恩を推し法を枉げ、其罪を宥せられたりとも、猶まだ遠方に貶謫して、魑魅を三危の山に禦がすべき善なり、(沈評)と云ふこと、

豈謂尙玷散員、更叨善地、投畀磨廳之野、保全樗櫟之生、臣雖至愚、豈不知幸、此蓋伏遇皇帝陛下、德刑並用、善惡兼容、欲使法行而知恩、是用小懲、而大誡、

【磨廳】…磨に同じ、鹿の廳なり、(磨)…飛生風ともいふ、和名のぶすま、(樗櫟)…樗木の名、莊子に出づ、人の用に立ぬものに喩ふ、  
【保全樗櫟之生】…樗櫟は、木の名、樗は、木の名、莊子に出づ、人の用に立ぬものに喩ふ、  
【德刑並用】…德と刑を並用する事、  
【善惡兼容】…善と惡を兼容する事、  
【欲使法行而知恩】…法を執行して恩を知らしめんとす、  
【用小懲、而大誡】…小懲を以て大に誡めたるなり、

天地能覆載之、而不能容之於度外、父母能生育之、而不能出之於死中、伏惟此恩、何以爲報、惟當疏食沒齒、杜門思愆、深悟積年之非、永爲多士之戒、貪戀聖世、不敢殺身、庶幾餘生、未爲棄物、若獲盡力、鞭箠之下、必將捐軀、矢石之間、指天誓心、有死無易、

【天地能覆載之、而不能容之於度外】…天地は能く萬物を覆ひ載すれども、さりとて、法外に勸諫せられず、父母は能く其子を生育すれども、さりとて死すべきものを生かすこと能はず、然るに、今私が特別の御恩惠によりて、生命を御助け下されたるは、天地父母にも勝りて有難き次第なり、伏して惟々(おも)ん、みれば、此御恩は、何を以て報ゆることなさん、惟々當に疏食(すじしょく)まづきめし(を)食ひて、生涯を終り、門を杜(ふさ)ぎて、(愆)あやまち(を)思ひ、深く積年の前非を悟りて、永く世間の多くの人々の鑑戒とすべし、目出度き御世を戀ふが故に、敢て身を殺さず、庶幾はくは生き延びたる命も、未だ棄たれものとならずして、若し力を鞭箠の下に盡すことを得ば、(軍行に従ふ)云ふ、必ず將に驅を矢石の下に擲てんとする覺悟なり、天を指し心に誓ひ、死することありとも、此心を易ふることなからん、  
【沈評】總旨中に出だす、

謝量移汝州表

沈云、此は、黃州に謫せられし後、帝命じて國史を成さしめんと欲す、而るに、宰相王珪欲せず、帝手札して、汝州に移したるなりと、按ずるに、是歲元豐七年四月なり、  
稍從內遷、示不終棄、罪已甘於萬死、恩實出於再生、祇服訓詞、惟知感涕、臣軾中謝

【内遷】…汝州は黃州よりは内地なるゆゑ、内遷といひたるなり、  
【示】…少し内地へ遷るるによりて、棄て切りになされぬ御意を御示し下さる、罪は已に萬死を甘んぜしむ、御呼戻し下されたるは、其御恩實に再び生かさんとの恩召より出でたるなり、祇めて訓詞に服し、惟く感涕することを知るのみなり、臣軾

伏念臣向者名過其實、食浮於人、兄弟並竊於賢科、衣冠或以爲盛事、旋從冊府、出領郡符、既無片善可紀於絲毫、而以重罪當膏於斧鉞、雖蒙恩貸、有愧平生、

【冊府】…史館をいふ【郡府】…地方官たる官符なり、此事は、神宗の熙寧三年に、賦直史館の職より出で、杭州の通判たるをいふ、  
【伏して念ふに、臣向（さき）に名譽は其實に過ぎ、食餘は人に浮（す）ぐ、兄弟ともに並びて進士の高科を竊みたれば、衣冠の人々も、或は盛事なりとて評列せり、やがて史館を出で、地方の官職を命ぜらるることになりぬ、既に一番事の績善はども紀すべきこともなくして、而して重罪を以て當に斧鉞に責（う）るは）すべし、（誅死せらるゝをいふ）恩貸を蒙ればとて、平生の心に愧づる所あり、

隻影自憐、命寄江湖之上、驚魂未定、夢遊縲紲之中、憔悴非人、章狂失志、妻孥之所竊笑、親友至於絕交、病疾連年、人皆相傳爲已死、饑寒併日、臣亦自厭其餘生、

【章狂】…癡狂なり、くるひまはること、  
【縲紲】…るべき身の、獨り自ら憐む、生命を江湖の上りに寄せ、おちけたる魂は、まだ落付かず、或る時は、夢にも縲縲（い）ましめのなほめ）の中に遊べり、憔悴とやつれたるさまは、人とは思はれず、章狂とくるひまはりて、志をも取失へり、妻孥は陰にて笑ひ、親友は交を絶つに至る、又永々の疾病にて、人は皆已に死したりと風聞せり、饑寒に逼らるること日々のことなれば、私自身も生きながらふることを厭き果てたり、

豈謂草芥之賤微、尙煩朝廷之紀錄、開其恫悔、許以甄收、此蓋伏遇皇帝陛下、湯德日新、堯仁天覆、建原廟以安祖考、正六官而修典刑、百廢具興、多士爰集、彈冠結綬、共忻千載之逢、掩面向隅、不忍一夫之泣、故推涓滴、以及焦枯、顧惟效死之無門、殺身何益、更欲呼天而自列、尙口乃窮、徒有此心、期於異日、

【恫悔】…痛悔なり、【恫】…原廟…元豐五年、十一殿を景靈宮に作り、之に朝獻するをいふ、原廟の字は、漢書に出づ、原は、重なり、已に正廟を立てし上、又沛宮を以て廟となし、高帝の衣冠を藏せしことあり、故に原廟と云ひたるなり、【六官】…の字は、周禮に本づく、此にては、元豐三年に、官制を改正せしことをいふ、【彈冠結綬】…詔命に應じて朝に仕ふること、漢書に、蕭育少くして陳成、朱博と友たり、當世に著はれ聞ゆ、是より先に、王陽、賈禹ありて、互に相善し、故に長安の都にて語りて曰く、蕭朱は綬を結び、王賈は冠を弾くと、互に驚遠するをいふなり、【掩面向隅】…漢書刑法志に、滿堂にて酒を飲むとき、一人あり、隅に向ひて悲泣すれば、一堂皆之が爲めに樂まずとあり、【尙口乃窮】…易の象傳に出づ、辯を好みて窮困に陥るをいふ、  
【呼天】…思ひきや、草芥の如き微賤の身を以て、尙朝廷の記録に名をとめおくことを煩はし、其悔悟の心を聞かせ、許すに吟味の上にて御採用下さるゝ意を以てせらる、此れ蓋し伏して皇帝陛下の湯の徳は日に新たに進ませられ、堯の仁は天の如くに覆はせらるゝ、日出度御代に出遇ひたる故ならん、原廟を立て、以て祖考を安んじ、六官を正して、以て典刑を修め、（きまりをつける）百（も）の廢たれたること、一度に再興し、多くの士ども、爰に集まり、或は冠の塵を拂ひ、或は印の綬を結び、共に千載の一遇を忻べり、夫に付きて、而を掩ひて堂隅に向ひて一夫の泣き居るを見るに忍びず、（賦の獨り詠讀せらるゝに喩へたるなり、）故に涓滴（ひとしづく）の粘ひを推して、焦（こ）けて枯れなんとする者を救はせらる、願ふに惟く死を效さんとすも、今さら死すべき門なく、徒に身を殺したりとて、何の益かあらん、更に天を呼びて自ら陳ぜんと欲すれども、口を尙びて反りて窮せんことを恐る、徒に此心あれども、異日を期するのみなり、

到昌化軍謝表

昌化軍は、即ち儋耳なり、南海に在る一孤島なり、沈云く、公紹聖(哲宗の年號)の時、於て、御史の言に因りて、知英州に謫せらる、未だ至らざるに、寧遠軍の節度副使に貶せられ、惠州に安置せらる、又惠州の別駕に貶せられ、昌化に居り、此は軍に到る後の表なり、地は故と儋耳に在り、人の居る所に非ず、故に島中寫し得て、氣象悲慘、讀み卒はるに堪へずと、

並鬼門而東、驚浮瘴海以南、遷生無還期、死有餘責、臣軾中謝。  
【鬼門】：廣西梧州府の南甯里に兩石あり、相對すること門の如し、濶さ三十步、俗に鬼門關と號す、【瘴海】：廣東儋州の海をいふ、此地瘴毒多し、故に云ふ。

伏念臣頃緣際會、偶竊寵榮、曾無毫髮之能、而有邱山之罪、宜三黜而未已、跨萬里以獨來、恩重命輕、咎深責淺、此蓋伏遇皇帝陛下、堯文炳煥、湯德寬仁、赫日月之照臨、廓天地之覆育、譬之蠕動、稍賜矜憐、俾就窮途、以安餘齒、

【三黜】：論語に出づ、柳下惠が士師となりて、三たび黜けられしことあり、公時に英州より惠州に、又更に瓊州に貶せらる、故に云ふ、【堯文炳煥】：亦論語の堯を贊せる機乎其有文章の語に本づきたるなり、【湯德寬仁】：書の仲虺之語に出づ、【窮途】：道路の行き止まりをいふ、儋耳を云ふなり、  
伏して念ふに、臣近ごろ際會(まはりあはせ)に縁りて、偶(たまたま)寵榮を竊り、(公の)元祐中に再び朝に還りしことをいふ、曾て毫髮ばかりの能もなきに、邱山ほどの罪あり、されば宜しく三たび黜けられても、罪は未だ消えず、萬里の遠きを論えて以て獨り來るは、當然のことなり、夫にてもまだ恩を受くることは重く、罰を命ぜらることは軽く、咎を作すことは深く、責を受くることは淺き譯なり、此れ蓋し伏して皇帝陛下の堯の文の炳煥と、かゝりてめでたく、湯の德の寬仁にして、なまけあり、其文は日月の照臨するよりも明かに、其德は天地の覆育(おほほ)ひそだつることよりも大なるに出遇ひたるゆゑなり、譬へば蠕動(うごめく)する蟲(むし)けり同然の者に少しばかりの憐憫を加へられて、邪のはてに就かして、餘命を安んぜしめられたるなり、

而臣孤老無託、瘴癘交攻、子孫慟哭於江邊、已爲死別、魑魅逢迎

於海上、寧許生還、念報德之何時、悼此心之永已、俯伏流涕、不知所云、

【死別】：按ずるに、公此時家族を懸浮の下に置き、獨り幼子の過と共に負擔して海を過ぐ、故に死別の語あるなり、  
而るに、臣は孤老にして、託すべき人なく、瘴癘の毒氣は、交々攻む、子孫は江邊に慟哭して、已に一生の死別を爲し、魑魅は海上に逢迎せり、寧ろ生かして還すことを許さんや、御徳に報い奉らんは、何の時なるべきを念ひつゝ、此心の永く已かなんことを悼む、俯伏して涕を流して、云はん所を知らず、

乞常州居住表

此文は、元豐七年、公汝州量移の命を蒙り、金陵を過ぎて、泗州に至りし時、除夜此表を上りしなり、其主意は、其體頗重を忍びて、衆人に干求せんよりは、命を歸し誠を投じて、君父に控告せんに若かずとの幾句に在り、凡て四段、

臣聞聖人之行法也、如雷霆之震草木、威怒雖甚而歸於欲其生、人主之罪人也、如父母之譴子孫、鞭撻雖嚴而不忍致之死、臣漂流棄物、枯槁餘生、泣血書詞、呼天請命、願回日月之照、一明葵藿之心、此言朝聞夕死無憾、中謝

【葵藿之心】：葵(ひまわり)の草の、日に向ふ如く、心を君に傾くるをいふ、魏の曹植の文に、葵藿之傾葉、太陽雖不爲之回光、然向之者誠也の句あり、公の文蓋し此に本づく、  
臣聞く、聖人の法を行ふは、雷霆の草木に震ふが如く、威どし怒ることは甚だしけれども、つまる所は、其生きんことを欲するまでのことなり、人主の人を罪するは、父母の子孫を譴むるが如く、鞭撻は嚴しけれども、之を死に致すには忍びざるなり、臣は漂流の棄物(すたれもの)にして、枯槁の餘生なり、血に泣きて、詞を書し、天を呼びて命を請ふ、願はくは日月(君に喩ふ)の照すを回らして、葵藿(臣に喩ふ)の心を明にせられんことを、此言朝に上聞に達しなば、夕に死すとも憾むことなからん、以上第一段、先づ己が罪を蒙りたる所以を言ひて、其情願の概略を述べたるなり、

臣昔者嘗對便殿、親聞德音、似蒙聖知、不在人後、而狂狷妄發、上

負恩私既。有司皆以爲可誅。雖明主不得而獨赦。一從吏議。坐廢五年。積憂薰心。驚齒髮之先變。抱恨刻骨。傷皮肉之僅存。

【狂狷】論語に狂者は進みて取る、狷者は爲さざる所ありと見ゆ、狂は氣位の高きこと、狷は料簡の狭きこと、臣昔し嘗て便殿に於て、親しく德音天子の言をいふ、を承りたり、(熙寧中に學校貢舉を議するに因りて、帝の意と合し、即日召見を賜ふ、聖知を蒙ること、人の後に在らざるに似たり、而るに、狂狷の性質、妄りに發り、それがために、上は折角の御恩惠の思召に負(そむ)きたり、既に有司のやからは、皆誅すべしとまで申したる上は、たとひ明主と雖も、御獨りにて赦したまふことは出来ず、一切役人の評議に御任せあり、それがために、坐(つみ)せられて廢せらるること五年なり、憂を積み心を薰(ふす)ぶらして、齒と髮との一番先きに變はりたるに驚き、恨を抱き骨を刺みて、唯、皮と肉との僅に存するのみなるを傷めり、

近者蒙恩量移汝州。伏讀訓詞。有人材實難。弗忍終棄之語。豈獨知免於縲紲。亦將有望於桑榆。但未死亡。終見天日。豈敢復以遲暮爲歎。更生僥覲之心。

【桑榆】晚景のこと、己が晩年をいふ、【運籌】時節の後ろのこと、己が年老いたるをいふ、近者(ちかごろ)御恩を蒙りて、汝州に量移せらる、伏し(御書付を讀むに、人材は實に得難し、終に棄つるに忍びずとの御詞あり、豈獨り縲紲(いましめのなはめ)を免るることを知るのみならずや、此の行末永く晩年にも望を屬する所あらんとす、去りながら、但未だ死亡せずして、終に天日を見ること叶ひなば、夫れにて満足すべし、何ぞ敢てもはや時期を失ひたればとて、それを歎きて、更に僥覲(まぐれざい)はひなれがふこと)の心を生ぜんや、以上第二段、此段は、告を身に引きて、敢て再用をば望まざるをいふ、

但以祿廩久空。衣食不繼。累重道遠。不免舟行。自離黃州。風濤驚恐。舉家重病。一子喪亡。今雖已至泗州。而費用罄竭。去汝尙遠。難於陸行。無屋可居。無田可食。二十餘口。不知所歸。饑寒之憂。近在朝夕。與其強顏忍耻。干求於衆人。不若歸命投誠。控告於君父。

【累】家累なり、家の聲をいふ、此段は、常州の居住を願ふ所以をいふ、但、賤賤(ふちまい)久しく空しくして、衣食づかず、厄介も多く、道路も遠きゆゑ、舟行せればならず、黃州を離れてより、このいた、風浪荒くして、皆々恐を抱き、舉家重病人となり、一子は死亡せり、今はや泗州迄参りたれども、路用も罄(つき)はたり、汝州を去ることは、まだ遠くして、陸行も出来難く、到着の上にも、住むべき家屋もなく、食むべき田地もなし、二十餘口の家族のとりつきはも御座らず、饑寒と寒えとの憂は、近く朝夕に逼れり、其強顏(おしなつ)くにして、難をも我慢して、他人に向ひて物乞はんよりは、いつそ命を差出し、誠を打明けて、君父に向ひて控告(とりに)すがりて申しのぶること、せんには若(わ)ざることを存じます、

臣有薄田。常州宜興縣。粗給饘粥。欲望聖慈。許於常州居住。又恐罪戾至重。未可聽從。便安。輒叙微勞。庶蒙恩貸。

【薄田】田の下に一本には在の字あり、さて其願の筋と申すは、臣薄田ありて、常州の宜興縣に在り、精(かゆ)を給すべし、望むらくは聖慈の常州に於て居住することを許されんことを、去りながら、又罪戾(つみ)の至りて重きことゆゑ、未だ便安(己のつがふ)に従ふことを御許容なされ難きことあらんかと存じ、輒ち微しの功勞を陳べて、恩貸を蒙らんことを庶ふ、

臣前任徐州日。以河水浸城。幾至淪陷。臣日夜守捍。偶獲安全。曾蒙朝廷降敕。獎諭。又嘗選用沂州百姓程棐。令購捕凶黨。致獲謀反妖賊李鐸。郭進等一十七人。亦蒙聖恩。保明放罪。皆臣子之常分。無涓埃之可言。冒昧自陳。出於窮迫。庶幾因緣僥倖。功過相除。稍出羈囚。得從所便。

此以下、其勤勞を叙す、臣先きに徐州に任ぜられたる日に、河水の城を浸(ひた)して、幾んど淪陷(しづむ)するに至らんとするを以て、臣は日夜守り捍(まも)り、偶然に安全なることを獲たり、曾て朝廷より敕命を降されて、御褒詞を蒙れり、又嘗て沂州の百姓の程棐といふ者を遣(は)りて、金を懸けて、惡黨を召し捕らしめ、謀反せる妖賊の李鐸、郭進等十七人を獲ることを致せり、其折にも、聖恩を蒙りて、罪過ありとも、放免せらるべきことを保証證明せられたり、去りながら、皆是れ臣子の當然の職分にして、涓埃(しづく、ちり)程も申上ぐべきやうはな

けれども、冒昧(おさままつくら)にして、自ら陳ずるは、全く窮迫に出でたる譯なり、これに因縁(たよる)して僥倖し、功と過とを差引きて、  
精(す)く(し)罪囚(つひ)より出て、己の便利とする所に従ふことを得んことを庶幾(ゆる)のみなり、以上第三段、此段は、文の正面にて、即ち主意の  
在る處なり、

垂念(ススム)臣受性剛褊、賦命奇窮、既獲罪於天、又無助於下、怨仇交積、  
罪惡潰生、群言或起、於愛憎、孤忠遂陷、於疑似、中雖無愧、不敢自  
明、向非人主獨賜保全、則臣之微生、豈有今日、

此以下は、自ら訴ふる所なり、垂念するに、臣が持前の性質は、剛情褊屈にして、運命は不仕合がちなり、既に罪を天に獲たる上に、又下  
に助もなし、怨仇は交々積み、罪惡は潰(つひ)生ず、様々の噂も、或は愛憎(えいしん)より起り、己ひとり(ひとりの)忠義も、遂に疑似(いつし)はつきり  
せぬ(こと)に陥れり、心中には頼りも憐れも情づる所なしと雖も、敢て自ら明にせず、向(ま)き(ま)き(ま)き)に人主の獨り保全を賜ふに非ずんば、臣の微生は豈  
今日あることを得んや、

伏惟皇帝陛下、聖神天縱、文武生知、得天下之英才、以全三樂、躋  
斯民於仁壽、不棄一夫、勃然中興、可謂盡善、而臣抱百年之永歎、  
悼一飽之無時、貧病交攻、死生莫保、雖鳧雁飛集、何足計於江湖、  
而犬馬蓋帷、猶有求於君父、敢祈神聖、少賜矜憐、臣見一面前去、  
至南京、以來、聽候朝旨、

【三樂】…孟子に、得天子之英才、而教養之、三樂也とあり、これは、君子の樂を數へて、第三の樂はこれなりと云ひたるなり、  
新民於仁壽…漢書に、一世之仁壽之域、といふ文あり、  
【鳧雁飛集】…揚雄の解嘲に、譬如江湖之鴈、渤海之鳥、乘雁  
集、不爲之多、鴈飛、不爲之少、と云ふ句あり、これは、廣き處所に、四羽や五羽の鴈が集まりたればとて、多しとも少しとも、もの  
數にはならぬことをいふ、  
【犬馬蓋帷】…禮記に、散れたる帷(とばり)を棄てざるは、馬を埋めんが爲めなり、散れたる蓋(くるまのひ  
おほひ)を棄てざるは、犬を埋めんが爲めなりとあり、こゝに引きたるは、君父の恩惠を忍ぶ意に喩へたるなり、

伏して惟ふに、皇帝陛下には、聖とも神とも申すべき、天より縱(ゆる)されたる御性質にまじりて、文なり、武なり、生まれながらに知  
しめさる、孟子の謂ふ所の、天下の英才を得て、三樂を全くしたまひ、漢書に謂ふ所の、新人民を仁壽の域(仁恵と壽康との中に養ふこと)に  
躋(のぼ)せて、一夫をも棄てさせられず、勃然と中興せられたるは、善を盡せりと申すべし、而して、臣は百年の永き歎きを抱き、一たび飽  
くことだにも其時なきを悼めり、貧と病とが交々攻め、死するも生くるも、それすら分らず、鳧雁が何程飛び集まればとて、廣き江湖の中に  
ては、物の數とも見えず、(これは私一人を御助ありたればとて、さして朝廷の御聖賢にもなるまじとの意なり)犬馬の死骸を包むためには、  
散れたる蓋と散れたる帷との賜物を、君父に求むることあり、(これは、私の死後に、相當の埋葬の出來るだけには、御救下されたことの意  
なり)敢て神聖の君に願ひ上げます、少しく矜憐を賜はんことを、私は今現に一方に前か去りて、南京に至り、以て來りて朝廷の御沙汰を相持  
居ります、以上第四段、

代張方平諫用兵書

沈云く、張公の此書を上りしは、李憲(宦官)が冷鐵朴を破斬し、兵出て、功あるを以て、帝(神宗)の意を用兵に注がんことを恐る、故に  
力めて戰勝の福を陳じて、以て之を動かしたるなり、王韶、章惇、熊本の諸人を歴數せるは、雖を發する始めに原づきて言へるなり、愷惻  
(いたまし)詳明(くはし)且つ筆路婉轉(うれり)して、深く説き入れり、人主の私欲に顧慮せられたる心を同らさんと欲せば、庶幾  
くは危言以て之を動かすに足らんと、(危言以て之を動かすとは、兵を好む者は、必ず亡ぶと云ふ意を指すなり、是れ乃ち一篇の主意の  
在る處なり)凡て十段、

臣聞好兵猶好色也、傷生之事非一、而好色者必死、賊民之事非  
一、而好兵者必亡、此理之必然者也、夫惟聖人之兵、皆出於不得  
已、故其勝也、享安全之福、其不勝也、必無意外之患、後世用兵、皆  
得已而不已、故其勝也、則變遲、而禍大、其不勝也、則變速、而禍小、  
是以聖人不計勝負之功、而深戒用兵之禍、

臣聞く、兵を好む者は、猶色を好む者のことし、生を傷ふ事は、一に非ざれども、色を好む者は必ず死す、民を賊ふ事は、一に非ざれども、  
兵を好む者は必ず亡ぶと、此れ理の必ず然るべき善の者なり、夫の惟く聖人の兵のみは、皆已むことを得ざるに出づ、故に其勝ちたるときは、  
安全の福を享け、其勝たざるるときとも、必ず意外の患なし、後世の兵を用ゆるは、皆已むことを得べき者を、已めずに興す軍にて、自ら好む

仕方ゆふ、其勝ちたるときは、變は遅けれど、禍は大なり、其勝ちたるときは、變は速かなれども、禍は小なり、是を以て、聖人は、勝負の功を計らずして、深く兵を用ゆる禍を戒む、以上第一段、好の字、一篇の骨子なり、不得已と相反す、禍根全く此に在り、故に起頭先づ此意を喝破し、然して後に、聖人用兵の道に説き入る、

何者、興師十萬、日費千金、内外騷動、怠於道路者七十萬家、内則府庫空虛、外則百姓窮匱、饑寒逼迫、其後必有盜賊之憂、死傷愁怨、其終必致水旱之報、上則將帥擁衆、有跋扈之心、下則士衆久役、有潰叛之志、變故百出、皆由用兵、

其譯は如何と云ふに、師を興すこと十萬なるときは、一日に千金づいも費え、内外ともに騷動し、道路に奔走するがために、農業を怠る者は、七十萬家位あり、内は府庫の財貨も空虚となり、外は百姓の資産も窮匱となる、饑寒に逼り迫らる、其果ては、世に必ず盜賊の憂あり、死傷を愁へ、怨みたる其終りは、天より必ず水旱の報あり、上には將帥衆を擁して跋扈する心あり、下には士衆久しく役するがために、潰え叛く志あり、世の變故さまざまに出づれども、其根源は、皆兵を用ゆるに由るなり、

至於興事、首議之人、冥譎尤重、蓋以平民無故緣兵而死、怨氣充積、必有任其咎者、是以聖人畏之重之、非不得已、不敢用也、

又事を興し、其議を首はしめたる人に至りては、天の冥譎入しれず、罰にあたること、尤も重し、蓋し推し測りみるに、平民罪なくして、兵に緣りて死するが爲に、怨氣が充ち積りて散ぜざれば、是非とも其咎を受くる者が出来るなり、是を以て、聖人は、之を畏れ之を重んじ、よくよくのことなれば、敢て兵を用ゆることをせざるなり、以上第二段、用兵の禍を説き、聖人は已むことを得ざるに非ざれば、兵を用ゆる意を申明す、

自古人主好動干戈、由敗而亡者、不可勝數、臣今不敢復言、請爲陛下言其勝者、

此以下は、戰勝の禍をいふ、上文に戰勝戰敗の禍を并び擧げたれども、其意は、重に戰勝の禍を説くに在り、此處擧げ法を用ひて、戰敗の禍を擧げ、

禍を擧げ(はら)ひ除け、單に戰勝の一邊に説き入る、古より人主好みて干戈を動かし、敗れたるに由りて亡びたる者は、數へきれぬ程なり、此等の例は、臣今敢て復た言はず、請ふ陛下のために其勝ちたる者のみを言はん、(此文主として戰勝の禍を説く者は、當時宋の兵は勝に恒るる恐あるゆゑなり、此意は、總旨中に沈氏の説已に之を論ぜり、)

秦始皇既平六國、復事胡越、戍役之患、被於四海、雖拓地千里、遠過三代、而墳土未乾、天下怨叛、二世被害、子嬰被擒、滅亡之酷、自古所未嘗有也、

開闢さて其第一の例は、秦の始皇は、既に六國を平げ、復た胡越に事あり、戍役(夫役)にあたりて、詰めに出来ること、の患は、四海に被れり、地を拓くこと千里、遠く三代にも過ぐる程なれども、死後己が墳墓の土の未だ乾かざるに、天下にはや怨み叛き、二世は害せられ、子嬰は擒にせられたり、滅亡の禍の殘酷なることは、古より未だ嘗てあらざる所なり、

漢武帝承文景富溢之餘、首挑匈奴、兵連不解、遂使侵尋及於諸國、歲歲調發、所向成功、建元之間、兵禍始作、是時蚩尤旗出、長與天等、其春戾太子生、自是師行三十餘年、死者無數、及巫蠱事起、京師流血、僵尸數萬、太子父子皆敗、班固以爲太子生長於兵、與之終始、帝雖悔悟、自克而歿、身之恨、已無及矣、

【侵尋】…亦浸尋に作る、猶浸淫といふがごとし、おひ／＼にしみて、ひろがること、【建元】…武帝の年號なり、【蚩尤旗】…星の名、尋に類す、後曲りて旗に象どる、見ゆる所の方角に兵ありと言ひ傳へたり、【巫蠱】人を調伏する法の名、武帝の時、戾太子巫蠱の嫌疑を蒙りて、冤死せしことあり、

又漢の武帝は、文帝、景帝の御世の國富み榮えたる後を承りて、即位の初めに、第一に匈奴を挑み、(俗に云ふからつふこと、)其以後、兵連なりて解けず、遂におひ／＼と虜がりて、諸國にまでも及ぼし、歲々人數兵糧等を繰出して、向ふ所に功を成せり、建元の間に、兵の禍始めて作る、是時、蚩尤旗の星が出て、其光芒の長さは、天と等しき程なり、其春、戾太子生まる、是より後、師の行はるること三十餘年、死する者

は無敵なり、孤盡の事の起るに及びて、京師まで血を流し、僅れたる尸は數萬に及び、太子の父子とも皆敗れたり(此時、太子は自ら經(くび)れ、車孫二人は害に遇ふ)班固以爲へらく、太子は、兵亂中に生長して、兵と終始をなされたりと、武帝も、後に兵を用ひし過を悔い悟り、自ら己の愆に克たれたれども、其時は、最早時節に後れたることなれば、終身の遺恨も、今ははや及ぶことなし、(此處の悔悟自克とは、輪臺の屯田を止め、深く既往の過を悔いしことなす)

隋文帝既下江南、繼事夷狄、煬帝嗣位、此心不衰、皆能誅滅強國、威震萬里、然而民怨盜起、亡不旋踵、

又隋の文帝は、既に江南(陳)を下し、繼ぎて夷狄(高麗、突厥)を事とせり、其子の煬帝は、位を嗣ぎて、此心衰へず、皆能く強國を誅滅し、(高麗を撃ち、突厥を朝せしめしむ)をいふ、威は萬里に振へり、去りながら、人民は怨み、盜賊は起りて、亡ぶること踵(くび)を旋らさず、

唐太宗神武無敵、尤喜用兵、既已破滅突厥、高昌、吐谷渾等、猶且未厭、親駕遼東、皆志在立功、非不得已而用、其後武氏之難、唐室陵遲、不絕如綫、蓋用兵之禍、物理難逃、不然、太宗仁聖寬厚、克己裕人、幾至刑措、而一傳之後、子孫塗炭、此豈爲善之報也哉、

高昌、突厥、吐谷渾……皆夷の名、遼東……高麗に接近せる地の名、武氏……則天武后のことなり、塗炭……塗は、泥なり、炭は、火なり、猶水火の貴といふがことなき意なり、

唐の太宗は、神武にして敵なく、尤も兵を用ゐることを喜まれたり、既に已に突厥、高昌、吐谷渾等を破滅したれども、それにてまだ厭きならず、親ら遼東までも出馬せられたり、此等は、皆其志功を立つるに在りて、已むことを得ずして兵を用ゐたるには非ず、其後、武氏の難に、唐室は次第に衰弱し、絶えざることを綫の如し、蓋し兵を用ゐる禍は、物理に於ても、到底逃れ難き者なり、左なくば、太宗は、仁聖寬厚の君にして、己の私心を押へて、他人をゆるやかにせられ、幾んど利を措きて用ゐざるまでに、よく國を治められたるに、たゞ一傳の後、其御子孫が塗炭の苦に逢ふとは、此れ豈善をなしたる報ならんや、否必ず兵を用ゐたる應報ならん、

由此觀之、漢唐用兵於寬仁之後、故其勝而僅存、秦隋用兵於殘

暴之餘、故其勝而遂滅、臣每讀書至此、未嘗不掩卷流涕、傷其計之過也、

此以下は、前の四節を一括して、其計の過まてること論ず、此に由りて之を觀れば、漢、唐は、兵を寬仁の政を行ひし後に用ゐたることゆゑ、其勝ちを得たる後に、やつと助かりたるなり、秦、隋は、兵を殘暴の政を行ひし餘に用ゐたることゆゑ、其勝ちたる後、それぎり遂に滅びたるなり、臣書を讀みて、此に至る毎に、未だ嘗て卷を掩ひて涕を流し、其計の過まてること論ず、

若使此四君者、方其用兵之初、隨即收衄、惕然戒懼、知用兵之難、則禍敗之興、當不至此、不幸每舉輒勝、故使狃於功利、慮患不深、臣故曰、勝則變遲、而禍大、不勝則變速、而禍小、不可不察也、

若し此四君(秦、漢、隋、唐の君)をして、其兵を用ゐる初に方りて、隨ひて即ち(そばから)收衄(くじ)け、惕然として戒懼れ、兵を用ゐること難きことを知らしめば、禍敗の興ること、當に此に至らざるべきものを、それを不幸にも、軍を興すたびに、いつも勝ちたることゆゑ、功と利益とに狃れて、軍は何時も斯くたやすきものと思ひなして、患を慮る心をして深からざらしめたり、臣故に曰く、勝ちたるときは、變は遅けれども、禍は大なり、勝たざるときは、變は速かなれども、禍は小なりと、察せざるべからざるなり、以上第三段、此段は、古例を援きて、戰勝の禍を證す、末節に、軍を興すもの、勝ちて禍の大なるは、寧ろ敗れて禍の小なるに若かざることを見はす、議論尤も痛切なり、

昔仁宗皇帝覆育天下、無意於兵、將士惰偷、兵革朽鈍、元昊乘間、竊發西鄙、延安涇源麟府之間、敗者三四、所喪動以萬計、而海內晏然、兵休事已、而民無怨言、國無遺患、何者、天下臣庶知其無好兵之心、天地鬼神諒其有不得已之實故也、

此以下は、本朝に入る、先づ仁宗の兵を好まざるを言ひて、以て時事に反形す、昔仁宗皇帝は、天下を覆育したまひて、兵を用ゐる思召



は更になく、將士はなまけ、武器はよりたり、元長は其隙につけこみて、竊かに西の邊鄙に起り、延安涇源麟府あたりの土地の敗るる者三四州、豊ふ所の兵は、動ともすれば萬を以て計ふる程なり、而れども海内は晏然として、兵休み事已みたる後は、民には上を怨む言なく、國には遺る患なし、何となれば、天下の臣庶は、上の兵を好ませらるゝ思召なきことを知り、天地鬼神は、其兵を興すに已むことを得ざる事あることを諒(あきらめ)られし故なり、以上第四段。

今陛下天錫勇智、意在富強、即位以來、繕甲治兵、伺候隣國、群臣百寮、窺見此指、多言用兵、其始也、弼臣執國命者、無憂深思遠之心、樞臣當國論者、無慮害持難之識、在臺諫之職者、無獻替納忠之議、從微至著、遂成厲階、

【獻替】…可を獻じ、否を替つる謂にして、君のためになることは申立て、爲にならぬことはやむるなり、【厲階】…厲は、亂なり、禍亂のはじめをいふ。

【此以下、本題に入る、神宗の兵を好むことを叙す、今陛下には、天より與へられたる御勇智ありて、國家を富むにせんとと思召なり、御即位以來、甲を繕ひ、兵を治めて、隣國の隙を付けらひたまへば、群臣共は、此御旨意を窺ひ見て、兵を用ゐることを申立つる者多し、其始め、弼臣(宰相)の國の政務を執り行ふ者は、深きを憂へ遠きを思ふ心なく、樞臣(樞密使)の國論に當たる者は、害を慮り難を持する(こらふる)こと、識なく、臺諫(御史、諫官)の職に在る者は、可を獻じ否を去て、忠を納るゝ議論なく、微かなることより、おびしに著はれ目立つことになりて、遂には國亂の階梯を成すに至れり、

既而薛向爲橫山之謀、韓絳效深入之計、陳升之呂公弼等陰與之協力、師徒喪敗、財用耗屈、較之寶元慶歷之敗、不及十一、然而天怒人怨、邊兵背叛、京師騷然、陛下爲之肝食者累月、何者、用兵之端、陛下作之、是以吏士無怨敵之意、而不直陛下也、

【薛向爲橫山之謀】…英宗の末年に、夏の將萬名山の部落來歸す、薛向に詔して、撫納を請せしむ、青澗の守將神諤、所部を率ゐて之

を迎ふ、遂に擊ちて之を取る、四方兵を用ゐること此より始まる、横山は、西夏の部落の名なり、【韓絳效深入之計】…熙寧三年、夏人邊に寇す、韓絳自ら請ひて、邊を行ぐる、四年、神諤の謀を用ゐて、夏人を羅兀に襲ひて、之を敗り、進みて永樂川、靈夏諸等の諸營を築く、既にして、夏人至る、諤爲さん所を知らず、是に由りて、新築の諸城皆陷る、絳坐して免ぜらる、【寶元慶歷】…俱に仁宗の時の年號なり、是時、趙元昊と戰ひて敗す、

【領て薛向は、横山を取る謀を爲し、韓絳は、敵地深入の計を效(いた)し、陳升之、呂公弼等は、陰に之と力を協はせられたるも、師徒は喪敗し、財用は耗屈(つくろ)ること、せり、之を寶元、慶歷の時の敗に較ぶれば、十分の一にも及ばざることなれども、然れども天の怒と人の怨とに由りて、邊兵は背叛し、京師は騷動せり、陛下は之がために格別御政事を務められ、日肝(た)けて後、朝餐を聞し召さるゝこと累月なりき、そは何故ぞと申せば、兵を用ゐる端緒は、本々陛下之を作りたまへる事柄ゆゑ、吏士共は、皆敵を怨む意はなくして、反りて陛下の御處置を道理とは存せざればなり、

尙賴祖宗積累之厚、皇天保佑之深、故使兵出無功、感悟聖意、然淺見之士、方且以敗爲恥、力欲求勝、以稱上心、

【されど尙(まだ)祖宗の御徳を積み累られたる、ことの厚きと、皇天の宋室を保佑せらるゝことの深きとに賴りて、それゆゑ、兵が出て、も、功なくして、陛下の聖意を感悟せしめんとせられたり、然るを、淺見の士共は、去りとは心附かず、方且つ敗れたることを却つて恥かしく思ひて、力めて勝を求めて、以て上の御意に稱へんと心掛居れり、

於是王韶構禍於熙河、章惇造釁於橫山、熊本發難於渝瀘、然此等皆戕賊已降、俘纍老弱、困弊腹心、而取空虛無用之地、以爲武功、使陛下受此虛名、而忽於實禍、勉強砥礪、奮於功名、

【王韶構禍於熙河】…韶平戎策を上りて謂ふ、熙河(今の臨洮府)關部をば、宜しく之を併せ有ちて、以て夏人の右臂を絶つべしと、王安石以て奇謀とし、始めて熙河の役を開く、熙寧六年、韶遂に岷宕洮疊の四城を取り、又青唐咽喉の地に據る、邊境益々斥(ひら)けたり、然れども、役兵の死する者多し、【章惇造釁於橫山】…事は史に見る所なし、或は疑ふ、横山は當に梅山に作るべし、梅山は、湖南に在り、熙寧五年、章惇湖北の察訪使となり、梅山洞の群蠻を招き降し、安化縣を置く、【熊本發難於渝瀘】…熙寧七年、熊本流夷を討じて、之を平げ、八年、又渝州の獠を擊ちて、之を降す、

【是に於て、王韶は、禍を熙河に構へ、章惇は、釁を梅山に造り、熊本は、難を渝瀘に發せり、然かし、此等は、皆已に降れる敵を殺し、老人小供を俘(とり)こにして、之を係ぎ、反りて腹心とも云ふべき中國を困弊せしめて、空虚(なにもなき)無用の土地を取りて、武功

となし、陛下をして、何にもならぬ虚名を取りて、反りて實禍を起(ゆる)せし、勉強(はげむ)こととして、奮(ひて)功名を立て、  
 故沈起劉彝復發於安南、使十餘萬人、暴露瘴毒、死者十而五六、  
 道路之人斃於輸送、貨糧器械不見敵、而盡以爲用兵之意、必且  
 少衰、而李憲之師復出於洮州矣、今師徒克捷、銳氣方盛、陛下喜  
 於一勝、必有輕視四夷、陵侮敵國之意、天意難測、臣實畏之、

【沈起劉彝】二人相繼して洮州に知となり、交人との互市を禁じ、遂に難を構ふ、交人は今の安南なり、李憲云々……憲王爾と共に  
 四夏の將木征を破り降す、冷難朴の邊を擾すに及びて、木征自ら效さんことを請ふ、憲之を聽らず、擊ちて冷難朴を斬る。  
 【右の故を以て、沈起、劉彝は、復た兵を安南に發し、十餘萬人をして、瘴毒の中に暴露(野宿)することせしめ、死する者は、十中五六あり、  
 道路の人は、輸送のために斃れ、貨糧器械は、敵を見ざる中に盡き果つる有様なれば、斯くては兵を用ゐる心も、定めし少しは衰ふるなるべ  
 しと、思ひの外、李憲の兵が、又も洮州に出づることになり、今憲の師徒克捷して、銳氣方に盛んなり、陛下にも、此の一勝を喜がたまは  
 ば、必ず四夷を輕んじ、敵國を侮る思召あらん、天意は如何あらんか、測り難けれど、臣は實に之を畏る、以上第五段、

且夫戰勝之後、陛下可得而知者、凱旋捷奏、拜表稱賀、赫然耳目  
 之觀耳、至於遠方之民、肝腦塗於白刃、筋骨絕於餽餉、流離破產、  
 鬻賣男女、薰眼折臂、自經之狀、陛下必不得而見也、慈父孝子、孤  
 臣寡婦之哭聲、陛下必不得而聞也、譬猶屠殺牛羊、刳鬻魚鱉、以  
 爲膳羞、食者甚美、死者甚苦、使陛下見其號呼於挺刃之下、宛轉  
 於刀几之間、雖八珍之美、必將投箸而不忍食、而況用人之命、以

爲耳目之觀乎、

【此段は、戰勝を以て、耳目の壯觀とすれども、其實は民を禍するの甚しきをいふ、且つ夫の戰勝したる後、陛下の御承知なさるゝことの  
 出来る者は、凱旋の捷奏や、拜表して賀を稱することなどの、耳目の觀に終然とひやく者ののみなり、遠方の人民が、肝腦は白刃に塗(まみ)  
 れ、筋骨は兵糧の持運に絶え、流離(おちぶ)れて、産業を失ひ、男女を賣り鬻ぎ、中には兵役を厭ひて、眼を薰(ふ)すべ、臂を折り、自ら經(く)  
 びる、等の有様に至りては、陛下には必ず御覽遊ばさるゝことは出来ませぬ、其跡に取殘されたる慈父孝子、孤臣寡婦の泣き叫ぶ聲など  
 は、陛下には、必ず御聞遊ばさるゝことは出来ませぬ、譬へば猶牛羊を屠り殺し、魚鱉を刳鬻(きりか)にして、以て膳部の馳走とするが  
 如く、食ふ者は甚だ美味なれども、死する者は甚だ苦しき譯なり、若しや陛下に、そが挺(つゑ)刃(やいば)の下に泣き號び、刀(は)はうちやう  
 几(まないた)の間に宛轉する(ころがる)を見せ参らせなば、たとひ如何に八珍の美味なりとも、必ず將に御箸を投棄(なげ)たまひて、召上られ  
 めこと御座りませう、魚肉膳羞すら此の如くなるに、まして人の生命を用ゐて、以て耳目の觀ものとする、ことをや、なかく、御目も當て  
 らるゝ次第では御座りませぬ、以上第六段、

且使陛下將卒精強、府庫充實、如秦漢隋唐之君、既勝之後、禍亂  
 方興、尚不可救、而況所在將吏、罷軟凡庸、較之古人、萬萬不逮、而  
 數年以來、公私窘乏、內府累世之積、掃地無餘、州郡征稅之儲、上  
 供殆盡、百官俸廩、僅而能繼、南郊賞給、久而未辦、以此舉動、雖有  
 智者、無以善其後矣、

【此段は、方今の貧窮を以て、妄に動くときは、必ず後患あらんことを言ふ、且つ若し陛下の將卒をして精強に、府庫をして充實すること、  
 秦漢隋唐の君の如くならしむとも、既に勝ちたる後は、禍亂方に興りて、尙救ふべからざらん、而るを況んや、現今所在の將吏は、何れも  
 罷軟(よわむし)凡庸にして、之を古人に較ぶれば、萬々逮はず、而して又數年以來、公私ともに窘乏して、上の御藏の、御代々の貯蓄は、地を  
 掃ひて餘りなく、州郡に取立てたる租稅の儲は、上へ差出して殆んど盡き、百官の俸廩(扶持米)は、やつと繼ぐ程にて、南郊(天を祭ること)  
 の御大禮後の賞與は、久しけれども未だ相濟まず、斯かる有様なるに、今又兵を擧げ動かさんには、たとひ何程智者が出てたりとも、此後の  
 如末を付くることは出来ませぬ、

且饑疫之後、所在盜賊蠭起、京東河北、尤不可言、若軍事一興、橫

斂隨作、民窮而無告、其勢不為大盜、無以自全、邊事方深、內患復起、則勝廣之形、將在於此、此老臣所以終夜不寐、臨食而歎、至於慟哭、而不能自止也、

【勝廣之形】：陳勝、吳廣は、秦の時、始めて兵を擧げたる者、而して秦終に以て滅びたり、且つ饑饉疫病のありたる後、所在に盜賊蜂起し、京東河北などは、最も甚しく、言ふにも言はれぬ有様なり、此の上若し軍事が一たび興りたらんには、最もしき取料も留めて始まり、人民は困窮して、たよる所もなくするまいに、其勢が大盜をなさんば、己が身をだに全くすることならぬこと、ならん、邊事の心配の深きまかに、又もや國內の患の起りたらんには、昔の陳勝、吳廣の形勢も、今日に在らんとなす、此れ老臣の私共が、終夜もすすがら、寝れずして、食事の時にも歎きつゝ、果ては慟哭して、自ら止むこと能はざるに至りたる所以なり、以上第七段、以上先づ人禍を結ぶ、

且臣聞之、凡舉大事、必順天心、天之所向、以之舉事、必成、天之所背、以之舉事、必敗、蓋天心向背之迹、見於災祥豐歉之間、今自近歲、日蝕星變、地震山崩、水旱癘疫、連年不解、民死將半、天心之向背、可以見矣、

【此段は、天心の向背に就きて、之を譬ふ、且つ臣之を聞く、凡べて大事を擧ぐるには、必ず天心に順ふ、天心の向ふ所に従ひて、事を擧ぐるときは、必ず成る、天心の背く所に従ひて、事を擧ぐるときは、必ず敗る、蓋し天心の向背の迹は、如何して之を知るぞといふに、災異祥瑞及び歳の豐凶の間に見ゆるなり、今近歲の、日蝕星變、地震山崩、水旱癘疫の災、連年解けずして、人民の死するもの將に半ばならんとするを見れば、天心の向背は、此れにて分かります、

而陛下方且斷然不顧、興事不已、譬如人子得過於父母、惟有恭順靜思、引咎自責、庶幾可解、今乃紛然詰責奴婢、恣行箠楚、以此

事親、未有見赦於父母者、

【此段は、陛下には、斯かる天心にも斷然と御構なく、軍事を興して已みたまはざるなり、譬へば人の子たるものが、過(とがめ)を父母に得たるときは、惟く恭順靜思して、咎を引きて自ら其身を責むることあらんには、庶はくは父母の怒も解くべからん、それを今更紛然と、さわだちて、奴婢を叱り散らし、氣儘勝手に打擲などして、此を以て親に事へんとせば、未だ其罪を父母に赦さるゝ者はあらざらん、

故臣願陛下遠覽前世興亡之迹、深察天心向背之理、絕意兵革之事、保疆睦鄰、安靜無爲、固社稷長久之計、上以安二宮朝夕之養、下以濟四方億兆之命、則臣雖老死溝壑、瞑目於地下矣、

【此段は、陛下遠く前世の興亡の迹を覽、(前段の秦、漢、隋、唐を承く、)深く天心の向背の理を察し、(上文の日蝕星變を承く、)意を兵革の事に絶ち、疆を保ち、鄰を睦しくし、安靜無爲にして、社稷長久の計を固くし、上は以て二宮(太皇太后曹氏及び皇太后高氏)の朝夕の奉養を安んじ、下は以て四方の億兆の性命を濟ひたまはし、臣は溝壑の中に老死すと雖も、地下に瞑目せん、以上第八段、天災を結ぶ、

昔漢祖破滅群雄、遂有天下、光武百戰百勝、祀漢配天、然至白登被圍、則講和親之議、西域請吏、則出謝絕之言、此二帝者、非不知兵也、蓋經變既多、則慮患深遠、今陛下深居九重、而輕議討伐、老臣庸懦、私竊以爲過矣、

【此段は、漢の高祖、光を引き、聖人の深戒を失はざることを證す、昔し漢の高祖は、群雄を破滅して、遂に天下を有たれ、光武は、百戰百勝して、漢を祀りて、天にも配する程の大功を立てられたれども、高祖は、白登城にて、匈奴に圍まると至れば、和親の議を講ぜられ、光武は、西域より漢の役人を請へば、謝絶の言を申送られたり、此二帝は、兵を知らざる君にはあらざらん、蓋し世の變故を経ること既に多ければ、後の患を慮ることも深遠なるなり、今陛下は、深く九重の中に居たまひて、世事の御經歷も涼く在らせらるゝに、輕く討伐の御評議などあるは、老臣の私共は、凡庸懦弱ながら、内々之を以て過ることゝなすなり、以上第九段、

然人臣納說於君、因其既厭而止之、則易爲力、迎其方銳而折之、則難爲功、凡有血氣之倫、皆有好勝之意、方其氣之盛也、雖布衣賤士、有不可奪、自非智識特達、度量過人、未有能勇於奮發之中、舍己從人、惟義是聽者也。

此段は、今日帝意の同じ難きことを知ると雖も、而れども、之を言ふ者は、他日の責を免れんことを欲するをいふ、然かし、人臣の説を君に納るゝには、君の意のはや厭きたる所に付きて之を止むれば、力をなし易く、君の意の方に鋭き所を迎へて、之を折れば、功を爲し難し、凡べて血氣ある類は、何にまれ皆勝を好む意ある者なり、其氣の盛んなるときに方りては、布衣の賤しき士と雖も、其志を奪ふべからず、智識の別段に立賢さり、度量の人に立越えたる者に非ざるよりは、未だ能く事を思立ちたる最中に、勇ましく己の所存を打捨て、人の意見に従ひ、惟、物の道理を一筋に聞き分くる者とはあらざるなり。

今陛下盛氣於用武、勢不可回、臣非不知、而獻言不已者、誠見陛下聖德寬大、聽納不疑、故不敢以衆人好勝之常心、望於陛下、且意陛下他日親見用兵之害、必將哀痛悔恨、而追究左右大臣未嘗一言、臣亦將老且死、見先帝於地下、亦有以藉口矣、惟陛下哀而察之。

今陛下には、武を用ふることに御氣色を盛んにせられ、勢の回すべからざることを、臣も知らざるにはあられども、而れども言を獻じて已まざるは、誠に陛下の聖德は寛大にして、私共の申立つることを、御聽納ありて疑ひたまはざることを知ればなり、故に敢て衆人の只勝を好みて人の意見を聽かぬ常なみの心を以て、陛下に望まず、且つ意へらく、陛下とても、他日もし親しく兵を用ふる害を御覽あらば、必ず哀痛悔恨して、左右の大臣共が一言たりとも、御諫を申上げぬことを、御追究遊ばされんとするならん、臣も亦將に老いて且つ死なんとす。

新く一言を申上げたる上は、死して先帝に地下に見ゆとも、これにて申諫が立ちませう、惟陛下哀みて御推察下されよと、以上第十段、【揚州修評】古の兵を用ふることを諫むるは、只勝たざる者を説き、害を避けて利に趨かんことを務むるが常なるに、此文は、たとひ勝ちたらばとて、其害は猶言ふに言はれぬ程ならん、況して當今天時人事を以て之を觀るに、動くとも必ず勝つまじと説く、此の如くに意を立つ、便ち人より高きこと一等なり。

代滕甫辯謗乞郡書

此文は、滕甫の代作にして、當時甫が陰に反者に黨し、故さらに罪人を縱し、ことを言ふ者あり、故に之を辯明し、兼れて郡官たらんことを請求せし書なり、主意は、兄弟甥舅すら、罪は相及ぼすことのなき者、況して己の關係もなき事柄に連累を被るは、いとも本意なきことゆゑ、謗言の未だ行はれぬ先きに、外郡に移されたしと云ふに在り、凡て六段。

臣聞人情不問賢愚、莫不畏天、而嚴父、然而疾痛則呼父、窮窘則號天、蓋情發於中、言無所擇、豈以號呼之故、謂無嚴畏之心、今臣之所患、不止於疾痛、而所憂、有甚於窮窘、若不號呼於君父、更將趨赴於何人、伏望聖慈、少加憐察。

臣聞く、人情は、賢愚の差別なく、天を畏れ父を憚らぬ者はなれども、去りながら、疾み痛みのあるときは、父を呼ばはり、窮まり窘むときは、天に號ばはりて救を乞ふが、人の常なり、蓋し至情の中心より發するときは、言語にも擇ぶ所なきなり、豈號呼する故を以て、父を憚ららず、天を畏れずと云ふことを得んや、今臣の患ふる所は、疾み痛むどころにてはなく、憂ふる所は、窮まり窘むことよりもまた甚しき者あり、若し君父に向ひて號呼せざらんには、更に將た何人に趨き告げんや、伏して望むらくは、聖慈(天子を指す)少しく憐察を加へさせられんことを、以上第一段、上書の前文なり。

臣本無學術、亦無材能、惟有忠義之心、生而自許、昔季孫有言、見有禮於其君者、事之如孝子之養父母也、見無禮於其君者、誅之

如鷹鷂之逐鳥雀也。臣雖不肖，允蹈斯言，但信道直前，謂人如己，既蒙深知於聖主，肯復借交於衆人，任其蠢愚，積成仇怨，一自離去，左右十有二年，浸潤之言，何所不有，至謂臣陰黨反者，故縱罪人，若依斯言，死未塞責。

【季孫】：春秋の時の魯の大夫の季孫行父なり、其言は、左傳に見えたり、浸潤之言……人を毀るに、漸を以てして、驕かならざるを言ふ、猶水の物を浸し潤すに漸を以てするが如し。

【此段は、諂を取れる由を言ふ、臣は本と學術もなく、亦材能もなく、惟忠義一片の心あることは、生まれながら自ら許せり、昔季孫行父の申したることに、其君に禮ある者を見ては、之に事ふる、孝子の父母を養ふが如くせよ、其君に禮なき者を見ては、之を誅すること、鷹鷂の鳥雀を逐ふが如くせよとあり、臣は不肖なれども、尤に斯言を踏まん覺悟なり、但し道理を信じて直前し、人も己と同様なるべしと思ひ、既に聖主の深き知遇を蒙りたれば、何も復た衆人に交を借るには及ぶまじと存じ、其蠢愚に任せて、仇怨を積み成せるなり、一たび御膝元を離れてより以來、十有二年を経過せることなれば、此歲月の中には、浸潤の謠言などは、何程もあるべし、臣が陰に反者に黨し、枉げて罪人を離したりと謂ふに至りては、若しも斯言の通りならば、たとひ死すとも、未だ責を塞がれざらん、以上第二段。

竊伏思宣帝、漢之英主也、以片言而誅楊惲、太宗、唐之興王也、以單詞而殺劉洎、自古忠臣烈士、遭時得君、而不免於禍者、何可勝數、而臣獨蒙皇帝陛下、始終照察、愛惜保全、則陛下聖度、已過於宣帝、太宗、而臣之遭逢、亦古人所未有、日月在上、更何憂虞。

【誅楊惲】：惲は、前漢の時の人、既に爵位を失ひて、不平の餘りに、其友なる孫會宗に書を與へて、誹謗の言語ありとて、上書して之を訴ふる者あり、遂に坐して腰斬せらる、【殺劉洎】：唐の太宗高麗を征する時、洎を留めて、太子を輔けしむ、之に謂ひて曰く、我今遠征す、爾太子を輔けよ、安危の寄する所、宜しく深く我が意を識るべしと、對へて曰く、願はくは、陛下憂ふることなかれ、大臣の罪ある者は、臣謹みて即ち誅を行はんと、上頗る之を怪む、上の不豫なるに及びて、或人之を請する者あり、遂に自盡を賜ふ。

【竊に伏して思ふに、宣帝は、漢の英主なり、而るに、唯片言のために、楊惲を誅せり、太宗は、唐の興王なり、而るに、唯單詞（ひとことば）のために、劉洎を殺せり、古より忠臣烈士の時に遭ひ君を得れども、而れども、禍を免れざる者は、何ぞ數ふるに勝ふべけん、而るに、臣は獨り皇帝陛下の始終の御照察（みやくこと）を蒙りて、愛惜保全なし下さるゝことなれば、陛下の聖度（おほみこころ）は、已に宣帝、太宗に過ぎて、而して臣の遭逢も、亦古人の未だ有らざる所なり、日月上に在り、天子に喩ふ、更に何事の心配すべきものあらん、

但念世之憎臣者多、而臣之賦命至薄、積毀銷骨、巧言鑠金、市虎成於三人、投杼起於屢至、儻因疑似、復致人言、至時雖欲自明、陛下亦難屢赦、是以及今無事之日、少陳危苦之詞。

【積毀云々】……史記に出づ、古語なり、微物も積れば巨害を成すをいふ、浸潤の語に喩へたるなり、【市虎、投杼】解は、韓文の釋言に詳なり。

【但念ふに、世の臣を憎む者は多くして、臣の運命は至りて不仕合なり、積もれる毀りは、堅き骨をも銷し、巧みな言は、固き金をも鑠す道理にて、市に虎ありと云へる間違も、三人言へば、實事となり、杼（はたのひ）を投げて、其子が人を殺したるかと思ふも、畢竟は人の風説の度々聞ゆるに起れるなり、故に所謂の浸潤の語ほど恐るべきものあらざらん、若しも私とて、疑似の罪に因りて、復び人言を招きたらんには、その時に至りて、自ら明かさんと欲すと雖も、陛下にも亦度々御教し下され難からん、是を以て、今日無事なる日の中に、少しく危苦の詞を申述べ置きたし、以上第三段、此段は、諂を被ることを憂へて、讒言の未だ行はれぬに先立ちて、預め告げたるなり。

晋王導、乃王敦之弟也、而不害其爲元臣、崔適、源休之甥也、而不廢其爲宰相、臣與反者、義同路人、獨於寬大之朝、爲臣終身之累、亦可悲矣。

【王導】……晋の元帝の時の元勳なり、王敦は、導の從兄弟にして、亂を作して誅せらる、【崔適】……崔造の訛なり、唐の德宗の時の宰相なり、源休は、其舅にて、朱泚に借逆を勧めたる者なり。

【晋の王導は、王敦の從弟にして、敦は反逆したれども、導が元勳の臣たることを害せず、崔造は、源休の甥にして、源休は朱泚に反逆を勧めたれども、造が宰相たることを廢せず、兄弟甥舅すら、罪は相及ぼさるるに、今臣と反者とは、縁も由縁もなく、義は路人同様なるに、獨り今日寬大の朝廷に於て、臣が終身の累（めいわく）をなさんと、亦悲むべき次第なり、以上第四段、此段は、諂を辯せし所なり。

凡今游宦之士、稍與貴近之人、有葭莩之親、半面之舊、則所至便蒙異待、人亦不敢交攻、況臣受知於陛下、中興之初、效力於衆人、未遇之日、而乃毀訾、不忌踐踏、無嚴臣何足言、有辱天眷、此臣所以涕泣而自傷者也、

【葭莩之親】……薄縁の者を謂ふ辭なり、葭は、よしなり、莩は、葭の筒中の白皮にて、至りて薄き者なり、故に薄くして相附くに喩ふ、  
 【半面之舊】凡そ今の游宦(仕官すること)の士は、稍々貴近の人と薄縁の續き、半面の見識りにてもある者は、何れへ参りても、別段の待遇を蒙り、人も亦敢て交り攻むることせず、況んや臣は知を陛下の中興の初めに受け、力を衆人の未だ遇はざる日に效せり、(此事は、神宗即位の初年に、甫が同條起居注たる時、帝召して、治亂の道を問ひ、君子小人朋黨のことに及びたるに、甫が曰く、君子は黨なし、之を草木に譬ふるに、細細(まことふこと)として相附く者は、必ず葭莩なり、松柏に非ずと、帝以て名言なりとす、乃ち翰林學士を以て、開封府に知たらしむ、甫帝の前に在りて、事を論ずること、家人父子の如く、言文飾なく、肺腑を洞見す、帝其誠實を知りて、事巨細となく、皆之に問ふ)而るを、今日となりては、反りて毀訾(そしめること)として思はず、踐踏(ふみつける)して憚ることなし、臣が一身は、言ふに足られど、天子の御容顏を辱むることになる、此ぞ臣が涕泣して自ら傷む所以なる、以上第五段、已は天子の知遇を被りたれば、宜しく衆人に毀訾踐踏せらるまじきをいふ、

今臣既安善地、又忝清班、非敢别有僥求、更思錄用、但患難之後、積憂傷心、風波之間、怖畏成疾、敢望陛下憫餘生之無幾、究前日之異恩、或乞移臣淮浙間一小郡、稍近墳墓、漸謀歸休、異日復得、以枯朽之餘、仰瞻天日之表、然後退伏田野、自稱老臣、追叙始終之遭逢、以詫鄉鄰之父老、區區志願、永畢於斯、伏願陛下憐其志、察其愚、而赦其罪、臣無任感恩知罪、激切屏營之至、

【此段は、前文を收拾し、并せて罪を乞ふ意を言ふ、今臣は既に善地(よき役場所)に安んじ、又清班(よき位)を忝くせるものゆゑ、敢て別に志願の筋ありて、更に御採用あらんことを思ふ次第には御坐らぬが、但患難に遭ひたる後に、積憂が心を傷ましめ、風波の種ならぬ間に、怖ぢ畏れて疾を成せり、(上文の議を憂ふる意を収む)敢て望むらくは、陛下餘生の幾くもなきを憫みたまひ、前日の異恩を究めたまひ、(上文の舊を念ふ意を収む)或は乞ふ臣を淮浙の間の一小郡に移し、稍々祖先の墳墓に近づかしめ、漸々と歸休(隱居すること)の用意をなさしめられんことを、異日復び枯れ朽ちたる餘りの身を以て、仰きて天日の表(天子の容顏をいふ)を瞻上ぐることを得て、然して後に、退きて田野に伏し、自ら老臣と稱し、始終の遭逢(しあはせ)を追叙して、以て郷鄰の父老に詫(は)こらんには、區々の志願は、永く斯に畢らん、伏して願はくは、陛下其志を憫みたまひ、其愚を察したまひて、其罪を赦させたまはんことを、臣は御恩に感じ、己の罪を覺悟して、激切屏營(はげみおそるゝこと)の至に任へず、以上第六段、  
 【沈評】反者に就きて、連累の及びたることなれば、本と結解のむづかしき處なり、公は、其時難き處に於て、曲々とこまやかに解脫す、(いひぬける)中傷する者多ければ、横さま(すぢちがひ)に讒謗を被りても、帝も亦度々は御教しあること能はざる意を見はず、情も固も真に至れること、正に人の子の父母の前に哀訴するが如し、昌黎の潮州の任に到るときの上表と同じく、一種の筆墨なり、

唐宋八家文講義卷之二十

蘇 軾子瞻著

正統論上

正統論は、蓋し歐陽修に本づく、修の論に謂へらく、正統の序は、上堯、舜より、夏、商、周、秦、漢を歴て絶つ、晋之を得て、又絶つ、隋、唐之を得て、又絶つ、宋、舜より以來、三たび絶えて、而して後に續く、惟絶ゆるあり、續くあり、然して後に、是非公にして、予奪當り、而して正統門なりと、歐公の論は、蓋し天下を一統したる君を立て、正統となし、望之、又明統論を著して、歐の説を駁す、而して、公又此論を著して、歐の説に左祖す、然れども、歐の説と同じからざる者は、歐は正統の名を重んじて、輕くし、與へず、故に魏、東晋、南北、五代の如き、天下を一統すること能はざる者には、正統の名を與へず、公の論は、名は輕くして、實は重き者なり、故に凡そ天下を有つ者は、皆當に正統を以て之を名づくべしといふ、三篇とも、其主意は此の如し、首篇は、此れ總冒、後の二篇は、此より抽き出だせるなり、此篇凡て五段、

正統者何耶、名耶實耶、正統之説曰、正者所以正天下之不正也、統者所以合天下之不一也、不幸有天子之實而無其位、有天子之名而無其德、是二人者立於天下、天下何正、何一、而正統之論決矣、

正統とは何ぞ、名(帝王の號)を指して云ひたるか、將た實(按ずるに、實の字は、或は德を稱し、或は功を稱し、或は力を稱す、堯、舜、三代

は、徳と功とを以て言ひ、漢、唐以下は、功と力とを以て言ふ、詳に下論に見ゆ、)を指して云ひたるが、正統の説に曰く、正とは天下の正しからざるを正す所以なり、統とは、天下の一なるざるを合はす所以なり、不幸にして、天子の實あれども、其位なき者あり、(是れ即ち實ありて名なき者、周の文王の如きはなり、)又天子の名あれども、其徳なき者あり、(是れ即ち名ありて實なき者、魏、陳、後唐、晉、漢、周の如きはなり)簡樸なる者が、天下に立ちたることありとせんに、天下は何れを正とし、何れを一とせん、無論名ありて實なき者を以て、正とし一とするに相違なからん、されば是にて正統の論は決する譯なりと、以上第一段、正統は、名を重んじて、實を重んぜざる意を説く、按ずるに、舊本正統者何耶名耶實耶の九字を以て段落を畫す、今從はず、

正統之爲言、猶曰有天下云爾、人之得此名而又有此實也、夫何議、天下固有無其實而得其名者、聖人於此不得已焉、而不以實傷名、而名卒不能傷實、故名輕而實重、不以實傷名、故天下不爭、名輕而實重、故天下趨於實、

正統といふ辭は、たとへば天下を有つといふ位のことにて、格別重き意味にてはなし、此名を得たる上にも、又其實ある人なれば、何も申分はなけれども、天下には、固より其實なくして、其名のみを得たる者あり、(上にも注せし曹魏、五代の類、)聖人は此場合に於ては、已むことを得ず、其名を與へ、而して如何程實あればとて、それがために名を傷つくることをせず、(例へば、周の文王は、天下を有つ徳あれども、之に正統の天子の名を附することをせず、諸侯はど、まても諸侯として扱ひたるは、乃ち實を以て名を傷つけざるなり、)而かし、又名は實に比較すれば、本と輕きものゆゑ、右のみにしては、實の輕重をなすに足らず、是れ即ち名の卒に實を傷つくることの出来ぬ譯なり、故に名は輕くして實は重しと云ひたるなり、名にも申したる通り、如何程の實あればとて、名を傷つくることはせぬ者と極まりたるがゆゑに、天下の人は、其名を争はんとせず、又名は輕くして實は重きものゆゑ、天下の人は、實を大切に思ひて、之に趨くこととなるなり、以上第二段、此段は、名は輕くして實は重きを言ふ、

天下有不肖而曰吾賢者矣、未有賤而曰吾貴者也、天下之爭自賢不肖始、聖人憂焉、不敢以亂貴賤、故天下知賢之不能奪貴、天下之貴者、聖人莫不從而貴之、恃有賢不肖存焉、輕以與人貴、而

重以與人賢、天下然後知貴之不如賢、知賢之不能奪貴、故不爭、知貴之不如賢、故趨於實、使天下不爭、而趨於實、是亦足矣、

此段は、前段を承けて、名實輕重の義を申明す、賢不肖を以て實に喩へ、貴賤を以て名に喩ふ、天下には、己が不肖の身を以て、他人に向ひては、吾は賢なりといふ者はあらん、まことに己が賤しき身分を以て、吾は貴しといふ者はあらん、何となれば、貴賤の別は、誰が目にも判然と分るることゆゑ、争ふ者なれども、賢不肖の徳は、表に見えぬものゆゑ、或は詐冒の者なきにしも非ず、故に天下の争は、賢不肖より始まる、聖人之心を配せられて、敢て賢不肖の實を以て、貴賤の名を亂さしめず、故に天下の人は、如何程賢徳あればとて、貴き位の名を奪ふことの出来ぬことを知るなり、右の如くに、天下の人の貴ぶ所の名は、矢張り聖人も其まゝ之を貴はれざることを許さず、貴賤の外に、自ら奪ふべき賢不肖の徳といふ者ありて、其名のために、其實を輕重するに足らざればなり、簡樸に人に貴き位の名を與ふることを輕しくすれども、人に賢の實を與ふることを重んじて、容易に許されぬよりして、天下の人も、そこでこそ、貴き位の名を與ふることを知るなり、賢きの貴きを奪ふこと能はざることを知るが故に、名を争はんとせず、貴きの賢きに如かざることを知るが故に、實に趨く譯なり、天下の人をして、名を争はずして、實に趨く様に至らすれば、教の主意は、十分に實きて、申分なき次第なり、以上第三段、

正統者、名之所在焉而已、名之所在而不能有益乎其人、而後名輕、名輕而後實重、吾欲重天下之實、於是乎名輕、

正統といふことは、ほんの名の在るのみにて、其實の如何を問ふにあらざれば、實際何も其人に益することあること能はず、そこで、名は輕し、名輕くして、そこで實が重くなる、吾は天下の實を重くせんと欲すれば、是に於てか、名が輕くなる譯なり、以上第四段、名と實とは互に輕重をなす者ゆゑ、實を重くせんと欲すれば、自然に名は輕くなるをいふ、

正統聽其自得者十、曰堯舜夏商周秦漢晉隋唐、序其可得者六、以存教、曰魏梁後唐晉漢周、使夫堯舜三代之所以爲賢於後世之君者、皆不在乎正統、故後世之君不以其道而得之者、亦無以爲堯舜三代之比、於是乎實重、



此段は、本事に入る、實の重き所以は、正統の外に在るをいふ、さて其正統をば、そが自ら得たるまゝに打任すべき者があり、堯、舜、夏、商、周、秦、漢、晋、隋、唐と曰ふ、是は皆天下を一統したる時代にして、天下に何人も之が名を争ふ者なし、故に正統は其自ら得たる者なりといふなり、其外に又正統の名を得べき者六つを序て、以て教を存す、魏(三國の魏)、梁、後唐、晋、漢、周(即ち五代の國々なり)と曰ふ、是は天下を一統せしにあらざり、當時天下に其力に敵する者なければ、正統の名を與へたればとて差支なし、若しこれをしも與ふべからずとせば、是れ天下に君なき譯になる、故に此六國を正統を得べき者と立て、以て教を存したるなり、夫の堯、舜、三代の君をして、後世の君より賢されりとする所以の者は、皆正統の名あるが爲めに在らずして、其徳あるが爲めならしむ、故に後世の君の其道を以てせずして、之を得たる者は、正統の名こそ同じけれ、堯、舜、三代の比となる譯にはゆかぬなり、是に於てか、實が重くなる譯なり、以上第五段、

【沈評】名輕くして實重きは、一篇の主意なり、天下を有つ者は、皆當に正統を以て名づくべきを見はず、其人の賢と不肖との若きは、實の在るあり、湯、桀、隋の太祖、朱、温(後梁の太祖)は、天下を有てばとて重からず、文王は、天下を有たればとて輕からず、此篇は、論の總旨にて、後の二篇は、此より引き出たす、

### 正統論中

沈云く、大義は上篇已に明かにせり、此は唯章子の説に就きて、一々辯駁して、以て上篇の旨を足せるなり、末に名は輕く實は重き意を醒出す、筆勢は神龍の天矯たるが如くにして、捉摸すべからず、一筆として曲(こまかに)とやく(こと)ならざるはなく、一筆として透らざるはなしと、此篇凡て七段、

正統之論、起於歐陽子、而霸統之說、起於章子、二子之論、吾與歐陽子、故不得不與章子辨、以全歐陽子之說、歐陽子之說全、而吾之說又因以明、

正統の論は、歐陽子に起る、而して霸統の説は、章子(名は望之)に起る、霸統とは、天下を一統すること能はざれども、一時に雄視たる者を稱せし名なり、即ち晋、梁等の若き者をいふ、二子の論は同じからず、吾は歐陽子に與みず、故に章子と辯じて、以て歐陽子の説を全くせざることを得ず、歐陽子の説全くして、吾の説も又因りて以て明かなることを得るなり、以上第一段、先づ己が章子の説を辯駁せればならぬ大意をいふ、以下は、逐段章子の説を擧げて、之を辯す、

章子之説曰、進晋梁、失而未善也、進魏、非也、是章子未知夫名實之所在也、夫所謂正統者、猶曰有天下云爾、正統者果名也、又焉

實之知、視天下之所同、君而加之、又焉知其他、章子以爲魏不能一天下、不當與之統、夫魏雖不能一天下、而天下亦無有如魏之彊者、吳雖存、非兩立之勢、奈何不與之統、章子之不絕五代也、亦徒以爲天下無有與之敵者而已、今也絕魏、魏安得無辭哉、

此段は、章子の魏(曹魏)に正統を與へざることを辯す、章子の説に曰く、晋(司馬晋)梁(宋梁)を進めて、正統に立つるは間違にて、未だ十分善しとせず、魏を進むるは、殊に非なりと、(魏と同時に、吳、蜀の二國ありて、之と鼎立す、魏は未だ天下を一統すること能はず、故に章子は、之に正統の名を與へざるなり、)是れ章子は、未だ夫の名と實との在る所を知らざる故に、箇様の論を立てし譯なり、全體正統といふ譯柄は、輕き意味にて、詞を換へていへば、天下を有つといふ位のことなり、されば正統とは、果して名のみのことにて、又焉んぞ實の如何を知らんや、天下の人々が同じく君とし崇むる所を視て、之に正統の名を加ふるまてのことなり、又焉んぞ其他を知らんや、今章子は以爲へらく、魏は、天下を一統するに能はず、故に當に之に統を與ふべからずと、成る程夫の魏は、天下を一統することは出来ぬに相違なければども、而かし、當時の天下には、魏の強き程の者はなし、吳は存じたれども、進も魏と兩立する勢に非ず、されば奈何ぞ魏に統を與へざることを得ん、章子が五代を絶たざるも、亦徒に天下の之と敵する者あるなしと以爲へるのみなり、五代とても、皆天下を一統したる譯には非ず、當時僭偽の國々が、地方に割據したる有様は、矢張魏の時と異なることなし、今や魏のみを絶ちて、之に正統を與へずんば、魏は何とて辭(いひぐさ)なく黙して居られうか、

正統者、惡夫天下之無君而作也、故天下雖不合於一、而未至乎兩立者、則君子不忍絶之於無君、且夫徳同而力均、不臣焉可也、今以天下不幸而不合於一、徳既無以相過、而弱者又不肯臣乎、乎彊、於是焉而不與之統、亦見其重天下之不幸、而助夫不臣者也、

正統の論は、本々夫の天下の君なきを惡みて作れるなり、故に天下は一に合はずと雖も、而れども、未だ兩立する(互角にて、強弱の分かれぬを云ふ)程に至らぬ者なれば、君子は、之を君なしとして絶つに忍びず、他の一方の力の強きを進めて、正統の君を立て、以て教を

存するなり、且つ夫れ雖も同じくして、力も亦均しき者なれば、臣たらざるも致し方なければども、今天下不幸にして一に合はざる場合に於て、其德既に相過ぐるこなきが上に、力も微弱にして、強者に臣たることを肯はず、吳、蜀の如きを云ふ、是の時に於て、他の一方に統を興へずんば、天下を統一する者なく、互に相紛争して、天下の不幸を重ねて、夫の不臣の者を助くることを見るならん、故に魏を逐むることの已むことを得ざるを知るべし、以上第二段、

章子曰、郷人且恥、與盜者偶、聖人豈得、與篡君同名哉、吾將曰、是郷人與、是爲盜者、民則皆民也、士則皆士也、大夫則皆大夫也、則亦與之皆坐乎、苟其勢不得不與之皆坐、則郷人何恥耶、聖人得天下、篡君亦得天下、顧其勢不得不與之同名、聖人何恥耶、吾將以聖人恥、夫篡君而篡君、又焉能恥聖人哉、

此段は、章子の司馬、朱熹に正統を興へざることを辯ず、此の諸國は、皆篡逆を以て天下を得たるものにして、魏、蜀の譚、湯、武の討伐と同じくらず、故に章子は盜賊の喩あるなり、章子曰く、郷人(村里のたのひのひ)すら、盜賊と同席するを耻づる者を、聖人(魏、蜀、三代の君をいふ)が何れ篡君(晉、梁の君などいふ)と名を同じうすることを得んやと、是れ章子の正統の説ある所以なり、吾は將に曰はんとす、是の郷人と是の盜賊とは、民たることは同じ民なり、士たることは同じ士なり、大夫たることは同じ大夫ならんには、たとひ盜賊なるにせよ、身分が同等ならば、矢張之と同席するならん、假初にも、其勢に於て、同席せればならぬ譯ならば、郷人が何れ耻づるには及ぶまじ、それと同じ理窟にて、聖人も天下を得、篡君も天下を得たる者なれば、乃ち同等の身分なる譯なり、正統の説は、本と其位を論じて、其德を論ぜざる者なれば、聖人も、篡君も、其位が等しければ、顧ふに其勢之と名を同じくせざることを得ず、聖人も何れ之を耻ぢんや、吾は將に曰はんとす、(おも)へらく、たとひ聖人が夫の篡君と名を比ぶることを耻づるとも、篡君が又何とて辭く聖人と名を比ぶることを耻づること知らん、以上第三段、正統は、名を論じて、實を論ぜざることを知るべし、

章子曰、君子大居正、而以不正人居之、是正不正之相去、未能相遠也、且章子之所謂正者何也、以一身之正爲正耶、以天下有君爲正耶、一身之正、是天下之私正也、天下有君、是天下之公正也、吾無取乎私正也、天下無君、篡君出而制天下、湯武既沒、吾安所取正哉、故篡君者、亦當時之正而已、

此段は、正の名に公私の別あることを論ず、章子曰く、君子は、身を處するに、正に居るを大切のこととす、而るに、其行の正しからざる人を以て、其位に居らしむれば、是れ正と不正と相去ること未だ相遠きこと能はざるなりと、何は鬼もあれ、章子の謂はゆる正とは、如何なることを指していふか、一身の正しきを以て正とするか、天下に君あるを以て正とするか、一身の正とは、己一人のみのことにて、是れ天下の私正といふ者なり、天下に君あるを以て正とするは、即ち天下のために表的を立つる譯にて、乃ち是れ天下の公正といふ者なり、公正こそ大切なれ、吾は私正に要なきなり、天下に君なければ、篡君出て、天下を制すること、是れ時勢の已むことを得ざることにて、湯、武の時も、天下に君なきゆゑ、已むことを得ず、討伐を行ひ、天下を正されしに、其湯、武が既に没せられたる上は、吾安くに正を取る所あらん、故に篡君とて、世に君なき時は、亦當時の正を取る所のみ、以上第四段、此意は言ふ、天下は一日も君なかるべからず、篡君とて、正しき位に居れば、乃ち天下の正を取る所、是れ即ち公正なり、湯、武是なり、

章子曰、祖與孫雖百歲、而子五十、則子不得爲壽、漢與晉雖得天下、而魏不能一、則魏不得爲有統、吾將曰、其兄四十而死、則其弟五十爲壽、弟爲壽乎、其兄、魏爲有統乎、當時而已、章子比之、婦謂舅、嬖妾爲姑、吾將曰、舅則以爲妻、而婦獨奈何、不以爲姑乎、以妾爲妻者、舅之過也、婦謂之姑、蓋非婦罪也、舉天下而授之、魏晉是亦漢魏之過而已矣、與之統者、獨何罪乎、

此段は、章子の曹魏を退くる非を辯ず、章子曰く、嘗へば祖父(漢に比す)と、孫(晉に比す)とは、百歳の壽を保ちたるに、子(魏に比す)は五十歳にて終れば、子は壽なりとすることを得ず、漢と晉とは、天下を得たれども、魏は、天下を一統すること能はざれば、魏は統あり

とすることを得ずと、吾は將に曰はん、其兄(吳、蜀に比す)は、四十にて死したるに、其弟(魏に比す)は、五十歳まで生きれば、壽なりとす、これは、弟は其兄より長壽なりとする譯にて、即ち魏は當時の吳、蜀より統ありとする譯なり、章子は、又魏の正統を得べからざることを論じて、之を婦(よめ)が舅(しゅうと)の妻妾を姑(しゅうとめ)とするに比したれど、吾は將に曰はん、舅が其妾を以て妻とすれば、婦が獨り如何ぞ姑とせざるを得んや、本、妾を以て妻としたるは、舅の過失なり、婦が之を姑と謂ひたるは、婦の罪にあらざる、それと同じことにて、天下を擧げて、之を魏、晋(此段は、本と魏のこと)を歸せしむ、此に就いて晋を擧げたるは、晋の始めは魏と同じきを以てなり、に授けたるは、畢竟是れ漢、魏の過失のみ、丁度舅が妾を妻にしたると同じ譯になる、されば之に正統を與へたる者、獨り何の罪あらんや、以上第五段、

雖然歐陽子之論、猶有異乎吾說者、歐陽子之所與者、吾之所與也、歐陽子之所以與之者、非吾所以與之也、歐陽子重與之而吾輕與之、且其言曰、秦漢而下、正統屢絕、而得之者少、以其得之者少、故其爲名甚尊而重也、嗚呼、吾不善夫少也、幸而得之者少、故有以尊重其名、不幸而皆得、歐陽子其敢有所不與耶、

以上既に章子と辯じ了れり、以下は、又己が論の歐の説と殊なることを論ず、右は歐陽子の説を全くせんために、章子と辯じたる譯なれども、去りながら、歐陽子の論も、猶吾が説に異なる者あり、そは歐陽子の正統を與へたる所の者は、吾とて同じく與ふる所なり、(章子の説の如くに、正統を分たざるをいふ)されど、歐陽子の之に正統の名を與へたる所以の主意は、吾が之に與ふる所以の主意とは違へり、其譯は、歐陽子は、重く之に與へたれども、吾は輕く之に與ふ、(此意は、上篇にも言ひたる通り、正統の名を輕く看たることを云ふ)且つ歐陽子の言に、秦、漢以下、正統屢絶、(三國及び南北朝、五代の際)は、天下を一統する者なし、故に正統絶ゆといふなり、歐の説は、總旨の中に見はせり、而して之を得る者少なきを以て、故に其名たる甚だ尊くして重しといはれたり、此れ乃ち歐陽子の重く之に與ふる主意なるが、嗚呼、吾の論は、夫の正統の少なきを善しとせざる者なり、(此意は、上文にも見えた通り、天下は一日も君なかるべからず、故に一人にても多く正統の君を得んことを欲するは、公の論言なり、故に公は輕く之を與ふ、是れ歐の説と異なる所なり)幸にして之を得たる者少なければ、こそ、其名を尊重することとなるべけれ、若し不幸にして、皆得たらんには、夫れども歐陽子は尊重すといひて、敢て與へざる所あるか、左様には參るまじ、以上第六段、歐の説の其名を尊重する所以を駁す、

且其重之、則其施於篡君也、誠若過然、故章子有以啓其說、夫以

文王、而終身不得、以魏晉梁、而得之、果其爲重也、則文王將有愧於魏晉梁焉、必也使夫正統者、不得爲聖人之盛節、則得之爲無益得之爲無益、故雖舉而加之、篡君而不爲過、使夫文王之所不得而、魏晉梁之所得者、皆吾之所輕者也、然後魏晉梁無以愧文王、而文王亦無所愧於魏晉梁焉、

且つ歐陽子は、其名を重んずれば、其篡君に施すは、誠に過分なるやうに思ひたり、故に章子は、其説を啓くことを得たるなり、夫れ文王の聖徳を以てす、終身得ざる所の者、魏、晉、梁が篡弒の力を以て之を得たる譯なれば、若しも果してそれを重しとするならば、文王も將に魏、晉、梁に愧づることあらんとする譯になるべし、依りて是非とも夫の正統といふ者なし、聖人の盛節とすることを得ざらむる様に、するときは、之を得たればとて益なき者となる、之を得ても益なき者ゆゑ、其名を擧げて之を篡君に加へたればとて、過ぎたりとはせず、此は名の輕きゆゑなり、夫の文王の得られぬ所にして、魏、晉、梁の得たる者をして、皆吾の輕んずる所の者ならしむるなり、然る上に、魏、晉、梁が其徳なくして之を得たればとて、文王に對して愧づるにも及ばず、而して文王も亦之を得ざればとて、毫も其聖徳に傷つく所なければ、魏、晉、梁に對して愧づる所なき譯なり、以上第七段、此段は、名と實とは本と相關せざることを説く、故に文王を借りて其意を申明す、【沈評】總旨中に出だす、

正統論下

沈云く、此篇は、専ら正統を辯ず、蓋し予ふるに正統を以てせるは、正に以て亂賊(魏、晉、梁の如き篡弒の者)を云ふ、(を寛待する譯になる、何となれば、朝の下別に復た加ふべき名目なければなり、名づくるに正統を以てして、其篡弒の實を没せざるの反りて兩得たるに如かず、辯折の處、筆々鋒あり、論愈々快にして、理愈々足れり、後世又偏統、竊統等の名を分出す、(此は、魏、晉、梁の如き)眞に乃ち其説を支離(分裂して、まとまらぬこと)にせるものにて、訓となすべからずと、此篇凡て五段、

始終得其正、天下合於一、是二者必以其道得之耶、亦或不以其道得之耶、病乎或者之不以其道得之也、於是乎舉而歸之名、歐

陽子曰、皆正統、是以名言者也、章子曰、正統、又曰、霸統、是以實言者也、歐陽子以名言、而純乎名、章子以實言、而不盡乎實、章子之意、以霸統重其實、而不知實之輕、自霸統始。

【始終得其正、天下合於一】……歐の論に云く、夫れ天下の正に居ると、天下を一に合はすると、斯れ正統なり、堯、舜、禹、商、周、秦、漢、唐、是なり、始め、其正を得ずと雖も、卒に能く天下を一に合はするあり、夫れ天下を一にして、正に居ることなれば、是れ天下の君なり、斯に之を正統と謂ひても可なり、晉、隋、是なりと、本文は此に據るなり、

【此段は、歐の説と章の説と、之に名づくること同じからざるを言ふ、天下を取るに於て、正道を以て始終する者と其始めは正を得ずと雖も、能く天下を一に合はせたる者との二つあり、二つの者が天下を取るに於て、果して其道を以て之を得たるか、それとも亦其道を以てせずして、之を得たるか、中には其道を以てせずして之を得たる者あるかを病ふるなり、晉、隋の如き者は、皆篡弒を以て天下を得たり、乃ち其道に非ざるなり、是に於て、之に名を附くる論が始まる、歐陽子は、たとひ晉、隋の如き者と雖も、能く天下を一統したる上は、矢張之を堯、舜、三代、秦、漢、唐と同様に皆正統なりと曰ふ、此論は、其實の如何を論せず、名（天下を一統したる名なり）を以て言ひたる者なり、章子の論は、天下を一統したる者を正統と曰ひ、一時天下の權力を握りたる者を霸統と曰ふ、是れ實を以て言ひたる者なり、歐陽子は、名を以て言ひて、名のみ純らにして、實の如何は論じず、章子は、實を以て言ひて、反りて其實を盡すことの出來ぬ論なり、（此意は、下に説く）章子の意は、霸統の名を立て、以て其實を重んじて、輕きことは、反りて霸統の説より始まることに心附かざりしなり、以上第一段、章子は、天下を取る者の實を盡さんととして、霸統の説を創む、而るに、反りて其實を輕くせしむ、此處は虚接なり、下之を暢言す、

使天下之名、皆不得過乎實者、固章子意也、天下之名、果不過乎實也、則吾以章子爲過乎聖人、聖人不得已、則不能以實傷名、而章子則能之。

【此段は、上を承けて、章子の霸統の論の實を盡さることを論ず、天下の名をして、皆實に過ぐることを得ずして、名實適當せしむる様に致させたまは、固より章子の意なり、天下の名が、果して章子の謂ふ所の正統の名だけにて、其實を盡さる者ならば、吾は章子を以て聖人にも過ぎたりとせん、聖人は、名を實を盡さぬことを知られたれば、已むことを得ざるときは、寧ろ實を以て名を傷づること能はざらめたり、而るを、章子は、之を能くせんとして、

且吾豈不知居得其正之爲正、不如至公大義之爲正也哉、蓋亦有不得已焉耳、章子之說、吾將求其備、堯舜以德、三代以德與功、漢唐以功、秦隋後唐晉漢周以力、晉梁以弒、以實言之、則德與功不如德、功不如德、與功、力不如功、弒不如力、是堯舜而下、得統者凡更四、不如、而後至於晉梁、而章子以爲天下之實、盡於其正統、霸統之間矣。

【且つ吾とて、豈其居る位の其正を得たる者（晉、隋の如き、始めは其正を得ざれども、卒に能く天下を合はせて、正位に居たる者）をいふ、を正とするは、至公大義もて天下を得たる者の正とするに如かざることを知らざる者ならんや、而るに、吾の論にては、其區別を立てず、一様之を名づけて正統とする者は、已むことを得ざることあるのみ、章子の説は、吾將に其備はらんことを求めんとす、堯、舜は、德を以て天下を得たり、三代は、德と功とを以て之を得たり、漢、唐は、功を以て之を得たり、秦、隋、後唐、晉、漢、周は、力を以て之を得たり、晉、梁は、弒を以て之を得たり、斯く種々の區別ある者ゆゑ、實を以て之を言へば、德と功とは、德に如かず、功は德と功とに如かず、力は功に如かず、弒は力に如かず、是れ堯、舜以下、統を得たる者、凡そ四つの如かざるを更へて、而して後に、晉、梁に至りたるなり、而るに、章子は、以爲へらく、天下の實は、其定むる所の正統、霸統の間に盡きたりと、

歐陽子純乎名、故不得實之所、止章子雜乎實、故雖晉梁弒君之罪、天下所不容之惡、而其實反不過乎霸、彼其初得正統之虛名、而不測其實罪之所至也、章子則告之曰、爾霸者也、夫以弒君得天下、而不失爲霸、則章子之說固便乎篡者也、夫章子豈曰弒君者其實止乎霸也哉、蓋已舉其實、而著之名、雖欲復加之罪、而不

可得也

歐陽子、名に純らにして、實を問はざる故に、但正統とのみいひて、其實は何程までを言ひたるか、  
君、其初めは、歐陽子の説にては、正統の虚名を得たれども、其實罪の至る所は何程なるか、測り知られぬ者、  
者なりと、夫れ君を試して、天下を得たる者、即ち晋、梁を以て、覇たることを失はずとするときは、即ち章子の説は、固より  
至極都合好き説なり、夫の章子とて、豈君を試せし者の罪は、其實覇に止まるのみなりと曰はんや、蓋し已に其實を擧げて、之が名を著は  
したる以上は、正統、覇統、皆實を擧げて、名を著はしたるなり、復た之に他の名義を以て、罪を加へんと欲すと雖も、得べからざればなり、  
故に覇統の説は、反りて墓試する者に便を與ふることになるなり、以上第二段、

夫王者没、而覇者有功於天下、吾以為在漢唐為宜、必不得已而  
秦、隋、後唐、晋、漢、周得之、吾猶有憾焉、奈何其舉而加之弑君之人  
乎、嗚呼、吾不惜乎名、而惜乎實也、覇之於王也、猶兄之於父也、聞  
天下之父嘗有曰堯者、而曰必堯、而後父、少不若堯、而降為兄、則  
瞽瞍懼至、僕妾焉、天下將有降父、而至於僕妾者、無怪也、從章子  
之說者、其弊固至乎此也、

此段は、若し章子の説に従ひて、其實を盡さんとせば、反りて弊害の生ずべきを言ふ、夫れ王者没して後は、覇者が天下に功ある者なり、  
故に覇の名も、輕んずべき者に非ず、吾以為へらく、覇の名を被らせんとすれば、漢、唐こそ相當なれ、若し必ず已むことを得ずして其次とあ  
らば、秦、隋こそ然るべけれ、後唐、晋、漢、周が此名を得たるも、吾は猶遺憾に存するなり、奈何ぞ其れ擧げて之を君を試せし人に加ふるこ  
を得んや、嗚呼、吾は名を惜まざれども、實を惜むなり、覇の王に於けるは、猶兄の父に於けるが如く、格別の相違なき者なり、聞く天下の父  
に嘗て堯と曰ふ者ありき、而して必ず堯程の聖徳ある者にて父と呼び、少しく堯に若むざる者を降して、兄となさんには、瞽瞍や蘇の如き不  
徳の者は、父の名を附すること能はざれば、懼らくは降して、僕妾の名を附するにも至らん、(名實をして必ず相應せしめんとすれば、其勢此  
に至る)故に天下には將に父を降して、僕妾にも至らす者あらんとするは、怪むことなきなり、(實を論ずるときは、正統の名のみにては盡

故曰、莫若純乎名、純乎名、故晋、梁之得天下、其名曰正統、而其弑  
君之實、惟天下後世之所加、而吾不為之齊量焉、於是乎、晋、梁之  
惡、不勝誅於天下、實於此、反不重乎、

故曰、莫若純乎名、純乎名、故晋、梁之得天下、其名曰正統、而其弑  
君之實、惟天下後世之所加、而吾不為之齊量焉、於是乎、晋、梁之  
惡、不勝誅於天下、實於此、反不重乎、

章子曰、堯舜曰帝、三代曰王、夏曰氏、商周曰人、古之人輕重其君  
有是也、以為其覇統之説、夫執聖人之一端、以藉其口、夫何説而  
不可、吾亦將曰、孔子刪詩、而虞、夏、商、周皆曰書、湯、武、王、伯、禽、秦、穆  
公皆曰誓、以為皆曰正統之説、其誰曰不可、聖人之於實也、不傷  
其名、而後從之、帝亦天子也、王亦天子也、氏亦人也、人亦氏也、夫  
何名之傷、若章子之所謂覇統者、傷乎名、而喪乎實者也、

此段は、章子の説は、名を傷つけて、實を喪ふ者なることを説く、章子曰く、堯、舜を帝と曰ひ、三代を王と曰ひ、夏を氏と曰ひ、商、周を人  
と曰ふ、簡樸に名稱をさまざまに附せしは、已に古の人其君を輕重する例の是ありしなりと、此を引きて以て覇統の説の據とせり、夫れ章子  
の説の如く、聖人の一端を執りて、以て其口實(いひぐさ)となさば、如何様なる説にても立たぬことはなからん、されば吾も亦兼に曰はんと

する説あり、孔子が書經を刪正せられて、虞、夏、商、周の文は、皆書と曰ひ、（これは、虞書、夏書、商書、周書と名づけしことをいふ）湯王、武王、魯の伯禽、秦の穆公の文は、皆誓といへり、（これは、湯には湯誓あり、武王には泰誓あり、伯禽には費誓あり、穆公には秦誓あり、皆書經に載す）此書經の名を觀るに、虞、夏、商、周とも、均しく誓と曰ひて、區別なきを見れば、輕重なきこと知るべし、又湯、武は天子、伯禽、秦穆は諸侯なり、而るに、均しく名づけて誓と曰ふ、其名が同じければとて、亦輕重する所あるには非ず、吾は此を假りて、其實の如何を論ぜず、均しく皆正統と曰ふ喻となさんとす、其れ誰か不可なりと曰はん、聖人の實を稱するは、其名を傷つけて、而る後に、之に従事することせず、帝といふも、天子のことなれば、王といふも、亦天子のことなり、氏といふも、人のことなれば、人といふも、氏のことなり、名は何といひたればとて、其實は變はることなし、夫れ何の名を傷つくることあらん、章子の謂ふ所の正統の説の若き者は、名を傷つけて、實を傷ふ者なり、以上第五段、此は、章子の正統の説は、本と實を盡さんと欲して設けたる名なれども、其名は以て其實を盡すに足らず、故に名を傷つけて實を傷ふといひたるなり、

### 大臣論上

此文は、上下二篇共、大臣の小人を處する法を論ず、上篇は、小人の假しく擊つべからざることを言ふ、下篇は、小人を處する術を論ず、二篇を合はせて、其論旨始めて完し、此篇凡て五段、

以義正君、而無害於國、可謂大臣矣、

義理に依りて、其君の惡しき行を正して、國に害を殘さぬ權に計らふこそ、大臣と謂ふべけれ、以上第一段、大臣のために權的を立つ、以下は、皆反説なり、

天下不幸而無明君、使小人執其權、當此之時、天下之忠臣義士、莫不欲奮臂而擊之、夫小人者、必先得於其君、而自固於天下、是故法不可擊、擊之而不勝、身死其禍止於一身、擊之而勝、君臣不相安、天下必亡、是以春秋之法、不待君命、而誅其側之惡人、謂之叛、晉趙鞅入於晉陽、以叛是也、

晉趙鞅入於晉陽、以叛……春秋定公三十年の經文なり、公羊傳に、晉の趙鞅、晉陽の甲を取りて、以て荀寅、士吉射を逐ふ、荀寅と士吉

射とは、易爲（なんする）者ぞ、君側の惡人なりと見えたり、

天下不幸にして明君なく、小人をして其政權を執らしむ、此時に當りて、天下の忠臣義士は、臂を奮ひて之を擊つことを欲せざるはなし、而るに、夫の小人といふ者は、必ず先づ其君に取入りて、己が身を天下に安泰ならしむる權に、用心が行届き居ることゆゑ、國法に於ても、自然擊つことが出来ぬ者なり、之を擊つて勝たざる時は、身は死して、其禍は一身にて済むことなれども、若し之を擊つて勝たるときは、君臣相安からずして、天下必ず亡ぶるなり、是を以て、春秋の法に、君命を待たずして、君側の惡人を誅することなば、之を叛と謂ひたり、晉の趙鞅が晉陽に入りて以て叛すと、春秋に書きたるは、即ち此理なり、趙鞅は、荀寅には非ず、荀寅、士吉射は、惡人なり、大臣が君側の惡人を除かんとして、其君に訴へずして、恣に兵を起すは、不臣の沙汰なり、故に叛と書かれしなり、以上第二段、此段は、大臣が君側の惡人を除かんとするは、法に於て擊つべからざる者なるを謂ふ、故に春秋を援きて、法を示す、

世之君子、將有志於天下、欲扶其衰而救其危者、必先計其後、而爲可居之功、其濟不濟、則命也、是故功成而天下安之、今小人、君不誅而吾誅之、則是侵君之權、而不可居之功也、夫既已侵君之權、而能北面就人臣之位、使君不吾疑者、天下未嘗有也、

世の君子、將に天下に志ありて、其衰へたるを扶けて、其危きを救はんと欲せんとする者は、必ず先づ後來のことまでを計りて、己が居り有るて幾支にならぬだけの功をなす、其濟ると濟らざるとは、天命に在するより外なし、それ故、功成りて、天下之に安んじ、少しも動搖することなし、（此が篇首に謂ふ所の、義を以て君を正して、國に害なしといふことなり）今小人ありて、政の害をなせばとて、君が之を誅せざるに、吾之を誅すれば、是れ君の權利にまで立入りたる所爲にて、人臣として居有るべからざる功なり、夫れ既に己の君の權利にまで立入りたる勳をなして、而して能く北面して人臣の位に就き、君をして少しも吾を疑はざらしむる者は、天下に未だ嘗て有らざる所なり、以上第三段、此段は、其擊つべからざる所以は、是れ君の權を侵すゆゑなるをいふ、前段に比すれば、一步を進む、以上は、冒論なり、

國之有小人、猶人之有癭、今人之癭、必生於頸、而附於咽、是以不可去、有賤丈夫者、不勝其忿、而決去之、夫是以去疾、而得死、漢之亡、唐之滅、由此故也、

【釋】：…：類に生ずる類（こぶ）なり、  
國の小人あるは、類人の類あるがごとし、今人の類は、必ず類（くび）に生じて、類（のんど）に附く、是を以て、去るべからず、無分別なる男ありて、類が邪賢になると、腹立にたへず、短氣にも、刀もて之を決去（きり）とせり、是を以て、疾は去りても、死を招くことになりぬ、漢の亡びたるも、唐の滅びたるも、此故に由るなり、漢、唐の末に、大臣皆君側の惡を除かんとして成らず、それがために國を滅し身を亡す、故に類を類くを以て喩とす、以下漢、唐の事實に入る、

自桓靈之後、至於獻帝、天下之權、歸於內豎、賢人君子、進不容於朝、退不容於野、天下之怒、可謂極矣、當此之時、議者以爲天下之患、獨在宦官、宦官去、則天下無事、然竇武何進之徒、擊之不勝、止於身死、袁紹擊之而勝、漢遂以亡、

【內豎】：…：内廷の小人をいふ、宦官のことなり、【竇武何進】：…：何れも漢の大官なり、靈帝の建寧元年、太傅の陳蕃、大將軍の竇武、宦官の曹節等を誅せんと欲し、反りて節等のために殺さる、又同帝の中華六年に、大將軍の何進、宦官を殺さんことを謀り、成らずして、殺さる、【袁紹】：…：何進と共に、宦官を誅せんことを謀りて、進は殺されしが、紹は兵を勸して、宦官を捕へて、悉く之を誅せり、  
後漢は、桓帝、靈帝の後より、獻帝に至るまで、天下の權は、内豎に歸し、賢人君子進みては、朝廷に容れられず、退きては、野に容れられず、天下の怒は極まればと謂ふべし、此の時に當りて、議者以爲へらく、天下の患は、獨り宦官に在り、宦官去らば、天下は無事ならんと、去りながら、竇武、何進の徒は、之を擊ちて勝たずして、身死するに至る、袁紹は、之を擊ちて勝たれども、それがために、漢は遂に亡びたり、

唐之衰也、其迹亦大類此、自輔國元振之後、天子之廢立、聽於宦官、當此之時、士大夫之論、亦惟宦官之爲去、然而李訓鄭注元載之徒、擊之不勝、止於身死、至於崔昌遐擊之而勝、唐亦以亡、

【輔國元振】：…：俱に宦官にて、權を專にせし者、唐の代宗の即位の初めに、李輔國を誅し、程元振を殺す、【李訓鄭注元載】：…：唐の文宗の大和九年に、李訓、鄭注、元載等、宦官を誅せんことを謀り、克たずして殺さる、此にいふ元載は、疑らくは元與の誤ならん、元載は、代宗の大曆中に、宦官の魚朝恩を殺したる者、事李、鄭と相渉らず、【崔昌遐】：…：崔胤の字なり、唐の昭宗の天復三年に、宰相の崔胤、朱全忠の兵力を

假りて、大に宦官を誅す、  
【釋】唐の衰ふるとき、其事柄も亦大に此に類す、李輔國、程元振を誅せしより後、天子の廢立は、皆宦官の命を聽けり、此時に當りて、士大夫の論も、亦唯宦官を去ることのみをせり、然しながら、李訓、鄭注、元載などの徒は、宦官を擊ちて勝たず、たゞ身の死するに止まりたれども、崔昌遐が之を擊ちて勝つに至りて、唐も亦以て亡びたり、

方其未去、是纍然者、瘦而已矣、及其既去、則潰裂四出、而繼之以死、何者、此侵君之權、而不可居之功也、

【纍然】：…：懸垂の貌、  
【釋】さて漢と云ひ、唐と云ひ、皆右の始末にて亡滅に及びたり、纍に喩へては、其未だ去らざるときに方りては、是の纍然とぶら下りたるは、邪黨には相違なければども、懸たけのことなり、其既に去るに及びては、潰裂（くづれ）さけして膿血となり、四邊へ流れ出て、とりの詰りは、之に繼ぐに死を以てするに至る、そは何故となれば、此は君のなさるべき權内にまで立入りて、人臣共の居るべからざる功なればなり、以上第四段、此段は、通例を援きて、事實を證す、其事皆國に害あるを見はす、

且爲人臣、而不顧其君、捐其身於一決、以快天下之望、亦已危矣、故其成則爲袁、爲崔、敗則爲何、竇、爲訓、注、然則忠臣義士、亦奚取於此哉、夫竇武何進之亡、天下悲之、以爲不幸、然亦幸、而不成、使其成也、二子者、將何以居之、故曰、以義正君、而無害於國、可謂大臣矣、

【釋】此段は、其事の義に合はざるを言ふ、且（そのうへ）人臣と爲りて、其君には構はず、たゞ己が身をひと思ひに打遣りて、以て天下の人々の望を快くせんとするは、随分はや危きこと、の限りなり、故に其事成就すれば、袁紹ともなり、崔昌遐ともなり、若し又敗るれば、何進ともなり、竇武ともなり、李訓ともなり、鄭注ともなり、其害或は一身に止まり、或は天下に及ぶ、畢竟皆其所爲の義に合はざるに由るなり、然れば忠臣義士たる者も、亦奚ぞ此の所爲に取る所あらん、夫の竇武、何進の亡びたるをば、天下之を悲みて、以て不幸とすれども、去りながら、亦

幸にして成就せざるのみ、若しそれが成就したらんには、此二人の者は、將た何を以て其功に居らんとするぞ、是れ乃ち春秋に謂ふ所の、君命を待たずして、君側の惡を除く者、即ち君の權を侵して居るべからざる功を成す者にして、春秋に之を名づけて叛といふ者なり、故に曰く、義理に依りて、其君の惡しき行を正して、國に害を殘さぬ様に計らふこそ、大臣と謂ふべけれど、以上第五段。

呂晚村云く、通體都て是れ反説、(程意を説く)ことなり、此文の表は、只起頭の三句が、大臣の心得を説きたるにて、其他は、皆大臣の心得をいひたり、故に反説といふ、(敗基を覆するに、(負けた基を打ち返す)こと)未だ子を下す處を講せぬ(まだ石の置き方の講解をせぬ)こと)が如し、宜しく下篇あるべきなりと、(下篇に至りて、之を講明す)汪武曹云く、前に之を撃ちて勝たざると、之を撃ちて勝つとの兩意を以て并べ提ぐ、其意實は重く勝つ者の國に害あるに在り、漢、唐を叙する處も亦然り、故に其正論夾寓の處、(是果然者擧而已矣の幾句を指す)單に勝つ者の國に害あるに就きて説く、此下は、惡に依りて、兩意を叙す、而して結處反りて勝たざる者をもつて翻發す、(夫實武何進之亡、天下恐之云々を指す)波瀾あり、變化測られず。

【沈評】大臣の小人に於ける、上は、化して之を用ぬ、(其惡を改心せさせて之を用ぬること)次は、其機に乗じて之を決す、(よきをりに附け入りて、之を決すこと)若し兩つながら能くせずして、惟其機を遂しくし、一擊の所爲に出でなば、危からんのみ、公此に見る所ありて、之を極言す、然れども、義を以て君を正す處は、尙未だ透説せず、(いひきらぬこと)下篇の地步を留むるなり、即ち下篇とて、亦只國に害なきことのみを説き得て、大臣の本領(肝要の意旨)は、全く未だ見及ばず、是れ學問經術の猶缺圓處の在るあるなり。

### 大臣論下

此文は、上篇を承けて、小人を待する術を論ず、其意は言ふ、内は君子の交を固くし、外は小人の意に逆はず、彼をして自ら懈らしめ、其隙に乗じて之を倒すときは、力を用ゐること少くして、後患なしといふに在り、此篇凡て五段。

天下之權在於小人、君子之欲擊之也、不亡其身、則亡其君、然則小人者、終不可去乎、

聞之曰、迫人者其智淺、迫於人者其智深、非才有不同、所居之勢然也、古之爲兵者、圍師勿遏、窮寇勿追、誠恐其知死而致力、則雖

有衆、無所用之、故曰同船而遇風、則胡越可使相救、如左右手、小人之心、自知其負、天下之怨、而君子之莫吾赦也、則將日夜爲計、以備一旦卒然不可測之患、今君子又從而疾惡之、是以其謀不得不深、其交不得不合、交合而謀深、則其致毒也、忿戾而不可解、故凡天下之患起於小人、而成於君子之速之也、

此段は、天下の患は君子の自ら招く所なるをいふ、之を人の言に聞くに、人に迫る者は、其智淺く、人に迫らるる者は、其智深しとなり、これは、人の才氣の同じからざるあるには非ず、其居る地位によりて、自然の勢なりゆき(左様になる者なり、(迫)人迫君子人の二意は、一篇の大旨の在る所、下文總べて此意を説く)古の兵を爲す者(孫子)曰く、圍みたる敵なれば、逃ぐるに任せて、くひ止めぬが宜し、逃げ惑ひたる寇なれば、追ひ詰めぬが宜しと、此は誠に敵の必死を覺悟して働きたるときは、此方に多人數ありても、之を用ゐる所なきゆゑなり、それ故に、又(孫子)曰く、一つの舟に乗り合ひて、風に遇ひたるときは、北胡、南越の見ず識らずの者にて、互に救ひ合ふことは、左右の手の如くならしむべしと、これと同じことにて、小人の心には、自ら其天下の怨を負ひて、君子の吾を救ふことなきことを知れば、毒となく、夜となく、其機防の謀計をなし、以て一旦卒然と暴發する機なる測られぬ患の手當をなさんとす、それを知らず、今君子が又從ひて(そばかり)之を疾惡するゆゑ、是を以て、彼の謀は深きことを得ず、其交りは合はざることを得ず、(所謂る人に迫らるる者は其智深き者なり)交り合ひて謀深ければ、其毒を致すこと愈甚(はらたらまされにれぢけること)にして、速も解くことは出来ぬなり、故に凡べて天下の患は、小人より起れども、而れども、君子の之を速(ま)れに成就するなり。

小人在内、君子在外、君子爲客、小人爲主、主未發而客先焉、則小人之詞直、而君子之勢近於不順、直則可以欺衆、而不順則難以令其下、故昔之舉事者、常以中道而衆散、以至於敗、則其理豈不甚明哉、



小人内在在り、君子は外に在り、君子は客たり、小人は主たり、主が未だ發せざるに、客より先んじて事を發するときは、小人の圖は、直にして、理あることに聞え、君子の場合には、不順なる様に見ゆるなり、詞直なるときは、以て衆を欺くべく、勢ひ不順なれば、以て其下に合し難し、故に昔の事を擧ぐる者は、常に中道にて衆敵し、以て敗るゝに至る、して見ると、勝敗の理は、なんと甚だ明かなる譯ではあるまいか、以上第二段。

若夫智者則不然、内以自固、其君子之交、而厚集其勢、外以陽浮、而不逆於小人之意、以待其間、寬之使不吾疾、狃之使不吾慮、啖之以利、以昏其智、順適其意、以殺其怒、然後待其發、而乘其隙、推其墜、而挽其絕、故其用力也、約而無後患、莫爲之先、故君不怒、而勢不偪、如此者、功成而天下安之。

此段は、小人を待つ法を言ふ、此れ本論の奥の手なり、若し夫の智者に於ては、然らず、内は以て自ら其君子の交りを固くして、厚く(ちやうぶに)其勢ひを集め、外は陽浮(俗に云ふ、ふはりとして、固く見せぬこと)に見せかけて、小人の機嫌に逆らはず、以て其間隙を待つ、之を寬(ゆるやみ)にして、吾を疾(にく)まざらしめ、之に狃(な)れて、吾を慮らざらしめ、之に啖(な)はしむるに利を以てして、以て其智を昏らし、之を絶ゆるを挽きて之を斷つ、故に其力を用ゆることを約(すくなく)して、後の患なし、右の如くに、此方より先きに手出しをせぬゆゑに、君も怒ることをせず、勢ひも偪ることなきなり、此の如き者は、功成りて、天下之を安んず、以上第三段。

今夫小人急之則合、寬之則散、是從古以然也、見利不能不爭、見患不能不避、無信不能不相詐、無禮不能不相瀆、是故其交易間、其黨易破也、而君子不務寬之、以待其變、而急之以合其交、亦已過矣。

此段は、小人の交りは、本と破り易き者なるを、兎角君子の不手際にて、反りて其交りを合はするに至るをいふ、今夫の小人共は、之に急に逼るときは連合し、之を寬かにして捨置くときは離散す、是れ古よりして然るなり、利を見ては争はざる、患を見ては避ける、こと能はず、信なきゆゑに、相互に詐らざる、こと能はず、禮なきゆゑに、相互に瀆(けが)さざる、こと能はず、是故に、其交は間(へだ)ちて易く、其黨は破り易し、而るを、君子が之を寬(ゆるやみ)にして、以て其變を待つ、ことを務めずして、急に之に逼りて、以て其交りを合はするは、隨分はや不手際なる次第なり、以上第四段。

君子小人雜居而未決、爲君子之計者、莫若深交而無爲、苟不能深交而無爲、則小人倒持其柄、而乘吾隙、昔漢高之亡、以天下屬平勃、及高后臨朝、擅王諸呂、廢黜劉氏、平日縱酒、無一言及用陸賈計、以千金交歡絳侯、卒以此誅諸呂、定劉氏、使此二人者而不相能、則是將相相攻之不暇、而何暇及於劉呂之存亡哉、故其說曰、將相和調、則士豫附、士豫附、則天下雖有變、而權不分、嗚呼、知此、其足以爲大臣矣夫。

此段は、漢の事を引きて、君子の交りを固くしたる例を示す、君子と小人と雜居して、何れが勝つべしとも、未だ決せざるとき、君子の計を爲すには、互に深く相交はりて、何事にも手出しをせぬが宜し、苟も深く交はりて、何事にも手出しをせぬ様にする、こと能はざらんには、小人が倒に其權柄を握りて、此方の隙に附け入らん、昔漢の高祖の崩るとき、天下を以て陳平と周勃とに屬せられたり、高后の朝に臨みて、擅に諸呂を王とし、劉氏を廢黜するに及びて、陳平は、日に酒を縱まゝにして、一言だも朝政の事に及ばず、陸賈の計を用ひて、千金を以て絳侯周勃と懇意を取結ぶに及びて、卒に此を以て諸呂を誅し、劉氏を定めたり、此れ君子の交を合はせて、小人の隙に乗じたる通例なり、若しも此二人をして、相能からざらしめば、是れ將相の内々に互に攻め合ふ暇にあらざるを、何ぞ他の劉氏と呂氏との存亡の事にまで及ぶ暇あらんや、故に其說(陸賈の言)に曰く、將相の間が、能く調和すれば、士は平素より歸附す、士が平素より歸附すれば、天下變ありと雖も、權力の分るゝことなしと、嗚呼、此理を知らば、其れ以て大臣と爲るに足らん、以上第五段。

るべき時なり、夫(卦の名)の九五の爻辭に、見陸夫々とあるは、(見陸は、馬齒草、和名ひゆなり、夫は、決なり、)時節が王庭に揚ぐべき時なれば、之を決して、顯はに行ふべきをいふなり、(是れ所謂の聖を推し絶を挽く時なり、)而して九三(夫の九三)の爻辭の類(類首なり、ほ、ほれのこと)に壯なりとて、剛の象が面目にまて見はる、様にては宜しからず、惟、君子と君子との交りは、因循を相爲すこと、五陽もて一陰を決去する義を得れば、功は成らざることをなくして、而して往く所あるに利なり、(五陽一陰とは、夫は、乾下兌上の易にて、陽爻五、陰爻一の卦なり、陽を君子に喩へ、陰を小人に喩ふ、衆君子の力を合はせて、一小人を排除する象あり、故に五陽もて、一陰を決去すと旨ひたるなり、)此論中、殊に此意を得たり、而して深交無爲の四字は、尤も緊要なり、蓋し深く交るときは、君子は孤ならず、無爲なるときは、小人疑忌せず、上黨の議論も、此意を得て、乃ち歸宿あり、

刑賞忠厚之至論

此文は、嘉祐二年、公の禮部の試に應ぜし時の作なり、凡て四段、主意は謂ふ、賞を重くし、罰を軽くするは、天下の人を待つに君子長者の道を以てするなり、故に忠厚の至りと云ふなりと、此語は、尙書の孔傳に本づく、書の大禹謨に云く、罪の疑はしきは惟れ軽くし、功の疑はしきは惟れ重くすと、孔傳之を釋して、刑の疑はしきは、輕きに附し、賞の疑はしきは、重きに從ふは、忠厚の至りなりとあり、

堯舜禹湯文武成康之際、何其愛民之切、而待天下以君子長者之道也、有一善、從而賞之、又從而咏歌嗟歎之、所以樂其始、而勉其終、有一不善、從而罰之、又從而哀矜懲創之、所以棄其舊、而開其新、故其吁俞之聲、歡休慘戚、見於虞夏商周之書、

【吁俞】…吁は、其不然を歎ずる辭、俞は、然りとする辭なり、

成康既沒、穆王立、而周道始衰、然猶命其臣呂侯、而告之以祥刑、

其言憂而不傷、威而不怒、慈愛而能斷、惻然有哀憐無辜之心、故孔子猶有取焉、

【祥刑】…呂刑篇を云ふ、刑は本と利なきを期する者にて、祥、これより大なるはなしとて、祥刑と云ひたるなり、

傳曰、賞疑從與、所以廣恩也、罰疑從去、所以慎刑也、當堯之時、皐陶爲士、將殺人、皐陶曰、殺之三、堯曰、宥之三、故天下畏皐陶執法之堅、而樂堯用刑之寬、四岳曰、鯀可用、堯曰、不可、鯀方命圯族、既而曰、試之、何堯之不聽、皐陶之殺人、而從四岳之用、鯀也、然則聖人之意、蓋亦可見矣、書曰、罪疑惟輕、功疑惟重、與其殺不辜、寧失不經、嗚呼、盡之矣、

【傳曰】…書經の孔安國の傳の文なり、【士】…獄官、今の判事の職なり、【皐陶曰、殺之三云々】…蓋し出處なし、老學庵筆記に、梅聖俞小試官となり、公の此論を得て、以て歐陽公に示す、公曰く、此れ何の書に出でたるか、聖俞曰く、何ぞ出處を須めんと、公以爲へらく、偶々之を忘れたるのみと、然れども亦大に稱賞す、勝を掲ぐるに及びて、東坡の姓名を見て曰く、此即必ず據る所あらんと、謁謝(面會して禮を述ぶること)するに及びて、首として之を問ふ、東坡も亦對へて曰く、何ぞ出處を須めんと、聖俞の語と合す、公其意を賞して、大息して曰まづと見えたり、按ずるに、禮記文王世子篇に、獄成りて、有司より公に獻すれば、公命じて三たび宥すの文あり、又同書王制に、王三又して、然して後に、刑を制する文あり、古の刑を重んずることを見るべし、

皋陶の法を執ることの堅きを畏れて、堯の刑を用ゐることの寛なるを樂む、四岳(官名)曰く、蘇は用ゐるべしと、堯の曰く、不可なり、蘇は詔命に方(ま)ひ、族類を地(やぶ)れりと、頓て又曰く、之を試みよと、何故に堯は皋陶の人を殺すことを聽かずして、四岳の蘇を用ゐることに従へるか、されば聖人の意は、推し測りても知らるゝなり、其事は、書經に、罪の疑はしきは惟れ重くし、功の疑はしきは惟れ重くす、其事なきを殺さんよりは、寧ろ常刑を失ふ責を受けんと見えたり、嗚呼、斯言、忠厚の旨を盡くせり、以上第二段、此段は、論原題の如し、

可以賞、可以無賞、賞之過乎仁、可以罰、可以無罰、罰之過乎義、過乎仁、不失爲君子、過乎義、則流入於忍人、故仁可過也、義不可過也、

【忍人】…不仁に安んずるを忍といふ、

賞しても賞せずしても宜しき者あり、之を賞すれば、仁に過ぐ、罰しても罰せずしても、差支なき者あり、之を罰すれば、義に過ぐ、仁に過ぐれば、君子たることを失はず、義に過ぐれば、流れて忍人に入る、故に仁は過ぐべし、義は過ぐべからず、

古者賞不以爵祿、刑不以刀鋸、賞以爵祿、是賞之道行於爵祿之所加、而不行於爵祿之所不加也、刑以刀鋸、是刑之威施於刀鋸之所及、而不施於刀鋸之所不及也、

古は賞するに爵祿を以てせず、刑するに刀鋸を以てせず、賞するに爵祿を以てするときは、是れ賞の道は、爵祿の加はる所にのみ行はれて、爵祿の加はらぬ所には行はれざる、ことなる、刑するに刀鋸を以てするときは、是れ刑の威は、刀鋸の及ぶ所にのみ施して、刀鋸の及ばぬ所には施さぬ、ことなる、

先王知天下之善、不勝賞、而爵祿不足以勸也、知天下之惡、不勝刑、而刀鋸不足以裁也、是故疑則舉而歸之於仁、以君子長者之道待天下、使天下相率而歸於君子長者之道、故曰忠厚之至也、

先王は、天下の善の賞しきれず、爵祿ぐらゐにては、獎勵するに足らぬ、ことを知り、天下の惡の刑し切れず、刀鋸ぐらゐにては、裁制するに足らぬ、ことを知りたるゆゑに、賞利ともに、疑はしきときは、舉げて之を仁に歸し、君子長者の道(舊首に應ず)を以て、天下を待ち、(あへしらひ)天下の人をして、相率めて君子長者の道に歸せしめたり、故に曰く、忠厚の至りなりと、以上第三段、是れ即ち論原なり、

詩曰、君子如祉、亂庶遄已、君子如怒、亂庶遄沮、夫君子之已亂、豈有異術哉、時其喜怒、而無失乎仁、而已矣、春秋之義、立法貴嚴、而責人貴寬、因其褒貶之義、以制賞罰、亦忠厚之至也、

【詩曰】…小雅巧言の詞なり、

詩經に曰く、君子若し祉(よる)ば、亂庶(こひれが)はくは遄(すみやか)に已まん、君子若し怒らば、亂庶はくは、遄かに已まん、夫れ君子の亂を已むることは、豈他に異なる術あらんや、其喜怒の時を以てして、要するに仁道を失ふことなきのみ、春秋の義は、法を立つることは、嚴を貴べとも、人を責むることは、寬を貴ぶ、只書法上、褒貶の義に寓せて、以て賞罰の法を見せたるは、矢張亦忠厚の至りなり、以上第四段、此段は、結尾なり、詩と春秋との意も亦同じく忠厚を尙ふ意を見はす、

【沈評】謂の疑はしきは惟れ重くし、功の疑はしきは惟れ重くすの二語を以て主と作す、文勢は川の雲を蒸し、嶺の月を吐くが如く、其出づること窮まらず、○長公(東坡のこと)の高才と、歐文忠の巨眼とを以てして、闕中(試験場のこと)遇合の文、圓熟流美なる、ことはの如し、後世の墨卷(試験文)の高格(出来のよきこと)に於る、ことの出来ぬは尤のことなり、之が爲めに三歎す、(此事は、時に歐公、梅聖俞と試験官たり、聖俞公の此篇を得て、以て歐公に示す、公驚き賞して、以て異人となし、多士に冠たらしめんと欲す、曾子固の所爲なるを疑ふ、子固は、公の門下の士なれば、遂に第二に賞きたりとなり、)

既醉備五福論

既醉は、詩の大雅の篇名なり、五福とは、書經の洪範に、人生の五福を擧げて、一に曰く壽、二に曰く富、三に曰く康寧、(患難なきこと)、四に曰く好む教(と)ころは徳、(其道を樂むをいふ)、五に曰く考終命、(正理を踏みて、永く天命を保つこと)とあり、此詩は、周の成王の能く民を治めて、太平を致し、此五福を享有せしを味じたる者なり、此文は、成王の能く此樂みを享けたるは、以て能く之を致せることあるを論じたるなり、凡て四段、

君子之所以大過人者、非以其智能知之、彊能行之也、以其功興而民勞、與之同勞、功成而民樂、與之同樂、如是而已矣、

附註 君子の大の人に過ぎたる所以は、其智力も能く之を知り、勉強も能く之を行ふゆゑに非ず、其功の興りて、民勞するときは、之と勞を同じくし、功成りて、民樂むときは、之と樂みと同じくするを以てなり、君子の人に過ぎたる所以は、是の如くなるのみ、此處先づ一篇の大旨を約す、民と勞樂を同じくするを言ふ。

富貴安逸者、天下之所同好也、然而君子獨享焉、享之而安、天下以爲當然者、何也、天下知其所以富貴安逸者、凡以庇覆我也、貧賤勞苦者、天下之所同惡也、而小人獨居焉、居之而安、天下以爲當然者、何也、天下知其所以貧賤勞苦者、凡以生全我也、

附註 此處、上文を承けて、勞樂を申説す、富貴安逸は、天下の人々の誰も同じく好む所なれども、誰も同じく之を享くること能はずして、君子のみ獨り之を享くるなり、君子が獨り之を享けて、平氣にて濟まし、天下の人々も、亦それをもて當然なりとするは、何故ぞ、それは、天下の者が、皆君子の節操に富貴安逸を享け居る譯は、凡べて我々を庇覆したすけは、功あることを知ればなり、貧賤勞苦は、天下の人々の誰も同じく惡む所なれども、小人即ち人民のみ、獨り之を避くること能はずして、之に居るなり、小人が獨り之に居て、平氣にて濟まし、天下の人々も、亦それをも當然なりとするは、何故ぞ、それは、天下の小人自身に於ても、己が斯くも貧賤勞苦する譯は、凡べて我身を生全する道なることを知ればなり。

夫然、故獨享天下之大利而不憂、使天下爲己勞苦而不忤、耳聽天下之備聲、目視天下之備色、而民猶以爲未也、相與禱祠而祈祝、曰、使吾君長有吾國也、又相與詠歌而稱頌之、被於金石、溢於竹帛、使其萬世而不忘也、嗚呼、彼君子者、獨何修而得此於民哉、豈非始之以至誠、中之以不欲速、而終之以不懈、與

附註 此處、上文を承けて、君子の獨り樂みを享くる本原を説出す、右の通りなるがゆゑに、君子は獨り天下の大利を享けて憂へず、天下の人々

をして己がために勞苦せしめて作ぢず、(氣の毒にも思はぬこと)耳には天下の種々の鳴物の聲を聞き、目には天下の種々の美しき色を視れども、天下の民は、猶それにて十分とは存ぜず、相與に神を禱り、祈り祝ひて申すやう、願はくは吾が君をして、長く吾が國家を有たしめよと、又相與に詩歌を作りて、之を稱頌し、樂章となして、之を金石(樂器なり)の調子にも合はせ、又は竹帛(書籍のこと)の文にも書き傳へて、それを萬世の後までも忘れざらしむ、嗚呼、彼の君子といふ者は、獨り何の道を修めて、此來養を人民より得たるぞ、それは豈(なん)と始めに至誠もて人民を遇し、中頃(ちか頃)に其效を急がず、徐々と進み、終りまで懈らずして、其功を成し遂げたるが故にはあるまじきや、

視民如視其身、待其至愚者、如其至賢者、是謂至誠、至誠無近效、要在於自信、而不惑、是謂不欲速、不欲速則能久、久則功成、功成則易懈、君子濟之以恭、是謂不懈、行此三者、所以得之於民也、三代之盛、不能加毫末於此矣、

附註 人民を視ることは、我身を視ると同様と思ひ、其至愚の者を待つ(あへしらふ)ことは、其至賢の者を扱ふと同様に分け隔てなきを、至誠と謂ふなり、至誠の人心に感ずることは、逆も近き效驗はなき者なり、要するに、自ら信じて、他人の申す言に惑はされず、氣水に推し通すに在り、是を速(はや)ならんことを欲せずと謂ふ、速(はや)ならんことを欲せざる時は、能く久しきを持す、能く久しきを持するときは、自然と功の成る者なり、功の成りたるときは、人は懈怠を生じ易し、君子は之を濟ふに恭敬を以てす、恭敬もて先きの事を粗末にせず、大切に守る、是を懈らずと謂ふ、此三者(至誠と不欲速と不懈)を行ふが、即ち君子の此來養を人民より得たる譯なり、三代の盛んなるときとて、毫末も此より上に加へたることはなし、以上第一段、冒論なり、

既醉者、成王之詩也、其序曰、既醉太平也、醉酒飽德、人有士君子之行焉、而說者以爲是詩也、實具五福、其詩曰、君子萬年壽也、介爾景福、富也、室家之壺、康寧也、高明有融、攸好德也、高朗令終、考終命也、凡言此者、非美其有是五福也、美其全享是福、兼有是樂而天下安之、以爲當然也、

【序】詩の小序なり「既醉」の首章に「既醉以酒、既飽以徳の句あり、故に云ふ、是詩也、實具五福」……孔疏に見えたる説なり、五福の解は、徳旨に出づ、「君子萬年、介爾景福」……詩の首章の句なり、君子は、成王を指す、爾も、亦王を稱す、景福は、大福なり、介も、亦大と訓ず、「室家之壺」……詩の第六章の句なり、壺は、明の盛んなるなり、成王の昭明なる徳を稱せしなり、詩の第三章の句なり、「高明令終」……詩に昭明に作る、昭明は、光大の徳をいふ、明は、明の盛んなるなり、成王の昭明なる徳を稱せしなり、詩の第三章の句なり、「高明令終」……同章の句なり、高明の譽ありて、善名を以て一生を終るをいふ。

【註】此段は、本題に入る、詩の意を説明す所なり、さて既醉の篇は、成王の事を詠せし詩なり、其小序の説に、既醉は、太平の詩なり、酒に酔ひ、徳に飽きて、人々士君子の行ありと見ゆ、而して説者は以爲へらく、是詩は、實に洪範の謂ふ所の五福を具へたり、其時に、君子萬年とありて、成王の壽を祝したるは、即ち洪範は五福の中の壽なり、又詩の爾の景福を介にせんとありて、成王の福を祈りたる詞は、即ち五福の中の富なり、又室家の壺とありて、王の一家相調致むつましく一致することとして、祝慶せるを稱したるは、即ち五福の中の康寧なり、又高明にして融なるありとありて、王の徳の明に盛んなるを稱したるは、即ち五福の中の好む所は徳なるなり、又高明にして終りを令くすとありて、王の高明の譽望ありて、善名を保ちて、一生を終りたるを稱したるは、即ち五福の中の考終命なり、去りながら、凡そ此を言ひたる主意は、王の但し此五福あるを美（よし）とせるにはあらざりて、王の此五福を凌らず受け、此樂みをも兼れ有ちて、而して天下の人々も、皆之に安んじて、王の五福を享有せるは、當然のこととしたるを美しとせるなり、以上第二段。

夫詩者不可以言語求而得、必將深觀其意焉、故其譏刺是人、也不言其所爲之惡、而言其爵位之尊、車服之美、而民疾之、以見其不堪也、君子偕老、副笄六珈、赫赫師尹、民具爾瞻、是也、其頌美是人、也不言其所爲之善、而言其冠佩之華、容貌之盛、而民安之、以見其無愧也、緇衣之宜兮、敝予又改爲兮、服其命服、朱芾斯皇、是也、故既醉者、非徒享是五福而已、必將有以致之、不然、民將盼盼焉、疾視而不能平、又安能獨樂乎、

【註】「君子偕老、副笄六珈」……詩經鄘風の君子偕老篇の句なり、副は、髮服の首飾、髮を編みて之を爲る者、珈は、玉を以て笄に加へて、飾と

する者なり、此詩は、衛の宣姜を刺れる者なり、「赫赫師尹、民具爾瞻」……小雅の節南山篇の句なり、師尹は、時の大師の尹氏なり、赫赫は、盛んなる貌なり、此詩は、尹氏が不平の心を以て、亂を致したるを刺れる者なり、「緇衣之宜兮、敝予又改爲兮」……鄭風の緇衣篇の句なり、緇衣は、卿大夫の私朝の服なり、此詩は、鄭の桓公、武公相繼ぎて、周の司徒となりて、其職を善くす、故に周人之を愛して作れる者なり、「服其命服、朱芾斯皇」……小雅の采芾篇の句なり、此詩は、周の宣王が方叔に命じて、荊蠻を伐たしめたるを詠したる者なり、命服は、其身分に相當せる正服なり、朱芾は、蔽膝（ひざかけ）なり、皇は、煌（あきら）なり、「盼盼焉」……恨み視る貌。

【註】此段は、詩を觀るには、徳に之を言語の上に求むべからず、當に其意を觀るべきをいふ、夫れ詩の意は言語の上に於て求めて得べからず、必ず詩に深く其意の在る所を觀んとするなり、故に其詩が、是の人を譏刺するにも、其人の爲す所の惡を言はずして、其爵位の尊く、車服の美なるも、人民は之を疾める由を言ひて、以て其人が此爵位と車服とに堪へざるを見はすなり、それは、詩の鄘風なる君子偕老の篇に、衛の宣姜が、婦徳なきを詠じて、君子（衛公を指す）と偕に老いんとて、共に宗廟に事へまつり、副笄六珈の飾を着けたりといへる詞と、小雅なる節南山の篇に、周の尹氏の失政を刺りて、赫赫と立派に人目に付く所の大帥なる尹氏は、天下の萬民が具に崇めて瞻る所なりとある辭とは、即ち是なり、又其詩が、是の人を頌美するにも、其人の爲す所の善を言はずして、其冠佩（かぶりもの、おびもの）の華やかなること、容貌の盛んにして、人民が之に安んずること、を言ひて、以て其人が此冠佩容貌に愧づる所なきを見はすなり、それは、鄭風なる緇衣の篇に、鄭の桓公、武公が、王室の卿士となりて、能く其職に任ぜしことを頌して、卿大夫の服すべき、斯の緇衣の相當せる、若しも蔽る、ことあらば、予は又改め爲りて進じ参らせんといへる詞と、小雅なる采芾の篇に、方叔が荊蠻を征伐せしを善みして、其壽命に應ぜざる服を服し、朱（あけ）の芾（ひざかけ）を掛けて、きらびやかに出立せる由を詠したる詞とは、即ち是なり、故に既醉は、徒らに是の五福を享くるばかりにはあらず、必ず詩に以て此福を招るけ仔細のあることあらんとするなり、若しも左なくば、盼々焉と疾（にくみ）視て、心に平かなること能はざらんとす、それを何とて君が獨り能く樂まんや、以上第三段。

是以孟子言王道、不言其他、而獨言民之聞其作樂、見其田獵、而欣欣者、此可謂知本矣、

【註】此段は、孟子を引き、同樂の意を結ぶ、是を以て、孟子は、王道を言ふにも、（梁惠王下篇に見ゆ、莊暴に應へたる語なり）其他事を言はずして、獨り民の其音樂を作すを聞き、田獵を作すを見て、欣欣たるを言ひたるは、此れ本を知れりと謂ふべきなり、以上第四段。

【沈評】此篇福を備ふるは、徳を備ふるに由る意は、已に疏明せり、下は詩に就きて推開し、空に憑りて詩を説く言を發す、然れども、唐以後此意を得たる者少し、（此は、第三段の夫詩云々以下の文は、本文を離れて、たゞ單に詩を説く言を言ひたるなり、故に空に憑るといふ）

伊尹論

此文は、孟子の、伊尹は有莘の野に耕して、堯、舜の道を樂む、其義に非ず其道に非ざれば、之を録するに天下を以てすれども、受けずとある語に本づきて、伊尹は斯る大節あればこそ、能く天下の大事を處辨したるなれとの意なり、凡て八段。

辦天下之大事者、有天下之大節者也、立天下之大節者、狹天下者也、夫以天下之大、而不足以動其心、則天下之大節、有不足立、而大事有不足辦者矣、

首段は、一篇の大意を盡し、是れ冒論なり、能く天下の大事を處辨する程の大有爲の人物は、必ず天下の大節ともいふべき立脚地を踏まへたる、大力量ある人物にこそあれ、斯く大節を世に立つる程の人物は、天下の大なるをも、曾て物の數とも思はぬ程の大度量を備へたる者にこそあれ、夫れ天下の大なるを以てすれども、其心を動かしに足らざる程の大度量あることなれば、自然世の信用も厚きことゆゑ、天下の大節をも左のみ骨折りに立つるにも及ばず、而して大事をも苦勞して處辨するにも及ばぬ程の者なり、以上第一段、

今夫匹夫匹婦、皆知潔廉忠信之爲美也、使其果潔廉而忠信、則其智慮未始不如王公大人之能也、唯其所爭者、止於簞食豆羹、而簞食豆羹足以動其心、則宜其智慮之不出乎此也、

今夫匹夫匹婦の下輩の者にして、皆潔廉と忠信との美德なることを知るなり、其譽をして若しも果して眞箇に潔廉にして忠信を備へしめたらんには、初めより王公大人の能に若かることはあらざらん、唯其若目する所が穢かなる一簞食一豆羹の食物に止まるに過ぎず、一簞食一豆羹の食物位にて其心を動かし程のものなれば、宜なるかな、其智慮の此より外に立超ゆることなきは其苦なり、此意は、其智慮の盡はるゝ所あるないふ、即ち下文に謂ふ所の、居る所の卑きなり、然れども此意は輕し、唯其れをして、居る所を高からしめ、其智慮を簞食豆羹を受けざる心を推して、以て天下を受けざる心となれば、即ち所謂天下の大節に於ても、亦是に外ならず、故下文直に推す意を説く、

簞食豆羹非其道不取、則一鄉之人莫敢以不正犯之矣、一鄉之人莫敢以不正犯之、而不能辦一鄉之事者、未之有也、推此而上、其不取者愈大、則其所辦者愈遠矣、

簞食豆羹は、糲の者なれども、其道に非ざれば、取らざる程の潔廉なる人ならば、必ず一郷中の人も、之を信じて、敢て不正の事を以て之を犯す者なからん、一郷中の人、敢て不正を以て之を犯さぬ程に、信用の厚き者にして、一郷の事を處辨することの出来ぬ者は、未だ之れ有らず、此理を推し上せて、其取らざる者愈々大ならば、其辦する所の者も愈々遠からん、以上第二段、此段は、小を將て大を形するにて、匹夫匹婦も、能く立つる所あれば、能く辦する所あるをいふ、

讓天下與讓簞食豆羹無以異也、治天下與治一鄉亦無以異也、然而不能者、有所蔽也、天下之富、是簞食豆羹之積也、天下之大、是一鄉之推也、非千金之子不能運千金之資、販夫販婦得一金、而不知所措、非智不若所居之卑也、

天下を讓ると、簞食豆羹を讓るとは、異なることなし、(是れ即ち潔廉の行なり)天下を治むると、一郷を治むるとも、亦異なることなし、(是れ即ち忠信の行なり)其理は一つなれども、今匹夫匹婦には、それが出来ぬといふは、目先の見えぬ所あるゆゑなり、天下の富は、是れ簞食豆羹の積もれるなり、天下の大は、是れ一郷の推して廣がれるなり、簞食豆羹を讓る心を以て、天下を讓り、一郷を治むる心を以て、天下を治めたらんには、何もさして六つおしき程のことなき善なれども、之を譬にて、は、千金の子に非ざれば、千金の資を運轉すること能はず、販夫販婦(か)つぐりする小商人)は、機に一金を得ても、それすら始末が出来ぬものは、智慮の足らざる程にてはなく、居る所の身分が卑きゆゑなり、即ち目先の見えぬ所あればなり、以上第三段、此は、大を將て小を例す、大節を立て、大事を辦することの出来ぬ程は、見る所の小なるに由るを見はす、

孟子曰、伊尹耕於有莘之野、非其道也、非其義也、雖祿之以天下、弗受也、夫天下不能動其心、是故其才全、以其全才而制天下、是故臨大事而不亂、

孟子曰く、伊尹は、其初め有莘の野に耕し、曠には、其道に非ず、其義に非ざれば、之を讓するに、天下を以てする者ありても、受けざりきと、夫れ天下の大なるを以てす、其心を動かし、能はず、是の故に、其才全くして、少しも傷つく所なし、(此義は、下文に至りて説く)其全才を以て天下を制御したることゆゑ、大事に臨みて、心を取亂すことなかりしなり、以上第四段、此處是れ入題、手に隨ひて論斷を下す、

便是一篇の正面なり、

古之君子、必有高世之行、非苟求爲異而已、卿相之位、千金之富、有所不屑、將以自廣其心、使窮達利害不能爲之芥蒂、以全其才、而欲有所爲耳、後之君子、蓋亦嘗有其志矣、得失亂其中、而榮辱奪其外、是以役役至於老死、而不暇亦足悲矣、

○ さて古の君子は、必ず世に高く勝れたる行ある者は、(冒頭の所謂大節是れなり)たゞ假初に人に變はりたる珍らしきことを爲さんことを求むるのみにてはなし、卿相の位、千金の富も、屑しとせざる所あるは、將に以て自ら其心を廣く持ちて、世の窮達(運不運)利害をして、其心の芥蒂(こたはり)となること能はざらしめて、以て其才を全くして、爲す所あらんと欲したるのみ、(冒頭の所謂天下の大事を辨ずる者是れなり)後之君子も、蓋し亦嘗て其志ありつらん、事の得失が心の中を亂して、世の榮辱が其外を奪ふ、是を以て、たゞ役々と骨折りて、老死するに至りても、此に及ぶに暇あらざりしなり、これも亦氣の毒のことどもなり、以上第五段、此段は、古の君子の能く其才を全くして、爲す所あるをいふ、伊尹を離れて、更に推拓して説く、故に沈氏以て文章の斷法とす、

孔子叙書、至於舜禹皐陶相讓之際、蓋未嘗不<sub>レ</sub>太息也、夫以朝廷之尊、而行匹夫之讓、孔子安取哉、取其不<sub>レ</sub>汲汲於富貴、有<sub>レ</sub>以大服天下之心焉耳、

○ 孔子書經を叙て、舜、禹、皐陶などの互に譲り合ふ際に至りては、蓋し未だ嘗て太息稱歎せざることあらざるなり、夫れ朝廷の尊きを以てして、匹夫の讓を行ひたるは、孔子安んぞ取る所あらん、其富貴に汲々たらずして、以て大に天下の心を服することあるを取らぬのみ、以上第六段、此段は、書を引きて、伊尹の比例とす、空中景を布く趣あり、又按ずるに、此處大服天下之心の一句を着けたるは、下の取信於天下の句に照應を取るためなり、不<sub>レ</sub>汲汲於富貴は、即ち狹天下の意なり、

夫太甲之廢、天下未嘗有是、而伊尹始行之、天下不以爲驚、以臣

放君、天下不以爲僭、既放而復立、太甲不以爲專、何則其素所不屑者、足以取信於天下也、彼其視天下、眇然不足以動其心、而豈忍以廢於其君、求利也哉、

○ 此處忽ち本題に歸入す、夫れ太甲が君にして其臣に廢せられしは、天下に未だ嘗て先例あらざる出来事なり、而るを、伊尹は始めて之を行ひたれど、天下は以て驚くべき事なりとせず、臣を以て君を放ちたれど、天下は以て僭越の所爲なりとせず、既に放ちて復び立てたれど、太甲は以て専らなりとせず、それは如何といふに、其平素非義非道の富貴などを、其心に屑(いさぎよし)とせざる所の行爲が、以て信用を天下に取るに足ればなり、彼れ其心に天下を視ることは、如何にも眇然と微かにして、其心を動かすに足らぬなり、それを何とて、其君を廢して利を求むるに忍びんや、以上第七段、此段は、議論の本位なり、冒頭と相應す、沈氏此一節を評して、文の擧法とす、斷擧法のことは、歐の王彦章畫像記の徳勝の一段を參照すべし、

後之君子、蹈常而習故、惴惴焉懼不免於天下、一爲希闊之行、則天下群起而誚之、不知求其素、而以爲古今之變、時有所不可者、亦已過矣夫、

○ 此段は、世を調る、公の意の在る所を見るべし、後之君子は、常道を踏みて、故例に習ひ、惴々焉とおぢくして、天下の非議を免れざらんことを恐る、一たび希闊(世に珍らしき)の行を爲す者あるときは、天下は群り起りて之を誚る、其人の平素の立節をも知らずして、徒に以爲へらく、古今時世の變遷あれば、時に取て不可なる所あり、伊尹の行の若きは、今日の時世に應ぜぬ者なりと、亦已に過まてゐるかな、以上第八段、

○ 沈評 此文、伊尹は道義を看得て精し、故に之を疎するに天下を以てすれども受けず、而して太甲を桐宮に放つ事を行ひて、衆人も疑はず、惟其心天下も以て之を動かすに足らざればなりとの意なり、此れ蘇論の極めて平正通達なる者なり、○其才は大事を辨するに在り、而して其本は大節を立つるに由る、伊尹を論ずるは、公亦自ら其志概を拵へたるなり、

### 論周東遷

周の平王、大戎に逼られて、東の洛邑に遷りしより、周室遂に微なり、此論言ふ、古より寇を避けて、都を遷したる者にして、未だ衰亡せず

ざる者はあらず、故に周の失計は、東遷より甚しきはなしと、凡て六段、沈云く、題して某人論と云へるは、乃ち學に應ずる時に擬する所の論なり、題して論某人と云へるは、乃ち志林中の文字にて、所謂る海外文なりと、(志林は、公の著す所、之を海外文字といふは、公の晚年海外遊歴の時に、作る所の文なればなり)、山陽云く、志林中、古を論ぜし文は、皆偶見隨筆の文にて、少時の結構して作りし論とは同じからず、往々數件の故事を把りて、打して一片と成す、陶工の土を埴して器を成し、心手相應するが如し、作法自在なりと、

太史公曰、學者皆稱周伐紂居洛邑、其實不然、武王營之、成王使召公卜居之、居九鼎焉、而周復都豐鎬、至犬戎敗幽王、周乃東徙於洛、

【太史公曰】…史記周の本紀の贊の文なり、「卜居之」…史記には之の字なし、「九鼎」…昔夏禹の鑄たる所、夏滅びて殷に傳はり、殷滅びて周に傳はる、

【太史公曰】、學者皆稱すらく、周は紂を伐ちて洛邑に居たりと、其實は然らず、武王は洛邑を營めり、(繩張すること)、成王の時、召公(名は爽)をして之に居んことを卜せしめて、九鼎を居けり、而して周は復た豐鎬に都せり、犬戎の幽王を敗るに至りて、周乃ち東の方洛に徙れりと、以上第一段、先づ事實に據りて案を立つ、

蘇子曰、周之失計、未有如東遷之謬也、自平王至於亡、非有大無道者也、遷王之神聖、諸侯服享、然終以不王、由東遷之過也、

【遷王神聖】…周の靈王を謂ふ、王は生まれながらにして神あり、甚だ神聖にして、諸侯に慕はしと、左傳昭公二十六年に見ゆ、「不王」…王の字一に振を作る、是なり、

【蘇子の曰く】、周の失計は、未だ周の東遷(平王の洛に遷るを云ふ)の謬まりに如くはあらず、平王より亡ぶるに至るまで、大無道の者あるに非ず、殊に遷王の神聖なる、當時の諸侯、皆服して、其職を享せり、然るに、終に以て振はざるは、東遷の過ちに由るなり、

昔武王克商、遷九鼎於洛邑、成王周公復增營之、周公既沒、蓋君陳畢公更居焉、以重王室而已、非有意於遷也、周公欲葬成周、而

成王葬之畢、此豈有意於遷哉、

【成周】…周の下都の名、殷の頑民を遷したる所なり、「畢」…曠の東南社中に在り、文王を葬りし處なり、周公將に沒せんとするとき、曰く、必ず我を成周に葬りて、以て我が敢て成王を離れざることを明かせと、而るに、周公既に卒せし後、成王讀りて、周公を畢に葬りて、文王に従はしめて、以て周公を臣とさせることを明かにす、

【昔武王商に克ちて、九鼎を洛邑に遷す、成王、周公復た之を増營す、周公の既に沒せし後は、蓋し君陳と畢公と、更るくこゝに居て、以て王室を重んじたるのみ、遷るに意あるには非ざるなり、尙其禮を擧げんに、周公は成周に葬られんことを欲せしに、成王は之を畢に葬れり、此れ豈遷るに意あらんや、以上第二段、成王の洛邑を築くは、其意九鼎を居き、王室を重んずるに在り、遷るに意あるに非ざるを言ひて、以て、東遷の非を見はす、

今夫富民之家、所以遺其子孫者、田宅而已、不幸而有敗、至於乞假以生、可也、然終不敢議田宅、今平王舉文武成康之業、而大棄之、此一敗而鬻田宅者也、夏商之王、皆五六百年、其先王之德、無以過周、而後王之敗、亦不減幽厲、然至於桀紂而後亡、其未亡也、天下宗之、不如東周之名存而實亡也、是何也、則不鬻田宅之效也、

【大業之】…大の字は、春秋の紀侯大夫去其國の義の如し、注に、大去とは、反らざる辭とあり、  
【今夫富民の家にて、其子孫に遺す所以の者は、田宅より外になし、不幸にして失敗したることありても、其時は、物乞ひ物假りして、生活をもつまでも、終に敢て田宅を沽却することの相談には及ばぬ者なり、今平王は、文、武、成、康の作りたる業を擧げて、大に之を棄てたるは、此は民家にして視ると、丁度一敗のため、田宅を鬻ぎたると同様のことなり、夏商の王たるは、皆五六百年の間なり、其先王の徳は、以て周に過ぐる、ことなくして、而して後王の敗も、亦幽厲(周の二王の名)に減ぜず、然れども、桀、紂に至りて、然して後に亡びたり、其未だ亡びざるときは、天下之を宗とするは、東周の名のみ存して、其實亡ぶるが如くならず、是れ何ぞや、田宅を鬻がざる效なり、(此處、喻を引きて、夏、商の遷らずして、詐を延べたるを明かす、)



盤庚之遷也復殷之舊也古公遷於岐方是時周人如狄人也逐水草而居豈所難哉衛文公東徙渡河恃齊而存耳齊遷臨淄晉遷於絳於新田皆其盛時非有所畏也其餘避寇而遷都未有不亡雖不即亡未有能復振者也

【盤庚】：殷の君の名、秋より復た亳に遷る。【古公】：古公亶父なり、狄人の亂を避けて、岐に遷る。【衛文公】：狄人に逼らる、齊の祖公之を楚丘に徙す。【齊遷臨淄】：齊の獻公の元年に、魯く胡公の子を逐ひて、薄姑都に徙り、臨淄に治す。【晉遷於絳於新田】：絳に遷るは、晉の獻公の五年に在り、新田に遷るは、成公の時に在り。

【齊遷臨淄】：齊の獻公の元年に、魯く胡公の子を逐ひて、薄姑都に徙り、臨淄に治す。【晉遷於絳於新田】：絳に遷るは、晉の獻公の五年に在り、新田に遷るは、成公の時に在り。【齊遷臨淄】：齊の獻公の元年に、魯く胡公の子を逐ひて、薄姑都に徙り、臨淄に治す。【晉遷於絳於新田】：絳に遷るは、晉の獻公の五年に在り、新田に遷るは、成公の時に在り。

春秋時楚大饑群蠻叛之申息之北門不啓楚人謀徙於阪高蔣賈曰不可我能往寇亦能往於是乎以秦人巴人滅庸而楚始大

【群蠻叛之】：左傳の成公十六年に、楚大に饑う、庸人群蠻を帥めて、以て楚に叛く。【申息】：俱に楚の邑の名、申、息の北門を開けず。【楚大に饑う】：楚の成公十六年に、楚大に饑う、庸人群蠻を帥めて、以て楚に叛く。【申息】：俱に楚の邑の名、申、息の北門を開けず。

蘇峻之亂晉幾亡矣宗廟宮室盡爲灰燼溫嶠欲遷都豫章三吳之豪欲遷會稽將從之矣獨王導不可曰金陵王者之都也王者

【蘇峻之亂】：蘇峻の亂に、晉の成帝の咸和年間に在り、上の上、神宗、書の下にも見ゆ。【宗廟宮室盡爲灰燼】：宗廟宮室は盡く灰燼となれり。【溫嶠】：温嶠は、都を豫章に遷さんと欲し、三吳の豪族共は、會稽に遷さんと欲せり、朝廷將に之に従はんとす、獨り王導可（き）かずして曰く、金陵は、王者の都なり、王者は、時の豐儉を以て都を移さず、今日とて、若し衛文の大帛の冠を戴きたる儉約の旨を推し弘めば、何くに適くとして可ならざらん、若し左もなきときは、たとひ如何なる樂土と雖も、城（あきち）とならん、且つ北寇は、方に強し、一旦弱きを示して、蠻夷に窺（に）ぐる、ことせば、名望實力共に衰はんと、そこで遷ることを果さざりけるが、晉は復び安かりき、賢なるかな、導こそ能く大事を定むと謂ふべけれ、（此は晉の遷らずして國安きをいふ、）以上第四段。

不以豐儉移都若弘衛文大帛之冠何適而不可不然雖樂土爲墟矣且北寇方彊一旦示弱竄於蠻夷望實皆喪矣乃不果遷而晉復安賢哉導也可謂能定大事矣

【蘇峻之亂】：晉の成帝の咸和年間に在り、上の上、神宗、書の下にも見ゆ。【衛文大帛之冠】：大帛は、厚綿なり、衛の文公、國家衰亂の後を承けて、節儉を行ひ、大帛の衣、大帛の冠を着けて、材を務め、農を訓へ、商を通じ、工を専み、教を敬し、學を勤め、方を授け、能に任ぜしかば、元年には、車馬三十乘、季年には、乃ち三百乘ありきとぞ。

嗟夫平王之初周雖不如楚之彊顧不愈於東晉之微乎使平王有一王導定不遷之計收鎬之遺民而修文武成康之政以形勢臨東諸侯齊晉雖彊未敢貳也而秦何自霸哉

【嗟夫】：嗟夫、平王の即位の初めに、周は楚の強きには如かずと雖も、顧ふに東晉の微なるには愈らざらんや、平王をして、一の王導ありて、遷らざる計を定めて、豐鎬の遺民を收めて、文、武、成、康の政を修め、地の形勢に據りて、以て東諸侯に臨ましめば、齊、晉は強しと雖も、未だ敢て威心を懐かずらん、而して秦は何によりて霸たることを得んや、（此に秦を言ひたるは、秦の穆公の四戎に覇するは、畢竟周が四部の豐鎬に居らざるゆゑなるを云ふなり、）以上第五段、此段は、本題に歸到して、平王の東遷の謬まりを言ふ。

魏惠王畏秦遷於大梁楚昭王畏秦遷於郢頃襄王畏秦遷於陳考烈王畏秦遷於壽春皆不復振有亡徵焉東漢之末董卓劫帝

遷於長安漢遂以亡近世李景遷於豫章亦亡故曰周之失計未  
有如東遷之謬也

【李景】…宋の太祖の建隆二年に、南唐の主李景、都を南昌に遷す、終に宋のために滅ぼさる、南昌は、即ち豫章なり、  
【魏の昭王】…秦を畏れて、大梁に遷り、魏の昭王は、秦を畏れて、鄆に遷り、頃襄王は、又秦を畏れて、陳に遷り、考烈王も、亦畏れて、壽春に  
遷る、皆復た振はずして、亡微あり、東漢の末には、董卓帝を劫して、長安に遷る、漢遂に以て亡びたり、近世李景は、豫章に遷りて、亦亡びた  
り、此は、皆寇を避けて、都を遷したる者なり、故に曰く、周の失計は、未だ東遷の謬まりに如くはあらざるなりと、以上第六段、此は、寇を避  
けて亡びたるを言ふ、  
【沈評】古事を雜採せるは、繁碎なるに近し、而れども條理は故（もと）自ら秩然たり、此れ法に拘はらずして法自ら生ずる者なり、宋の高宗  
の南渡のこととは、豫め之を知るが若し、長公（東坡のこと）の識は、豈文人游談者に近からんや、

論魯隱公里克李斯鄭小同王允之

此文は、事の相近き者を撮りて、之を論ぜしなり、汪武曹云く、前の三人は、智の字を以て連貫し、後の二人は、危邦には入らず、亂邦には  
居らざるを以て收束すと、按ずるに、汪氏の説、誠に然り、然れども、愚謂へらく、亂臣賊子猶も毒蛇也の一句、文の中腹に在りて、上下の  
關係をなし、敘事を將て打して一片とすと、凡て四段、

公子翬請殺桓公以求大宰隱公曰爲其少故也吾將授之矣使  
營菟裘吾將老焉翬懼反譖公於桓公而弑之

【公子翬】…事は、左傳の隱公十一年に見ゆ、桓公…隱公の弟にて、立ちて太子たる者なり、【菟裘】…地の名、  
【營】…魯の公子の輩といふ者、隱公に申して、桓公を殺し、其功に因りて、己太宰の官たることを求めんと請へり、隱公の曰く、拙者が此位に居  
るは、彼が幼少なるがためなり、最早之に職を授けんと存するにより、菟裘の地に營築せしめ、拙者は此に隱居せんと、翬は、其案外なるに  
驚き、罪を得んことを懼れて、反りて隱公の事を桓公に悪しきまに言ひ成して、之を弑せりとぞ、

蘇子曰盜以兵擬人人必殺之夫豈獨其所擬塗之人皆捕擊之  
矣塗之人與盜非仇也以爲不擊則盜且并殺己也隱公之智曾

不若是塗之人也哀哉

蘇子の曰く、愛に盜ありて、刃物もて人に向けたらんには、其人は、容赦なく之を殺さん、豈獨り其人のみ之を殺さんや、塗行く人も、皆捕  
へて之を撃たん、塗行く人は、盜と仇あるには非ざれども、以爲へらく、若し其まゝに生かし置きたらば、盜は且に并はせて己を殺さんとす  
と、隱公の智は、曾て是の塗人にだにも苦かず、哀しいかな、

隱公、惠公、繼室之子也、其爲非嫡、與桓均爾、而長於桓、隱公追先  
君之志、而授國焉、可不謂仁乎、惜乎其不敏於智也、使隱公誅翬  
而讓桓、雖夷齊何以尙茲、

隱公は、惠公の繼室の子なり、其嫡に非ざることは、桓公も同様なり、其上年は桓公よりも長ぜり、隱公が先君の遺志を追ひ承けて、國を  
授けんとするは、仁と謂はざるべけんや、情しいかな、其智に敏（さと）からぬことは、若しも隱公をして、翬を誅して、桓に譲らしめば、伯夷、  
叔齊の位を譲りたる高節と雖も、何を以て茲に尙（くは）へん、以上第一段、  
【文】此段及び次段は、智愚の字を以て線索となして、相連貫す、沈評に謂ふ所の草蛇灰線とは、此を稱するなり、

驪姬欲殺申生而難里克則施優謀之二世欲殺扶蘇而難李斯  
則趙高謀之此二人之智若出一人而其受禍亦不少異里克不  
免於惠公之誅李斯不免於二世之虐皆無足哀者吾獨表而出  
之以爲世戒

【驪姬】…晉の獻公の嬖妾なり、【申生】…獻公の太子なり、【里克】…晉の中大夫なり、獻公の太子を廢せんと欲せしとき、里克を憐  
りしに、里克曰く、中立せば、其れ免れんかと、左傳には中大夫と謀を成すと書かれたり、【施優】…國語には優施に作る、優は、俳優なり、施  
は、其名なり、驪姬に通じたる者なり、  
【文】驪姬が太子の申生を殺さんと欲せしときは、里克を難（は）かりたれば、優施といふ者が之を謀りたり、又秦の二世皇帝が、兄の扶蘇を

殺さんと欲せしときは、李斯を離りたれば、趙高が之を謀りたり、此二人（里克、李斯）の智は、一人の考より出でたる如く、能くも相似たり、而して其禍を受けたること、亦少しも異ならず、里克は、惡公の諺を免れず、李斯は、二世の虐を免れざりしは、皆自ら招きたる處にて、哀むに足る者なし、吾獨り表して之を出して、以て世の戒とす、二人の初志は、惡意あるには非ざれども、皆中立して禍を免れんと欲して、反りて禍を招くに至りたるを云ふ。

君子之爲仁義也、非有計於利害、然君子之所爲、義利常兼、而小人反是、李斯聽趙高之謀、非其本意、獨畏蒙氏之奪其位、故勉而聽高、使斯聞高之言、即召百官、陳六師而斬之、其德於扶蘇、豈有既乎、何蒙氏之足憂、釋此不爲、而具五刑於市、非下愚而何、

【具五刑】漢の三族令に、先づ斷髮し、左右の趾を斬り、首を棄し、其骨を茹にすとあるをいふ。

此處、獨り李斯に就きて論ず、而して里克に及ばず、蓋し其事既に同じ、故に其殺身處も亦同じ、一を擧げて、之を例するなり、君子の仁義を爲すは、利害を計るには非ず、然れども、君子の爲す所は、義理と利益とは、常に之を兼れたり、而るに小人は之に反す、李斯が趙高の謀を承諾せしは、其本意には非ず、獨り蒙氏（恬、毅の兄弟を稱す）の其位を奪はんことを畏れたり、故に勉めて高の謀を承諾せしなり、若し斯をして、高の言を聞くと均しく、直に百官を召し、六師を陳れて、之を斬らしめなば、其扶蘇に恩あることは、限り知られぬ程のことにて、何も蒙氏などを憂ふるには及ぶまじき者、此計を釋して爲さず、五刑を具へて、市に斬られしは、沙汰の限りにて、下愚の所爲に非ずして何ぞ、以上第二段、下愚の字、上の智の字に反照す。

嗚呼、亂臣賊子、猶蝮蛇也、其所螫草木、猶足以殺人、況其所噬齧者、歟、鄭小同爲高貴鄉公侍中、嘗詣司馬師、師有密疏未屏也、如廁還、問小同見吾疏乎、曰不見、師曰、寧我負卿、無卿負我、遂酖之、

【鄭小同】鄭玄の孫なり、高貴鄉公魏の君にて、司馬師のために殺されし人なり、嗚呼、亂臣賊子は、譬へば蝮蛇のことき者なり、其螫（さ）す所は、草木とても人を殺すに足れり、況んや其噬（く）む所の者なるをや、（此

【王允之】王敦の從子、錢鳳……敦の參軍なり、  
王允之は、王敦の家に就きて、夜中に酒を飲み、酔ひたりと斷わりて、先づ錢に就きたり、頓て敦と錢鳳とは、無逆の相談をしたるを、允之は、はや酒も醒めて、逐一其話を聞きたるが、敦の己が密謀を知りたることを疑はんことを慮りて、態と嘔吐して、衣服面部を汚したり、敦果して火を照らして之を視て、允之が嘔吐の中に臥したるを見て、安心して、殺意を止めたりとぞ、哀しきこと小同のことは、岌々として殆きこと、允之のことは、孔子曰く、危邦には入らず、亂邦には居らずと、深き意味のあることなるかな、以上第三段、  
吾讀史得魯隱公、晉里克、秦李斯、鄭小同、王允之五人を得て、其遇ふ所の禍福の此の如きに感じたり、故に特に其事を書き、後の君子は、以て覽觀すべし、以上第四段、數句一篇を收束す、

禍福如此、故特書其事、後之君子、可以覽觀焉、

【沈評】始皇、漢宣は、唯二人に及ぶ、（論始皇漢宣の文は、次巻に載す）此は、連類して之に及ぼす、事の相近き者を擧げて、之を論ぜしなり、中間草蛇灰線、法に拘はらずして、能く法に化する文なり、（草蛇灰線とは、草中の蛇、灰中の線と云ふことにて、表面よりは、ちよつと見分け難けれど、裡面に線索の埋伏ありて、處々字眼を以て相連するをいふ、此文は、唯類似のことを排列せしめて、左のみ力を用ひて結構したる者にはあらざれど、自然と法に合ひたるものゆゑ、法に拘はらずして、法に化すと云ひたるなり、）

### 宋襄公論

此文は、公羊傳が、宋の襄公の泓の師を以て、文王の師と雖も是に過ぎずと強めたるゆゑに、之を辨せしなり、主意は、宋襄公の不仁の資を以て、仁者の名を盗みたるを論斷せしなり、其論は、鄆子を殺して、大雉の社を祭りしは、已に不仁の甚しき者なり、大を忍びて、小を忍ばず、乃ち其人を欺きて、名を取る所爲なるを言ふ、凡て三段、

魯、僖公二十二年、冬十月一日己巳朔、宋公及楚人戰於泓、宋師敗績、春秋書戰、未有若此之嚴而盡也、

【十月一日】…十有一月の誤なり、

魯の僖公の二十二年冬十一月己巳朔、宋公と楚人と泓に戦ひて、宋の師敗績せりと、經文に見えたるが、春秋の戰を書かれたる法に於て、未だ此の若く嚴にして盡せるものはあらず、

曰、宋公天子之上公、宋先代之後、於周爲客、天子有事、膳焉、有喪、拜焉、非列國諸侯之所敢敵也、而曰及楚人戰於泓、楚、夷狄之國、人微者之稱、以天子之上公、而當夷狄之微者、至於敗績、宋公之罪、蓋可見矣、而穀梁之傳、以爲文王之師、不過是、學者疑焉、故不可不辨、

其譯は如何にと云ふに、曰く、宋公は、天子の上公なり、宋は、先代(殷をいふ)の後なり、周に於ては客分なり、天子祭祀の事あれば、饗肉を贈り、天子喪ありて、之を弔するときは、王特に其使を拜謝する程の格式ある國柄にて、列國諸侯の敢て敵對することを得る所に非ず、而るに、春秋に書して、楚人と泓に戦ふと曰へり、楚は、夷狄の國なり、人は、微者の稱なり、天子の上公を以て、夷狄の微者に當りて、敗績するに至るを見れば、宋公の罪は、蓋し見べきなり、而るを、穀梁傳(公羊傳の誤なり)に以爲へらく、文王の師も是に過ぎずと、學者も之を疑ふが故に、其誤りを辨せざることを得ず、以上第一段、

宋襄公非獨行仁義而不終者也、以不仁之資、盜仁者之名、爾齊宣有牽牛而過堂下者、曰、牛何之、曰、將以釁鐘、王曰、舍之、吾不忍其觳觫、若無罪而就死地、夫舍一牛於德、未有所損益者、而孟子與之以王、所謂以不忍人之心、行不忍人之政、三代之所共也、而宋襄公執鄆子用於次睢之社、君子殺一牛、猶不忍、而宋公戕一國、君若犬豕、然而忍爲之、天下孰有不忍者耶、

【齊宣】…の事は、孟子に見ゆ、【觳觫】…牛の死を懼るゝ貌、【釁鐘】…新たに鑄たる鐘に牲血をぬりて、豐饗を塞ぐと云なり、【執鄆子】…左傳の僖公十九年に見ゆ、【次睢之社】…睢水の次(ほとり)なる神社なり、

宋の襄公は、獨り仁義を行ひて終へざるのみならず、不仁の資(性質)を以て、仁者の名を盗みたる者のみ、齊の宣王は、牛を牽きて、堂下を通り過ぐる者あるを見て、其牛は何くへ之と尋ねしに、此れより殺して、新たに鑄立てたる鐘に血ぬらんとする者の由答へれば、王は、いと不便に思ひて、其牛を殺すことは止めせよ、吾は其如何にも觳觫とおちげたる様子が、さも罪なき死地に就くを悲む様なるに忍ばれずと言ひたりとぞ、夫れ一牛を舍(ゆる)したりとて、德に於て損益する程の者にもあらざれど、而れども、孟子は之に與(ゆる)すに王運を以てせるは、謂ふ所に人に忍びざる心を以て、人に忍びざる政を行ふことにて、此は三代の聖人が共に行ふ所の王運なり、(人に忍びざる心とは、人の難義迷惑するを氣の毒に思ふ心なり)而るに、宋の襄公は、鄆子を執へて、之を殺して、大雉の社の祭に用ひたり、君子は、一牛を殺すなだにも猶忍びざるを、而るを宋公は、一國の君を戕(こ)すこと、犬豕を屠るが如く、いとたやすく忍びて之を爲せり、斯かる心ばへの人なれば、天下何事か忍びざる者あらんや、如何なる惡事も爲し得ぬ、とはなからん、

泓之役、身敗國衄、乃欲以不重傷、不禽二毛、欺諸侯、人能終其兄之臂、以取食、而能忍饑於壺餐者、天下知其不情也、襄公能忍於鄆子、而不忍於重傷二毛、此豈可謂其情也哉、桓文之師存亡繼、

絶、猶不齒於仲尼之門、況用人於夷鬼以求霸、而謂王者之師可乎、使鄆子有罪而討之、雖聲於諸侯而戮於社、天下不以爲過、若以喜怒興師、則秦穆公獲晉侯、且猶釋之、而況敢用諸淫昏之鬼乎、

【重傷二毛】：泓の戦に、宋の師敗れし、公曰く、君子は人を重く傷けず、二毛を禽にせずと、二毛は、斑白の老人をいふ、【不齒】於仲尼之門、董仲舒の言に曰く、仲尼の門は、五尺の童子も、五伯を稱することを羞づ、其許力を先にして、仁義を後にするを以てなりと、【夷鬼】：大雉の神をいふ、此神は、東夷の祀祠する所、蓋し人を殺して祭に用ゐる者なり、【戮於社】：古罪ある者は、之を社に戮するが例なり、書經甘誓に見ゆ、【秦穆公獲晉侯】：左傳の僖公十五年に在り、晉と秦と韓に戦ふ、晉侯軍敗れて、秦の執ふる所となる、既にして之を釋す、【淫昏之鬼】：正祀に非ざる神をいふなり、

【泓の役】：襄公は身敗れ國傾くじけたるに、傷を重くせず、二毛を禽にせずと云ふを以て、諸侯を欺かんと欲したり、たとへば、人能く其兄の臂を斃れりて、以て食を取りながら、能く饑を一盞の食に忍ぶ者あらば、天下其人情に非ざるを知らん、襄公能く鄆子を殺すに忍びながら、傷を重くし、二毛を禽にするに忍びずとは、此れ豈其眞情なりと謂ふべけんや、齊桓、晉文の師は、亡びたる國を存し、絶えたる家を繼がしめしに、夫すら仲尼の門に齒せられず、況して人を殺して、夷鬼の祭に用ゐて、霸者たらんことを求めたるをば、之を稱して王者の師と謂ひて可ならんや、若し鄆子をして、罪ありて之を討せしめば、其罪の次第を諸侯に聲へらして、社に戮すとも、天下以て過きたりとはせざらん、若し一己の喜怒を以て、師を興したることならば、秦の穆公は、晉侯を獲たれども、且つ猶之を釋したり、而るを況んや敢て之を淫昏の鬼に用ゐて、其祭に供したるをや、實に言語同斷の所爲なり、以上第二段、此段は、鄆子に忍ぶと、二毛重傷に忍びざるを將て、輕重を比較し、其不情を斷せしなり、

以愚觀之、宋襄公、王莽之流、襄公以諸侯爲可以名得、王莽以天下爲可以文取也、其得喪小大不同、其不能欺天下、則同也、其不鼓不成列、不能損襄公之虐、其抱孺子而泣、不能蓋王莽之篡、使莽無成、則宋襄、襄得志、亦一莽也、

【可】以文取】：王莽は、詔令を下すに、好みて詩書に擬し、周、孔に擬し、以て一世を欺つんとせり、【不】鼓不成列】：宋襄の言なり、【抱】孺子而泣】：天下義兵を起すに及び、莽孺子を抱きて、郊廟に至りて、周書に依りて、大誥を作りて、天下に諭せり、愚を以て之を觀るに、宋の襄公は、王莽の流なり、襄公は、諸侯を服せしむるには、たゞ仁義の名のみを以て得べしと心得たり、王莽は、天下を取るには、たゞ文物の上にて之を得べしと心得たり、其得失は小大同じからざれども、其天下を欺くこと能はざるは同じことなり、宋襄が戰を爲すに、敵の列を成さざるうちは攻掛からざればとて、それがために、襄公の虐を損する譯にはゆかず、王莽が孺子を抱きて泣きたりとして、其篡逆の罪を蓋ふこと能はず、莽をして成ることならしめば、宋襄ならん、宋襄が志を得たらんときは、亦一の王莽ならん、

古人有言、圖王不成、其弊猶足以霸、襄公行王者之事、猶足以當桓公之師、一戰之餘、救死扶傷、不暇、此獨妄庸耳、齊桓、晉文、得管仲子犯、而興、襄公有一子魚、不能用、豈可同日而語哉、自古失道之君、如是者多矣、死而論定、未有如宋襄公之欺於後世者也、

【子犯】：文公の臣の孤偃なり、【子魚】：公子目夷なり、

【古人の申したる言】に、王を圖りて成らずとも、其弊は猶以て霸たるに足らんと、(桓譚新論の語)襄公若し眞に王者の事を行はば、猶以て桓公の師に當たるに足らん、而るを、一戰の餘、死を救ひ傷を扶くる暇だになし、此れ獨り安庸の人なるのみ、齊桓、晉文は、管仲と子犯とを得て興れり、襄公は、一の子魚あれども、用ゐること能はず、豈日と同じくして語るべけんや、(其論に非ざるをいふ)古より道を失ひたる君にして、是の如く名を賣りたる者は多けれども、死して後は、論定まれり、未だ宋の襄公の後世を欺きたるが如き者はあらざるなり、(此れ公羊の説、其欺く所となりしを謂ふなり)以上第三段、此段は、王莽を引きて陪說し、其名を街し世を欺くことを論ず、

### 范文子論

鄆陵の役に、晉の諸將皆戦はんと欲す、范文子獨り戦ふことを欲せず、曰く唯聖人のみ能く内外患なし、聖人に非ざるよりは、外寧ければ必ず内の憂あり、盡ぞ楚を釋して以て外懼となさざると、聽かずして戰ひて、終に楚を破る、既に還る、文子其宗祝をして、死を祈らし

めて曰く、君臨修にして、敵に克つ、是れ天其疾を益すなり、雖將に作らんとすと、卒に自殺す、此論謂ふ、非常の功は、君子の懼るゝ所、故に文子一時の功を求めずして、之を讓む、此れ社稷の臣なりと、凡て四段、一意反覆して之を論ず、

鄢陵之役、楚晨壓晉師、而陣、諸將請從之、范文子獨不欲戰、晉卒敗楚、楚子傷目、子反殞命、蘇子曰、料敵勢、強弱而知師之勝負、此將帥之能也、不求一時之功、愛君以德、而全其宗嗣、此社稷之臣也、鄢陵之役、范文子獨不欲戰、晉卒敗楚、范文子疑若懦而無謀者矣、然不及一年、三郤誅、厲公弑、晉童死、欒書中行偃幾不免於禍、晉國大亂、鄢陵之功、實使之然也、

【鄢陵之役】…春秋成公十六年に、晉侯楚子鄢陵に戦ひて、大に楚の師を敗る、【子反】…楚の將なり、【三郤】…郤缺、郤至、郤犇なり、【厲公】…晉の君なり、

【鄢陵の役】…楚の大軍、晨に晉の軍に逼りて陣せり、晉の諸將は、みな之を從へしめて戰はんことを請ふ、范文子獨り戰ふことを欲せず、晉卒に楚を敗る、楚子は目に傷つき、子反は命を殞れしむ、蘇子曰く、敵勢の強弱を料りて、師の勝負の知るは、此れ將帥の能なり、（蘇、鄢の諸臣をいふ）、一時の功を求めずして、君を愛するに徳を以てして、其宗嗣を全くするは、此れ社稷の臣なり、（范文子をいふ）、鄢陵の役に、范文子獨り戰ふことを欲せざるに、晉卒に楚を敗れり、范文子は、懦弱にして謀なき者の若くに疑はる、去りながら、一年もたざる内に、三郤は誅せられ、厲公は弑せられ、晉童は死し、欒書、中行偃などは幾んど禍を免れずして、晉國大に亂れたるは、鄢陵の功、實に之をして然らしむるなり、以上第一段、先づ事實に據りて、其功反りて其禍を延くを絶斷す、以下懸空議論を發す、

有非常之人、然後有非常之功、非常之功、聖人所甚懼也、明月之珠、夜光之璧、無因而至前、匹夫猶或按劍而況非常之功乎、故聖人必自反曰、此天之所以厚於我乎、抑天之禍予也、故雖有大功、

而不忘戒懼、

【此處、聖人の非常の功を懼るゝを言ふ、世には非常の人ありて、然して後に、非常の功あるものにて、非常の功は、聖人の甚だ懼るゝ所なり、譬へば明月の珠、夜光の璧、因縁なくして前に至らば、匹夫も猶或は劍を按じて之を怪まん、而るを況んや非常の功の僥倖にして得られたるをや、故に聖人は、必ず自ら反省して曰く、此れ天の我に厚くする所なるか、但しは又天の予に禍するゆゑなるかと、深く案じ懼るゆゑ、大功ありとも、戒懼の心を忘れぬ者なり、

中常之主、銳於立事、忽於天戒、日尋干戈、而殘民以逞、天欲全之、則必折其萌芽、挫其鋒芒、使知其所悔、天欲亡之、則必先之以美利、誘之以得志、使之有功、以驕士、玩於寇讎、而侮其民人、至於亡國、殺身而不悟者、天絕之也、

【此處、中常の主は、天戒を忽せにして、國を亡ぼし身を殺すをいふ、中常（なみ／＼）の主は、事を立つるに鋭くして、天の戒を忽せにし、日々に干戈を用ひて、人民を殘ひ、以て己の慾を逞しくす、天の之を保全せんと欲するときは、必ず其萌芽（めざし）を折き、其鋒芒を挫きて、其悔すべき所を知らしむ、天の之を亡滅せんと欲するときは、必ず之に先づ美利を以てし、之を誘ひて志を得るを以てし、之をして功ありて、以て士に驕り、寇讎を玩びて、其民人を侮り、國を亡ぼし身を殺して、悟らざるに至らしむる者は、天の之を見放せるなり、以上第二段、此段は、聖人は非常の功を懼れ、常人は然らずと能はざるを言ふ、

嗚呼、小民之家、一朝而獲千金、非有大福、必有、大咎、何者、彼之所獲者、終日勤勞、不過數金耳、所得者微、故所用狹、無故而得千金、豈不驕其志、喪其所守哉、由是言之、天下者、得之艱難、則失之不易、得之既易、則失之亦然、

此段は、喩を引きて、前意を申明す、嗚呼、小民の家、一朝にして千金を獲るは、大福あるに非ずして、必ず大咎あるなり、何となれば、彼の獲る者は、終日勤勞すれども、數金に過ぎざるのみ、得る所の者微なるが故に、用ゆる所も亦狭し、それを今故なくして千金を得れば、豈其志を驕らし、其守る所を喪はざらんや、是に由りて之を言へば、天下も之を艱難に得るときは、之を失ふことも易からず、之を得ること既に易ければ、之を失ふことも亦易き事なり、以上第三段、

漢高皇帝之得天下、親冒矢石、與秦楚爭、轉戰五年、未嘗得志、比定天下、復有平城之圍、故終其身不事遠略、民亦不勞、繼之文景、不言兵、

以下復前段に因り、故事を援きて之を證す、漢の高皇帝の天下を得たるは、親ら矢石を冒して、秦、楚と争ひ、轉戦すること五年、未だ嘗て志を得ず、天下を定むるに及びて、復た平城の圍あり、故に其身を終ふるまで、遠略を事とせず、民も亦勞せしことなし、之に繼ぎて、文帝、景帝も、兵事を言はず、(此は、漢は之を艱難に得たることゆゑ、之を失ふことも亦易からざるをいふ、)

唐太宗舉晉陽之師、破竇建德、虜王世充、所過者下、易於破竹、然天下始定、外攘四夷、伐高昌、破突厥、終其身師旅不解、幾至於亂者、以其親見取天下之易也、

唐太宗は、晉陽の師を擧げて、竇建德を破り、王世充を虜にし、過ぐる所の者下ること、竹を破るより易し、然れども、天下始めて定まり、外は四夷を攘ひ、高昌を伐ち、突厥を破り、其身を終ふるまで、師旅解けずして、幾んど亂に至りたる者は、其親ら天下を取ることの易きを見ればなり、(此は、唐は之を得たること易きゆゑ、之を失ふことも亦易きをいふ、)

故兵之勝敗、足以爲國之強弱、而國之強弱、足以爲治亂之兆、蓋有勝而亡、有敗而興者矣、會稽之棲、而勾踐以伯、黃池之會、而夫

差以亡、有以使之也、夫虢公敗戎於桑田、晉卜偃知其必亡、曰、是天奪之鑿、而益其疾也、晉果滅虢、此范文子所以不得不諫、諫而不納、而又有功、敢逃其死哉、

會稽之棲：越王勾踐の吳のために破られ、會稽山に棲み、生聚教訓二十年にして、終に以て吳を滅ぼしたるをいふ、(黃池之會)：吳王夫差、單の平公、晉の定公、魯の哀公と黃池に會せしとき、盟に臨みて、吳、晉各々先を争ひたることあり、蓋し吳は蠻夷の國なり、今晉と長を争ふは、驕慢の甚きなり、(虢公敗戎於桑田)：是時虢の政亂る、而るに、戎を桑田に敗る、桑田は、虢の地名なり、(天奪之鑿)：鑿は人の自ら照す所なり、今虢功あるに由りて、自ら反省することを忘れ、復た過を悔ゆること能はず、故に鑿を奪ふと謂ふなり、

故に兵の勝敗は、以て國の強弱を爲すに足れども、而れども國の強弱は、以て治亂の兆を爲すに足る、蓋し勝ちて亡ぶる者もあり、敗れて興る者もあり、(此幾句は、上を承けて、下を引く)會稽の棲ありて、勾踐は以て伯たり、黃池の會ありて、夫差は以て亡びたり、此は斯くある原因のあるなり、(即ち敗れて懼るいと、勝ちて怠るとをいふ)夫の虢公が、戎を桑田に敗りしとき、晉の卜偃は、其必ず亡びんことを豫知して曰く、此勝は、是れ天が虢の反省すべき鑿を奪ひて、其疾を益したる事なりと、晉は果して虢を滅ぼしたり、簡牘に長るべき譯柄ゆゑに、此れ范文子が此役を諫めざることを得ざる所なり、諫むれども納れられず、而して又功あり、殆んど天の之が鑿を奪へるなり、敢て其死を逃れんや、

彼其不死、則厲公逞志、必先圖於范氏、趙盾之事可見矣、趙盾雖免於死、而不免於惡名、則范文子之智過於趙宣子遠矣、

彼(范文子)を指す、其れ死せざらんには、厲公志を逞しくせば、必ず先づ范氏を亡ぼすことを圖らん、そは趙盾の事にて見るべし、(趙盾の事は、歐文の春秋論に詳なり、亦其君に忌まれて、幾んど殆かりき)趙盾は、死を免れたりと雖も、而れども、惡名を免れず、春秋に其君を試すと書す、)して見るに、范文子の智は、趙宣子(盾の諱なり)に過ること遠し、(此は范文子は、自裁して惡名を免れたり、故に之に勝ると云ひたるなり)以上第四段、

按ずるに、此文首段既に鄆陵の終局を論じ、以下空に遊りて泛論し、次に又次第に故事を雜引し、終りに臨み、忽ち復た范文子に歸到す、最大開闢の文なり、  
【沈評】故なくして功あるときは、必ず驕りて亂を致す、此れ外事ければ必ず内の憂ありの一言、千古の龜鑑とするに足るゆゑなり、同一事にして、備さし之を論じ、層々拓開し、忽然收轉す、論を作るには、須く此能く放ち能く收むる法を得べし、

唐宋八家文講義卷之二十一

蘇軾子瞻著

屈到嗜芟論

屈到嗜芟有疾召其宗老而屬之曰祭我必以芟及祥宗老將薦芟屈建命去之君子曰不違而道唐柳宗元非之曰屈子以禮之末忍絕其父將死之言且禮有齋之日思其所樂思其所嗜子木去芟安得爲道

【屈到】春秋の時の楚の大夫なり【芟】水草の名ひしなり【屈建】屈到の子字は子木【不違而道】國語に違而道に作る是なり親の遺言に違へど道に合ふをいふなり  
【屈到平生芟を嗜めり病氣になりて全快の覺束なきとき其家老を召して之に申し付けて曰く吾が死後に我を辱らんとときは必ず芟を以てせよと大祥の祭を去るとき祭の名に及び家老の者は遺言に従ひて將に芟を薦めんとせしに屈建は命じて之を取舎てしめたり君子此事を論じて曰く親の遺言には違へど道には能く合ひたりと國語に見えたり唐の柳宗元は非國語を著して之を非難して曰く屈子は禮の末節に拘はりて心強くも其父の臨終の一言に背けり且つ禮記祭義篇に祭の前日齋へものいみする時には父の平生樂める所は何事ぞ嗜める所は何物ぞと思へとの文あり然るを今子木が父の嗜める芟を去りて供へざるはいかゞ道と爲すこと



甚矣柳子之陋也、子木、楚卿之賢士也、夫豈不知爲人子之道、事死如事生、況於將死、丁寧之言、棄而不用、人情之所忍乎、是必有、大不忍於此者、而奪其情也、

甚しい柳氏の説の陋(い)しきとは、子木は楚の卿の賢者なり、夫れ豈人の子たる道は、死せる親に事ふることも、矢張生ける親に事ふると同様に、誠を盡すべき者の者なることを知らぬことあるべき、況んや其親の將に死なんとするときに、申渡された一言に於てをや、それをも聽て、用ぬずとは、人情に於て忍ばるべき者の者でなし、是は必定此等の事よりも忍び兼ねる大事ありて、其私情を奪へる者ならん、以上第一段、柳説の忍絶、其父將死之言の忍の字に就きて、大不忍の字を出だし、比較し來りて、其説を駁倒す、此處は、先づ虚斷し、以下乃ち之を實發す、

夫生死之際、聖人嚴之、莫於路寢、不死於婦人之手、至於結冠纓、啓手足之末、不敢不勉、其於死生之變、亦重矣、父子平日之言、可以恩掩義、至於死生至變之際、豈容以私害公乎、

【路寢】正寢にて、喪座敷のこと、禮の喪大記に、君と夫人とは、路寢に卒す、大夫と世婦とは、適寢に卒すと見ゆ、然れば莫於路寢は、諸侯の禮なり、此處大夫の事を論じたるに、諸侯の禮を擬したる者は、但人の臨終の禮の重んずべきを見はすのみ、且つ路寢と云ひ、適寢と云ひ、名は異なりと雖も、同じく正寢なり、必しも拘はらずして可なり、【不死於婦人之手】是れ亦喪大記の文なり、【結冠纓】子路の故事なり、衛の太子蒯聵の亂に、太子の臣、戈を以て子路を撃つ、子路曰く、君子は死して、冠免(ぬ)がずとて、纓を結びて死す、【啓手足】曾子の故事なり、曾子疾あり、門弟子を召して曰く、吾が足を啓け、吾が手を啓け、時に戰々(おぢ)兢々(つと)むることをして、深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しとあるが、今よりして後、始めても手足を免ることを知りたりと、此は、人の身體を膚は、之を父母に受けたる者なれば、傷つけざるは孝の道なり、所謂る父母完くして之を生み、子完くして之を還す意にて、手を啓き、足を啓き、其之を傷つけざるを見て、罪を免るといひたるなり、【以恩掩義】禮記喪服四制篇に、門内の治は、恩を以て義を掩ふとありて、父子の間柄は、専ら恩愛を旨とするとなれば、禮意一邊にては濟まぬことにて、恩愛の情が、時として義に勝つをいふなり、故に孔子も、父は子の爲めに隱し、子は父の爲めに隱すといはれたるは、即ち此義なり、

曾子有疾、稱君子之所貴乎道者三、孟僖子卒、使其子學禮於仲尼、管仲病、勸桓公去三豎、夫數君子之言、或主社稷、或勸於道德、或訓其子孫、雖所趣不同、然皆篤於大義、不私其躬也如是、

【曾子有疾】孟僖子が曾子の病氣を見舞ひしとき、曾子君子の三道を擧げて、之に告げたり、三とは、容貌、顔色、辭氣の三者をいふ、【孟僖子】魯の大夫なり、事は、左傳の昭公七年に見ゆ、【三豎】易牙、豎刁、開方をいふ、老泉の管仲論を參看すべし、

今赫赫楚國、若敖氏之賢、聞於諸侯、身爲正卿、死不在民、而口腹是憂、其爲陋亦甚矣、使子木行之、國人誦之、太史書之、天下後世不知、夫子之賢、而唯陋是聞、子木其忍爲此乎、故曰、是必有、大不忍者、而奪其情也、

【若敖】楚の先君、屈氏の由りて出づる所、故に屈氏を稱して、若敖氏といふなり、

點出す、文勢相呼應す

然禮之所謂思其所樂思其所嗜此言人子追思之道也曾皙嗜羊棗而曾子不忍食父沒而不能讀父之書母沒而不能執母之器皆人子之情自然也豈待父母之命耶今薦芟之事若出於子則可自其父命則爲陋耳豈可以飲食之故而成父莫大之陋乎

【曾元】曾子の父、羊棗を嗜むことは、孟子に出づ。【羊棗】實小にして圓なり、亦羊矢と云ふ。【父沒而云々】此二句は、禮記に本づく。【母之器】禮に杯鬲に作る。此段は、柳子の禮を論ずるは、自ら根據あり、然れども、是れ亦人の子の親を思ふ常禮のみ、若し又此に由りて、父の陋劣を見はすに至らば、常を變ぜざることを能はざる言ふ、亦大不、忍の意なり。去りながら、禮の謂ふ所の、其樂む所を思ひ、其嗜む所を思ふとは、此れ大の子たる者の、親を追思する道なむ、いひたるなり。曾皙が生前に羊棗を嗜めるに付き、其子の曾子は、父の死後、之を食ふに忍びざりしことあり、父の本文にも、父沒して、其子父の書を讀むに忍びず、母沒して、其子母の器を執るに忍びずとあるは、皆人の子の情に於て、自ら然ることあり、豈父母の命を待ちて然らんや、故に今芟を薦むる事、若し子の心より出でば、差支なけれども、其父の命よりすれば、陋とするのみ、豈飲食のための故に、父が此上もなき陋劣の所爲を成し遂げさせて宜しからんや、以上第三段。

曾子寢疾曾元難於易箘曾子曰君子之愛人也以德細人之愛末易箘於病革之中爲不仁之甚也

【曾元】曾子の子なり。【易箘】禮記檀弓篇に見ゆ、箘は、篋(たかひ)なり。【曾子顧禮之末云々】曾子を、他本に童子に作りたる者あり、此は、檀弓の本文に、易箘の事は、本と童子の注意に出で、而して曾子命じて之を易へしめたるなり、下文爲不仁之甚也の句は、童子を指したる方、穩當なるべし。【病革】病の革は、音極、すみや、と訓ず、病の重ることなり。曾子の疾に寢れしとき、魯の大夫の季孫氏より賜はりたる箘を數き居たるを、臨終の際に、之を取易へよと命ぜしに、曾元は御大病の事なれば、翌朝まで御待ちあれと申したるに、其時、曾子は、君子の人を愛するは、德を以てす、細人(小人)の人を愛するは、姑息(そのば)のがれ

の中行偃死視不可含范宣子盟而撫之曰事吳敢不如事主猶視欒懷子曰主苟終所不嗣事於齊者有如河乃瞑嗚呼范宣子知事吳爲忠於主而不知報齊以成夫子憂國之美其爲忠則大矣古人以愛惡比之美疾藥石曰石猶生我疾之美者其毒滋多由是觀之柳子之愛屈到是疾之美子木之違父命爲藥石也哉

【含】死者に玉を含ますこと、喪の禮なり。【吳】魯の子なり。【主】大夫を稱する辭なり。【嗣事於齊】前年晉侯齊を伐つ、中行偃時に中軍の帥たり、齊の軍を平陰に敗る、歸途に病を療て、終に卒す、蓋し其事未だ局を結ばず、故に欒懷子然か云ひしなり。【美疾藥石】魯の城孫の語なり、左傳の襄公二十三年に見ゆ、疾は、字典に、美嗜病を爲すと注せり、味を嗜みて病をなすをいふ。曾子の中行偃の死せしとき、目を視開き、口を嚙(つぐ)みて、含玉を含ますことならざりければ、范宣子は、偃の死後に、其子息の荀吳のことを心残りと思ひてのことならんと察して、盟ひて其戸を撫てつ、此後とても、吾等共の吳に事ふること、誰か敢て主に事ふるが如くせざる者あらんといひたるに、目を視開くこと矢張同様なりしが、欒懷子は、主の荀(も)し終りたらん後とても、主に嗣きて齊の事を埒明けることは、此河の明かなるが如く、吾は明白に其事なきを保證せんとし、主に嗣きて齊の事を埒明けること、主に忠たるを知られども、齊に報いて、夫子(偃のこと)の國を憂ふる美を成すことの忠たるは、反りて之より大なることを知らぬなり、古人(城孫)も、人を愛し人を惡むことを以て、之を美疾と藥石とに比せしことあり、曰く、藥石は苦しと雖も、猶能く我を生かす效能あり、疾の口に美なるは、其毒滋多しと、是に由りて之を觀れば、柳子の屈到を愛するは、是れ疾の美なると同様に、反りて毒となる者なり、子木の父の命に違ひたるは、屈到のために、反りて藥石ともなりぬべし、以上第五段、此段は、人を愛惡するは、當に禮の正に従ふべし、徒に其私に徇ふべからざるを言ふ。【沈評】柳子は、情を主とし、蘇子は、義を主とす、義は重く、情は軽きものなれば、義の在るときは、情は之が爲めに屈すべきなり、漫然と譯もなく翻駁せしには非ず、經史に根據して、實々に確證を擧げて、大に忠はれぬ處を出だして見せたるなり、是れ能く高處より跟脚を擧げ、眼界を放つ者なり、(高處とは、經史に根據を取りたることにて、此に確と足元を踏まへて、大の眼を明けて、物を視下すことゆゑ、見る所自ら

高き譯なり、○柳子の非屈語の書の第六十二條に、自ら言へらく、此れ大中の遺を明かにす、後世乎を願(そし)る者ありとも、慥なげんと、自ら謂へらく、立論偏頗ならずと、而るに蘇子は、已に其隙を尋れて之を攻めたり、甚し立言の難きことは、明代に胡思泉といふ者、又論を作

論商鞅

此文は、商鞅の秦の法を變じ、秦の詐を促めたることを借りて、王安石の變法を論じたるなり、桑弘羊の事を引けるは、當時安石の行ふ所の新法は、弘羊に法する者多し、賦を加へずして上用足るといふ説は、安石の司馬光と論辯せし語にて、光の論は、本と之がために發せしなり、呂晚村云く、商君を論ずるに因りて、并せて桑弘羊に及び、策舉到底(しまひまで)實主を分出せず、又是れ一法なり、蓋し本と是れ王介甫(安石のこと)の爲めに發す、介甫は、申、商の學を以て、桑弘羊の術を講ず、兩人を合せて一の介甫を成す、故に分つべからざるなりと、文凡て五段、

商鞅用於秦、變法定令、行之十年、秦民大悅、道不拾遺、山無盜賊、家給人足、民勇於公戰、怯於私鬪、秦人富彊、天子致胙於孝公、諸侯畢賀、

蘇子曰、此皆戰國之遊士、邪說詭論、而司馬遷闡於大道、取以爲史、吾嘗以爲遷有大罪二、其先黃老、後六經、退處士、進姦雄、蓋其小小者耳、所謂大罪二、則論商鞅、桑弘羊之功也、自漢以來、學者恥言商鞅、弘羊、而世主獨甘心焉、皆陽諱其名、而陰用其實、甚者

則名實皆宗之、庶幾其成功、此司馬遷之罪也、

蘇子の曰く、此説は、皆戰國の遊士の唱ふる所の邪説詭論なり、而るに司馬遷は、大道に闡き者ゆゑ、それを取りて以て史となせり、吾嘗て以爲へらく、遷には大罪二つあり、其黄老の學を先にして、六經を後にし、處士を退けて、姦雄を進めしむるなど、非難する者あれども、此等は皆罪の極めて小さき者なり、謂ふ所の大罪二つとは、商鞅と桑弘羊との功を論じたることは是なり、漢より以來、學者は商鞅と弘羊とを言ふことを恥ぢたるに、世の人主は、獨り心に甘んじて、(得心すること)何れも皆表面には、其名を諱めども、内々は其實を用ひ、甚しき者は、名實共に皆之を宗とし、諱びて、其成功を庶幾ふに至れるは、此れ司馬遷の罪なり、以上第二段、史遷を罪するは、乃ち二人を罪する所なり、

秦固天下之彊國、而孝公亦有志之君也、修其政刑、十年、不爲聲色、收遊之所、敗雖微、商鞅有不富彊乎、秦之所以富彊者、孝公敦本力穡之效、非鞅流血剝骨之功也、而秦之所以見疾於民、如豺虎毒藥、夫作難、而子孫無遺種、則鞅實使之、

【教本】：農事に力を入るゝをいふ、  
秦は、固より天下の強國なり、而して孝公も、亦志ある君なり、其國の政治刑罰を修むること十年、聲樂女色收遊などのために、其品行を敗りたることもなし、假令商鞅が居らずとも、秦國の富強ならぬ氣遣はなからん、秦國の富強なる所以は、全く孝公の農事を敦くし、耕種を力めたる效にして、鞅が人を殺して血を流し骨を剝(は)ぎたる功には非ず、而して秦の人民に疾まるゝことは、豺虎毒藥の如く、一夫(陳涉、吳廣)の徒(徒)誰を作して、子孫遺種なきゆゑん、の者は、鞅が實に之をせしめたるなり、

至於桑弘羊、斗筭之才、穿窬之智、無足言者、而遷之言曰、不加賦而上用足、善乎司馬光之言也、曰、天下安有此理、天地所生、財貨百物、止有此數、不在民則在官、譬如雨澤、夏澇則秋旱、不加賦而上用足、不過設法、陰奪民利、其害甚於加賦也、

【桑弘羊】…本と賈人の子、漢の武帝に用ゐられて、財賦の事を掌る。【斗筭穿窬】…解は、上の振九輪不用、報守珪、篇の下に出たせり。桑弘羊に至りては、斗筭の小才、穿窬の小智にして、論ずるに足る程の者もなし、而るに、司馬遷の言に、之を稱して、弘羊の法は、賦税を人民に加へずして、上の用度足るといへり、善いかな司馬光の言に、天下安んぞ此理あらんや、天地の生ずる所の財貨百物は、本と其數に限あり、民間になければ、官に在るまでのことなり、譬へば雨澤(あめ)のうるほひの如し、夏(なつ)の(なが)め(め)するときは、秋に至りて旱(あ)るものなり、賦税を加へずして、上の用度足るといふ説は、法を設けて、陸に人民の利益を奪はんとするに過ぎず、其害は、反りて賦を加ふるより甚だしといひたることは、以上第三段、此段は、二子の罪を論ず、下は人君の之を用ゐること責む。

二子之名在天下、如蛆蠅糞穢也、言之則汗口舌、書之則汗簡牘、二子之術用於世者、滅國殘民、覆族亡軀者、相踵也、而世主獨甘心焉、何哉、樂其言之便己也。

【二子の名】…二子の名、天下に在るは、蛆(うじ)蠅(えい)は(は)糞(ふん)穢(け)は(は)もの(もの)の如くにて、之を言へば口舌を汗し、之を書けば簡牘を汚す、二子の術の世に用ゐらるゝ者あれば、國を滅ぼし、民を殘ひ、族を覆し、軀を亡ぼす者、相踵ぐなり、而るを、世の人主が、獨りそれを納得するは、何故ぞといふに、其言の己に都合よきことか樂めるなり。

夫堯舜禹湯、世主之父師也、諫臣弼士、世主之藥石也、恭敬慈儉、勤勞憂畏、世主之繩約也、今使世主日臨父師而親藥石、履繩約、非有所樂也、故爲商鞅弘羊之術者、必先鄙堯笑舜而陋禹也、曰、所謂賢主者、專以天下適己而已、此世主所以人人甘心而不悟也。

【夫の堯舜禹湯】…夫の堯、舜、禹、湯は、世の人主の仰ぎ尊ぶべき父師なり、諫臣弼士は、世の人主の疾に對する藥石なり、恭敬慈儉の徳、勤勞憂畏の行は、世の人主の身を束める繩約(いましめ)のなほなり、今、世の人主をして、日々父師の前に出て、藥石と親しみ、繩約を履ましむるは、究屈のこ

とにて、樂しき所あるに非ず、故に商鞅、弘羊の術をなす者は、必ず先づ堯を鄙み、舜を笑ひて、禹を陋なりとす、其言に曰く、所謂賢主といふ者は、専ら天下を以て己が意に適へしむるのみと、斯かる説をなすが故に、世の人主も之を悦びて、銘々に納得して、身の禍をも悟らざる所以なり、以上第四段、此段は、二子の術の人主の身に便なる所あるを以て、世主の甘心する所以をいふ、下段は、喻を以て其意を申明す。

世有食鍾乳烏喙、而縱酒色、以求長年者、蓋始於何晏、晏少而富貴、故服寒食散、以濟其欲、無足怪者、彼之所爲、足以殺身滅族者、日相繼也、得死於寒食散、豈不幸哉、而吾獨何爲效之、世之服寒食散、疽背嘔血者、相踵也、用商鞅桑弘羊之術、破國亡宗者、皆是也、然而終不悟者、樂其言之美便、而忘其禍之慘烈也。

【鍾乳】…藥の名、石鍾乳なり、【烏喙】…烏頭と同じ、毒藥なり、【何晏】…字は平叔、司馬懿のために誅せらる、【寒食散】…成藥の名、晋人多く之を服す、其藥毒發するときは、或は死を致す者ありとぞ。

世には鍾乳、烏喙などの毒藥を食ひつゝ、酒食を縱にして、以て長生を求めんとする者あり、此は蓋し何晏に始まる、晏は少きより富貴に生長せしゆゑ、酒食に耽り、常に寒食散を服用して、以て其欲を濟さんとせり、怪むに足る者なし、彼の平生の所爲を觀るに、身を殺し族を滅ぼすに足ること、日々に相繼ぐ程なり、寒食散のために死するを得たるは、豈不幸ならんや、而るを吾獨り何が故に其真似をなさんや、世の寒食散を服したるがために、毒發して、或は背に疽を生じ、或は血を嘔く者は相踵げり、此は丁度世の商鞅、弘羊の術を用ゐて、其欲を濟さんとして、反りて其毒に中てられて、それがために、國を破り宗を亡ぼす者と同じことなり、然るを、終に其非を悟らざる者は、其言の美にして、己に便なるを樂みて、禍の慘烈なるを打忘れたるなり、以上第五段、鍾乳、烏喙は、二子の術に喩へ、酒食を縱にするは、己に便なるに喩へ、長年を求むるは、富強に喩ふ。

【沈評】篇中の議論、全く安石のために發す、司馬君實(光字は君實)の言を引くに至りては、即ち其安石を攻むる者を以て、證左となせるなり、筆鋒犀利(へするどし)是れ公の本心(もちまへ)なり、○大概世の商鞅を論ずる者は、功は秦を霸とするに在り、罪は兼井に在りと謂ふ、公は、秦の富強を以て、孝公の本を教くし、積を力めし功に歸本せしめ、而して秦の腫を旋りさすして亡びたるを、全く鞅の骨を剥ぎ血を流すに由る者とす、して見ると、鞅の毒を流すは、猛獸(まうぶ)養(や)う(う)整(せい)さ(さ)り(り)蟲(むし)の(の)さ(さ)す(す)毒(どく)を(を)云(い)ふ(ふ)に(に)同(お)じ(じ)き(き)者(もの)有(あ)る(る)なり、此れ眞に根を抜き(木に喩ふ)源を塞(ぎ)ぎ(水に喩ふ)たる(と)同一の論なり。

### 荀卿論

荀卿名は況、戰國の時の趙人なり、時人尊びて卿と曰ふ、書三十二篇を著す、李斯は、其門人なり、此文は、主として卿の喜みて異論を爲すを責む、放言高論の四字は、乃ち其罪案なり、凡て六段、

嘗讀孔子世家、觀其言語文章、循循莫不有規矩、不敢放言高論、言必稱先王、然後知聖人憂天下之深也、茫乎不知其畔岸而非遠也、浩乎不知其津涯而非深也、其所言者、匹夫匹婦之所共知、而所行者、聖人有所不能盡也、嗚呼、是亦足矣、使後世有能盡吾說者、雖爲聖人無難、而不能者、不失爲寡過而已矣、

書て孔子の世家(史記)を讀みて、其言語文章を觀るに、循々と切り目正しくして、規則のあらぬはなし、敢て放言高論などはせられず、言へば必ず先王を稱す、然して後に、聖人の天下を憂ふることの深きを知るなり、茫乎(ぼんやり)として、其畔岸も分かれど、遠きには非ず、浩乎(ひろ)として、其津涯も分かれど、深きには非ず、其言ふ所の者は、匹夫匹婦の何人にも能く分る所にして、其行ふ所の者は、聖人とてもなかり、行ひ盡されぬ程なり、嗚呼、是にて申し分なき苦なり、後世をして、能く吾の説を用ひ盡さしめば、聖人たることも左程むづかしくはあるまじ、而して能くせざる者とても、過ち寡なき人となることは間違ひなからん、以上第一段、孔子の立言の本意を言ひて、荀の異説の世を告するに對照す、山陽云く、先づ規矩準繩を立て、然して後に前後を下す者なりと、此は孔子の言を定規と立て、荀の罪案を定めたるをいふ、

子路之勇、子貢之辨、冉有之智、此三者皆天下之所謂難能而可貴者也、然三子者、每不爲夫子之所悅、顏淵默然不見其所能、若無以異於衆人者、而夫子亟稱之、

孔子の中に在りて、子路の勇なる、子貢の辯なる、冉有の智なる、此三者は、皆天下の所謂難くし難くして、貴ぶべき者なり、去りながら、三子の者は、何時も夫子に悦ばれず、顏淵は、默然として、其能くする所を見ず、凡人に異なる所なき者の様なれども、夫子は、しばしば之を稱譽せられたり、(此處孔子の顔淵を稱するを引く、専ら荀卿の異を立つるに對照せしなり、)

且夫學聖人者、豈必其言之云爾哉、亦觀其意之所嚮而已、夫子以爲後世必有不足行其說者矣、必有竊其說而爲不義者矣、是故其言平易正直、而不敢爲非常可喜之論、要在於不可易也、

そのうへ門人共の聖人を學ぶ者は、豈た其言語の上のみを信じ居らんや、畢竟其意見の嚮ふ所を窺ひ見ることなれば、夫子以爲へらく、後世必ず其説を行ふに足らずとする者もあらん、(暗に荀卿を指す、)亦必ず其説を窺ひて不義を爲す者もあらん、(暗に李斯を指す、)若し其言を慎まぬときは、後世を害すること必定大なるべしと、是故に其言は平易正直にして、敢て非常なる喜ぶべき論をなされず、其意は、要するに、易ふべからざるに在るなり、以上第二段、此段は、孔子の門人を教ふる用意の深きを言ひて、以て、荀卿の李斯を教ふるに思慮の及ばざる罪案を伏したるなり、

昔者常怪李斯事荀卿、既而焚滅其書、大變古先聖王之法、於其師之道、不啻若寇讐、及今觀荀卿之書、然後知李斯之所以事秦者、皆出於荀卿而不足怪也、

【焚滅其書】…李斯の始皇に説きて、天下の書を焚滅せしをいふ、昔し常に、李斯は、荀卿に師とし事へながら、頓て其書を焚滅し、大に古先の聖王の法を變じ、其師の道を扱ふことは、寇讐よりもまた甚しかりし事を怪みしが、今荀卿の書を觀るに及びて、茲に始めて李斯の秦に事ふる所以の者は、其本皆荀卿に出でたる譯にて、決して怪むに足らざることを知れり、以上第三段、荀卿の罪を斷ぜんとして、先づ李斯の罪を引く、

荀卿者、喜爲異說、而不讓、敢爲高論、而不顧者也、其言愚人之所驚、小人之所喜也、子思孟軻、世之所謂賢人君子也、荀卿獨曰、亂

天下者、子思孟軻也、天下之人、如此其衆也、仁人義士、如此其多也、荀卿獨曰、人性惡、桀紂性也、堯舜偽也、由是觀之、意其爲人必也剛愎不遜、而自許太過、彼李斯者、又特甚者耳、

荀卿は、喜みて異説を爲して、遠慮もせず、敢て高論をなして、斟酌もせぬ人なり、其言は悪人の驚く所にて、小人の喜ぶ所なり、子思、孟軻は、世の所謂る賢人君子なるを、荀卿は、獨り曰く、天下を亂る者は、子思、孟軻なりと、(荀子の非十二子篇に見ゆ、)天下の人は、此の如く多數なり、其中に仁人義士も此の如く多數なるに、荀卿は、獨り曰く、人の本性は惡なり、桀、紂は本性のまゝの人なり、堯、舜は偽りて善を爲す者なりと、(荀子の性惡篇に見ゆ、)是言に由りて觀るときは、意ふに其人となりは、必ず情こはく、腹のねぢけたる、遠慮會釋も知らぬ人にて、自分免許の過ぎたる者なり、彼の李斯は、それに又一層輪を掛けたる人物なるのみ、以上第四段、此段は、荀卿の異説を擧げて、其罪案を徴す、

今夫小人之爲不善、猶必有所顧忌、是以夏商之亡、桀紂之殘暴、而先王之法度禮樂刑政、猶未至於絕滅而不可考者、是桀紂猶有所存、而不敢盡廢也、彼李斯者、獨能奮而不顧、焚燒夫子之六經、烹滅三代之諸侯、破壞周公之井田、此亦必有所恃者矣、

今夫れ小人の不善を爲すにも、猶必ず氣遣ふ所ある者なり、是を以て、夏、商の亡ぶるとき、桀、紂の殘暴(むごくて)あらざることにて、先王の法度禮樂刑政は、猶未だ絶滅びて考ふることもならぬ程には至らざりき、是は桀、紂も猶存する所ありて、敢て盡く廢せざればなり、而るに、彼の李斯は、獨り奮ひて、遠慮もなく、夫子の六經を焚燒し、三代之諸侯を烹滅し、周公の井田を破壞せり、斯く亂暴の改革をなせるは、此れ亦必ず恃む所の者あるならん、

彼見其師、歷詆天下之賢人、自是其愚、以爲古先聖王皆無足法者、不知荀卿特以快一時之論、而不知其禍之至於此也、其父殺

人報仇、其子必且行劫、荀卿明王道、述禮樂、而李斯以其學亂天下、其高談異論、有以激之也、

さらば何を恃めざるぞといふに、彼の李斯は、其師の荀卿が、天下の賢人を片端より一々詆りて、自ら其愚を是なりとし、古先の聖王などは、皆法るに足る者なしと思ひたるを見て、それは荀卿がほんの一時の論を快くせるまごのことにて、荀卿自身とても、よもや其禍の斯くまでにならうとは知らぬことなるを、李斯も心付かざりしなり、之を譬へて言はば、其父が人殺をして、仇を報いたるを見れば、其子は、善きことに思ひて、之を真似て、吃度劫盜を働いてあらう、荀卿は、もとく王道を明にし、禮樂を述べたるを、李斯は、其學を以て、天下を亂るに至れり、是れ畢竟は、荀卿の高談異論が、之を激することありて、此に至りしなり、以上第五段、李斯の罪を擧げて、賊を荀卿に歸す、

孔孟之論、未嘗異也、而天下卒無有及者、苟天下果無有及者、則尙安以求異爲哉、

孔、孟の論は、未だ嘗て常に變りたることなれども、天下の人は、卒に及ぶ者あることなし、苟(もし)天下中に果して及ぶ者あることなれば、其上に何も常に變りたることを求むるには及ぶまじ、以上第六段、首段を回顧して結をなす、

### 韓非論

【備同人評】太史公孟、荀の合傳を作れり、(史記)而して韓文公は、千古に上下する程の學識を以てすら、亦荀卿を以て聖人の徒とし、孟子と并べ稱せり、是れ長公(東坡)以前に在りて、荀氏は桀(すて)に定論ありて、孟子と相並びたるなり、相沿ふこと數千百年、今忽ち案を翻(ひら)が(へ)さんと欲すとも、豈手を措き易からんや、却りて李斯の天下を亂る一節を得て、他(かれ)と訓ず、荀卿を指す(を)を誤倒す、分勸合勸、之を總ぶるに罪を荀に歸す、當に是れ長公の極めて得意の文字なるべし、(分勸合勸とは、其罪を勸ふるに、或は獨りづ、調べ、或は突き合はせて調ぶること、)

【沈評】孔子を以て、荀卿に反影す、(荀卿の理を見すること、)李斯の惡を以て、賊を荀卿に歸す、一出一入、鋭きこと當たるべからず、○通篇孟子の其心に生じて政事に害ある説に本づく、此論出て、而して後に、人敢て復た荀卿を推さず、文人の筆、丘山より重きこと此の如し、此文は、史遷の所謂る其極權にして、思少きは皆道德の意に原づくといふ説より出づ、但し遷は語りて未だ詳かならず、公特に之を暢言するのみ、韓非を論じて、并せて申、商に及ぼす、浦二田は、此れを以て題の借因とす、即ち非を借りて、併せて申、商に論及せるを云ふなり、凡て五段、

聖人之所爲、惡夫異端、盡力而排之者、非異端之能亂天下、而天下之亂、所由出也、

聖人が、夫の異端の説を悪みて、力を盡くして之を排斥することを爲すゆゑ、異端の説が能く天下を亂すと云ふにあらざれば、天下の亂が、此より出づる所なればなり、以上第一段、一篇の大意を盡くす、所謂異端は、老、莊を指す、老、莊の説は、即ち韓、申の由りて出づる所の本原なればなり、

昔周之衰、有老聃、莊周、列禦寇之徒、更爲虛無淡泊之言、而治其猖狂浮游之說、紛紜顛倒、而卒歸於無有、由其道者、蕩然莫得其當、是以忘乎富貴之樂、而齊乎死生之分、此不得志於天下、高世遠舉之人、所以放心而無憂、雖非聖人之道、而其用意固亦無惡於天下、

【無有】：虚無の謂なり、

昔し周の衰へたる時、老聃、莊周、列禦寇などの徒ありて、更（か）はる（く）虚無淡泊とて、天地の道は虚無を以て本體とし、人は淡泊にして欲念を去るべしと唱へ、猖狂浮游とて、自備勝手なる根據もなき浮きたる説に論議を凝らし、紛紜顛倒して、是非の判別に苦む程にて、其極を推し究むれば、虚無の理に歸着することゆゑ、其道に由る者は、蕩然として其見當たりに附くものなし、是を以て、富貴の樂を打忘れ、死生の分ちを齊しくせり、此れ志を當世に得ずして、世に高ぶり、遠く逃げ去りたる人々の心のまゝにして、世の憂を忘るゝ所以なり、聖人の道にはあらざれども、而れども、其意を用ゐたることは、固より亦天下に對して惡しき所あるにはあらず、

自老聃之死、百餘年、有商鞅、韓非、著書言治天下、無若刑名之賢、及秦用之、終於勝、廣之亂、教化不足、而法有餘、秦以不祀、而天下

被其毒、後世之學者、知申韓之罪、而不知老聃、莊周之使然、

【刑名】：刑は、形なりと釋して、即ち實の謂なり、總べて事物は、名と實と互に相稱はればならぬ筈の者にて、例へば父子といふ名あれば、父子の實なるべからず、君臣といふ名あれば、君臣の實なるべからず、名を以て實を責むるが、刑名の主意なり、其弊は、酷薄に失して、人情を忘るゝに至る者なり、

かくて老聃の死せしより、百餘年たちて、商鞅、韓非ありて、書を著はし、天下を治むるは、刑名の學に賢れるものなしと謂ふ、秦が之を用ゐるに及びて、陳勝、吳廣の亂に終れり、教化は足らずして、法律は餘りあり、秦はそれがために、祀を絶やして、天下は其毒を被れり、後世の學者も、是は申、韓などの刑名の學を唱へし罪なるを、知れども、而れども、其實は、老聃、莊周の然らしめたることを知らぬなり、以上第二段、此段は、申、韓の學の源流を叙す、是れ入題の處なり、末句首段の天下之亂所由出也の句に應ず、

何者仁義之道、起於夫婦父子兄弟相愛之間、而禮法刑政之原、出於君臣上下相忌之際、相愛則有所不忍、相忌則有所不敢、不敢與不忍之心合、而後聖人之道得存乎其中、

【何者】：それは如何となれば、仁義の道は、夫婦父子兄弟の相愛する間に起る者なり、而して禮法刑政の原は、君臣上下の相忌分憚る際に出づる者なり、相愛するときは、人情に於て忍ばれぬ所あり、相忌むときは、推し切れぬ所あり、推し切れぬ心と、忍ばれぬ心と、兩面相合して、而して後に、聖人の道が其中に存立することを得る者なり、

今老聃、莊周、論君臣父子之間、汎汎乎若萍游於江湖、而適相值也、夫是以父不足愛、而君不足忌、不忌其君、不愛其父、則仁不足以懷義、不足以勸禮、樂不足以化、此四者皆不足用、而欲置天下於無有、

【汎汎】：而るを、今老聃、莊周の君臣父子の間を論ずることは、汎々乎として、取留めなきことは、廣き江湖の水面に浮べる萍（うきくさ）などの風のまに／＼吹き漂はされて、不圖互に出値ひたるが如くに思ひなして、天倫の重きことを知らず、是を以て父は愛するに足らず、君は忌む

に足らず、其君を忌まず、其父を愛せざるるときは、仁も以て懐くるに足らず、義も以て動むるに足らず、禮樂も以て化するに足らず、仁義禮樂は、聖人の天下を治むる所以の具なるを、今此四者を打棄て、皆用ふるに足らずとし、天下を虚無の中に置かんとして欲する所存なり、(此處、無有の二字の弊を抉出して、上段に應ず。)

夫無有豈誠足以治天下哉、商鞅韓非求爲其說而不得、得其所以輕天下、而齊萬物之術、是以敢爲殘忍而無疑、

夫れ虚無の道を以て、何とて誠に天下を治むるに足らんや、商鞅、韓非は、其説を爲さんことを求むれども、何分にも思ひ當たることなし、たゞ老莊が天下を輕んじて、萬物を齊しくする所以の術を得たり、是を以て、思ひ切りて、殘忍をなして疑ふことなし、以上第三段、此段は、老、莊、申、商ともに、皆一派一流なるを言ふなり、

今夫不忍殺人而不足、以爲仁、而仁亦不足以治民、則是殺人不、足以爲不仁、而不仁亦不足以亂天下、如此則舉天下唯吾之所爲、刀鋸斧鉞何施而不可、

今夫れ人を殺すに忍ばぬを、仁とするに足らずとし、而して其仁も亦以て民を治むるに足らずとする譯なれば、之を反言すれば、是れ人を殺すは、以て不仁とするに足らず、而して不仁も亦以て天下を亂すに足らざる譯になる、此の如くなれば、天下を擧げて、唯吾の爲すがまゝにして、刀鋸斧鉞を何れに施し用ゐるとも、不可なることなからん、(此處、不忍の心なき弊をいふ、他の運筆縱橫自在なるを看よ、沈評に以て健兒陣を斬るとなす、洵に然り。)

昔者夫子未嘗一日易其言、雖天下之小物、亦莫不有所畏、今其視天下、眇然若不足爲者、此其所以輕殺人歟、

昔し夫子は、未だ嘗て一日たりとも、其言を輕々しくせず、天下の小事たりと雖も、畏るゝ所あらざるはなし、今商鞅、韓非などは、天下を視ること眇然と小さくして、手も着くるにも足らぬ者の若くし思へり、此れそが輕く人を殺す所以なるか、(此處、不敬の心なき弊をいふ、)以上第四段、末句は是れ一篇の議論の主旨の在る所、文の結穴處なり、梅亭云く、上文の天下を輕んじ、萬物を齊しくし、敢て殘忍をな

す意を透發す、此れ申、韓の老、莊より出てたる所以なり、

太史遷曰、申子卑卑、施於名實、韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘覈、少恩、皆原於道德之意、嘗讀而思之、事固有不相謀、而相感者、莊老之後、其禍爲申韓、由三代之衰、至於今、凡所以亂聖人之道者、其弊固已多矣、而未知其所終、奈何其不爲之所也、

【太史遷曰】…史記の申韓列傳の贊語なり、【卑々】…自ら勉勵する意なり、【繩墨】…大工の用ゐる墨なはなり、以て正をなす所、故に以て法律に喩へたるなり、【德教】…法を用ゐること、禮節明白にして、容赦せぬこと、【原於道德之意】…吳氏曰く、韓非は、刑名法家の學を喜む、其極慘覈にして、誠惻の意なし、謂へらく、夫婦父子もみな相信するに足らずと、而るに、解老喻老の篇あり、故に太史公以爲へらく、大要皆道德の意に原づく、

太史遷曰く、申子の學は、卑々と勉勵して、名實を明かにすることに施せり、韓子は、法則を設けて、事情に適切にし、是非を分明にせり、其極は根こそぎ事を明白にすることを務めて、容赦勘辨することなく、恩愛の情とは少し、而かし、是れ皆道德の意に原づくしなりと、嘗て讀みて之を思ふに、世の中の事には、固より互に約束せられども、其心に自然と相感通する事柄はある者なり、莊、老の學問が、其後流れて、申、韓の術となりて、世に禍するも、老、莊が初念の及ばざる所なり、三代之衰へしより、今日に至るまで、凡そ聖人の道を亂す所以の者は、其弊固より已に多くありて、獨り此申、韓のみには非ず、而して其果ては何處まで推し至るべきかを知らず、奈何ぞ其れ之が處置を爲さざる、以上第五段、此段は、史記を引く、即ち本篇の根脚の處なり、

汪武曹云く、荀卿論は題外に李斯を尋れ出だして、其學は本題の人に出でしを言ふ、此論は題外に老、莊を尋れ出だして、其學は本題の人の從つて出づる所、あるを言ふ、論を立つるは同じからざれども、而れども、家數は則ち一なりと、

### 論養士

此の主意は、智、勇、辯、力の四種の人は、所謂る天民の秀傑なる者なり、歴代法を設け、時に因りて宜しきを制し、務めて一途に出でしむ、之を養ひて其處を得しめざれば、民を害し世を亂る、秦の以て速に亡ぶる所は、此に由るなりといふに在り、山陽謂へらく、是、神宗の



朝に、進士を裁減せるがために、戦國の時の客を養ひたる一事を借りて、論を立てしなり、篇中の隋唐至今出於科擧の一語、是れ作論の本意なりと、此説創なりと雖も、或は當に然るべし、記して以て一説に存す、凡て七段、

春秋之末、至於戰國、諸侯卿相、皆爭養士、自謀夫說客、談天雕龍、堅白同異之流、下至擊劍扛鼎、雞鳴狗盜之徒、莫不賓禮、靡衣玉食、以館於上者、何可勝數、

【談天雕龍】：史記に、鄒衍は、戰國の時の齊人なり、五行の徳の終始を論じ、及び天地の廣大なることを云へり、鄒衍は、衍の文飾を修め、雕鏤せる龍文の如し、故に齊人之を頌して天を談するは衍、龍を雕（ちりば）むるは與といへりと見えたり、【堅白同異】：趙人公孫龍、堅白論を著して、堅白は石に非ざることを辯ず、同異とは、同じき者を異ならしめ、異なる者を同じからしむ、其雄辯なるを謂ふなり、【擊劍扛鼎】：燕人荆軻、書を讀み、劍を撃ち、術を以て衛の元君に説きしことあり、又秦の武王力を好みて、力士と鼎を扛げたることあり、【雞鳴狗盜】：孟嘗君の客に、雞鳴狗盜をなす者あり、【靡衣】：細好の衣なり、【玉食】：美食をいふ、

【田園】春秋の末より、戰國に至るまで、諸侯の卿相は、皆争ひて士を養ふ、謀夫說客、談天雕龍、堅白同異の流よりして、下は擊劍、扛鼎、雞鳴、狗盜の徒に至るまで、賓禮せざるはなし、美衣美食して、上より邸宅まで賜ひて、居住する者何ぞ勝て敷ふべけんや、

越王勾踐、有君子六千人、魏無忌、齊田文、趙勝、黃歇、呂不韋、皆有客三千人、而田文招致任俠、姦人六萬家、於薛、齊、稷下、談者亦千人、魏文侯、燕昭王、太子丹、皆致客無數、下至秦漢之間、張耳、陳餘、號多士、賓客廝養、皆天下豪傑、而田橫亦有士五百人、其略見於傳記者如此、度其餘、當倍官吏而半農夫也、此皆姦民、蠹國者、民何以支、而國何以堪乎、

【君子六千人】：越語に、越王其私卒君子六千人を以て中軍と爲す、注に、私卒君子は、王の親近する所にして、志行ある者なり、【魏無忌】：信陵君と號す、【齊田文】：孟嘗君と號す、【趙勝】：平原君と號す、【黃歇】：春申君と號す、之を四君といふ、【稷下】：齊の城門の名、或は曰く、山の名、【斷髮】：斷は、髮を取る者、髮は、炊煮する者、

【田園】越王勾踐は、君子六千人あり、魏の無忌、齊の田文、趙の勝、楚の黃歇、秦の呂不韋は、皆客三千人あり、而して田文は、任俠（な）と（か）だてての姦人六萬家を己の邑なる薛の地に招き致せり、齊の城下なる稷下の談者（遊説の士）も亦千人あり、魏の文侯、燕の昭王、太子丹は、皆客を致すこと無數なり、下りて秦、漢の間に至りては、張耳、陳餘は、多く士を持ちたりと稱せり、賓客廝養の卒まで、皆天下の豪傑なり、而して田橫も、亦士五百人あり、其略、傳記に見えたる者此の如し、度るに其餘は當に官吏にも倍し、農夫にも半なるべし、此れ皆無職無業の姦民にて、國を蠹（むしば）み（こ）な（す）ふ者なり、簡樸なる有様なれば、良民は何を以て支（さ）へん、而して國家は何を以て堪（た）へん、以上第一段、先づ春秋以來、姦民の多きことを叙して、議論の根據とす、

蘇子曰、此先王之所不能免也、國之有姦也、猶鳥獸之有猛鷲、昆蟲之有毒螫也、區處條理、使各安其處、則有之矣、鋤而盡去之、則無是道也、吾考之世變、知六國之所以久存、而秦之所以速亡者、蓋出於此、不可以不察也、

【蘇子の曰く、此れ先王の免るゝと能はざる次第なり、國の姦民あるは、猶鳥獸に猛鷲の種類あり、昆蟲に毒螫の種類あるが如し、區處條理（其種類に應じて、區別を立て、筋目を分けて、始末を付くること）して、それ（各）に其位置を安堵せしむる手段はあれども、それを残らず（す）平（な）げて、之を去らんとする道はなきなり、吾之を世の中の變遷に考へて、六國の久しく存したる所以と、秦の速に亡びたる所以とは、蓋し此に出づることを知る、察せざるべからざるなり、以上第二段、此段は、國に姦民あるは、勢免るゝこと能はざるを言ふ、

夫智勇辯力、此四者、皆天民之秀傑者也、類不能惡衣食、以養人、皆役人以自養者也、故先王分天下之富貴、與此四者共之、此四者不失職、則民靖矣、四者雖異、先王因俗設法、使出於一、三、三代以

上出於學戰國至秦出於客漢以後出於郡縣吏魏晉以來出於九品中正隋唐至今出於科舉雖不盡然取其多者論之

九品中正... 魏の初元年、尚書の陳群、天朝の選用才を盡さるるを以て、九品して人を官にする法を立て、州郡中正の官を置き、識鑒(人物の目き)ある者を選ばせて之を爲さしめ、人物を區別して、其高下を第す、(ついで)九品は、一品より九品に至る等級なり、夫れ智者、勇者、辯者、力者の此四種の者は、皆天民の秀傑なる者にて、類れ墨衣墨食して、人を養ふことなどは出来ず、反りて皆人を役して以て自ら養ふ者なり、故に先王は、天下の富貴を分ちて、此四者と之を共にせり、此四者が、其職を失はれば、人民は自然安泰なり、四者は異なりと雖も、先王は其時の風俗に因りて、それく方法を設けて、一途に出でしむ、三代以上に在りては、皆學校より出でしめ、戰國より秦に至るまでは、客より出でしめ、漢より以後は、郡縣の吏より出でしめ、魏晉以來は、九品中正より出でしめ、隋唐より今日に至るまでは、科舉より出でしむ、盡く然るにはあられど、其多き者を取りて之を論ず、以上第三段、歴代區處條理して、各々其處を得しめたることを論ず、蓋し四者は、皆天民の秀傑なる者、善く之を養ふときは、用をなせども、之を處すること宜しきを得ざれば、去りて養民となる、士を養ふことの已むことを得ざる所以なり、

六國之君虐用其民不減始皇二世然當是時百姓無一人叛者以凡民之秀傑者多以客養之不失職也其力耕以奉上皆椎魯無能爲者雖欲怨叛而莫爲之先此其所以少安而不即亡也

六國の君の、其民を虐用せしむは、始皇、二世に減せざりしが、然し是時に當りて、百姓一人として叛く者なきは、凡そ民の秀傑なる者は、多く客として之を養ひて、其職を失はざらしめたるを以てなり、是れ即ち六國の區處條理の方法なり、其耕作を力めて、以て上に奉ずる者は、皆律義一偏なる愚かものにて、何事も爲し得られぬ者なれば、怨み叛かんと欲すと雖も、之が先達を爲す者なし、此れ當時六國の少しは安泰にして、直に亡びざる所以なり、以上第四段、是れ六國の區處條理を云ふ、

始皇初欲逐客用李斯之言而止既并天下則以客爲無用於是任法而不任人謂民可以恃法而治謂吏不必才取能守吾法而已故隳名城殺豪傑民之秀異者散而歸田畝向之食於四公子

呂不韋之徒者皆安歸哉不知其能槁項黃馘以老死於布褐乎抑將輟耕太息以俟時也

始皇初め客を逐はんと欲せしが、李斯の言を用ひて止みき、既に天下を并せたる後は、客を以て無用とす、是に於て、法に任じて、人に任せず、民は法を恃みて治むべしと思ひ、吏は必ずしも才器を要せず、惟能く吾が法を守れば、それにて宜しと思ひたるが故に、名城は不用なりとて隳(こ)ち、豪傑は邪黨なりとて殺したれば、人民中の秀異なる者は、散じて田畝に歸る、向(ま)さきの信陵、平原、孟嘗、春申の四公子、又は呂不韋の徒(こ)ち、食(を)やしなはれたる者共は、皆安くに歸せん、それ等が皆槁項黃馘(年老いて頭髮のつやもけ、黄色に變ずるをいふ)となるまで、布褐を衣たるまゝにて、一生朽ち果てんか、それとも、又勳績を擲け去て、耕を休め、太息しつゝ、時機を俟ちて、事を起さん覺悟なるか、此には心付かざりしなり、

秦之亂雖成於二世然使始皇知畏此四人者有以處之使不失職秦之亡不至若是速也縱百萬虎狼於山林而饑渴之不知其將噬人世以始皇爲智吾不信也

秦の亂は、二世の時に成りしには相違なければども、始皇をして此四人の者を畏るゝことを知りて、之を處置することありて、職を失はざらしめば、秦の亡ぶることは、是の若く速かなるには至るまじ、之を譬へていは、百萬の虎狼を山林に縱ちて、之を饑渴せしめて、其將に人を噬まんとするに心付かざると同然のことなり、世間にては、始皇を以て智ありとすれども、吾は信ぜざるなり、以上第五段、此段は、秦の時の區處條理、其宜しきを得ざるをいふ、

楚漢之禍生民盡矣豪傑宜無幾而代相陳豨從車千乘蕭曹爲政莫之禁也至文景武之世法令至密然吳濞淮南梁王魏其武安之流皆爭致賓客世主不問也豈懲秦之禍以爲爵祿不能盡糜天下士故少寬之使得或出於此也邪

【陳疏】…史記に、陳穉趙の相國を以て、將に趙、代の邊兵を監せんとす、趙の相の周昌、穉を見るに、賓客の之に従ふ者千餘、邯鄲の客舎皆滿つとあり、

【註】さて秦の亡びて後は、楚(項羽)漢(高祖)の禍引續きて、生民も盡きなんばかりなれば、蒙恬は幾ばくもなき苦なるに、代の相の陳穉の引連れたる従軍は、千乘もありたる由なり、當時蕭何、曹參などが政を爲したれども、之を禁ずることせざりき、文帝、景帝、武帝の世に至りては、法令も至りて密なれども、然れども、吳王濞、淮南王長、梁王武、魏其侯嬰、武安侯田汾などの流、皆争ひて賓客を致せども、當時の君は、更に御構なかりき、なんと秦の禍に懲りて、逆も辭辭もて盡く天下の士を糜(つな)き切れぬことと思ひて、少しく之を寛やかにして、此途に由りて世に出でしめし者ならんか、以上第六段、漢初の區處陳穉を論ず、

若夫先王之政則不然、曰君子學道則愛人、小人學道則易使也、嗚呼、此豈秦漢之所及也哉、

【註】以上歴代の士を養ふ道は、皆已むことを得ざる處置に出で、以て其毒螫を殺きたるなり、若し夫れ先王の政は、左様なることをせず、論語にもある通り、君子道を學ぶときは、人を愛す、小人道を學ぶときは、使ひ易しとなり、即ち上文にもいひたる如く、三代以上は、學に出でしむとは此事なり、嗚呼、此れ豈秦漢などの及ぶ所ならんや、以上第七段、

【沈評】智勇精力の四つの者、之を處するに、其所を得れば、天下の用となる、其所を失へば、天下の患となる、富貴を分ちて、之と之を共にし、自ら功名の途に奮ふことを得しむれば、亂の萌しは自ら啓くことなきなり、末路(文の結末をいふ)士を養ふことを撤開(はらひのけ)し、先王の天下を治むる大道を結出す、眼孔尤も高し、○唐末の黃巢は、登第せざるを以て、亂を作し、明末の牛金星は、鄉舉を斥革せられしを以て、關賊(李自成のこと)に歸す、皆之を處するに其所を得ざりしゆゑなり、國に柄たる者尙(こひれが)はくは之に意を加へよ、

### 論始皇漢宣

沈云く、此文は、兩大段と作して看る、前の一段は、秦の亂は、趙高を用ひたるに在るを説き、後の一段は、扶蘇、蒙恬の敢て請はざるは、商鞅の法を變ずる後の威を積むに在ることを説く、前の一段中に、漢宣を摺入し、後の一段中に漢武を摺入す、而して兩大段は是れ一事仍ほ只一片と作して看去る、志林十三首は、皆南海の作にして、公の極めて得意の文字なり、天粟を雨らし、鬼夜哭するにも幾ぢらんと、按ずるに、前後兩段、俱に始皇を主として論じ、智の字を以て、兩段を串聯せしむ、愚見下に附記す、凡て六段、

秦、始皇帝時、趙高有罪、蒙毅按之、當死、始皇赦而用之、長子扶蘇、好直諫、上怒、使北監蒙恬兵於上郡、始皇東遊會稽、並海走琅邪、

少子胡亥、李斯、蒙毅、趙高從、道病、使蒙毅還禱山川、未及還、上崩、李斯、趙高矯詔、立胡亥、殺扶蘇、蒙恬、蒙毅、卒、以亡秦、

【註】秦の始皇帝の時、趙高罪あり、蒙毅之を按ずるに、罪死に當たれり、始皇赦して之を用ひたり、(史記の蒙恬の傳に見ゆ)長子扶蘇、直諫を好む、上怒りて、北の方蒙恬の兵を上郡に監せしむ、始皇東の方會稽に遊び、海に並(そ)ひて、琅琊に走(おもむ)く、少子胡亥、李斯、趙高從へり、始皇道にて病む、蒙毅をして還りて山川の神に禱らしむ、毅の未だ還るに及ばざるに、上崩せり、李斯、趙高詔を矯めて、胡亥を立て、扶蘇、蒙恬、蒙毅を殺し、卒に以て秦を亡ぼせり、以上第一段、事實を叙して按とす、

蘇子曰、始皇制天下、輕重之勢、使內外相形、以禁奸、備亂者、可謂密矣、蒙恬將三十萬人、威振北方、扶蘇監其軍、而蒙毅侍帷幄、爲謀臣、雖有大奸賊、敢睥睨其間哉、不幸道病、禱祠山川、尙有人也、而遣蒙毅、故高斯得成其謀、始皇之遣毅、毅見始皇病、太子未立而去、左右皆不可以言智、

【註】蘇子の曰く、始皇が天下の輕重の勢を制するに、内は朝廷、外は邊郡をして、互に持ち合ふ形を成さしめ、以て奸を禁じ、亂に備へたるは、其用意密なりと謂ふべし、それは如何と云ふに、外は蒙恬三十萬人に將として、胡を伐ち、威を北方に震ひ、扶蘇其軍を監せり、而して内は蒙毅帷幄に侍して、謀臣たり、斯る形勢なれば、たとひ大奸賊ありと雖も、誰か敢て其間に睥睨(つけ入)ることする者あらん、不幸にして病めり、山川禱祠の使命などは、尙他に幾人も其人あるべし、而るに、大切な蒙毅を遣はしたることゆゑ、高、斯輩が其謀を成すことを得たるなり、始皇の毅を遣りたるも、毅の始皇の病みて、太子の未だ立たざるを見ながら、左右を去りたるも、皆以て智と言ふべからず、(智の字は、一篇の眼目)一篇の眼目、

雖然、天之亡人、國其禍敗、必出於智、所不及、聖人爲天下、不恃智、以防亂、恃吾無致亂之道耳、始皇致亂之道、在用趙高、

夫閹尹之禍、如毒藥猛獸、未有不裂肝碎首者也。自書契以來、惟東漢呂彊、後唐張承業、二人號稱善良、豈可望一二於千萬、以微必亡之禍哉。然世主皆甘心而不悔、如漢桓靈、唐肅代、猶不足深怪。始皇漢宣皆英主、亦湛於趙高恭顯之禍、彼自以為聰明人傑也、奴僕薰腐之餘、何能為及其亡國亂朝、乃與庸主不異、吾故表而出之、以戒後世人主如始皇漢宣者。

夫閹尹之禍、如毒藥猛獸、未有不裂肝碎首者也。自書契以來、惟東漢呂彊、後唐張承業、二人號稱善良、豈可望一二於千萬、以微必亡之禍哉。然世主皆甘心而不悔、如漢桓靈、唐肅代、猶不足深怪。始皇漢宣皆英主、亦湛於趙高恭顯之禍、彼自以為聰明人傑也、奴僕薰腐之餘、何能為及其亡國亂朝、乃與庸主不異、吾故表而出之、以戒後世人主如始皇漢宣者。

或曰、李斯佐始皇定天下、不可謂不智、扶蘇親始皇子、秦人戴之、

久矣、陳勝假其名、猶足以亂天下、而蒙恬持重兵在外、使二人不即受誅、而復請之、則斯高無遺類矣、以斯之智而不慮此、何哉、

蘇子曰、嗚呼、秦之失道、有自來矣、豈獨始皇之罪、自商鞅變法、以殊死為經典、以參夷為常法、人臣狼顧脅息、以得死為幸、何暇復請、方其法之行也、求無不獲、禁無不止、鞅自以為鞅堯舜而駕湯武矣、及其出亡而無所舍、然後知為法之弊、

夫豈獨鞅悔之、秦亦悔之矣、荆軻之變、持兵者熟視、始皇環柱而走、莫之救者、以秦法重故也、李斯之立、胡亥不復忌、二人者、知威

令之素行而臣子不敢復請也、二人之不敢請亦知始皇之驚悍而不可回也、豈料其僞也哉、

○彼の法の弊は、夫れ豈獨り鞅が之を悔いたるのみならず、秦國も亦之を悔いたるに相違なし、其證は、荊軻の始皇を刺さんとせしとき、堂下の武器を持ちたる者は、當時秦國の法律にては、武器を携へて殿に上ることのならぬことゆゑ、たゞ始皇の柱をめぐりて逃げ走るを視つ、誰一人之を救ふ者なきは、秦の法の重きを以ての故なり、李斯の胡亥を立つるとき、復た二人を思まざる者は、秦國の威令は素より行はれて、一旦命令の下りたる上は、臣子共に於て、敢て復た罪を請はざることを知ればなり、二人の敢て請はざるも、亦始皇の驚悍（手強）して、まげぬ氣象のこと）にして、一旦言出したることは、逆も引回さざるものならぬことを知ればなり、豈其僞なることを料らんや、以上第四段、此段は、扶蘇、蒙恬の罪を請はざるは、秦の威令の素より行はれたるに由る、而して李斯の能く之を知りたることを言ふ、

周公曰、平易近民、民必歸之、孔子曰、有一言而可以終身行之、其恕矣乎、夫以忠恕爲心、而以平易爲政、則上易知而下易達、雖有賣國之姦、無所投其隙、倉卒之變、無自發焉、然其令行禁止、蓋有不及商鞅者矣、而聖人終不以彼易此、

○周公曰、凡そ政を爲すには、其旨意平易にして、人民に了解し易き機にするが肝要なり、平易にして人民を近づくるときは、人民は必ず之に歸服す、又孔子曰く、一言にして人の生涯行ふべき者あり、それは恕の謂ならんか、(恕とは、己が欲せざる所は、人に及ぼさざる謂ひにして、思ひやりの心なり)、夫れ忠恕を以て心とし、平易を以て政すれば、上は下の情を知り易く、下は上の意に達し易し、國を賣りて、私利を圖る機なる姦物ありと雖も、其隙に附け入ることなく、李斯、趙高の事の如き倉卒には、(倉卒の變も、白りて發することなげん、去りながら、其令の行はれ、禁の止む、)とに至りては、蓋し商鞅の法に及ばざる者あらん、而かし、聖人は終に彼の重法威令を以て、此の平易の政に易ふことをせず、

商鞅立信於徙木、立威於棄灰、刑其親戚、師傅積威信之極、以及始皇、秦人視其君如雷電鬼神、不可測也、古者公族有罪、三宥然

後制刑、今至使人矯殺其太子、而不忌、太子亦不敢請、則威信之過也、

○徒木…商鞅改正の法令を布く以前に、人民の己を信ぜざらんことを恐れて、三丈の木を、國都の南門に立て、民を募りて、之を北門に徙さしめ、金を與へて、以て欺がざることを明し、然して後に、令を發せしことあり、(棄灰)…商鞅の法に、灰を道に棄つる者を刑せしことあり、(三宥而後致刑)…禮記文王世子篇に、公族には、宮刑なし、獄成れば公に獻ず、公曰く、之を宥めよと、有司又曰く、辟(つみ)に在りと、公又曰く、之を宥めよと、有司又曰く、辟に在りと、三たび宥むるに及びて、對へずして走り出て、刑を何人に致すとあり、

故夫以法毒天下者、未有不反中其身及其子孫者也、漢武與始皇、皆果於殺者也、故其子如扶蘇之仁、則寧死而不請、如戾太子之悍、則寧反而不訴、知訴之而不察也、戾太子豈欲反者哉、計出於無聊也、故爲二君之子者、有死與反而已、李斯之智、蓋足以知扶蘇之必不反也、吾又表而出之、以戒後世、人主之果於殺者、

○故に夫の法を以て天下を毒する者は、其毒が反りて其身及び其子孫に中たらざる者はあらず、漢武と始皇とは、皆人を殺すに果せる者なり、故に其子扶蘇の仁なる如きは、寧ろ死しても請はず、戾太子の悍なる如きは、寧ろ反しても訴へず、之を訴ふとも、察せられざらんことを知ればなり、戾太子は豈反を欲する者ならん、其計無聊(不平のこと)の餘りに出でたるなり、故に二君の子たる者は、死と反との二途あるのみ、李斯の智は、蓋し以て扶蘇の反せざるを知るに足るなり、吾又表して之を出して、以て後世の人主の殺すに果さん者を戒む、以上第六段、此段は、扶蘇を説き、并せて戾太子に及び、遂に李斯の智を以て結ぶ、前幅を回顧す、按ずるに、此文主として始皇を論じ、而して扶蘇、李斯、武、宣の二帝、戾太子、恭、顯等を將て陪講す、幾んど主客を辨じ難し、坡公晩年の作、往々筆に任せて叙し去り、少時の極意構成するが如

くならず、讀者をして雲霧に迷はしむ、故に此文、題を命ずる、書に因りて同じからず、畢竟其主意を得るを苦むなり、愚を以て之を考ふるに、一篇の議論の根は、第二段に在り、此段の始皇能く内外相形して、以て奸を禁じ亂に備ふの幾句、暗に智の字を埋めて中に在り、乃ち始皇の智を待みて以て亂を防がんとするを叙せしなり、故に次段之を承けて、聖人の天下を爲むるは、智を待みて以て亂を防がんと云へり、始皇は智を待みて以て亂を防がんとし、其亂は反りて防虞の及ばざる道高に出づ、是れ前半幅の意なり、さて又始皇の定めたる内外の形勢の全備せるにも拘はらず、李斯の智を以て二人を殺し、は、亦始皇の防虞の至らざる如し、然れども、此れ獨り始皇の罪に非ず、商鞅以來の積弊に、加ふるに始皇の驚愕を以て、故に李斯を殺す、ことを得しなり、孔子の忠恕の心は、始皇の驚愕の比に非ず、周公の平易の政は、商鞅の參夷の比に非ず、始皇之行ふこと能はず、人をして其子を遠殺せしめ、而して其子をして、亦敢て請はざらしむ、亦其殺に果せる報なり、終歸總べて始皇を以て主とす。

論范增

此文は、范增の項羽を去ることの晩きを論ず、其論點は、増が羽の己を疑ふを發見することの早からざるを責むるに在り、言ふは、増の去るは、當に羽の卿子冠軍を殺したる時に於てすべし、何となれば、義帝の立つとき、増謀主たり、羽の卿子冠軍を殺すは、是れ義帝を弑せんとする前兆なり、其義帝を弑するは、増を疑ふ本なり、固より陳平の反間を俟たず、増此時を以て去就の分を明にせず、尙羽に依りて以て功名を成さんと欲するは陋なりといふに在り、須く疑の字に着眼すべし、凡て四段。

漢用陳平計、間疎楚君臣、項羽疑范增與漢有私、稍奪其權、增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨歸卒伍、歸未至彭城、疽發背死。

【陳平計】：項羽使者を遣りて、漢に至らしめしとき、漢王大宰の膳部を取捕へて、使者に進めんとして、楚の使者を見て、伴り歸きて、若し亞父(范增)の使なりと思ひしに、左はなくて、項王よりの御使者なるかといひて、其膳部を引き、改めて粗末なる膳を進めて、使者を變せしゆ、使者は歸りて、其趣を項王に報せしかば、項王は、果して大に亞父を疑へり、【賜骸骨】官を罷めて身を退くをいふ、人臣の君に事ふるは、身を以て君に委ぬるなり、故に退かんことを乞ふを骸骨を乞ふと謂ふ。

【蘇子曰、増之去善矣、不去、羽必殺増、獨恨其不蚤耳、然則當以何】漢は、陳平の計を用ひて、楚の君臣を疎隔せしかば、項羽は、范增の漢と私あらんことを疑ひて、稍其權を奪へり、增大に怒りて曰く、天下の事は、大に定まれり、君王自ら政を爲さるゝが宜し、願はくは、御暇を賜はりて、卒伍に歸りたしと、辭し歸りて、未だ彭城まで至らざる途中にて、疽(癰)發り、背に發して死せり、以上第一段、此段は、先づ叙事を以て案を立て、疑の字を埋めて、一篇の議論の眼目とす。

蘇子曰、増之去善矣、不去、羽必殺増、獨恨其不蚤耳、然則當以何

事去、増勸羽殺沛公、羽不聽、終以此失天下、當於此去耶、曰、否、増之欲殺沛公、人臣之分也、羽之不殺、猶有人君之度也、増曷爲以此去哉、易曰、知幾其神乎、詩曰、相彼雨雪、先集維霰、増之去、當於羽殺卿子冠軍時也。

【卿子冠軍】：宋義をいふ、義帝宋義を以て上將軍とし、項羽を次將とし、往きて道を救はしむ、羽之を殺して、自ら其兵を領す、蘇子曰く、増の去るは善し、若し去らずんば、羽は必ず増を殺さん、たゞ其去るとの早からざるが残念なるのみ、去らば何事に付きて去りたるが適當ならん、鴻門の會に、増は羽に勸めて、沛公を殺さしめんとせしに、羽聽かず、終に此れがために、天下を失ひたるなり、されば此時に於て去りたるが至當ならんか、曰く、否、増の沛公を殺さんと欲するは、人臣の職分なり、羽の之を殺さざるは、また一人君の度量ある所なり、増何爲れぞ、此れがために去るべけんや、總べて事は前兆のある者なれば、其機を早く悟りて、事を處するこそ、明智の貴ぶ所なれば、易に曰く、事の幾(きざし)を知るは、其れ神なるかと、又詩に曰く、彼の雪の降るを見るに、先づ集まるは霰(みぞれ)なりと、霰の墜つるは、雪の降る知らせなり、されば范增の去るは、當に羽の卿子冠軍を殺したる時に於てすべきなり、(此處先づ作論の主意を露はし、以下反覆之を明にす)

陳涉之得民也、以項燕扶蘇、項氏之興也、以立楚懷王、孫心、而諸侯畔之也、以弑義帝、且義帝之立、増爲謀主矣、義帝之存亡、豈獨爲楚之盛衰、亦増之所與同禍福也、未有義帝亡而増獨能久存者也。

【其諱は、陳涉の兵を起したるときに、民を得たるは、楚の項燕と公子の扶蘇との名を假りたるが故なり、(項燕は、楚の宿將、此二句を擧げたるは、當時楚國の民心を得たるを示さんためなり、扶蘇は、楚及するのみ、)項氏の興るは、楚の懷王の孫の心を立てたるが故なり、而して諸侯の畔きたるは、又其義帝を弑したるが故なり、且つ義帝の立つときは、増之が謀主たり、されば義帝の存亡は、豈獨り楚の盛衰を爲すのみならず、亦増が自身に於ても、與に禍福を同じくする所なり、未だ義帝亡びて増のみ獨り永らふる者はなきなり、(此處増と義帝との關係を明にす)】

羽之殺卿子冠軍也、是弑義帝之兆也、其弑義帝、則疑增之本也、豈必待陳平哉、物必先朽也、而後蟲生之、人必先疑也、而後讒入之、陳平雖知、安能間無疑之主哉、

羽の卿子冠軍を殺したるは、是れ義帝を弑せんとする前兆なり、其義帝を弑したるは、増を疑ふ本なり、何も陳平の計策を待つまでもなし、物は必ず先づ腐ちたれば、蟲も生ずるなれ、人は必ず先づ疑へば、讒言も附け入るなれ、陳平が何程の智者なりとて、いかに能く疑ひもせぬ主君を離間せんや、以上第二段、羽之殺卿子冠軍の三句は、是れ一篇の正説なり、上の増之去、當於羽殺卿子冠軍之時の句を申明す。

吾嘗論義帝、天下之賢主也、獨遣沛公入關、而不遣項羽、識卿子冠軍於稠人之中、而擢以爲上將、不賢而能如是乎、羽既矯殺卿子冠軍、義帝必不能堪、非羽弑帝、則帝殺羽、不待知者而後知也、

增始勸項梁立義帝、諸侯以此服從、中道而弑之、非增之意也、夫豈獨非其意、將必力爭而不聽也、不用其言、而弑其所立、羽之疑增、必自是始矣、

吾嘗て論せしことあり、義帝は、天下の賢主なり、獨り沛公を遣りて、關に入らしめて、項羽を遣らず、又卿子冠軍を稠人（おほくのひと）の中に擢りて、擡ぎ上げて以て上將とせり、いかに不賢にして能く是の如くならんや、斯かる賢明の君なれば、羽が既に命を矯めて卿子冠軍を殺したるからは、義帝は、必ず其怒に堪ふること能はざらん、羽が帝を弑するに非ずんば、帝が羽を殺さん、とは、智者を待たずして知らるゝなり、（此處再び開拓の筆を用ひて、羽と義帝との關係を説きて、前段の未だ及ばざる意を申明せしなり。）

增始め項梁に勸めて、義帝を立てし、はば、諸侯は此れがために楚に服従せしなり、それを今中道にして之を弑するは、増の意に非ざるなり、豈た其意に非ざるのみならず、屹度其非を力爭して、聽かれぬこともありしならん、其申す言を用ひずして、其立つる所の君を弑せしとなれば、羽が増を疑ふことは、必定是時より始まりしならん、（此一節は、再び義帝と増との關係を説きて、前意を申明す。）以上第三段、

方羽弑卿子冠軍、增與羽比肩而事義帝、君臣之分未定也、爲增計者、力能誅羽、則誅之、不能則去之、豈不毅然大丈夫也哉、增年已七十、合則留、不合則去、不以此時明去就之分、而欲依羽以成名、陋矣、雖然、增高帝之所畏也、增不去、項羽不亡、嗚呼、增亦人傑也哉、

留侯論

此に至りて、方に増のために、處身の計を盡す、羽の卿子冠軍を殺したる時に方りて、増と羽とは、肩を比（なら）べて義帝に事へたれば、君臣の分は未だ定まらざるなり、増の計を爲さんには、増の力能く羽を誅するとが出来得るならば、之を誅すべし、若し誅することが出来ずとならば、去りたるが宜し、さあらば、なんと毅然たる大丈夫ではあるまいか、増の年は、もはや七十にもなりたることなれば、志合へば留まるがよし、合はざれば去るがよし、此時を以て、去就の分を明にせず、而して羽に依りて以て功名を成さんと欲するは陋し、然りと雖も、増は高帝の畏るゝ所なり、増去らざらんば、項羽は亡びざらん、嗚呼、増も亦人傑なるかな、以上第四段、

古之所謂豪傑之士者，必有過人之節，人情有所不能忍者，匹夫見辱，拔劍而起，挺身而鬪，此不足為勇也。天下有大勇者，卒然臨之而不驚，無故加之而不怒。此其所挾持者甚大，而其志甚遠也。

古の謂はゆる、豪傑の士といふ者は、屹度人に過ぐる節ある者なり、人情には兎角忍耐の出来ぬことある者にて、即ち匹夫が辱かしめられて之を忍ぶことならずして、劍を抜きて起ち上り、身を奮ひ、必死の心にて鬪ふ者などは、世間にては、勇者と心得る者もあらんが、此は決して勇とするには足らぬ者なり、天下に大勇といふべき者あり、卒然と其不意に出づれども、驚くことなく、故なきに之を凌げども、怒ることせず、此れ他なし、其胸中に挾持する所の度量、甚だ大にして、其志す所の目的、甚だ遠ければなり、以上第一段、是れ一篇の總冒なり、卒然臨之の二句は、下段の秦皇帝所不能驚、項籍所不能怒の二句を伏す、驚の字怒の字、前後相照應す。

夫子房受書於圯上之老人也，其事甚怪，然亦安知其非秦之世有隱君子者，出而試之，觀其所以微見其意者，皆聖賢相與警戒之義，而世不察，以為鬼物，亦已過矣。

夫子房受書於圯上之老人、張良の魯なる時、圯(はし)の上にて、一老人に逢ひ、太公の兵書を授かる、楚人梧を圯と云ふ、(以為鬼物)史記留侯世家の贊に、圯、太史公曰く、學者多く鬼神なしと言へど、然れども、物ありと言ふ、留侯の見る所の老父、書を予ふるに至りては、亦怪むべきなりと、案照に曰く、物とは、精怪を謂ふなりと、

大の子房が書を圯上の老人に授けたること、其事甚だ怪しむべき話なれども、去りながら、亦秦の世に斯かる隱君子ありて、出てい之を試みたるにあらずとも限るまじ、それは如何といふに、それが微しく警戒の意を見せたる所爲を觀るに、皆古の聖賢人などの相與に戒め合ひたる道理に叶ひて居ればなり、此は乃ち後段に言へる所の、命ずるに僕妾の役を以てして、少年剛銳の氣を折くことを指す、此處は唯大約之を言ふなり、而るを世人察せずして、以て鬼物(ばけもの)なりとするは、亦はや過まてることどもなり、以上第二段、此一段は、老人の鬼物に非ず、之を教ふる深意の在る所なるをいふ、然れども、此れ唯淺筆を以て約略之を言ひ、後段を俟ちて洗發す。

且其意不在書，當韓之亡，秦之方盛也，以刀鋸鼎鑊待天下之士，其平居無罪夷滅者，不可勝數，雖有賁育，無所獲施，夫持法太急，

且其意不在書、當韓之亡、秦之方盛也、以刀鋸鼎鑊待天下之士、其平居無罪夷滅者、不可勝數、雖有賁育、無所獲施、夫持法太急、

者，其鋒不可犯，而其勢未可乘，子房不忍忿忿之心，以匹夫之力，而逞於一擊之間，當此之時，子房之不死者，其間不能容髮，蓋亦已危矣。

者、其鋒不可犯、而其勢未可乘、子房不忍忿忿之心、以匹夫之力、而逞於一擊之間、當此之時、子房之不死者、其間不能容髮、蓋亦已危矣、

千金之子，不死於盜賊，何者，其身之可愛，而盜賊之不足以死也，子房以蓋世之才，不為伊尹太公之謀，而特出於荊軻聶政之計，以僥倖於不死，此圯上之老人所為深惜者也，是故倨傲鮮腆而深折之，彼其能有所忍也，然後可以就大事故，曰：孺子可教也。

千金之子、不死於盜賊、何者、其身之可愛、而盜賊之不足以死也、子房以蓋世之才、不為伊尹太公之謀、而特出於荊軻聶政之計、以僥倖於不死、此圯上之老人所為深惜者也、是故倨傲鮮腆而深折之、彼其能有所忍也、然後可以就大事故、曰：孺子可教也、

【伊尹太公之謀】帝王の業を佐け成すを謂ふ、荊軻聶政之計、刺客の所業に出づるを謂ふ、即ち博浪沙の襲撃をいふなり、【鮮腆】鮮は、善なり、腆は、厚なり、鮮腆とは、自ら好厚するを謂ふ、辱大の義なり、

千金の家の子は、盜賊などの爲めには命を棄てず、何となれば、其身が大事にて、盜賊共の爲めには、命を棄つるに足らざればなり、子房は、世を一くるめにする程の大器量を持ちながら、伊尹の湯を佐けて業を放ち、太公の武王を佐けて討を伐ちし程の大謀をなさて、特に荊軻、聶政などの刺客の所爲に出で、以て萬一にも死なざらんことを僥倖す、此れ圯上の老人が子房の爲めに深く惜める所なり、是故に、わざと自身に辱大に構へて、草履取などの股役を命じて、深く其血氣にはやる負けぬ氣象を折きたるなり、彼れ自ら能く之をしても堪忍することが出来れば、そこで大事を成就することも出来るなり、故に老人は、子房の能く守りたるを見て、孺子教ふべしと云ひたるなり、以上第



三段、此段は、老人が一の忍の字を以て、子房に教へたるを言ふ、上文の其意不在、書の句を釋す、  
 楚莊王伐鄭、鄭伯肉袒牽羊以迎、莊王曰、其君能下人、必能信用其民矣、遂舍之、勾踐之困於會稽而歸、臣妾於吳者、三年而不倦、且夫有報人之志、而不能下人者、是匹夫之剛也、夫老人者、以爲子房才有餘而憂其度量之不足、故深折其少年剛銳之氣、使之忍、小忿而就大謀、何則、非有平生之素、卒然相遇於草野之間、而命以僕妾之役、油然而不怪者、此固秦皇帝之所不能驚、而項籍之所不能怒也、

【楚莊王】…の事は、左傳の宣公十二年に出づ、【肉袒】…膚をぬぎて、肉を露はすこと、其意は刑を受くるに在り、【牽羊】…奴僕の賤役を執る意なり、  
 【楚の莊王の鄭を伐ちしとき、鄭伯は、肉袒して、羊を牽きて、以て迎ふ、莊王曰く、其君として能く人に下ること此の如くなれば、必ず能く其民に信ぜられて、民は之に使はるゝならん、なかり、以て侮るべからずと、遂に之を舍ゆるしたり、此れ鄭伯の忍びたる一證なり、又越王勾踐は、會稽山に困められて、歸りたる後に、吳に臣妾となりて事へたること三年が間、能く辛抱して倦まざりきとなり、此れ越王の忍びたる一證なり、これに限らず、一體人に報いんとする意趣ありながら、人に入るることの出来ぬは、是れ匹夫の剛といふ者なり、【篇首の匹夫見】の句に應ず、夫の老人は以爲へらく、子房は才氣は餘りあれども、憂ふる所は、其度量の足らぬとなり、故に深く其少年剛銳の氣象を折きて、之をして少しばかりの忿を堪忍して、大なる謀を成就せしめんとなし、是れ如何と云ふに、老人は、子房に對して、平生よりの懇意といふにてもなし、卒然と思掛けなく、草野の間に出遇ひたる者に、突然命ずるに僕妾の役を以てして、履などを取らしめたるに、子房は能く其旨を合點して、油然而平氣になりて、聊か怪む様子もなく、堪忍して其命を奉じたるは、是れ即ち以心傳心の教なり、子房能く此忍の度量あり、此れ固に秦皇帝の嚴法と雖も、驚かすこと能はざる所に在り、項籍の標悍なるも、怒らざること能はざる所なり、（此二句、上を結び下を起す、項籍云々は、下文の事を指す、）以上第四段、此れ又前意を申論せるなり、但し前は只虚描、此は乃ち實發なり、前段は、子房より説きて、老人に對り、此段は、老人より説きて、子房に到る、此れ又前意を申論せるなり、汪武曹云く、一意反覆して説く者は、須く逆順法を曉り得べし、又須く虚實法を曉り得べしと、

觀夫高帝之所以勝、而項籍之所以敗者、在能忍與不能忍之間而已矣、項籍惟不能忍、是以百戰百勝、而輕用其鋒、高祖忍之、養其全鋒、而待其弊、此子房教之也、當淮陰破齊、而欲自王、高祖發怒、見於辭色、由此觀之、猶有剛彊不忍之氣、非子房其誰全之、

【太史公云々】…史記留侯世家の贊語なり、  
 【太史公は、子房を疑ひて、以爲へらく、其人物は、定めて魁梧奇偉とて、見上ぐる程の大兵なる男なるべしと想像せしに、左はなくて、其狀貌は、反りて婦人女子の如くにて、一向其志氣と鈞合はぬが不審なりといひたるが、嗚呼、此が其子房たる所以ならんか、以上第六段、婦人女子の如しの一語は、乃ち是れ忍の字の意に歸す、  
 【沈評】太白（李白のこと）博浪沙に秦を撃つ事に於て、許すに智勇を以てす、（李白の詩に、東溟得壯士、椎秦博浪沙、報韓雖未成、天地皆震動、潛匿遊下邳、豈曰非智勇の句あり、是乃其智勇を稱許せしなり）而るに、此文は、又子房が忍ぶこと能はざれば、老人が教へて忍ばせたる意を顯出す、議論更に正大なり、且其意不在、書の一語は、空際に掀翻すること、海上潮來りて、銀山の巖起するが如き觀あり、（言ふは、此一語を將て、渾べて從前の意案を翻盡し、更に己の新意を吐く起頭の筆となす、如何にも正々堂々と語り出す趣見ゆ、故に斯くは形容せしなり、）○老人が子房に教ふるに能く忍ぶを以てせるは、是れ正義、（本意のこと）子房又高祖をして能く忍ばしむるは、是れ餘意なり、

り、文を作るには、必ず此の如く推論すべし、

### 賈誼論

此文は、賈生の自ら其才を用ゐること能はざるを責む、一意分ちて兩層とす、君を得ること能はず、又身を愛すること能はず、是れ即ち自ら其才を用ゐること能はざる所なり、若し唯黙々として自ら忍びて、待つ所あらば、十年を過ぎずして、志を得べしとなり、之を責むる中に、之を惜む意あり、凡て六段、

非才之難、所以自用者實難、惜乎賈生王者之佐、而不能自用其才也、

才の得難きはあらで、才を得て、之を自ら用ゐる所以の者は、實に難きなり、惜しいかな賈生は、王者の輔佐ともなるべき才を持ちながら、自ら其才を用ゐることの出来ぬことは、以上第一段、先づ一句を立て、題意を破る、  
山陽云く、兩句を下して後、直に本題に入る、此れ又冒頭の變格なりと、謂ふ所の兩句とは、非才之難、所以自用者實難の兩句をいふ、只此兩句冒頭をなす、惜乎云々は、點題の句なり、故に冒頭の變格と云ひたるなり、

夫君子之所取者遠、則必有所待、所就者大、則必有所忍、古之賢人、皆有可致之才、而卒不能行其萬一者、未必皆其時君之罪、或者其自取也、

夫れ君子の取る所(才)を以て言ふ、( )の者遠ければ、必ず時を待ちて之を發する所あり、就す所(功業)を以て言ふ、( )の者大なれば、必ず自ら忍ぶ所あり、古の賢人、皆遠きに致すべき才あれども、卒に其萬一だも行ふこと能はざる者は、未だ必しも皆其時君の罪ならず、或は其人の自ら取る罪なり、以上第二段、前段の自ら其才を用ゐること能はざる意を申明す、

愚觀賈生之論、如其所言、雖三代何以遠過得君如漢文、猶且以不用死、然則是天下無堯舜終不可以有所爲耶、

愚(東坡自ら言ふ)賈生の論(生の漢の文帝に上る所の治安策を謂ふ)を觀るに、其言ふ所の如きは、三代と雖も、何を以て遠く過ぎん、君を得たること漢文程の明君にてありながら、猶且つ用ゐられざるために死せりとならば、是れ天下に堯、舜程の君なきときは、逆も何事も爲し得られぬ善の者なるか、以上第三段、此處、賈生の策論に就きて、其才を證す、

山陽云く、前に已に點題せり、此處は、乃ち他文の入題と同じからず、故意に筆を變じて、板を避けるなりと、板とは、文法の一律に出で、變化なきをいふ、然れども、愚謂ふ、坡公の論は、専ら誼の策論に就きて見を起す、故に下文に痛哭云々の語あり、是れ策論中の語を引きて斷ぜしなり、然れば、此處は、是れ案の如き者なり、何さま他の篇法とは、用筆同じからず、

仲尼聖人、歷試於天下、苟非大無道之國、皆欲勉強扶持、庶幾一日得行其道、將之荆、先之以子夏、申之以冉有、君子之欲得其君、如此其勤也、孟子去齊、三宿而後出、晝猶曰、王其庶幾召我、君子之不忍棄其君、如此其厚也、

【將之荆云々】……禮記檀弓篇に見ゆ、荆は、楚のことなり、(孟子去齊云々)……孟子公孫丑下篇に見ゆ、晝は、齊の邑の名、  
以下孔、孟の事を引きて、有所待有所忍の實を證す、仲尼は、聖人なり、歴く天下を試みて、其道を用ゐんと欲す、苟も大無道の國に非ざるより外は、何れにも勉強して扶持し、どうがな一日たりとも、其道を行ひたしと思はれたり、或る時、將に楚の國へ之を召んとするとき、先づさきに子夏を遣はされ、申れて又冉有を遣はされたり、君子の其君を得んと欲すること、此の如くに其れ勤むるなり、又孟子の齊を去りしとき、三日も逗留して、而して後に、晝の邑を出でたり、斯くもゆつくりとして、其上にも猶曰く、齊王がどうがな我を召還されんことを望むなりと、君子の其君を棄つるに忍びざることは、此の如くに其れ厚きなり、(此二事は、君を得んことを勤めたることを證す、)

公孫丑問曰、夫子何爲不豫、孟子曰、方今天下、舍我其誰哉、而吾何爲不豫、君子之愛其身、如此其至也、夫如此而不用、然後知天下之果不足與有爲、而可以無憾矣、若賈生者、非漢文之不用生、生之不能用漢文也、

孟子の齊を去るとき、公孫丑（孟子には充虞に作る、公孫丑には非ず）問ひて曰く、夫子何故に懐（たのし）まざると、孟子曰く、方今天下を治めんとするには、我を捨て、外に其れ誰か、在る、それを吾何とて懐（たのし）まざらん、君子の其身を受ずることは、斯くまでも注意が行き届くなり（此は、身を受ずることを諷す）それにても備用ならねば、こそ、天下の人君の逆も與に爲すことあるに足らざるを明らめて、我が心疑しはなき善なれ、賈生の若き者は、漢文の生を用ゐざるにはあらで、生の漢文を用ゐること能はざるなり、以上第四段、楚材云く、此段は、君を得ることの勤めたる、君を受ずるもの厚き、身を受ずることの至れること、是の如くにして、始めて感あるべきことを説き出す、古の聖賢の世に用ゐらるゝこと、苟もせざることを模寫して、以て賈生を賞む、見得たり、賈生の君を得んと欲するは、甚だ勤めたれども、但君を受ずること厚からず、身を受ずること至らざるのみ、故に曰く、生之不能、用漢文也と、甚だ意味ありと、

夫絳侯親握天子璽、而授之文帝、灌嬰連兵數十萬、以決劉呂之雌雄、又皆高帝之舊將、此其君臣相得之分、豈特父子骨肉手足哉、賈生洛陽之少年、欲使其一朝之間、盡棄其舊而謀其新、亦已難矣、

賈誼（絳侯）：周勃なり、周勃既に諸呂を誅し、代王を迎へて、馳きて天子の符璽を上る、代王は、即ち文帝なり、

夫の絳侯周勃は、自身に天子の玉璽を握りて、之を文帝に授けたる人なり、又灌嬰は、兵數十萬を連れて、以て劉氏と呂氏との雌雄（まけかち）を決したる人なり、又皆高帝の舊將なり、此れ其君臣の間柄は、豈特（たゞ）父子骨肉手足のみならずや、今賈生は、洛陽の少年を以て、其一朝の間に於て、盡く其舊きを棄て、其新しき事業を企てしめん（と）欲するは、隨分はやむづかしきことなり、

爲賈生者、上得其君、下得其大臣、如絳灌之屬、優游浸漬、而深交之、使天子不疑、大臣不忌、然後舉天下、而惟吾之所欲爲、不過十年、可以得志、安有立談之間、而遽爲人痛哭哉、

此處は賈生のために、其才を用ゐる方法を説く處なり、賈生たる者は、上には文帝の如き明君を得、下には其大臣絳灌の屬の如き良友を得て、優游（ゆゆう）（ゆつくり）と浸漬（しんじき）（しみみ）と打解（うちか）くすること、して、深く之に交はり、天子をして疑はず、大臣をして忌まざらしめて、然して後に、天下を擧げて、惟吾の爲さんと欲する所のまゝにせば、十年立たぬ間に、我志を遂げ得らるべし、それを何とて立談の間に、遽に人の

爲めに痛哭することやあらん、此は、諷の治安策中に、方今の事勢、爲めに痛哭すべき者一と云へる文あり、立談の間とは、少時をいふ、優游浸漬に非ず、上文の有所待の句に應ず、

觀其過湘、爲賦以弔屈原、悲鬱憤悶、趨然有遠舉之志、其後卒以自傷、哭泣至於天絕、是亦不善處窮者也、夫謀之一不見用、安知終不復用也、不知默默以待其變、而自殘至此、嗚呼、賈生志大而量小、才有餘而識不足也、

過湘爲賦云々：賈誼大臣に忌まれ、遠行はれず、長沙王の大傅に貶せらる、長沙は、卑濕の地なれば、自ら命の長からざらんことを傷み、湘水を過ぐるとき、賦を作りて、屈原を弔ひしなり、趨然（きそん）：高擧の貌、自傷哭泣云々：諷又梁王の大傅となる、王馬より墮ちて死す、諷自ら傳となりて無難なるを痛みて哭泣す、後一歲餘にして死す、

其湘江を過ぐるとき、賦を作りて、以て屈原を弔ひたるを觀るに、其文悲鬱憤悶、（かなしみもたゆ）趨然として世の中を厭ひて、遠く擧がる志あり、（上文の不、其君の句に應ず、）其後、卒に以て自ら傷みて哭泣し、天絶（わがし）するに至れり、是れ亦善く窮處に處せざる者なり、（上文の不、其身の句に應ず、）夫れ謀の一たび用ゐられぬからとて、いかゞ其始終用ゐられずにしまふことを知らんや、黙々として以て世の變するを待つことを知らずして、自ら殘（そこな）ふこと此に至れり、（上文の有所待の句に應ず、）嗚呼、賈生は、志は大なれども、度量は小なり、才有餘りあれども、識見は足らぬなり、以上第五段、此段は、君を得ること能はず、身を受ずること能はざるは、乃ち是れ自ら其才を用ゐること能はざる所以を總收せるなり、

古之人、有高世之才、必有遺俗之累、是故非聰明睿哲不惑之主、則不能全其用、古今稱苻堅得王猛於草莽之中、一朝盡斥去其舊臣、而與之謀、彼其匹夫、略有天下之半、以此哉、

苻堅得王猛云々：猛字は景略、博學にして兵書を好む、秦主苻堅其名を聞き、呂慶樓を遣りて之を招く、一見して舊識の如し、

古の人、世に高き才ある者は、必ず俗に遺（す）てらる、累ひあり、是の故に、聰明睿哲にして惑はざる主に非ざれば、其用を全くすること能はず、古今秦の苻堅が、王猛を草莽中に得て、一朝盡く其舊臣を斥け去りて、之と事を謀りしを稱せり、彼の苻堅が匹夫より出て、遂に天

下の半をも略するに至れるは、此を以ての故なるか、  
愚深悲賈生之志、故備論之、亦使人君得如賈生之臣、則知其有  
狷介之操、一不見用、則憂傷病沮、不能復振、而為賈生者、亦慎其  
所發哉、

【狷介】…狷は、褊急として、心のせまきこと、介は、強特にして、分辯ある意なり、

【愚】愚は深く賈生の志を悲む、故に備に之を論ぜしなり、一つには、若しも人君が賈生の如き臣を得たらんときは、兎角其狷介なる志操を  
持ちて、一たび用ゐられぬことあれば、直に憂傷病沮して、再び振ふことの出来ぬ者あることを知らざるなり、又一つには、賈生其人にも、輕  
卒の舉動をなさず、待つ所あり、忍ぶ所ありて、其發する所を慎むに致させたまふものぞかし、以上第六段、苻堅の典故を引けるは、正に漢  
文の賈生を用ゐざるを責むる意なり、末句乃ち賈生に歸する、運筆力あり、  
【沈評】此文中間實に漢文を用ゐる意を遺出せし處は、是れ蘇氏の經緯なり、（此意は、漢文が賈生を用ゐると、所謂ふべきを、今反りて賈生  
が漢文を用ゐると言ひたるゆゑ、遺出と云へるなり、經緯とは、言語のあやどりのこと）斯くも賈生を責むる者は、所謂備はらんことを賈  
者に責むる義にて、其語中猶悔惜の意を帶ぶ、筆力最も高絶なり、○此文を讀まば、須く言外に漢文の生に貢く者あるを知るべし、（此は、末  
段苻堅を引ける處を指す、）

### 龜錯論

前漢の時、龜錯論を發して、吳楚七國の地を削る、七國遂に龜を誅するを以て名とし、兵を擧げて反す、帝袁盎の言を聽きて、龜を斬る、  
此文謂ふ、錯は自ら難を發して、自ら之を收むること能はず、龜の身に及ぶは、性むに足らずと、凡て五段、

天下之患最不可為者、名為治平無事、而其實有不測之憂、坐觀  
其變、而不為之所、則恐至於不可救、起而強為之、則天下狃於治  
平之安、而不吾信、

【天下の患の、一番始末のならぬ者は、表面は治平無事に見ゆれども、裡面は容易ならぬ憂を醸しつゝありて、坐ながら手を束れて其變の

起るを眺めて、之が處置を附けぬときは、漸々其患は廣がりて、終には救ふべからざるに至る、去りて、其事の起らぬ先に、我より起ちて、  
強ひて其始末を附けんとするときは、天下は治平の安きに狃れ居ることゆゑ、吾が處置を信ぜざるなり、茲がむづかしき處なり、（七國發亂  
以前の事情、蓋し此の如し、）

唯仁人君子豪傑之士、為能出身、為天下犯大難、以求成大功、此  
固非勉強期月之間、而苟以求名者之所能也、

【唯仁人と、君子と、豪傑の士とは、能く我身を抛ちて、天下の爲めに、大難を犯し、以て大功を成さんことを求むる者ぞかし、此は固より幾  
に一年、一月の間に勉強して、假初にたゞ名を求めんとする者の、能く爲し得ることとはなし、（暗に錯の七國を削ることを説く、）

天下治平、無故而發大難之端、吾發之、吾能收之、然後能免難於  
天下、事至而循循焉、欲去之、使他人任其責、則天下之禍必集於  
我、

【能免難】…一本有辭に作る、【循循】…逡巡と同じ、躊躇しきりすること、

【天下の治平なるを、故なきに大難の端緒を開きたらん、吾より開きたる者は、吾之が始末を着けてこそ、能く難を天下に免るべけれ、そ  
れを事起りたればとて、循循焉と躊躇しきりして逃げ隠れ、他人をして其責を引受けさせんと欲せば、天下の禍は、必ず我一人に集まらん、  
以上第一段、是れ冒頭なり、儲同人云く、冒頭を立て、一篇の文字を冒盡するは、是れ論中の一格なり、此文は、更に冒頭が本文より詳かな  
り、坐觀其變云々の如きは、此處既に詳かなれば、本文中更に道ひ及ぼさずと、而るに山陽翁の説には、是は冒頭に非ずして、乃ち虚引な  
り、所謂其變云々の如きは、先づ破題を立て、一篇の大意を言ふ、留侯論の如きものは、是なり、此文は然らずと、按ずるに、冒頭虚引の別は、同じく入  
題以前に置く起頭の語なれども、一は起頭直に本題の正意を説破し、一は他の問語より徐々、題面に引入る、少差あり、山陽の意は、此文の天  
下之患云々は、只是れ當時の勢を汎論し、下面の指南をなすまでにて、唯仁人君子云々に至りて、始めて破題す、故に虚引と云ひたるなり、然  
れども、虚引も亦是れ冒頭中の一格、疊山以來、已に此文を以て冒頭格とす、今之に従ふ、

昔者龜錯盡忠、為漢謀、弱山東之諸侯、諸侯并起、以誅錯、為名、而  
天子不察、以錯為之說、天下悲錯之以忠、而受禍、而不知錯之有

以取之也、

【山東之諸侯】…漢は關中に都す、華山の西に在り、故に吳、楚等の七國を總べて、山東の諸侯と云ひたるなり、昔し錯忠を盡して、漢の爲めに山東の諸侯を弱めんことを謀る、諸侯並び起りて、錯を誅するを以て名とす、而るを、天子察せずして、錯を殺して、言ひ分けをなす、天下の人々は、錯の忠を以て禍を受けたることを悲めども、誰も錯の自ら禍を取りたる所あるには氣付かぬなり、以上第二段、末句微しく本意を言ひ露はす、

古之立大事者、不唯有超世之才、亦必有堅忍不拔之志、昔禹之治水、鑿龍門、決大河、而放之海、方其功之未成也、蓋亦有潰冒衝突、可畏之患、惟能前知其當然、事至不懼、而徐爲之所、是以得志於成功、

【龍門】…今の西安府韓城縣に在り、斷崖絶壁、相對して門の如し、禹の開鑿して河水を導きし所なり、【得志於成功】…志の字一本に至る、

【古の大事業を成立せし者は、唯世に勝れたる才氣あるのみでなく、一つには、亦必ず何處までも堅忍不拔なる一徹の料簡あるなり、先づ其一例を申さん、昔禹の水を治むるとき、龍門の險を開鑿して、大河を疏通し、之を海に推し流したる大事業を成すに、其功の未だ成就せざるに方りては、大方は隄防など衝き崩して、水の推し入りたる、畏るべき患ありつらん、惟事の起らぬ以前より、能く預め當に斯くあるべしと知りたれば、事が起りても、懼るゝことなく、徐々々と之が處置を爲せり、是を以て成功に至ることを得たるなり、以上第三段、林西仲云く、禹の水を治めて、患を避けざるを以て案とす、

夫以七國之彊、而驟削之、其爲變豈足怪哉、錯不於此時捐其身、爲天下當大難之衝、而制吳楚之命、乃爲自全之計、欲使天子自將而已居守、

【一體七國の強きをも構はず、驟かに之を削りたることゆゑ、其變をなすは勿論のことにて、何も怪むに足らぬ著なり、錯は此時に於て、己が身を捐て、天下の爲めに大難の衝（矢先き）に當たりて、吳、楚七國の死命を制せんとせず、反りて己れ自ら全くする計を爲し、天子をして自ら將となりて、出馬せしめて、己は留守居をなさんと心掛けたり、

且夫發七國之難者、誰乎、己欲求其名、安所逃其患、以自將之至危、與居守之至安、己爲難首、擇其至安而遺天子、以其至危、此忠臣義士所以憤惋而不平者也、當此之時、雖無袁盎、錯亦未免于禍、

【袁盎】…吳の相なり、素より益と相善からず、七國反するに及びて、盎帝に謂ひて曰く、獨り錯を斬りて、諸侯の故地を復することあらば、兵は刃に血のらずして罷むべしと、上默然たること良久して曰く、吾豈一人を愛して天下に謝せざらんやと、頗て申尉をして、錯を召し、東市に行きて之を斬らしむ、

【そのうへ、大の七國の難を發せし者は誰ぞ、錯自身に非ざるることなきや、もと／＼己が名譽を求めんと志にて發せし者ならば、いかに其難を逃るゝ所あらん、自ら將たることの至りて危きと、居守することの至りて安きとを比較して、己が難の根本でありながら、其至りて安きものを選びて自ら取り、天子に遺るに其至りて危きことを以てす、此れ世の忠臣義士の憤惋して不平を抱ける所以なり、此時に當たりては、錯の所爲を憎む者多ければ、たとひ袁盎はなくとも、錯は未だ禍を免るゝこと能はざらん、按ずるに、且夫の一語を以て議論を轉運す、坡文毎々之を用ひたり、大要一説未だ了らず、又一説を起すときに之を用ひる、此處は、前に己に錯の身を捐つること能はざることを責め、更に一轉して、其自ら發して、自ら之を收むること能はざる禍に折落せるなり、

何者、己欲居守而使入主自將、以情而言、天子固已難之矣、而重違其議、是以袁盎之說、得行於其間、使吳楚反、錯以身任其危、日夜淬礪、東向而待之、使不至於累其君、則天子將恃之以爲無恐、雖有百盜、可得而問哉、

嗟夫世之君子欲求非常之功則無務爲自全之計使錯自將而擊吳楚未必無功唯其欲自固其身而天子不悅奸臣得以乘其隙錯之所以自全者乃其所以自禍歟

田園 嗟(あ)夫の世の君子、非常の功を求めんと欲せば、自全の計を爲すことを務むることなけれ、錯をして自ら將として、楚を撃たしめば、未だ必ずしも功なくんばあらじ、唯其自ら其身を固くせんと欲したるがために、天子も悦ばれず、奸臣も其隙に附け入ることが出来たるなり、されば錯の自ら全くせんとする所以は、反りて其自ら禍する所以ならんか、以上第五段、按ずるに、此一段、筆を捻ひて未だ成功なくんばあらざることを説く、蓋し冒頭中、仁人君子豪傑の士の大功を説き、次に又大禹の成功を説く、而して本説中只錯が處身の計を叙するに忙はしくして、未だ成功の如何を説くに暇あらず、故に此處に於て、之を補ひ出せるなり、

沈評 錯の失策を論ずる處は、眼光炬の如し、然れども、錯の禍を得たる所以は、之を憎む者多きに在り、而して衆の錯を憎む所以は、太子を輔導する時、純ら利名法術の學を以てして、正に歸せざるを以てなり、蓋し利名の學は、商鞅に本づく、古來未だ能く其身を全くせし者あらず、此れ根本未だ善からざる處あり、知らざるべからず、

### 唐宋八家文講義卷之二十一

蘇 軾子瞻著

#### 策略 一 共五篇 今存三

此文は、五策の總領たり、主意は、人主は、剛明の威を奮ひ、斷じて立つ所あるべきことを言へるなり、立の字一篇の要旨たり、天行の健を借りて喩へず、儲同人云く、策訣は他なし、一病一藥に過ぎず、此篇の如きは、前半は是れ病、後半は是れ藥、而して立つ所あらんことを欲するは、是れ方(醫方)を云ふなりと、凡て六段、

天下治亂皆有常勢是以天下雖亂而聖人以爲無難者其應之有術也水旱盜賊人民流離是安之而已也亂臣割據四分五裂是伐之而已也權臣專制擅作威福是誅之而已也四夷交侵邊鄙不寧是攘之而已也凡此數者其於害民蠹國爲不少矣然其所以爲害者有狀是故其所以救之者有方也

田園 天下の治亂の機軸は皆常勢ありて、自ら一定せる者なり、是を以て、天下亂ると雖も、而れども、聖人は以爲へらく之を治むることは難からずと、そは之に應ずる手段あればなり、水旱盜賊ありて、人民流離(おちぶる)ことせんに、是れ之を安んぜんのみなり、亂臣割據して、世の中四分五裂せんに、是れ之を伐たんののみなり、權臣制を專にして、擅に威福(は)をなすことを作さんには、是れ之を誅せんのみなり、四夷交々(あ)侵し、邊鄙寧(な)らざらんには、是れ之を逐ひ攘はんのみなり、凡そ此數者は、其民を害し國を蠹すること少なからずとす、然れ

ども、其害を爲す所以の者は、表面に見はれたる形状のあることなれば、之を救ふ所以の者も、亦自ら其方法手段あるなり、以上第一段、害を爲す状あれば、之を救ふも亦方あることを説きて、以下文の形状なき憂を形起す、

天下之患、莫大於不知其然而然者、是拱手而待亂也、國家無大兵革幾百年矣、天下有治平之名、而無治平之實、有可憂之勢、而無可憂之形、此其有未測者也、

天下の患は、其然る原因を知るに能はずして、然りて成り行くより大なる心配はなし、其然る原因の分ちらぬに、然りて成り行くといふは、是れ手を拱へ、まよひて亂を待てばなり、我が國家大兵革なきこと、幾んど百年なり、(宋興りてより、仁宗の時に至るまでをいふ)天下治平の名はあれども、治平の實なし、憂ふべき勢あれども、憂ふべき形なき、此れ未だ測られざる大患の伏することあればなり、以上第二段、不知其然而然の一語、正に其刑政寬弛の弊を説く、

方今天下、非有水旱盜賊、人民流離之禍、而咨嗟怨憤、常若不安、其生、非有亂臣割據、四分五裂之憂、而休養生息、常若不足於用、非有權臣專制、擅作威福之弊、而上下不交、君臣不親、非有四夷交侵、邊鄙不寧之災、而中國皇皇、常有外憂、此臣所以大惑也、

方今の天下は、水旱盜賊、人民流離の禍あるには非ざれども、而れども、下民は咨嗟(なげき)怨憤(うらみ)なきことほるしして、常に其生を安んぜざるが若し、又亂臣割據して、四分五裂の憂あるには非ざれども、而れども、人民を休養(やすらふ)養生(ふやす)せしめて、常に役に立たぬ者の若し、又權臣(ごんしん)を專(せん)にし、擅(せん)に威福(ゐふく)を作す弊あるには非ざれども、而れども、上下の情は、相交(あひまじ)はらずして、君臣(きんしん)の際も、相親(あひまじ)せず、又四夷(しいうい)交(まじ)り、邊鄙(へんぴ)不寧(ふねい)の災あるには非ざれども、而れども、中國(ちゆうごく)皇皇(きうきう)として、常に外憂(がいゆう)あるが如し、此れ臣(しん)の大に惑(まど)へる所以なり、以上第三段、當今の刑政寬弛の弊を寫し出ださん爲めに、再び起頭の四項を括りて之を形出す、

今夫醫之治病、切脈觀色、聽其聲音、而知病之所由起、曰此寒也、

此熱也、或曰此寒熱之相搏也、及其他無不可爲者、今且有人、怛然而不樂、問其所苦、且不能自言、則其受病有深而不可測者矣、其言語飲食起居動作、固無以異於常人、此庸醫之所以爲無足憂、而扁鵲倉公之所以望而驚也、其病之所由起者深、則其所以治之者、固非鹵莽因循苟且之所能去也、

【怛然】：自失の貌なり、【扁鵲倉公】：俱に古の名醫の名なり、  
【今夫】：今夫れ醫者の病氣を治療するには、脈を按さへ、顔色を觀、其聲音を聽きて、病の由りて起る原因を知る、曰く、此は寒なり、此は熱なりと、或は曰く、此は寒熱の相搏(あひまじ)ちて往來するなりと、其外の治療觀察も、何一つとして出來ぬ善はなし、而るに、今且つ人ありて、怛然として力なげに樂しまず、其苦む所を問へども、自ら其狀を言ふこと能はざれば、其病を受くること深くして、測るべからざる者あるなり、而かし其外面の言語飲食起居動作は、固より常人に異なる處なし、此れ庸醫(ようい)やぶいしやの以て憂ふるに足ることなしとする所以にして、扁鵲(へんてつ)倉公(そうこう)などの一目見て驚く所以なり、其病の由りて起る所の者深ければ、其之を治療する所以の者も、固より鹵莽(くわんぼう)なげやりに因循(いんじゆん)ぐづぐづ、苟(く)且(か)つ(そくり)にて、能く病を去るべき譯にあらず、

而天下之士、方且掇拾三代之遺文、補葺漢唐之故事、以爲區區之論、可以濟世、不已疏乎、方今之勢、苟不能滌蕩振刷、而卓然有所立、未見其可也、

今日天下の弊は、斯かる狀勢に陥りたるにも拘はらず、猶天下の士は、方に且つ三代之遺文より古式などを拾ひ取り、又は漢、唐時代の故事などを補ひ葺め、區々たる議論して、世を濟ふべしと思ふは、疎漏至極なる譯ではなきや、方今の勢は、なつかし左様なる好息のことにては濟まず、もしも滌蕩振刷といふ様に、斷然と根こそぎ其病根を洗ひ清めて、卓然としてつかり根本を踏まへて、立つ所あること能はずんば、私は未だ其可なることを見ざるなり、以上第四段、此段は、病狀を借りて、時弊に喩へ、其然る所以を知らずして、然る狀を形容す、有所立の三字は、是れ一篇の正旨、亦五策の總旨たり、

臣嘗觀西漢之衰其君皆非有暴鷲淫虐之行特以怠惰弛廢溺於宴安畏期月之勢而忘千載之患是以日趨於亡而不自知也

【附註】以下有立の意を痛言す、臣嘗て西漢の衰へたるを觀るに、其君皆暴鷲淫虐の行あるにはあらざれど、特に怠惰(なまけ)弛廢(ゆるんだん)して宴安に溺れ、僅に期月の勢を畏れて、反りて千載の後患を忘れたるを以て、是を以て日に亡ぶるに趨きて、自ら知らざるなり、此處、漢の事を借りて、宋に喻へたるなり、

夫君者天也、仲尼贊易稱天之德曰天行健、君子以自強不息、由此觀之、天之所以剛健而不屈者、以其動而不息也、惟其動而不息、是以萬物雜然各得其職、而不亂、其光爲日月、其文爲星辰、其威爲雷霆、其澤爲雨露、皆生於動者也、使天而不知動、則其塊然者、將腐壞而不能自持、況能以御萬物哉、

【附註】「仲尼贊易」…辭は、上象傳に見ゆ、  
夫れ君は天なり、仲尼易を贊して、天の德を稱して曰く、天の運行すること、健かにして、才剛も間斷止息することなし、君子は己を行ふに、天に則りて、自ら強めて、少しも怠慢休息せずと、此文に由りて之を觀れば、天の剛健にして屈せざる所以の者は、其動きて息まざるを以てなり、惟其れ動きて息まざればこそ、萬物各々其職を得て亂れざるなれ、其光は日月となり、其文は星辰となり、其威は雷霆となり、其澤は雨露となる、是れ皆動くより生ずる者なり、若し天にして動くことを知らざらざれば、其塊然たる一物、即ち此天地といふ者は、將に腐壞して、自ら保持すること能はざらん、況して能く萬物を制御して、其職を得ざることを得んや、以上第五段、天行を借りて、人君の當に濶濶振勵して立つことあるべきを言ふ、健の字を以て、立の字を形す、

苟天子一日赫然奮其剛明之威、使天下明知人主欲有所立、則智者願效其謀、勇者樂致其死、縱橫顛倒、無所施而不可、苟人主

不先自斷於中、群臣雖有伊呂稷契、無如之何、故臣特以人主自斷、而欲有所立爲先、而後論所以爲立之要、云、

【附註】苟も天子一旦赫然と御憤發あらせられて、其剛明の威を奮はせられ、天下をして明知に人主の立つ所あらんことを欲したまふことを知らしめなば、智者は其謀を效(いた)さんことを願ひ、勇者は其死を效さんことを願ひ、縱橫顛倒(顛倒は猶上下と云ふがごとし)施す所として可ならざることなげん、苟も人主先づ自ら心中に決斷したまはざらんには、群臣には、たとひ伊呂、稷契の如き輔佐の人ありとも、之を如何ともすることなげん、故に臣は、特に人主の自ら決斷ありて、立つ所あらんことを欲したまふを以て先と爲し、而して後に、立つ所以の要を論ぜんと存す、(即ち天行健の意)以上第六段、此段は、不知其然の弊を防がんには、人主の自ら斷じて立つ所あるべきを言ふ、此篇は、五篇の總領たり、故に先づ其概旨を掲げ、下篇を俟ちて之を洗滌するなり、  
【儲同人評】宋は國本を立つること弱し、而して仁宗位に在り、祖業を承け、安逸を養ふ、將に優柔振はざる弊あらんとす、此篇當時の國勢を説く處、字々切に中たる、賈生の治安策と肩を比べし、  
【沈評】宋の弊を受くるは、頼瑩振はざるに在り、南渡の後に至りて、尤も甚し、而して仁宗の朝は、其先微なり、痛切に之を言ふ、先づ其病を言ひ、後に救ふに方(て)たてを以てす、長沙の痛哭に比す、(長沙は、賈誼をいふ)○公仁宗の朝に於ては、其病を勵まし治を圖らんことを勉む、書を神宗に上るに及びては、又其祖宗に法りて安逸を養はんことを勸む、時勢同じからず、故に立言も亦異なるなり、

### 策略四

此文は、庸人の論を破り、功名の門を開くべきことを言ふ、亦立つことある意なり、凡て六段、

天子與執政之大臣、既已相得而無疑、可以盡其所懷、直己而行、道則夫當今之所宜、先者莫如破庸人之論、以開功名之門、而後天下可爲也、

【附註】天子と執政の大臣と、既に已に相得て疑ふことなければ、以て其懐ふ所を盡くし、己を直くして道を行ふべし、されば夫の當今の宜しく先んずべき所の者は、庸人の論を破りて、以て功名の門を開くに如くはなし、而して後に、天下は爲すべきなり、以上第一段、庸人の論を破り、功名の門を開くは、乃ち此篇の大旨なり、劈頭先づ已に破せり、



夫治天下譬如治水方其奔衝潰決騰涌漂蕩而不可禁止也雖欲盡人力之所至以求殺其尺寸之勢而不可得及其既衰且退也駸駸乎若不足以終日故夫善治水者不惟有難殺之憂而又易衰之患導之有方決之有漸疏其故而納其新使不至於壅閉腐敗而無用嗟夫人知江河之有水患也而以爲沼沚之可以無憂是烏知舟楫灌溉之利哉

夫天下を治むるは譬へば水を治むるが如し其水勢奔衝して堤防などを潰決して騰湧(わきたち)漂蕩(おしながし)して禁止すべからざるに方りては人力の有らん限りを盡して唯一尺一寸にても其勢を殺がんことを求めんことを欲すれども得べからずさて其勢既に衰へて且さに退かんとするに及びては駸々乎(さつさつ)と退くことは終日を俟たぬ間なり故に夫の善く水を治むる者は惟く水勢の殺ぎ難き憂あるのみならず又衰へ易き患あり之を推し流すにも手段あり之を切り落すにも順序あり其故き水を吐きて新しき水を納れ壅閉腐敗して無用なるに至らざらしむ嗟夫世の人々は江河のみに水患あることを知れども而れども沼沚の溜水は心配なき者上思へり是烏んぞ舟楫灌溉の利益を知るものならんや以上第二段此段は水を治むるを以て天下を治むるに喩ふ江河は功名の門に喩へ沼沚は庸人の論に喩ふ江河は衝決の患あり沼沚は腐敗の憂あり之を導き之を決し故を疏し新を納る是れ水を治むる方亦人を駕御する法なり

夫天下之未平英雄豪傑之士務以其所長角奔而爭利惟恐天下一日無事也是以人人各盡其材雖不肖者亦自淬厲而不至於怠廢故其勇者相吞智者相賊使天下不安其生

夫天下の未だ平がざるときは英雄豪傑の士は務めて其長ずる所を以て角奔して利を争ひ惟く天下の一日も無事ならんことを恐

る是を以て人々各其材を盡す不肖者と雖も亦自ら淬厲(はげむ)として怠廢するには至らず故に其勇者は相呑み智者は相賊ひ天下をして其生を安んぜざらしむ(此一節は人々奮勵して其材を角するを言ふ水の殺ぎ難きに對す)

爲天下者知夫大亂之本起於智勇之士爭利而無厭是故天下既平則削去其具抑遠天下剛健好名之士而獎用柔懦謹畏之人不過數十年天下靡然無復往之喜事也於是能者不自憤發而無以見其能不能者益以弛廢而無用當是之時人君欲有所爲而左右前後皆無足使者是以綱紀日壞而不自知此其爲患豈英雄豪傑之士趙趙而已哉

天下を治むる者は夫の大亂の本は智勇の士の利を争ひて厭くことなきに起ることを知る是の故に天下既に平きたる後は其亂を爲す具を削り去り天下の剛健にして名を好む士を抑へ遠ざけて柔懦謹畏の人を獎(すい)め用ゐることゆゑ數十年立たぬ間に天下は靡然と其風に打ちなびきて復た往時の様なる事を喜む者などは世に出てぬことになるなりさて斯くなりたる上は能者は自ら憤發することなければ以て其能を見はすことも出來ず不能者は益々以て弛廢(ゆるだん)して役にも立たず是時に當たりては人君爲す所あらんと欲すれども左右前後の人々は皆使ふに足るものなし是を以て政務の綱紀は日々に壞れて自らも氣が付かぬことになるなり斯る有様となりては其患たること豈特(たゞ)英雄豪傑の士の趙趙(あつあつ)して進まぬのみならず天下一般の人氣振はずして始末のならぬことになるなり(此一節は能者の憤發せざるを言ふ水の衰へ易きに對す)以上第三段

聖人則不然當其久安于逸樂也則以術起之使天下之心翹翹然常喜於爲善是故能安而不衰

聖人は然らず世人の久しく逸樂に安んずるときに當たりては術を以て之を振起せしめ天下の心を以て翹翹然と起ちあがりて常に善を爲すことを喜ばしむ是故に能く逸樂に安んずれども衰ふるには至らざるなり(此一節は聖人術を以て之を起す故に久しく安け

れども哀へざるを言ふ

且夫人君之所恃以爲天下者、天下皆爲而已不爲、夫使天下皆爲而已不爲者、開其利害之端而辨其榮辱之等、使之踊躍奔走、皆爲我役而不自知、夫是以坐而收其功也、如使天下皆欲不爲而得、則天子誰與共天下哉、今者治平之日久矣、天下之患正在此也、臣故曰破庸人之論、開功名之門、而後天下可爲也、

且つ夫れ、人君の恃みて天下を治むる所以の者は、天下の人々に皆働かせて、己れ一人働かずに居ることなり、夫れ天下の人々に皆働かして、己れ一人働かぬことは、如何にするぞと申せば、其利害の端緒を開き、榮辱の等級を辨じて、之に示し、人々をして、踴躍奔走して、皆働かして、皆働かずに其企望を得んことを欲せしめば、天子は誰と共天下を治むることを得んや、今日治平の日久しく續きて、天下の患は丁度此に在り、臣故に曰く、庸人の論を破り、功名の門を開きて、而して後、天下は治むべきなりと、以上第四段、汪武曹云く、上の半篇は、是れ術を以て功名の門を開くをいふ、庸人の論を破る意は、含みて中に在り、下の半篇は、庸人の論を透發して言ふ、之を破るときは、功名の門開く、前後各々片段を爲す、而して意は自ら貫通す、

今夫庸人之論有二、其上之人務爲寬深不測之量、而下之士好言中庸之道、此二者皆庸人相與議論、舉先賢之言、而獵取其近似者、以自解脫其無能而已矣、

今夫の庸人の論は二種あり、上の人は、務めて寛やかに奥ゆかしくして、外面より推し測られぬ度量を見せかけるが、其一なり、下の士は、好みて中庸の道とて、毒にも薬にもならぬ平凡の事を言ふが、其二なり、此二者は皆庸人共相與に議論して、先賢の言を擧げて證據とし、其理窟の近似により、の者を獵取とりあはせして、自ら其無能の申辯となすのみ、庸論中又二段に分つ、一段は、上の人不測を爲す、一段は下の人中庸の道を言ふ、此處先づ一總して説き、下之を分ちて詳説す、

夫寬深不測之量、古人所以臨大事而不亂、有以鎮世俗之躁、蓋非以隔絕上下之情、養尊而自安也、譽之則勸、非之則沮、聞善則喜、見惡則怒、此三代聖人之所共也、而後之君子、必曰譽之不勸、非之不沮、聞善不喜、見惡不怒、斯以爲不測之量、不已過乎、

一體寬深不測の量といふ譯は、古人が大事に臨みて動亂せず、泰然と構へて、以て世俗の躁立ちを鎮むることある所以を言ひたることなり、蓋し上下の情を隔絶せしめて、唯尊大に構へて、自ら安んずることといふ譯にてはなし、譽めらるるときは勸み、非らるときは沮み、善を聞けば喜び、惡を見れば怒るは、此れ人情の常にして、三代の聖人とて、何れも同じことなり、而るを、後の君子は、必ず曰く、譽められても勸まず、非られても沮まず、善を聞きても喜ばず、惡を見ても怒らずと、斯かることを以て、不測の量なりと心得たるは、已だ過まれる次第ならずや、

夫有勸有沮、有喜有怒、然後有間、而可入、有間、而可入、然後智者得爲之謀、才者得爲之用、後之君子務爲無間、天下誰能入之、

夫れ人情には、動むこともあり、沮むこともあり、喜ぶこともあり、怒ることもあり、そこで、その其間隙を得て、取り入ることが出来るなれ、間隙を得て取り入ることが出来ればこそ、智者は之が謀をなすことを得、才者は之が用をなすことを得るなれ、而るに、後の君子は、務めて間隙なき様にする、ことなれば、天下誰か能く之に取り入ることを得ん、以上第五段、上の人の務めて寬深を爲すをいふ、所謂問して入るべきありとは、即ち功名の門を開く謂ひなり、

古之所謂中庸者、盡萬物之理、而不過、故亦曰皇極、夫極盡也、後之所謂中庸者、循循焉爲衆人之所能爲、斯以爲中庸矣、此孔子孟子之謂鄉原也、一鄉皆稱原人焉、無所往而不爲、原人同乎流

俗合乎汗世曰古之人何爲踽踽涼涼生斯世也爲斯世也善斯可矣謂其近於中庸而非故曰德之賊也

【皇極】書の洪範に見ゆ大中正の道を稱する名なり【鄉原】原は惡と通ず誠なり郷原とは郷里の謂ふ所の誹謗の人をいふ【獨行】獨行して進まざる貌【涼涼】薄なり人に親厚せられざるをいふ

孔子孟子惡鄉原之賊夫德也欲得狂者而見之狂者又不可得見欲得僇者而見之曰狂者進取僇者有所不爲也今日之患惟不取於狂者僇者皆取於鄉原是以若此靡靡不立也

【狂者】志極めて高くして行の届かぬ者いふ【僇者】知は未だ及ばざれども守りは餘りある者いふ【靡靡】相隨順する貌なり

孔子子思之所從受中庸者也孟子子思之所授以中庸者也然皆欲得狂者僇者而與之然則淬勵天下而作其怠惰莫如狂者

僇者之賢也臣故曰破庸人之論開功名之門而後天下可爲也

【開】孔子は子思の從ひて中庸の道を受けたる所の者なり孟子は子思の授くるに中庸を以てせる所の者なり然れども皆狂者僇者を得て之に與みせんと欲したりして見ると天下を淬勵して其怠惰を引き立たせんと欲すれば狂者僇者の賢れるに若くはなきなり臣故に曰く庸人の論を破り功名の門を開きて而して後天下は治むべきなりと以上第六段下の士の好みて中庸を言ふを説き并せて上の人の功名の門を開く意を徹す

策略五

沈云く大小の臣工(官吏をいふ)を合せて通ぜざる情ならしめ以て大に天下の心を慰む是れ一篇の主意なり行文反覆曲折して蒙業養安の失を説き盡す龜鑑となすべしと凡て七段

臣聞天子者以其一身寄之乎巍巍之上以其一心運之乎茫茫之中安而爲太山危而爲累卵其間不容毫釐是故古之聖人不恃其有可畏之實而恃其有可愛之實不恃其有不可拔之勢而恃其有不忍叛之心何則其所居者天下之至危也

【可畏之實】實の字諸本に實に作る

其富貴苟不得其心而欲羈之以區區之名控之以不足恃之勢者其平居無事猶有以相制一旦有急是皆行道之人掉臂而去尚安得而用之

天子は公卿を待みて、以て其天下を有つ、公卿大夫士より、以て下民に至るまで、次第く相屬し、以て各其富貴を有つ、初も上其下の心を得ずして、之を羈(はた)すに區々たる名分のみを以てし、之を控(おさ)ふるに恃むに足らざる權勢を以てせんと欲せば、其平居無事なるときは、猶以て相制することを得べけれども、一旦急あるときは、是輩は皆道路にて行き違ひたる初對面の人同様、臂を掉(ふる)ひて立ち去らん、いづて之が用を爲さんや、以上第一段、此段は、天子の位の至危なることを脱き出さんことを要す、是れ其上下の情を通じて天下の心を愁むる必要なる所以なり、

古之失天下者皆非一日之過其君臣之權去已久矣適會其變是以一散而不可復收方其未也天子甚尊大夫士甚賤奔走萬里無敢後先儼然南面以臨其臣曰天何言哉百官俯首就位斂足而退兢兢惟恐有罪群臣相率爲苟安之計賢者既無所施其才而愚者亦有所容其不肖舉天下之事聽其自爲而已

【君臣之權】…權の字或は權に作る、是なり、  
【古の天下を失ひたる者は皆一日の過には非ず、其君臣の權心、去ること已に久しくして、今更の事にはあらず、それが不圖時變に出遇ひたり、是を以て、一たび散じて、復た收むべからざるなり、其未だ時變に出遇はざる時に方しては、天子は甚だ尊くして、大夫士は甚だ賤し、天子の命令とあれば、萬里の遠きにも奔走して、誰一人として敢て後る者もなく、敢て先んずる者もなし、天子は儼然と威儀を正して、南面して、以て其臣下に臨み、天何を言はんといひて、群臣は皆俯首して下に接せず、百官は皆俯首して位に就き、足な敷めて退き、兢兢と怖ら畏れて、惟く罪あらんことを氣遣ひ、群臣は相率めて、苟安の計のみを考へたり、賢者は既に其才を施し用ゆる所なくして、愚者も其不肖の身を容るる所あり、天下の事を舉げて、其君自身の爲すに打任するのみ、平居無事の時、上下の情の相通せざること、

此の如し、  
及乎事出於非常變起於不測視天下莫與同其患雖欲分國以與人而且不及矣秦二世唐德宗蓋用此術以至於顛沛而不悟豈不悲哉

變起…變の非常に出で、變の不測に起るに及びては、天下を視るに、誰一人として與に其患を同じくする者なく、各々得手勝手に四方に散亂するまでにて、國を分ちて人に與へんと欲すればとて、最早間に合はぬなり、秦の二世、唐の德宗などは、蓋し此術を用ひて、以て顛沛(國の覆ること)するに至りて、而して猶悟らざるなり、なんと悲しからずや、以上第二段、此段は、上下の情の相通せざる状態を言ふ、

天下者器也天子者有此器者也器久不用而置諸篋笥則器與人不相習是以扞格而難操良工者使手習知其器而器亦習知其手手與器相信而不相疑夫是故所爲而成也天下之患非經營禍亂之足憂而養安無事之可畏何者懼其一旦至於扞格而難操也

【篋笥】…箱なり、長方を篋と曰ひ、方を笥と曰ふ、【扞格】…相入らざる貌、【操】…操作にて、仕事をすることなり、  
【天下は、譬へば一つの道具の如き者にて、天子は此道具を使ふ者なり、而るに、其道具を久しく使はずに、之を篋笥の中に藏め置くとときは、道具と人と相習はぬゆゑ、工合が合はずして、仕事が爲難くし、良き職人は、己が手をして、其道具に習はしめ、道具も、亦其手心に習ひ、手と道具と相習じて相疑はず、是の故に、爲す所として、必ず成就するなり、天下の患といふ者は、禍亂を経營して推し片付くることが心配なるとはなく、安逸な無事の日に養ふこそ畏るべきなれ、それは如何とならば、丁度道具を永く篋笥の中に藏め置くと同じことにて、道具と手心とが狂ひて、仕事が出来ぬことに至らんことを懼るなり、以上第三段、此段は、比喻を設けて、養安無事の憂を説く、

昔之有天下者日夜淬勵其百官撫摩人民爲之朝聘會同燕享

以交諸侯之歡、歲時月朔、致民讀法、飲酒蜡臘、以遂萬民之情、有大事、自庶人以上、皆得至於外朝、以盡其詞、猶以為未也、而五載一巡狩、朝諸侯於方岳之下、親見其耆老賢士大夫、以周知天下之風俗、凡此者、非以為苟勞而已、將以馴致服習天下之心、使不至於捍格而難操也、

【朝聘】朝は、朝親、聘は、聘問なり、【會同】會は、時會とて、臨時に見ゆる禮、同は、殷同とて、十二年の間王巡狩せざるときは、六服の諸侯、盡く朝するをいふ、殷は、衆と訓ず、【燕享】何れも君の臣を享する禮にて、饗には、君自ら主となり、燕には、宰夫をして主たりしむ、【讀法】上の法令を讀分聞かすることなり、周禮に、正月の吉、各々其州の民を屬あつめて、法を讀み、以て其德行道藝を考ふとあり、【飲酒】郷飲酒のことなり、【蜡臘】俱に年の終りの祭の名なり、蜡は、以て老を息へ、臘は、以て民を息ふ、【外朝】國に非常の事あるとき、萬民を集めて詢謀する所なり、【方岳】泰山、衡山、華山、恒山の四岳をいふ、  
【昔の天下を有らざる者は、日在其百官を奉勵し、(きたへはげます)其人民を撫摩し、之が朝親、聘問、時會、殷同、燕禮、饗禮を爲りて、以て諸侯の歡を交へ、歲時月朔には、又民を集めて、法を讀分聞かせ、酒を飲ませ、蜡臘の祭等を設けて、以て萬民の情を遂げしめ、國に大事あるときは、庶人より以上、何人にも、外朝に出で、以て其詞を盡くし、各々意見を陳ぶることを得しむ、斯くしても、猶以て未だ足らずとなし、五年目には、一度づつ、天子親ら巡狩し、諸侯を其方岳の下に朝會せしめ、親しく其地の耆老賢士大夫共に謁見を賜ひて、以て周く天下の風俗を知るなり、凡べて斯かる事柄は、徒らに骨折るにはあらず、將に以て天下の心を馴致服習せしめて、上下互に相捍格(捍格と同じ)して、働きの出來ぬ様に至らざらしめんとするなり、

及至後世、壞先王之法、安於逸樂、而惡聞其過、是以養尊而自高、務爲深嚴、使天下拱手以貌相承、而心不服、其腐儒老生、又出而爲之說、曰、天子不可以妄有言也、史且書之、後世且以爲譏、使其君臣相視而不相知、如此則偶人而已矣、天下之心既已去、而偃

偃焉、抱其空器、不知英雄豪傑、已議其後、

【史且書之】史は、史官なり、言へば則ち史之を書すとあり、【偃偃焉】見る所なき貌なり、  
【後世に至るに及びては、先王の法を壞り、逸樂に安んじて、其過を聞かざることを惡むなり、是を以て、尊嚴の威光を裝ひて、自ら高ぶり、務めて奥床しく嚴(おごそか)に見せかけて、天下の人をして、手を拱(こま)めて、何事も成し得ず、外朝は相從へども、内心は服せざらしむ、其腐儒老生は、又出で、之が說を爲りて曰く、天子は妄りに言ふことあるべからず、若し言ふときは、史は且さに之を書かんとし、後世は且さに以て譏を爲さんとすと、斯かる次第にて、其君臣の間を以て、益々相遠ざかりて、互に其面を視れども、心を知らざらしむ、此の如くなれば、是れ偶人(にんぎやう)同様ののみ、天下の心は、何時の間にか、早く去りたるに、猶偃偃焉(うゑんゑん)として、其空器(上の天下は器なり)に應ず、人心已に去れり、故に空器といふ、)を抱きつゝ、英雄豪傑がはや後より天下を議する者あるには心附かざるなり、以上第四段、此段は、昔人の事を虚引す、此下、漢の事を借りて、之を證す、蓋し以て宋の事を影射せるなり、

臣嘗觀西漢之初、高祖創業之際、事變之興、亦已繁矣、而高祖以項氏創殘之餘、與信布之徒、爭馳於中原、此六七公者、皆以絕人之姿、據有土地、甲兵之衆、其勢足以爲亂、然天下終以不搖、卒定於漢、傳十數世矣、而至於元成哀平、四夷嚮風、兵革不試、而王莽一豎子、乃舉而移之、不用寸兵尺鐵、而天下屏息、莫敢或爭、此其故何也、

【臣嘗】臣嘗て西漢の初、高祖の創業の際を観るに、事變の興ることは、随分度々なり、而して高祖は、項氏と戦ひ、創殘(きずつ)きそ、(なふ)の餘を以て、韓信、黥布の徒と、中原に馳驅して、雌雄を争ふ、此六七公は、孰れも皆人に絶(すぐ)れたる姿を以て、土地甲兵の衆を據り有ち、其勢は、随分亂を爲すにも足る程なれども、當時天下は終に動搖せずして、卒に漢に定まり、十數世に傳へたり、而るに、元成、哀、平の四帝の頃に至りては、四夷も風化に嚮ひ、兵革も試(こ)しぬ、世に至りて靜謐なるに、王莽は、一豎子の身を以て、反りて天下を擧げて、之を己の手に移すに、寸兵尺鐵をも用ぬ、而して天下は縮まり返りて、息を殺し、誰一人として敢て争ふものもなし、此れ何故ぞ、  
創業之君、出於布衣、其大臣將相、皆有握手之歡、凡在朝廷者、皆

有嘗試啖啜以知其才之短長彼其視天下如一身苟有疾痛其手足不期而自救當此之時雖有近憂而無遠患及其子孫生於深宮之中而狃於富貴之勢尊卑闊絕而上下之情疎禮節繁多而君臣之義薄是故不爲近憂而常爲遠患及其一旦固已不可救矣

【啖啜】…皆嘗みりと訓ず亦試の義なり

【其才】其才は、創業の君は、布衣より出て、其大臣將相は、執れも皆嘗みり程の歌あり、凡そ朝廷に在る人々は、執れも皆嘗試啖啜といふやうに、直接に之をなめし見て、其才の短長を知り披きたることゆゑ、彼が其天下を視ることは、人の一身の如くにて、苟も疾痛あれば、其手足は約束を俟たず自ら救ひ、君臣上下合體一致したれば、此時に當りては、近き憂はあれども、遠き患はなし、其子孫に及びては、深宮の中に生まれて、富貴の勢に狃（な）れ、尊卑の隔は瀾絶（わげ）はなるとして、上下の情は疎々しくなり、禮節は繁多（くど）くにして、君臣の義は薄らげり、是の故に、近き憂はなきれども、常に遠き患をなせり、其一旦事の起るに及びては、固よりはや救ふべくもあらず、

聖人知其然是以去苛禮而務至誠黜虛名而求實效不愛高位重祿以致山林之士而欲聞切直不隱之言者凡皆以通上下之情也

【聖人】聖人は其然ることあるべきことを知りたれば、下に接するに、苛禮（くどき禮式）を去て、至誠を務め、虛名を黜けて、實效を求め、高位重祿を愛まずして、山林隱逸の士を招き致し、真正直に遠慮會釋（えんりょくかいしゃく）せむ辭を聞かんとして欲する者は、凡べて皆以て上下の情を通ぜんとするなり、以上第五段、通上下之情は、此篇の主意なり、此に至りて方に點明す、

昔我太祖太宗既有天下法令簡約不爲崖岸當時大臣將相得

從容終日歡如平生下至士庶人亦得以自效故天下稱其言至今非有文采緣飾而開心見誠有以入人之深者此英主之奇術御天下之大權也方今治平之日久矣臣愚以爲宜日新盛德以激昂天下久安怠惰之氣故陳其五事以備採擇

【不爲崖岸】…尊大に構へぬこと、言ふは崖岸の峻立して、御附すべからざる如くにせざることなり、【文采緣飾】…禮節の繁多なること、猶衣服の文采ありて、緣飾を加ふるが如きを言ふ、

【以下本朝の事に入る、昔我太祖太宗の二帝、既に天下を有らたまひて後、法令は簡約にして、君臣上下の間、崖岸の隔なく、當時の大臣將相も、皆從容（ゆつくり）と終日語り合ひて歡ぶことは、平生に異ならず、下士庶人に至るまでも、亦人々自ら力を致すことを得たり、故に天下其言を稱して、今に至れり、禮法儀式の文采（あや）緣飾（かざり）あるにはあらで、心を開き誠を見はして、以て人心に染み込むことの深き者あるは、此れ英主の奇術にして、天下を御する大權なり、方今治平の日久し、臣愚以爲へらく、宜しく日々に徳を新たにたまひて、以て天下の久しく安くして、人心の怠惰せる氣を激昂せしめらるべしと、故に其五事を陳じて、以て採擇に備ふ、以上第六段、

其一曰將相之臣天子所恃以爲治者宜日夜召論天下之大計且以熟觀其爲人

【以下五事、即ち通上下之情の目なり、其一に曰く、將相の臣は、天子の恃みて以て治を爲す所の者なれば、宜しく日夜召して、與に天下の大計を御評論なされ、且つは以て其人物の如何をも御熟觀遊ばさるべしと、

其二曰太守刺史天子所寄以遠方之民者其罷歸皆當問其所以爲政民情風俗之所安亦以揣知其才之所堪

【其二に曰く、太守刺史は、天子の寄せ託するに遠方の民を以てする所の者なれば、其官を罷めて朝に歸るときは、皆當に其政を爲す所以と、民情風俗の安んずる所を問ひたまふべし、一つには亦以て本人の才能の堪ふる所を揣り知りたまふことを得んと、

其三日、左右扈從、侍讀侍講之臣、本以論說古今興衰之大要、非以應故事備數而已、經籍之外、苟有以訪之、無傷也、

其三に曰く、左右扈從(御側役)侍讀侍講の臣は、本と以て古今の興衰の大要を論説して、御聽に達するための役にして、先例に依りて、頭數に備はるのみに非ざれば、經籍の外、古今の事まで、之に御尋ありても、御差支なきことなりと。

其四日、吏民上書、苟小有可觀者、宜皆召問優慰、以養其敢言之氣、

其四に曰く、吏民の上書とても、苟も小しく觀るべき者あらば、宜しく皆召し問せられて、御尋ありて、丁寧に慰め遣はされて、以て下々の推し切りて物を言ふ氣象を養成したまふべしと。

其五日、天下之吏、自一命以上、雖其至賤、無以自通於朝廷、然人主之爲、豈有所不可哉、察其善者、卒然召見之、使不知其所從來、如此、則遠方之賤吏、亦務自激發爲善、不以位卑祿薄、無由自通於上、而不修飾、

【一命以上】古は一命して士となる、一命は、爵命の最も下なる者なり、其五に曰く、天下の吏は、爵一命より以上は、其至賤にして、以て何事も傳達を経ざれば、自身に朝廷に達達することの出來ぬ身分なれども、然かし、人主の爲さるることなれば、何も御都合はあるまじければ、破格の御英斷を以て、其善き者を御察見遊ばされ、卒然(はかばか)に之を御召寄ありて、其何故に御召に預りしか、其從りて來る所を知らざらしめたまへ、斯くなさるるときは、遠方の賤吏も、亦務めて自ら激發(はげむ)して善を爲し、位卑く祿薄くして、自身に朝廷に達達することの出來ぬ身分なればとて、其行を修飾せぬ者はなからんと、

使天下習知天子樂善、親賢恤民之心、孜孜不倦、如此、翕然皆有

所感發、知愛於君、而不可與爲不善、亦將賢人衆多、而姦吏衰少、刑法之外、有以大慰天下之心焉耳、

右は天下の人々をして、天子の善を樂み、賢を親み、民を恤む大御心の孜孜と勉めて倦みたまはざることを此の如くなることを習知せしめて、翕然と皆一致して、心に感發する所ありて、誠實に君を愛することを知りて、之を不善の仲間に入ることのならぬ様にあらせたく、亦一つには、世の賢人が衆多になりて、姦吏が減少し、刑法(蓋し禮節を指す、刑罰の謂に非ず)の外に於て、大に天下の人心を慰むることあらざらん存するまごのとなり、以上第七段、是れ即ち上に謂へる嘗試曉諭の手法なり、

### 決壅蔽

此文は、百官に分課して、其成功を責むることを論ずる中の一項目なり、當時兎角君臣上下の間壅蔽して、事情通せず、事務留滞して、胥吏權を招く弊あり、故に其弊を去らんと欲せば、事を省き、精を勵ますに如くはなし、事を省かんとならば、人に任ずるに如くはなし、精を勵ますとならば、上より之を率ふるに如くはなし、此兩者を合して、壅蔽始めて得て決すべし、是れ此文の主旨なり、凡て七段、

所貴乎朝廷清明、而天下治平者、何也、天下不訴而無冤、不謁而得其所欲、此堯舜之盛也、其次不能無訴、訴而必見察、不能無謁、謁而必見省、使遠方之賤吏、不知朝廷之高、而一介之小民、不識官府之難、而後天下治、

朝廷の政事向能く行き届きて、世の中の治平なるを貴ぶ所の者は、何故ぞ、天下の人々訴ふことをせざれども、誰も冤罪を蒙る者なく、願ふことをせざれども、誰も其欲する所の志願を達することを得、斯かるめてたき世は、堯舜の盛時とも申すべきなり、其次は、天下の人々訴へぬ譯には行かれども、訴ふるときは、必ず其冤枉を察せらる、願はぬ譯には行かれども、願ふときは、必ず其願意を採上げらる、遠方の賤吏をして朝廷の高きを知らざらしめ、一介の小民をして官府の難きを識らざらしむ、而して後に、天下治まるなり、以上第一段、此處先づ壅蔽なき象を説く、

今夫一人之身、有一心兩手而已、疾痛疴癢、動於百體之中、雖其甚微、不足以爲患、而手隨至、夫手之至、豈其一一而聽之心哉、心之所以素愛其身者深、而手之所以素聽於心者熟、是故不待使令、而卒然以自至、聖人之治天下、亦如此而已、百官之衆、四海之廣、使其關節脈理相通、爲一叩之、而必聞、觸之、而必應、夫是以天下可使爲一身、天子之貴、士民之賤、可使相愛、憂患可使同、緩急可使救、

此段は、喻を設けて、壘蔽なき意を寓し出す、今夫一人の身は、たゞ一心と兩手とあるのみなれど、疾痛(いたみ)疴癢(かゆみ)など、全身中何れの部分に於て作ることありて、其れは甚だ微小にして、左程心配するまでものにもあらざれど、手は直に行きて之を抑へ、又は之を掻くなどの用を辨する者なり、一體手が行きて、其用を辨するには、何れも一心の指圖を受けて行きてはなし、たゞ心が兼れてより其身を大切に思ふ意の深ければ、そ手も兼れて心の意を受くる所熟し居りて、別段の使令を待たずして、卒然(はかに)と自然に行きて働くなり、聖人の天下を治むるも、先張其通りにて、百官の衆、四海の廣、其關節(ふしん)脈理(みやくり)を分やくすぢをして、相通じて一とならしめ、之を叩くときは必ず聞え、之に觸るるときは必ず應ず、是を以て、天下をして一身同體とならしむべく、天子の貴きと、下民の賤しきと、相愛せしむべく、憂患も同じならしむべく、緩急も救はしむべし、以上第二段、

今也不然、天下有不幸而訴其冤、如訴之於天、有不得已而謁其所欲、如謁之於鬼神、公卿大臣不能究其詳悉、而付之於胥吏、故凡賄賂先至者、朝請而夕得、徒手而來者、終年而不獲、至於故常之事、人之所當得而無疑者、莫不務爲留滯、以待請屬、舉天下、一

毫之事、非金錢無以行之、

此段は、時弊を説く、今は左様には參らず、天下不幸にして、其冤を訴ふることありても、之を天に訴ふるが如く、又據なく其欲する所を願立つることありても、神佛にても祈願するが如く、なかに以て容易には届くべくもあらず、公卿大臣は、其祈願の總の委細を詮議すること能はずして、之を胥吏に付託することゆゑ、凡て賄賂を一番先きに贈りたる者は、朝に願ひたることも、夕に開濟になれど、徒手(てぶら)にて來る者は、一年たつても、其願意を達することを得ず、其他通例の事柄にて、人々の當に得べき所にて、疑もなき者に至りても、務めて引き留め置きて、其請屬(たのみ)を待たざるはなし、天下舉りて、一毫の事だも、金錢でなくては逆も行ふことが出来ぬことになり來れり、(當時の壘蔽の實是の如し)

昔者漢唐之弊、患法不明、而用之不密、使吏得以空虛無據之法、而繩天下、故小人以無法爲奸、今也法令明具、而用之至密、舉天下惟法之知、所欲排者、有小不如法、而可指以爲瑕、所欲與者、雖有所乖戾、而可借法以爲解、故小人以法爲姦、今天下所爲多事、者、豈事之誠多耶、吏欲有所鬻、而未得、則新故相仍、紛然而不決、此王化之所以壅遏而不行也、

昔し漢、唐の弊は、法文の明了ならず、而して之を用ゆることも又綿密ならざるを患ふ、それがために、吏をして空虛にして據る所なき法を以て、天下を繩すことを得しむ、故に當時の小人は、法なきがために姦をなすことを得たり、今は法令明かに具はりて、之を用ゆることも至りて綿密にして、天下舉りて、惟法のみを心掛くることになれり、排せんと欲する所の者は、小しく法の如くならざることあれば、指して以て瑕(きず)となすべし、與へんと欲する所の者は、法に違ひし隙ありても、法を借りて言ひ譯をなすべし、故に當今の小人は、法あるがために姦をなす、今日世の中に於て、多事なりとする所の者は、其實豈誠に多事ならんや、たゞ官吏共が權威を賣りて私利を營まん計りて、未だ得ざることをあるときは、人民よりの訴願筋を皆引留めて、新舊紛然として、何れとも決定せぬが故に、事務が隨ひて滯積するなり、此れ王化の壅遏して行はれざる所以なり、以上第三段、當今の壘蔽の患を説き盡し、此に至りて方に壘の字を點す、



昔桓文之霸，百官承職，不待教令而辨，四方之賓至，不求有司。

昔齊桓、晉文の覇たる、百官は、それらの職を承りて勤むることゆゑ、一々教令を待つに及ばずして、事務が片付き、四方の賓客至れども、其待遇に疎略なく、何一つ賓客の方より有司に求むることなどはなかりき。

王猛之治秦，事至纖悉，莫不盡舉，而人不以為煩，蓋史之所記，麻思還冀州，請於猛，猛曰：速裝行矣。至暮而符下，及出關，郡縣皆已被符，其令行禁止，而無留事者。至於纖悉，莫不皆然。苻堅以戎狄之種，至為霸王，兵強國富，垂及升平者，猛之所為固宜其然也。

又昔王猛の秦を治むるとき、事の至りて纖悉(微細なり)なることまでも、盡く行届かぬことなくして、人も亦迷惑に思はざりき、蓋し史の記する所を觀るに、麻思といふ者が、冀州へ還るとき、猛に請ひたるに、猛曰く、速に出立せよと、其日暮になれば、旅行切符が下り、關を出づる頃には、郡縣へ何れも皆切符が廻りたりとぞ、其號令の行はれ、法度の行き届き、事に留滞なきことは、纖悉に至るまで、皆然らざるはなし、苻堅は、戎狄の種族を以て、霸王と爲るに至り、兵強く國富み、升平に及ぶに垂(なん)んとする程の者なれば、猛の所爲は、固より宜しく斯くあるべき筈なり、以上第四段、此段は、古事を引きて、事を省き精を勵ます證とす。

今天下治安，大吏奉法，不敢顧私，而府史之屬，招權鬻法，長吏心知而不問，以為當然，此其弊有二而已。事繁而官不勤，故權在胥吏，欲去其弊也，莫如省事而厲精，省事莫如任人，厲精莫如自上市率之。

此段は、是れ正意、即ち塵敷を決する方なり、今天下は治安にして、大吏は能く法を奉じて、敢て私を顧みざれども、而れども府史の屬輩が、威權を竊み、法律を賣物と心得、其中間に立ちて私利を營むことを計る、長吏は心に其事を知れども、以て當然なりとす、此れ其弊は二端あるのみ、事務は繁多なれども、官吏が勉強せぬゆゑ、威權が胥吏に歸するなり、其弊を去らんと欲せば、成るべく事務を減省して、職掌に精

出さずるに如くはなし、事務を減省せんとすれば、人に委ねるに如くはなし、職掌に精出させんとすれば、上の人が先だちて之を率ゐ勵ますに如くはなし、以上第五段、此段は、大旨を提明し、以下二段之を分承す。

今之所謂至繁，天下之事，關於其中，訴者之多，而謁者之衆，莫如中書與三司，天下之事，分於百官，而中書聽其治要，郡縣錢幣制於轉運使，而三司受其會計，此宜若不至於繁多，然中書不待奏課，以定其黜陟，而關與其事，則是不任有司也。三司之吏，推析贏虛，至於毫毛，以繩郡縣，則是不任轉運使也。故曰省事莫如任人。

【奏課】…上の上、神宗、書に出づ、(贏虛)…計數の過不足をいふ。  
此段は、事を省くは人に任ずるに如くはなきをいふ、今の所謂事務の至りて繁多なりと申すことは、天下の事が皆其中心(中書と三司とをいふ)にのみ關する者多きゆゑ、訴ふる者も多く、願ふ者も多きは、中書者と三司使(鹽鐵、戶部、度支)とに如くはなし、天下の事は、百官にそれらの分屬あれども、而れども中書が政事の括りを執り、郡縣の錢幣出納の事は、一切轉運使(今の主稅官の如し)にて取扱へど、而れども三司が其會計を受取り、斯かる組織なれば、格別事務が繁多にも至らぬ筈なり、然るに中書の大吏が、僚屬の功課を達達するを待ちて、以て其黜陟を定めずして、自身に其事に手出しをするは、是れ事を有司に委任せざるなり、又三司の役人が、自身に金錢の過不足を計算して、一厘一毛までに至り、以て郡縣を繩(た)すは、是れ轉運使に委任せざるなり、故に曰く、事務を減省せんとするには、人に委任するに若くはなしとは、此譯なり、以上第六段。

古之聖王，愛日以求治，辨色而視朝，苟少安焉，而至於日出，則終日爲之不給，以少而言之，一日而廢一事，一月則可知也。一歲則事之積者，不可勝數矣。欲事之無繁，則必勞於始而逸於終，晨興而晏罷，天子未退，則宰相不敢歸，安於私第，宰相日昃而不退，則

百官莫不震悚盡力於王事而不敢宴游如此則纖悉隱微莫不舉矣

此段は、情を勵ますは、上より之を率ゐるべきをいふ、古の聖王の政務に勉勵せられたることは、一日の日子をも惜みて、世の治平を求められ、朝は物の色目を分かつ頃より、百官の朝を受けられ、先づ以て少しは大御心を安んぜられ、それよりして、又日がさし出づる後に至りては、終日政治のために、光陰も足らぬ程に勤められ、少しの數にて申さんには、一日に一事づゝ廢するときは、一月の廢事は推して知るべし、それが一年とならば、事の積もれる者は、數へきれぬことにならん、それゆゑに、事の繁雜ならぬ様に、必ず始めに勞して、終りに逸するが宜し、朝は早くより起きて出朝し、晩く退出し、天子の御退きなき内は、宰相は敢て私第に歸りて安んぜず、宰相が日仄（ひがた）むきても退かざる内は、百官も震悚して、力を王事に盡さることなくして、誰一人として敢て宴游などに日を曠しくせず、斯く上より下に至るまで、同心一致して、政務を勉勵せば、纖悉隱微の事に至るまで、一として舉がらざることなからん、所謂る上より之を率ゐる者此の如し。

天子求治之勤過於先王而議者不稱王季之晏朝而稱舜之無爲不論文王之日昃而論始皇之量書此何以率天下之怠耶臣故曰厲精莫如自上率之則壅蔽決矣

【王季之晏朝】…書の武成に、王季其れ王家に勤むと見ゆ、舜之無爲…論語に、無爲にして治まる者は、其れ舜なるかと見ゆ、【文王之日昃】…書經の無逸篇に、文王は、朝より日中仄に至るまで、食に遠暇せずと見ゆ、【始皇之量書】…史記の始皇の本紀に、衡石を以て書を量る、日夜程ありと見ゆ、  
【論】當今天子の治を求めたまふ御勤振りは、先王に過ぎたれども、而れども、議者は、周の王季の晩く朝を退きたるやうには稱せずして、舜の無爲にして天下を治めたるやうなりと稱せり、此は官不勤をいふ、文王の日の仄くまで食事を爲さざるやうには論せずして、始皇の自身に衡石もて書を量りたるやうに論じ成せり、此は不任人をいふ、此れにては、何を以て天下の怠慢を率ゐる事か、臣故に曰く、精を厲まさんとならば、上より之を率ゐるに若くはなしと、右申す二弊を除きたらんには、壅蔽の患は決する事となるべし、以上第七段、浦田云く、胥吏の權を廢むがために、事務の滞積するは、是れ壅蔽なり、是れ人にては、即ち病なり、人に委任して、自身に精を勵まして之を率ゐるは、是れ壅蔽を決する方法なり、病にては、即ち藥方なり、前後照應、但し意を以て到る、  
【沈評】人に委任して、事を省くは、眞に事を省くにはあらで、百官各々其職を擧ぐるなり、人が心得違して、脱略廢弛（手をぬきて、なまけること）を以て、事を省くと爲さんことを恐る、故に上より精を厲まして、之を率ゐるなり、去りながら、又上下の分位を心得ぬ者が、上より下の權限を侵すことを以て、身を以て先んずることと思ひ違へんことを恐る、故に又人に委任することを以て、其患を濟ふなり、惟百官が各々其職を擧ぐる故に、人に委任するが、事を省く譯になる、惟上より下の權限を侵さぬ故に、上の下を率ゐるは、精を勵ます譯になる、此二者合して、壅蔽の患は除くなり、前に吏胥の壅蔽は、事務の煩はしくして、官吏の勤めざる故に由ること論ず、眞に漢（は）がらなることは、火を觀るが若くなり、

無沮善

此文は、人々の善を爲す心を沮退することなきやうに、之を奮勵鼓舞すべきをいふ、論官、胥吏、入實の三項は、蓋し是れ當時の弊政なり、人の善を爲すことを沮むは、正に此に在り、故に篇末に之を拈出せるなり、凡て五段、

昔者先王之爲天下必使天下欣欣然常有無窮之心力行不倦而無自棄之意夫惟自棄之人則其爲惡也甚毒而不可解是以聖人畏之設爲高位重祿以待能者使天下皆得踴躍自奮拔援而來惟其才之不逮力之不足是以終不能至於其間而非聖人塞其門絕其塗也夫然故一介之賤吏閭閻之匹夫莫不奔走於善至於老死而不知休息此聖人以術驅之也

【論】篇首先づ人々をして自棄の意なからしむることを掲出す、一篇の大旨、此に在り、昔し先王の天下を爲むるには、是非とも天下の人をして、欣欣然とよろこばしく、何時も前途無窮の冀望を抱かしめ、其行を勵めて倦まず、自棄の心なからしむるなり、一體自棄の人は、其惡を爲すこと甚だ毒ありて、解くべからざるものゆゑ、聖人は之を畏れて、爲めに高位重祿を設け爲して、以て才能ある者を待遇し、天下をして、皆踴躍して自ら奮ひ、擧げ（ひきた）よる、して來らしむ、惟其才の逮はず、力の足らざればこそ、終に其位置に至ること能はざるなれ、何れ聖人が人々の出世の門を塞ぎ、昇進の途を絶つには非ず、左様なればこそ、一介の賤吏、閭閻（いちまろ）の匹夫までも、所謂る無窮の冀望を以て、力行して倦まず、善に奔走せざるはなく、老死するに至るまで、休息することを知らざる者は、此れ即ち聖人の術を以て之を驅り立て、勵ませばなり、以上第一段、此段先づ一篇の大旨を掲げ、自棄の流弊を決す、

天下苟有甚惡而不可忍也、聖人既已絕之、則屏之遠方、終身不齒、此非獨不仁也、以爲既已絕之、彼將一旦肆其忿毒、以殘害吾民、是故絕之、則不用、用之、則不絕、既已絕之、又復用之、則是驅之於不善、而又假之以其具也、

此段は、自棄の毒を流すを論ず、天下苟も甚しき惡人にて、堪忍のならぬ程の者ありて、聖人も既にはや之を見捨てたる上は、之を遠方へ驅しりぞけて、其者の一生運、權利を剝奪して、世間人並の交際をせさせず、此は何も聖人が、此者に對してのみ、獨り不仁なる譯にはあらず、以爲へらく、既に已に之を見捨てたる以上、猶之を打棄て置かば、彼は將に一旦其忿毒を肆にして、以て吾が良民を殘害せんとするを恐ると、是故に、之を見捨てる位ならば、最初より之を用ぬのが宜し、之を用ぬるからは、之を見捨てぬが宜し、既に之を見捨てながら、又再び之を用ぬるは、是れ之を不善の途に追ひ込みて、其上に又之に其不善を働く道具を假し與ふる機なる者なり、

無所望而爲善、無所愛惜而不爲惡者、天下一人而已矣、以無所望之人而責其爲善、以無所愛惜之人而求其不爲惡、又付之以人民、則天下知其不可也、

前途に何も欲望する所はなければ、善は人の當に務むべきこととして、之をなす者や、又は名譽も性命も何も愛惜する所あるにはあらず、惡は理に於てなすまじきこととして之をなさぬ者は、天下に二人とはあるまじ、前途に欲望する所なき人といふ資格を以て、其善をなさんことを責め、何も愛惜する所なき人といふ資格を以て、其惡をなさらんことを求め、其上に又之に與ふるに人民を以てせば、天下何人も其不可なることを知らん、以上第二段、此段は、之を絶てば用ぬずと之を用ぬれば絶たずとの兩意並び説くと雖も、正意は却りて之を用ぬれば絶たざるに在り、

世之賢者、何嘗之有、或出於賈豎賤人、甚者至於盜賊、往往而是、而儒生貴族、世之所望爲君子者、或至於放肆不軌、小民之所不

若、聖人知其然、是故不逆定於其始進之時、而徐觀其所試之效、使天下無必得之由、亦無必不可得之道、

「何嘗之有」…嘗の字は、當に常に作るべし、「至於盜賊」…禮記に、管仲盜に遇ひて、二人を取り、擧げて以て公臣とせしことあり、豈此等を謂ふか、  
此段は、天下の人を鼓舞する術を説く、世の賢者とても、其身分に限りもなきことにて、或は賈豎あきんど賤人などより出て、蓋しき者は、盜賊より出づるに至るもの往々あり、にして是れあり、而るに、儒生貴族の輩、世の望みて君子となす所の者は、或は放肆不軌なること、小民にだも若ざる程に至る、聖人は其然るを知れり、是の故に、逆め其始めて仕進する時に於て、其身分を定めず、徐ろに其試みる所の效驗を觀る、天下をして最初より屹度得るものと定まりたる事由もなく、亦最初より屹度得られぬものと限りたる道理もなからしめ、其人々の勉強に由りて、立身出世の出来る様なる道を開き置かれたるなり、

天下知其不可以必得也、然後勉強於功名、而不敢僥倖、知其不至於必不可得也、然後有以自慰其心、久而不懈、嗟夫、聖人之所以鼓舞天下之人、日化而不自知者、此其爲術歟、

天下の人も、其屹度得らる、譯には行かぬことを知るなり、然して後に、功名に勉強して、敢て僥倖を希はず、又其屹度得られぬとも限らぬことを知るなり、然して後に、人々自ら其心を慰むることありて、久しきを經て懈らざるなり、嗟夫、聖人の天下の人を鼓舞して、日に善に遷りて、自ら心付かぬ所以の者は、此れ即ち之を驅る所の術ならんか、以上第二段、

後之爲政者、則不然、與人以必得而絕之、以必不可得、此其意以爲進賢而退不肖、然天下之弊、莫甚於此、今夫制策之及等、進士之高第、皆以一日之間、而決取終身之富貴、此雖一時之文詞、而未知其臨事之能否、則其用之、不已太遽乎、

【制節】…殿試の時、天子親ら筆問を發して、士を試みることをいふ、此雖一時之文詞…雖の字は、惟の字の訛なるべしと、佐藤一  
 齋の説に見えたり、恐らくは當に然るべし、  
 【圖】此段は、時弊に説き及ぶる、彼の政を爲す者は、左權にはせずして、人に與ふるに屹度得らるゝ望を以てし、而して又一方には、之を見限る  
 に屹度得られぬ失望を以てす、此れ其意に以爲へらく、實を進めて、不肖を退くるなりと、然れども、天下の弊は、此より甚しきはなし、今夫  
 の制節の及第者、又は進士の高第者などは、皆一日の間の試験を以て、終身の富貴を決し取るなり、此れ惟一時の文詞のみのことにて、未だ  
 其事務を振ふ能ふは分らぬなり、して見ると、其登用の仕方は、已太はなはだ通ひならざらんや、以上第四段、此處、制節進士を登用する  
 ことの適なる弊を論ず、正に是れ人に與ふるに必得を以てすることなり、然れども、是れ客位なり、下文の三項は、是れ其主意、

天下有用人而絶之者三、州縣之吏、苟非有大過而不可復用、則  
 其他犯法、皆可使竭力爲善、以自贖、而今世之法、一陷於罪戾、則  
 終身不遷、使之不自聊賴、而疾視其民、肆意妄行、而無所顧惜、此  
 其初未必小人也、不幸而陷於其中、途窮而無所入、則遂以自棄、  
 【圖】天下には、人を用ゐながら、之を見捨つることになる三事項あり、其一是、州縣の吏、苟も大過ありて、復た用ゐるべからざる程のことに  
 非ざるよりは、其他の法を犯せる小事故は、皆力を竭して善を爲して、以て自ら贖ふことを得しむべし、而るに、今世の法は、一たび罪戾に陥  
 りたるときは、終身官を遷されず、之を以て自身と安堵せぬ様にせさせて、其人民を手荒く取扱ひ、肆意妄行して、己が身を顧惜する所な  
 らしむ、此輩とても、未だ必しも初めより小人なるには非ず、不幸にして小人の仲間に入り、一旦出身の途窮まりて、復び入る所なければ、遂  
 に自棄するに至るなり、此は、調官者の仕途を過むる害をいふ、是れ人を用ゐながら、之を絶つ一項なり、

府史賤吏爲國者、知其不可闕也、是故歲久則補以外官、以其所  
 從來之卑也、而限其所至、則其中雖有出群之才、終亦不得齒於  
 士大夫之列、夫人出身而仕者、將以求貴也、貴不可得而至矣、則  
 將惟富之求、此其勢然也、如是則雖至於鞭笞戮辱、而不足以禁

其貪、故夫此二者、苟不可以遂棄、則宜有以少假之也、

【圖】府史は賤吏なれども、國を爲むる者なれば、其必用にして闕くべからざるを知るなり、故に多年勤練の者は、補するに地方官吏の職を以て  
 す、然し、其最初出身の卑きがために、其進む程度を限られたれば、其中には、拔群の人才もあれども、終に亦士大夫の列に齒せらるゝこと  
 を得ず、全體人々が出身して仕官の途に就く者は、將に以て貴きを求めんとすれば、そなれば、然るに、貴き位には進も至ることを得べからず  
 となれば、其代りには、將に惟富を之れ求めんとすることになる、此れ必然の勢なり、是の如くなるときは、鞭笞戮辱せらるゝに至るとも、進  
 も其貪慾を禁ずること能はざらん、故に此二者（州縣の吏と府史とをいふ）とても、苟も必用の役に於て、進も棄つることが出来ぬとならば、  
 宜しく少しは之に出世の餘地を假し與へたるが宜しからん、此は、胥吏を處するに宜しく少しく假す所あるべきをいふ、

入貲而仕者、皆得補郡縣之吏、彼知其終不得遷、亦將逞其一時  
 之欲、無所不至、夫此誠不可以遷也、則是用之之過而已、臣故曰、  
 絶之、則不用、用之、則不絶、此三者之謂也、

【圖】其他、實（た）を官に納めて、仕官に上る者は、皆郡縣の吏に補せらるゝことを得、彼輩は、其進も出世の出来ぬことを知りたれば、矢  
 張亦一時の欲を逞しくして、至らざる所なからんとす、一體此輩は、眞實出世せしむることの出来ぬ位の者ならば、是は之を用ゐたる者の誤  
 りなり、臣故に曰く、之を見捨つる位ならば、最初より之を用ゐぬが宜し、之を用ゐたるからは、之を見捨つてのが宜しとは、此三者のことを謂  
 ひたるなり、（此は、實を入れて官に就く者の出世を止むる害をいふ、）以上第五段、梅亭云く、第五段は、絶つ所の三項を歴數す、即ち所謂  
 人をして自棄せしむることにて、獨り其善を爲すに望なきのみならず、并に其身を愛惜する所なくして、惡をなすに至り、主意は、之を用ゐ  
 れば當に絶つべからざる上に在り、第二段と前後相應すと、

【沈評】人苟も自棄に安んずるときは、逆も用ゐられぬことを知りて、必ず貪展にして民を虐するに至るは、此れ自然の勢なり、聖人の人才  
 を鼓舞するは、只之を以て我が用となるを樂みて、自棄に至らざらしむるのみ、通篇の大意は、人を用ゐることは、逆め始進の時に定めずし  
 て、徐ろに其試みる所の效を觀て黜陟せよと云ふに在り、前半は、聖人の人々導きて善をなましむることを以て、反覆して説き來り、末は、調  
 官、胥吏、入賞の三項に歸重す、前明の弊政は、預め此文にて分かりたり、（前明とは、明代をいふ、沈徳潛は、清朝の人ゆゑ、先朝の明を前明と  
 云へるなり、）

敦教化

此文は、教化を敦くせんとならば、宜しく其實を先にして、其名を後にすべきをいふ、實とは何ぞ、民に信を教へて、之に義を示すに在り

凡て六段、  
夫聖人之於天下、所恃以爲牢固不拔者、在乎天下之民、可與爲善、而不可與爲惡也、

夫れ聖人の天下に於ける、其根據の固り牢固不拔なりと恃む所以の者は、天下の人民が、孰れも善良の者のみにて、與に善を爲すべけれど、與に惡を爲すべからざる程に、兼爾教化の能く行届き居ればなり、以上第一段、緩々説き起して、教化の實效を見はす、

昔者三代之民、見危而授命、見利而不忘義、此非必有爵賞勸乎其前、而刑罰驅乎其後也、其心安於爲善、而忸怩於不義、是故有所不爲、夫民知其所不爲、則天下不可以敵、甲兵不可以威、利祿不可以誘、可殺可辱、可饑可寒、而不可與叛、此三代之所以享國長久而不拔也、

【恒悦】…愧づる貌、

昔し三代之民は、其君父を受し、國家を重んじ、危きを見ては命を授け、利を見ては義を忘れざる者は、此れ必しも爵賞の眼前に之を勸め勵まし、刑罰の背後より之を驅り立つることあるにはあらざれど、其心善を爲すに安んじて、不義を爲すことを愧づることを知る、それゆゑ、自然と己より控へて、敢て爲さざる所あるなり、一體人民が惡しき事の爲すまじきことを分別する様になれば、天下何人も敵することを出來ず、甲兵も威すことは出來ず、利祿も誘ふことは出來ず、殺すこと、辱むること、饑ふしむること、寒えしむることは出來れども、之と與に叛亂を起すことは出來ぬなり、此れ三代之の國を享くること長久にして、拔げざる所以なり、以上第二段、三代之の教化の效を説きて、首段の意を申明す、

及至秦漢之世、其民見利而忘義、見危而不能授命、法禁之所不及、則巧偽變詐、無所不爲、疾視其長上、而幸其災、因之以水旱、加之

之以盜賊、則天下蕩然、無復天子之民矣、

さて秦、漢の世となりては、其民は、利を見ては義を忘れ、危きを見ては命を授くること能はず、國の法度の届かぬ所なれば、巧偽變詐、如何なる惡事にても、爲さざる所なく、其長上(めうへ)を疾(にく)み視て、其災害あらんことを幸(ひ)れがふ様なる、不人情の世の中となれり、之に重ぬるに出水旱魃の患を以てし、之に加ふるに盜賊の害を以てして、天下は蕩然として、もはや一人も天子の人民はなき様になれり、以上第三段、秦、漢の教化なきを説く、

世之儒者嘗有言曰、三代之時、其所以教民之具、甚詳且密也、學校之制、射饗之節、冠婚喪祭之禮、粲然莫不有法、及至後世、教化道衰、而盡廢其具、是以若此無耻也、

世の儒者の嘗て言へることあり、其言に曰く、三代之時は、其人民を教ふる所以の具は、甚だ能く揃ひて、詳明にして、且つ綿密なり、學校の制、射饗饗禮の式、冠婚喪祭の禮に至るまで、粲然として然あらざるはなし、後世に至るに及びては、教化の道衰へて、其具は盡く廢たれたり、是を以て、此の若く恥づることなきに至れるなりと、

然世之儒者、蓋亦嘗試以此等教天下之民矣、而卒以無效、使民好文而益媮、飾詐而相高、則有之矣、此亦儒者之過也、

去れど、世の儒者も、蓋し亦嘗て此等の禮法を天下の人民に教へ試みしことありつれど、卒に其效なく、徒らに人民をして、文飾をのみ好みて、益々薄情になり、詐欺を飾りて、相高ぶらしむる様になりたり、畢竟此れも儒者の過なり、

臣愚以爲、若此者、皆好古而無術、知有教化而不知名實之所存者也、實者所以信其名、而名者所以求其實也、有名而無實、則其名不行、有實而無名、則其實不長、凡今儒者之所論、皆其名也、

臣愚以爲へらく、世の儒者の爲す所は、右に申したる如く、拙き始末に終りたるは、此れ皆徒らに古道を好めども、之を運用する術なく、教化あることを知れども、名實の存する所を知らざる者なり、實とは、其名を信にする所以にして、名とは、其實を求むる所以なり、名あれども、實なければ、此れ虚名にて、其名は行はれず、實あれども、名なければ、此れ實の至らざるにて、其實は長く行はれず、故に天下を治むるには、名實兼備はらねばならぬ者なり、而るに、凡そ今の儒者の論ずる所は、皆其名のみなり、以上第四段。

昔武王既克商、散財發粟、使天下知其不貪、禮下賢俊、使天下知其不驕、封先聖之後、使天下知其仁、誅飛廉惡來、使天下知其義、如此則其教化天下之實固已立矣、天下皆然、皆有忠信廉耻之心、然後文之以禮樂、教之以學校、觀之以射饗、而謹之以冠婚喪祭、民是以目擊而心諭、安行而自得也、

【飛廉惡來】…父子並に討つて、射を助けて惡を爲し、者なり、昔武王は、既に商に克ちて、財を散じ、粟を發して、天下をして、其貪らざることを知らしめ、賢俊の人を禮遇して、之に下りて、天下をして、其驕らざることを知らしめ、古先聖王の後を封じて、天下をして、其仁を知らしめ、飛廉、惡來の兩人を誅して、天下をして、其義を知らしむ、此の如くなれば、其天下を教化する實、固より已に成り立てり、天下變然として、皆忠信廉耻の心あり、然して後に、之を文るに禮樂を以てし、之を教ふるに學校を以てし、之に觀(しめ)すに射饗の禮を以てして、之を謹むに冠婚喪祭の禮を以てして、それ故に、人民は實地を目撃して、心に諭(まこと)り、安(やす)く、骨折らずに行ひて、自づと合點し居れり、

及至秦漢之世、專用法吏、以督責其民、至於今千有餘年、而民日以貪冒嗜利、而無耻、儒者乃始以三代之禮所謂名者、而繩之、彼其見登降揖讓、盤辟俯僂之容、則掩口而竊笑、聞鐘鼓管磬、希夷單緩之音、則驚顧而不樂、如此而欲望其遷善遠罪、不已難乎、臣

愚以爲宜先其實、而後其名、擇其近於人情者、而先之、

【盤辟】…あとしきりすること、盤旋還辟の義なり、【俯僂】…うつむくこと、【希夷】…解は、柳文の愚溪詩序に見ゆ、此處にては、蓋し梁曲の聲の細微なるをいふなり、【單緩】…寛綽の貌、其聲の緩慢なるをいふ、

秦、漢の世に至るに及びては、専ら法吏を用ひて、以て其民を督責せり、今日に至るまで千有餘年なり、而して人民は、日に益々貪冒(むさぼる)となりて、利慾のみを嗜みて、耻(はづ)れをも辨(わ)かぬゆゑ、儒者がそこで、始めて三代之禮式の名を假りて之を繩(た)さんとせり、彼の人民等は、禮の登降揖讓、盤辟俯僂の容儀を見ては、口を掩ひて竊かに笑ひ、樂の鐘鼓管磬などの希夷單緩なる音聲を聴きては、たゞ臍(はら)を消して、一向に面白からぬ思をなせり、此の如き有様にて、其善に遷り、罪に遠ざからんことを欲すとも、甚だ難き譯ならざらんや、臣愚以爲へらく、今日の教化の要領は、宜しく其實を先にして、其名を後にし、其人情に近き者を擇びて、之を先にすべしと、以上第五段、此段は、三代之教化は名實俱に擧がる、後世は、唯其名を慕ひて其實を擧ぐることを能はざるをいふ、

今夫民不知信、則不可與久居於安、民不知義、則不可與同處於危、平居則欺其吏、而有急叛其君、此教化之實不至、天下之所以無變者、幸也、

今夫れ民が信を知らざるときは、與に久しく安きに居るべからず、民が義を知らざるときは、與に同じく危きに處るべからず、信義の心掛なきときは、平居には、其吏を欺き、急あるときは、其君に叛く、此れ教化の實の至らざる所にして、天下の變なき所以の者は幸なり、

欲民之知信、則莫若務實其言、欲民之知義、則莫若務去其貪、往者河西用兵、而家人子弟皆籍、以爲軍、其始也、官告以權時之宜、非久役者、如是當復爾業、少焉皆刺其額、無一人得免、自寶元以來、諸道以兵興爲辭、而增賦者、至今皆不爲除去、夫如是、將何以止民之欺詐哉、

民の信を知らんと欲せば、上の人務めて其言を實にするに若くはなし、民の義を知らんと欲せば、上の人務めて其食を去るに若くはなし、往者(さきに)河内兵を用ひしとき、家人(平民のこと)の子弟は、皆取調べて以て軍兵とせしが、其始め官より告ぐるには、當分糧(かり)の處置にて、勿論久しく服役せしむる者に非ず、斯くして追付け本業に復せしむべしと約したるに、續て少焉(しばらく)すると、何れも皆其額(ひたひ)に入墨して、全くの兵士となし、一人として逃れたる者なし、(當時兵となる者は、皆額に墨を入る、定めなり)此は官より人民を誑(たば)りたる實例なり、又寶元(仁宗の年號)より以來、諸道に兵の興るを以て言ひ種として、年貢の取料を増したるに、今日に至りても、一向除き去ることなせず、相變らず引續きて取立て居れり、是の如くならば、將た何を以て人民の欺詐をなす者を止めん、(此は官の不信なるをいふ)

夫所貴乎縣官之尊者、爲其恃於四海之富、而不爭於錐刀之末也、其與民也優、其取利也緩、古之聖人、不得已而取、則時有所置、以明其不貪、何者、小民不知其說、而惟貪之知、

【縣官】：天子を言ふ、  
【錐刀】：夫れ天子の位の尊きを貴ぶ所の者は、其四海の富を恃みて、小民と錐小刀の末(さき)程なる些細の利を争はぬを以てなり、其民に與ふることは優(ゆたか)にして、民より取ることは緩(ゆる)かにす、古の聖人も、已むことを得ずして、民の物を取れども、何も簡も取立つることはせず、中には捨置きて取らぬ者もあり、以て其食らざることを明かにす、何となれば、小民は、其取る所以の說を知らず、唯々上の食ふことを知りて、自然に官を怨むやうになればなり、

今鷄鳴而起、百工雜作、匹夫入市、操挾尺寸、吏且隨而稅之、扼吭拊背、以收絲毫之利、古之設官者、求以裕民、今之設官者、求以勝民、賦斂有常限、而以先期爲賢、出納有常數、而以羨息爲能、天地之間、苟可以取者、莫不有禁、求利太廣、而用法太密、故民日趨於貪、

【羨息】：羨は、衍と通ず、餘りなり、  
【今日人民は、朝餽が鳴くと一處に起き出て、百工はそれらの作業に従事し、匹夫は、市に商ひに出掛け、僅に一尺か一寸づ、少許の微物を持出すを、役人が側から運上を取立て、吭を扼(く)びり、背を拊(う)つ様にして、一絲一毫の利を取めんとす、古の官を設くる者は、以て民を裕(ゆたか)かにせんことを求めしに、今の官を設くる者は、以て民に勝たんことを求む、賦斂には一定の期限ある者を、期限より先に納めたる者を以て賢れることに思ひ、出納には一定の常數ある者を、支拂に羨餘あるを以て能きあることに思へり、天地の間、苟かにても利益の取るべき者は、禁制の設けあらざるはなし、利を求むること太だ廣くして、法を用ゐること太だ密なり、上の人不義の利を貪ることゆゑ、其風自然と下に推し移りて、人民も日に益し貪慾に趨くことになれり、

臣愚以爲難行之言、當有所必行、而可取之利、當有所不取、以教民信、而示之義、若曰國用不足、而未可以行、則臣恐其失之多於得也、

【臣愚以爲難行】：臣愚は、行ひ難き言も、一旦約したることなれば、當に必ず行ふ所あるべし、是れ信なり、而して取るべき利益にても、人民の難儀となるものは、當に取らざる所あるべし、是れ義なり、斯くして以て民に信を教へて、又之に義を示さんと、それを若し今國用の足らぬ内は未だ之を行ふこと能はずと申したらんには、臣は其損失する所、反りて其得る所よりも多からんことを恐るゝなり、以上第六段、時政を指陳し、以て教化の行はれざる所以を著す、一篇の主旨此に在り、  
【沈評】：名實の二字は、是れ一篇の眼目にて、武王を引ける一段は、其實あるが故に、其民の化し易きを見る、秦、漢を引ける一段は、徒らに其名あるのみなるが故に、其民の化し難きを見る、名實に因りて、信義を生出し、信義に因りて、務めて其言を實にし、務めて其食を去ることを生出す、下に兵を養ひ、兵を養ふこと、賦を増すを以て、其言を實にせずとし、税を加へ、利を取るを以て、其食を去らずとす、末は民に信を教へて之に示すに義を以てせよと云ふことに收到す、剴切にして詳明なり、議論も亦復た醇正なり、

教戰守

仁宗の嘉祐間、海内晏安に狙れて、兵を言ふことを耻づ、而るに、西羌、北狄二邊に跋扈す、其勢必ず戰に至らんとす、而して天下の民、安きを知りて、危きを知らず、能く逸して、勞すること能はず、故に公特に此議を發す、天下雖平不忘戰の一句は、是れ一篇の主意なり、凡て七段、

夫當今生民之患、果安在哉、在於知安而不知危、能逸而不能勞、

此其患不見於今而將見於他日今不爲之計其後將有所不可救者

夫の當今生民の患は、果して安くに在る、安きをかりて、危きを知らず、能く逸して、勞すること能はざるに在り、此れ其患は、今に見はれざれども、將に他日に見はれんとす、今日之が計を爲さずんば、其後に將に救ふべからざる者あらんとす、以上第一段、先づ時弊より説き起す、戰守の豫め講ぜざるべからざることを見はす、

昔者先王知兵之不可去也、是故天下雖平、不敢忘戰、秋冬之際、致民田獵、以講武、教之以進退坐作之方、使其耳目習於鐘鼓旌旗之間、而不亂、使其心志安於斬刈殺伐之際、而不懼、是以雖有盜賊之變、而民不至於驚潰

昔し先王は、兵備の常に去るべからざることを知られたれば、それ故、天下は平なりと雖も、敢て戰を忘れず、秋冬の農隙には、人民を田獵のために驅り催して、武事を講習せしめ、教ふるに進退坐作の方を以てし、其耳目をして、鐘鼓旌旗の間に習ひて、亂れざらしめ、其心志をして、斬刈殺伐の際に安んじて、懼おそれざらしむ、是を以て、一旦盜賊一擧などの變ありても、民は驚潰するに至らざるなり、以上第二段、是れ先王の戰守を教へたる事、一篇の主旨の在る所なり、

及至後世、用迂儒之議、以去兵爲王者之盛節、天下既定、則卷甲而藏之、數十年之後、甲兵頓弊、而人民日以安於佚樂、卒有盜賊之警、則相與恐懼訛言、不戰而走

後世に至るに及びては、迂儒の議を用ゐて、兵を去るを以て、王者の盛節なりと心得て、天下既に定まれば、甲を卷きて之を藏む、數十年の後に至れば、甲兵は頓弊(やぶ)れ弊えて、物の用に立たず、人民は日々佚樂に安んじて、斬刈殺伐の事を知らず、卒(には)に盜賊一擧などの起ることあれば、相與に訛言に聞き惑ちして、戰はずして逃げ去るなり、

開元天寶之際、天下豈不大治、惟其民安於太平之樂、參於游戲酒食之間、其剛心勇氣、消耗鈍耗、痿蹙而不復振、是以區區之祿山一出、而乘之、四方之民、獸奔鳥竄、乞爲囚虜、之不暇、天下分裂、而唐室因以微矣

唐の開元、天寶の際には、天下はなんと大に治まりし時代ならずや、惟其時、人民は、太平の樂に安んじ、遊戯と酒食との間に樂ませられて、其剛心勇氣は、何時となく消耗(きえ)へり、鈍耗(に)ぶりくちみして、痿蹙(こし)ぬけあしなえ、同様になりて、復び振ひ作つこと能はず、是を以て、區々たる安祿山などが、一たび出て、之に乗するときは、四方の民は、獸の奔るが如く、鳥の竄るが如く、散りくりに逃げ失せて、囚虜と爲らんことを乞ふ暇だにあらぬ程なり、天下は分裂して、唐室はそれがために衰微せり、以上第三段、後世の兵を去りたる弊を論ず、

蓋嘗試論之、天下之勢、譬如一身、王公貴人、所以養其身者、豈不全哉、而其平居常苦於多疾、至於農夫小民、終歲勤苦而未嘗告病、此其故何也、夫風雨霜露寒暑之變、此疾之所由生也、農夫小民、盛夏力作、而窮冬暴露、其筋骸之所衝犯、肌膚之所浸漬、輕霜露而狎風雨、是故寒暑不能爲之毒

蓋し嘗て試みに之を論ぜしことあり、天下の勢は、譬へば一身の如し、王公貴人の其身を養ふ所以の者は、なんと安全なる次第には御座らぬ、而るに、其平居常に多疾に苦めり、農夫小民に至りては、終歲勤苦すれども、未だ嘗て病氣を申したることなし、此は如何なる故ぞ、一體天の風雨霜露寒暑の變は、此れ疾(し)由りて生ずる所なり、農夫小民の輩は、盛夏にも田島に出て、力作し、窮冬にも寒烈の中に暴露し、其筋骸の衝犯する所、肌膚の浸漬(しみ)する所、霜露を輕んじて、風雨に狎る(な)が故に、寒暑も之が毒害をなすこと能はざるなり、

今王公貴人處於重屋之下、出則乘輿、風則襲裘、雨則御蓋、凡所



以慮患之具莫不備至畏之太甚而養之太過小不如意則寒暑入之矣是故善養身者使之能逸而能勞步趨動作使其四體不於寒暑之變然後可以剛健彊力涉險而不傷夫民亦然

○今王公貴人は、重層の下に處て、出づるときには車に乗り、風の吹くときは裘を纏れ、雨の降るときは蓋(かさ)をさす等、凡べて患を慮る所以の具は備さに至らざることをなし、之を畏るゝことと甚しくして、之を養ふこと格別なり、それが少しにても思ふまいにならぬときは、直に寒暑に中てらるゝなり、是の故に、善く身を養ふ者は、之をして能く逸せしむるのみならず、亦能く勞せしめ、歩趨動作して、其四體をして寒暑の變に捩れしむ、然る後に、剛健強力にして、險阻を涉りて疲れざるべきなり、一國の人民とて、それと同一の理にて、平生安逸に捩れたる者は、事に臨みて物の役に立たぬなり、以上第四段、比喩を設けて、首段の意を發明す。

今者治平之日久天下之人驕惰脆弱如婦人孺子不出於閨門論戰鬪之事則縮頸而股慄聞盜賊之名則掩耳而不願聽而士大夫亦未嘗言兵以為生事擾民漸不可長此不亦畏之太甚而養之太過與

○今は治平の日も久しくして、天下の人は、驕惰脆弱になりて、婦人孺子の閨門より外へは出てざる者と同じ、戰鬪の事を論ずるときは、頸を縮め、身を慄はして恐れ、盜賊の名を聞けば、耳を掩ひて、聽くことを願はず、而して上に立つ所の士大夫とて、亦未だ嘗て兵を言はず、以為へらく、事を生じ民を擾(さわ)みださんことなどは、追ひて、增長せしむべからずと、此れも亦上文の喩へに申したる通り、畏るゝことの甚しくして、養ふことの太だ過ぎたる譯にては御座らぬか、以上第五段、此段時弊に就き到る。

且夫天下固有意意外之患也愚者見四方之無事則以為變故無自而有此亦不然矣今國家所以奉西北二邊者歲以百萬計奉

之者有限而求之者無厭此其勢必至於戰戰者必然之勢也不先於我則先於彼不出於西則出於北所不可知者有遲速遠近而要以不能免也

○且夫天下は、固より意外の患ある者にて、なか／＼油斷のならぬ者なり、愚者は、天下の無事なるを見るときは、以為へらく世の變故の自りて生ずる氣遣はあるまじと、此れも亦なか／＼左様には參らぬなり、今國家の年々西北の二邊(西夏と契丹とを云ふ)に奉ずる所の歲幣の數は、夥しきことにて、百萬を以て數ふる程なり、之に奉ずる者は、其力限りあれども、之を求むる者は、其意厭くことなし、斯かる有様にて推し行かば、結局は必ず戰に至らん、されば戰は必然の勢にて、我より先んぜずんば、彼より先んぜん、西に出てずんば、北に出てん、只分からは、遲速遠近の如何に在るのみ、要するに、戰は免るゝこと能はざらん。

天下苟不免於用兵而用之不以漸使民於安樂無事之中一旦出身而蹈死地則其為患必有所不測故曰天下之民知安而不知危能逸而不能勞此臣所謂大患也

○天下は、苟(もし)も兵を用ゐねばならぬ譯になり行きて、而して之を用ゐるに漸を以てせず、民をして安樂無事の中より、一旦身を出だして、死地を踏ましめんとせば、其患をなすこと、必ず測られざる所あらん、故に臣曰く、天下の民は、安きを知りて、危きを知らず、能く逸して、勞すること能はずと、此れ臣の謂ふ所の大患なり、以上第五段、西北の二患を言ひて、戰爭の習はざるべからざることを通し出だす。

臣欲使士大夫尊尚武勇講習兵法庶人之在官者教以行陣之節役民之司盜者授以擊刺之術每歲終則聚於郡府如古都試之法有勝負有賞罰而行之既久則又以軍法從事

○【役民之司盜者】…村郷の民の、夫役に依りて、番長、弓手、壯丁となる者等をいふ、又上三神宗の書の下に注す、【都試】…兵を閱する、

以下平日に於て戰守を教ふることを説く、正に是れ建軍の正意なり、臣は、士大夫をして、武勇を尊尚し、兵法を講習し、庶人の官に在る者をして、教ふるに行陣(ちんたて)の節度を以てし、役民の盜賊を司る者をして、授くるに擊刺の術(槍術劍術)を以てし、歳の終りに、郡府に呼び集めて、古の兵を都試する法の如くし、勝負もあれば、從ひて賞罰もあらしめ、而して之を行ふこと既に久しく、遂々と訓練したる上は、又軍法を以て之を取扱ひ、十分規則を嚴重にせさせたり。

然議者必以爲無故而動民、又悚以軍法、則民將不安、而臣以爲此所以安民也、天下果未能去兵、則其一旦將以不教之民而驅之戰、夫無故而動民、雖有小怨、然孰與夫一旦之危哉、

【懷】……懼なり、

去りながら、議者は、必ず以爲へらく、故なきに民を動かさず、又之を懷(おど)すに軍法を以てせば、民は將に安んぜざらんすとす、而るに、臣は以爲へらく、此れ乃ち民を安んずる所以なりと、天下は果して未だ兵を去ること能はざる者とせば、其一旦事あるに及びて、將に教へざる民を以て、之を驅りて戰はしむることあらんとす、一體故なきに民を動かせば、たとひ少しく怨を取ることもあるにせよ、一旦大事に臨みての危きに比せば、孰れか勝らん、以上第六段、

今天下屯聚之兵、驕豪而多、怨陵壓百姓、而邀其上者、何故、此其心以爲天下之知戰者、惟我而已、如使平民皆習於兵、彼知有所敵、則固已破其姦謀、而折其驕氣、利害之際、豈不亦甚明與、

【沈評】唯是れ安きに居て危きを忘るる意なり、一たび引喻を用ひて、便ち道理に切にして、人情に厭か、しむることを覺ゆ、中の一段は、疾を却くる方を悟るべく、亦亂を防ぐ法をも悟るべし、○戰は軍政なり、今安民策の中に入る、古の兵民合一の理を得たり、(兵民合一とは、三代の制は、兵を農に寓すとて、平時は農民となりて賦歛に従事し、戰時には軍伍に服従する制なり) 以上第七段、此段は、戰守を教ふる上に於て、別に一意を推し出たすなり、

### 蓄材用

材用とは、人材の用ゐるべき者をいふ、武學方略は、人材を得る門戸たり、虚名を以て實材を致し、然して後に、擲びて之を用ゐる、是れ人を得る術なり、此文は、本と當時武學を廢するために發す、凡て六段、

夫今之所患、兵弱而不振者、豈士卒寡少而不足、使歟、器械鈍弊而不足、用歟、抑爲城郭不足、守歟、廩食不足、給歟、此數者皆非也、然所以弱而不振、則是無材用也、

【沈評】方今、弱くして振はざるを患ふる所の者は、なんと士卒の寡少にして使ふに足らざるか、器械の鈍弊(にぶりやぶる)にして用ゐるに足らざるか、それとも城郭の守るに足らざるがためか、廩食(米倉の夫食)の給するに足らざるか、此數者は、何れも皆左擲ではなし、去りながら、兵の弱くして振はざる所以は、是れ用ゐるべき人材のなきなり、以上第一段、先づ主意を提明す、

夫國之有材、譬如山澤之有猛獸、江河之有蛟龍、伏乎其中、而威乎其外、悚然有所不可狎者、至於鯀、蚌之所蟠、豚、豚之所伏、雖千仞之山、百尋之溪、而人易之、何則、其見於外者不可欺也、

【沈評】「獸」……鯀は、鰐と通ず、泥鰌のことなり、和名どちやう、玩は、蜃蜃、ぬりなり、「蚌」……蚌は、牡羊なり、夫れ國の材あるは、譬へば山澤の猛獸あり、江河の蛟龍ありて、其中に伏し隠れ居るがために、何となく其外に威勢の見えて、悚然とおそろしくして、狎れ近づくべからざる所あるが如し、泥鰌や蜃蜃の蟠(わだかま)る所、羊や豚の伏す所に至りては、たとひ千仞の山、百尋の溪と雖も、而れども、人は之を易(あなど)らん、何となれば、其外に見はる者欺くべからざればなり、

天下之大不可謂無人朝廷之尊百官之富不可謂無才然以區區之二虜舉數州之衆以臨中國抗天子之威犯天下之怒而其氣未嘗少衰其詞未嘗少挫則是其心無所畏也

天下の大なるを以て、人なしと謂ふべからず、朝廷の尊きと百官の富めるとを以て、才なしと謂ふべからず、然れども、區々たる二虜（西夏、契丹）を以て、數州の衆を擧げて、以て中國に臨み、天子の威に抗し、（はりあひ）天下の怒を犯して、其氣未だ嘗て少しも衰へず、其詞未だ嘗て少しも挫けぬは、是れ其心に畏るゝ所なければなり。

主憂則臣辱主辱則臣死今朝廷之士不能無憂而大臣恬然未有拒絕之議非不欲絕也而未有以待之則朝廷無所恃也沿邊之民西顧而戰慄牧馬之士不敢彎弓而北嚮吏士未戰而先期於敗則是民輕其上也外之蠻夷無所畏內之朝廷無所恃而民又自輕其上此猶足以爲有人乎

【朝廷之士】…士の字疑らくは當に上に作るべし、主憂ふるときは、臣辱められ、主辱めらるゝときは、臣死す中申詞あり、今朝廷の上、憂なきこと能はず、而るに、大臣は、恬然と平氣に稱へて、二虜に對して、少しも拒絕の評議あらざり、拒絕せんことを欲せざるにはあらざるなり、而れども、之を待（あへし）らざる備あらざれば、是れ朝廷に恃む所の力なきなり、沿邊、くにはづれ）の民は、西を顧みて戰慄し、牧馬の士は、敢て弓を引きて北に嚮はず、吏士は未だ戰はざるに、先づ以て敗北せん覺悟を極めたるは、是れ民其上に輕んずるなり、右の通り、外の蠻夷は、一向に畏るゝ所なく、内の朝廷には、恃む所なくして、而して、人民は又自ら其上を輕んず、夫れにてもまだ中國に人ありとするに足るや、以上第二段、三つの則是の字を連用して、材用なき實を見はす、

天下未嘗無材患所以求材之道不至古之聖人以無益之名而

致天下之實以可見之實而較天下之虛名二者相爲用而不可廢是故其始也天下莫不紛然奔走從事於其間而要之以其終不肖者無以欺其上此無他先名而後實也不先其名而唯實之求則來者寡來者寡則不可以有所擇以一日之急而用不擇之人則是不先名之過也

天下には未だ嘗て人材のなき者はなし、たゞ材を求むる所以の道に至らざるを患ふるのみ、古の聖人の天下の士を得るには、初めは益なき虚名を以てして、天下の實才を招き致し、之を試みたる上にて、目に見ゆる實績を以て、天下の虚名と比較して、其可なる者を取る、是れ士を致す術なり、名と實との二者は、用を相爲して、一方を廢すべからず、是の故に、其始めは、天下紛然として、虚名に奔走して、其間に從事せざるはなければども、之を要するに、其終りを以てするときは、其實才なき不肖者は、たとひ一旦虚名を飾りたればとて、終に其上を欺くことならず、此は他の仔細なし、名を先にして、實を後にすればなり、其名を先にせずして、唯實のみを求むれば、來る者寡し、來る者寡ければ、擇ぶ所ある譯にゆかず、一旦急ある場合に差掛かりて、擇ばざる人を用ゐるは、是れ名を先にせざる過なり、以上第三段、材を擇ぶには、宜しく名を先にすべきことを論ず、

天子之所嚮天下之所奔也今夫孫吳之書其讀之者未必能戰也多言之士喜論兵者未必能用也進之以武舉試之以騎射天下之奇才未必至也然將以求天下之實則非此三者不可以致以爲未必然而棄之則是其必然者恐不可得而見也

天子の意の嚮ふ所は、天下の奔り赴く所なり、今夫の孫、吳の兵書は、其之を讀む者、未だ必しも能く戰ふ譯にはあらず、多言の士の喜みて兵を論ずる者、未だ必しも能く用ゐる譯にはあらず、之を逐むるに武舉を以てし、之を試みるに騎射を以てすればとて、天下の奇才が未だ

必しも至る譯にはあらず、去りながら、將に天下の實才を求めんとするときは、此三者の虚名に非ざれば、以て致すべからず、それを虚名は必熱當てならぬものとして、之を棄てんには、其必然當てになる實才ある者も、恐らくは得て見るべからざらん、以上第四段、此段は、名を以て實を致すことを説く、

往者西師之興、其先也、惟不以虚名多致天下之才、而擇之以待、一旦之用、故其兵興之際、四顧惶惑、而不知所措、於是設武舉、購方略、收勇悍之士、而開猖狂之言、不愛高爵重賞、以求強兵之術、當此之時、天下囂然、莫不自以為知兵也、來者日多、而其言益以無據、至於臨事、終不可用、執事之臣、亦遂厭之、而知其無益、故兵休之日、舉從而廢之、

西師、往者、さきに西師、西夏の趙元昊の寇せしとき、の興りたるとき、其以前に、惟虚名を以て多く天下の才を致して、之を擇びて以て一旦の用を待たざりし故に、其兵興の際に及びて、只四方を振り返り見て、惟れ恐ふのみにて、更に其措置を付くることを知らず、是に於て、武舉を設け、方略を購ひ、勇悍の士を收めて、猖狂の言、無勳辨なる妄言を開き、高爵重賞をも愛まずして、以て兵を強くする術を求めたり、此時に當りて、天下の人々囂然として、自ら以て兵を心得たりとせざる者なく、來る者日に多くして、其言益々據る所なく、事に臨むに至りて、終に物の用に立たず、そこで當路の人々も、遂に之を厭ひて、其益なきを知りたる故に、兵事の濟みたる後に、引き續きて武舉を廢したり、

今之論者、以為武舉方略之類、適足以開僥倖之門、而天下之實才、終不可以求得、此二者皆過也、夫既已用天下之虚名、不較之以實、至其弊也、又舉而廢其名、使天下之士不復以兵術進、亦已過矣、

今之論者は以為、武舉方略の類は、適く僥倖の門を開くまでのことにて、天下の實才は、逆も求め得る譯にゆかずと、此れ名實の二者皆過まてるなり、夫れ既に已に天下の虚名を用ぬながら、之を較べくらぶるに實を以てせず、其弊に及びて、又舉げて其名を廢し、天下の士をして、復た兵術を以て進まざらしめたるも、亦已に過まてり、以上第五段、此段は、既に名を先にすること能はず、又實を較ぶること能はず、二者皆過まてることを論ず、

天下之實材、不可以求之於言語、又不可以較之於武力、獨見之於戰耳、戰不可得、而試也、是故見之於治兵、子玉治兵、於蔿、終日而畢、鞭七人、貫三人耳、蔿賈觀之、以為剛而無禮、知其必敗、孫武始見、試以婦人、而猶足以取信於閭閻、使其知其可用、故凡欲觀將帥之才否、莫如治兵之不可欺也、

【子玉】…楚の大夫、事は左傳の僖公二十七年に見ゆ、【孫武】…の事は史記に見ゆ、天下の實材は、之を言語の上にて求むべからず、又之を武力にて較ぶべからず、獨り之を戦に見るのみ、戦は得て試みるべからず、是の故に、之を兵を治むる上に見る、楚の子玉の兵を蔿の地に治めしとき、終日にして畢り、軍法を犯したる者七人を鞭うち、三人の耳を貫きて、之を罰したり、蔿賈といふ者、之を觀て、以為へらく、子玉はた剛情なるのみにて、禮の辨へもなしと、其軍の必ず敗れんことを推知したり、孫武の始めて吳王闔閭に見えしとき、兵を試みるに、婦人を以てしたるも、猶以て信用を閭閻に取りて、其用ぬるべきことを知らしむるに足れり、故に凡て將帥の才否を觀んと欲せば、兵を治めさすることの欺くべからざるに如くはなきなり、

今夫新募之兵、驕而難令、勇悍而不知戰、此真足以觀天下之才也、武舉方略之類、以來之新兵、以試之、觀其顏色、和易則足以見其氣、約束堅明、則足以見其威、坐作進退、各得其所、則足以見其能、凡此者皆不可彊也、故曰、先之以無益之虚名、而較之以可見

之實材庶乎可得而用也

困 今夫の新募の兵は、騒りて令し難く、勇悍にして戦を知らず、此を指揮せしむるときは、眞に以て天下の才不才を觀るに足るなり、武藝方略の類もて之を來たし、新兵もて之を試み、事に臨みて、其顔色の和易なるを觀れば、以て其氣象を見るに足る、隊伍の約束（とりしまり）の賢明なるを觀れば、其威嚴を見るに足る、坐作進退各、其所を得たるを觀れば、以て其才能を見るに足る、凡て此三者は、皆天分に得たる者にて、勉強もて爲し得べからざる者なり、故に曰く、之に先んずるに益なき虚名を以てして、之を較ぶるに見るべき實材を以てせば、庶はくは實材の人得て用ゆるべからん、以上第六段、此段才を試みる方法を説く、  
【沈評】之に先んずるに虚名を以てして、隠ひて之を較ぶるに實を以てせば、眞の材用出でん、若し之に先んずるに虚名を以てせざるときは、材集まらざらん、若し之を較ぶるに實を以てせずして、材の用ゆるべき者なきに至りて、井せて虚名を廢せんと欲せば、宋の元昊を制する、と能はざる所以ならん、前は虚にして、後は實なり、一氣相生ず、蘇の策毎に此法を用ゐたり、（前は、四段以上ないひ、後は、五段以下ないふ）

倡勇敢

倡とは、先達となることにて、戰に臨み、一人身を捐て、之が先となるときは、三軍の士皆之が爲めに勇む、是れ所謂勇敢を倡ふるなり、然れども、天子將軍とも、皆私する所の將士ありて、之を平生に養はざれば、緩急其倡を爲すことを望むべからず、是れ此文の主意なり、凡て七段、

臣聞戰以勇爲主、以氣爲決、天子無皆勇之將、而將軍無皆勇之士、是故致勇有術、致勇莫先於倡、倡莫善乎私、此二者兵之微權、英雄豪傑之士、所以陰用而不言於人、而人亦莫之識也、臣請得以備言之、

臣聞く、戰は勇を以て主とし、氣を以て決とす、勝負を決するなり、天子とても、勇なる將軍ばかりはなくして、將軍とても勇なる兵士ばかりはなし、是の故に、勇を致すに術あり、勇を致すとは、勇氣を出して勸むることにて、其勇氣を出さずるには、唱より先なるはなし、唱とは、之が先達となりて、三軍の勇氣を誘ひ出すことにて、之が唱をなさしむるには、私より善きはなし、私とは、人知れず目を掛けて、之を使ふことなり、此倡と私との二者は、兵の微權といふ者にて、英雄豪傑の士が、陰に用ゐて、人に言はず、而して人も亦之を識るものなき

所以なり、臣は備さし之を言ふことを得んことを請ふ、以上第一段、先づ大綱を掲げ、次に分應す、

夫倡者何也、氣之先也、有、人、人、之、勇、怯、有、三、軍、之、勇、怯、人、人、而、較、之、則、勇、怯、之、相、去、若、莛、與、楹、至、於、三、軍、之、勇、怯、則、一、也、出、於、反、覆、之、間、而、差、於、毫、釐、之、際、故、其、權、在、將、與、君、

【註】：「莛」：屋梁なり、莊子齊物論に、舉莛與楹と見ゆ、注に、莛は、横にして、楹は、縦なり、佐藤一齋云く、莊子の莛楹は、縱横の意なれども、此は蓋し大小の意なりと、

夫れ倡とは何の謂ぞ、氣の先達となる謂なり、勇怯にも、一人一人づの勇怯あり、三軍を總べての勇怯あり、人々にして之を比較するときは、勇怯の相去ること、莛（はり）と楹（はしら）との相違あれど、三軍の勇怯に至りては、全軍皆同一なり、之をして勇ならしむるも、之をして怯ならしむるも、機中の氣合にて、手の裡を反す楯の間に湧き出て、毫釐の際に勇怯の差違を生ずる者なり、故に其權は將と君とに在り、以上第二段、此段は、勇を致す術ある意を虚説す、氣の字を以て主とす、

人固有暴猛獸而不操兵、出入於白刃之中、而色不變者、有見虺蜴而却走、聞鐘鼓之聲、而戰慄者、是勇怯之不齊、至於如此、

人は固より猛獸を暴（てうち）にして、刃物を持たず、又白刃の中に入して、顔色變ぜざる者あり、而るに、又虺（まむし）蜴（おもり）を見ても、却き走り、鐘鼓（陣がれ陣太鼓のこと）の聲を聞きても、戰慄する者あり、是れ勇怯の齊しからざること此の如くに至るなり、（此は、前段の人々の勇怯を申説す、）

彼閭閻之小民、爭鬪戲笑、卒然之間、而或至於殺人、當其發也、其心翻然、其色勃然、若不可以已者、雖天下之勇夫、無以過之、及其退而思其身、顧其妻子、未始不惻然悔也、此非必勇者也、氣之所乘、則奪其性、而忘其故、

彼の間闘の小民共は、争闘戲笑の小事よりして、卒然には其の間に、或は人を殺すにも至るとあり、其怒を發するに當りては、其心は翻然として、平生と打つて變り、其顔色は勃然と變じ、其勢已むにも止められぬ者の如く、其勇ましきは、天下の勇夫も、以て之に過ぐるることなし、去りながら、其退きて其身を思ひ、其妻子を顧みるに至りては、未だ始めより惻然として悔いざることあらず、此れ必しも勇者なるにはあらざるなり、氣合の乘る所は、其人の本性を奪ひて、其平生を打忘れてしまふなり、(此は、前段の勇氣の反覆の間に出づることを申説す)

故古之善用兵者、用其翻然勃然於未悔之間、而其不善者、沮其翻然勃然之心、而開其自悔之意、則是不戰而先自敗也、故曰、致勇有術、

右の如く、勇氣といふ者は、機かの氣合にて湧き出づる者ゆゑ、古の善く兵を用ゐる者は、其翻然勃然たる氣合を、未だ悔いざる間、即ち上に述べたる毫釐の間に之を用ゐるなり、而るに、其善く兵を用ゐざる者は、其翻然勃然たる心を沮みて、其自ら悔ゆる意を開かしむるなり、して見ると、是は戦はずして先づ自ら敗る者なり、故に曰く、勇を致すに術ありと、(此は、前段の毫釐の間に差あるを申説す)以上第三段、此段は、前段の意を洗發す、

致勇莫先乎倡、均是人也、皆食其食、皆任其事、天下有急、而有一人焉、奮而爭先、而致其死、則翻然者衆矣、弓矢相及、劍楯相交、勝負之勢、未有所決、而三軍之士、屬目於一夫之先登、則勃然者相繼矣、天下之大、可以名劫也、三軍之衆、可以氣使也、諺曰、一人善射、百夫決拾、苟有以發之、及其翻然勃然之間、而用其鋒、是之謂倡、

さて勇を致すには、倡より先なるはなし、其譯は、人は同じ人にて、何れも皆同じ物を食ひ、同じ事を勤むる者なるに、天下にいざ何事か

起りたることあらんに、爰に一人ありて、衆人の爲すことを、己一人奮ひて先を争ひて其死を致すときは、之に引立てられて、翻然と心をひるがへして勇む者衆からん、敵と味方と軍陣相接し、弓矢相及び、劍楯相交はり、勝負の勢未だ何れとも決する所あらず、而して三軍の士は、皆目を一夫の先登者に屬するときは、勃然と裏けぬ氣を出す者も相繼ぎて出でん、天下の大なるも、名を以て劫すことを得べし、三軍の衆も、氣を以て使ふことを得べし、諺(英語に見ゆ)に曰く、一人善く射るとときは、百夫決拾す(ゆがけを掛くること)と、此は一人先を爲す者あれば、人々の之に倣ふを云へるにて、苟も以て之を發動するありて、翻然勃然の間に及びて、其鋒を用ゐるを、是を倡とは謂ふなり、以上第四段、此段は、勇を致すは倡より先なるはなき意を申明す、

倡莫善乎私、天下之人、怯者居其百、勇者居其一、是勇者難得也、捐其妻子、棄其身、以蹈白刃、是勇者難能也、以難得之人、行難能之事、此必有難報之恩者矣、天子必有所私之將、將軍必有所私之士、視其勇者而陰厚之、人之有異材者、雖未有功、而其心莫不自異、自異而上不異之、則緩急不可以望其爲倡、故凡緩急而肯爲倡者、必其上之所異也、

倡は私より善きはなし、其譯は、天下の人は、怯者が百人なれば、勇者が僅に一人の比例なり、是れ勇者は得難きものなり、其妻子を捐て、其身を棄て、以て白刃を踏むは、是れ勇者とても能くし難きことなり、得難き人を以て、能くし難き事を行ふは、此れ必ず報い難き恩ある者ならん、天子には必ず私する所の將あり、將軍には必ず私する所の士あり、天子將軍とも、其勇者を視立て、陰かに之を厚くす、人の異材ある者は、たとひ未だ功あらずとも、其心に於ては、自ら異なりとせざるはなし、自ら異なりとする者を、上の人を異なりとして取扱はれば、一旦緩急ある場合に臨みて、其倡を爲さんことを望むべからず、故に凡そ緩急の場合にして倡を爲すことを肯んずる者は、必ず上の人の異なりとする所、即ち其私する所の人なり、以上第五段、此段は、倡は私より善きはなき意を申明す、

昔漢武帝欲觀兵於四夷、以逞其無厭之求、不愛通侯之賞、以招勇士、風告天下、以求奮擊之人、然卒無有應者、於是嚴刑峻法、致

之死地而聽其以深入贖罪使勉強不得已之人馳驟於死亡之地是故其將降而兵破敗而天下幾至於不測何者先無所異之人而望其爲倡不已難乎

昔漢武帝是兵四夷以觀(しめ)して以て其厭(あ)くことなき求めを逞しくせんと欲し通侯(列侯のこと)の賞をも愛まらず以て勇士を招き天下に風告(さとしつぐ)して以て奮撃の人を求めたり然れども誰一人として卒に應ずる者なし是に於て刑を嚴しくし法を峻(たか)くして之を死地に致さしめ而して其深く敵地に攻め入り功を立て以て罪を贖ふことを聽らし斯くして已むことを得ざる人を勉強せさせて死亡の地に馳驟せしめたり是の故に其將校は敵に降り兵卒は破敗して天下は如何に成行かんかと氣遣はるるまてになりぬそれは如何といふに先きに特別の扱ひなき人々にして其倡を爲さんことを望むは甚だむつかしき次第ならずや

私者天下之所惡也然而爲己而私之則不可用爲其賢於人而私之則非私無以濟蓋有無功而可賞有罪而可赦者凡所以媿其心而責其爲倡也

元來私といふことは好からぬことにて天下の惡む所なり去りながら己一人の爲めにして之を私するときは私は用ゐるべからず其人と勝敗を争ふ時に臨みて人に賢さんか爲めにして之を私するときは私に非ざれば事を成就すること能はず蓋し功なければも賞すべく罪あれども赦すべき者ありそれは凡べて其本人の心を媿かしめてそが生命を抛ちて其倡をなさんことを責むる所以なり以上第六段古事を採きて私せざる弊を言ふ

天下之禍莫大於上作而下不應上作而下不應則上亦將窮而自止方西戎之叛也天子非不欲赫然誅之而將帥之臣謹守封略外視內顧莫有一人先奮而致命而士卒亦循循焉莫肯盡力

不得已而出爭先而歸故西戎得以肆其猖狂而吾無以應則其勢不得不重賂而求和其患起於天子無同憂患之臣而將軍無腹心之士

天下の禍は上の作すことにして下の之に應ぜざるより大なるはなし上作して下應ぜざるときは上に於ても其事を成し遂ぐることは能はず困り果て自づと止まんとす西戎(即ち上の西戎のこと)の叛きし時に方りて天子は赫然と怒を發せられて之を誅せんことを欲せられざるには非ざれども而れども將帥の臣はたゞ謹みて國境を守るのみにて外を視内を顧みて誰一人として先づ奮ひて生命を差出して働く者なし而して士卒も亦循々焉とたゞおとなしくするのみにて誰一人として首て力を盡す者なし已むことを得ずして出兵し先を争ひて歸る始末ゆる西戎は其猖狂を肆(ほ)しいまゝにすることを得て吾には之に應ずる方略なければ其勢は重く賂ひて和を求めざることを得ざりき其患はもと天子には國家の憂患を同じくする程の臣なくして將軍には腹心を委ぬる程の士なきに起りたるなり

西師之休十有餘年矣用法益密而進人益難賢者不見異勇者不見私天下務爲奉法循令要以如式而止臣不知其緩急將誰爲之倡也

今日は西戎の師の休みてより十有餘年なるが法を益々密にして人を進むることは益々難く賢者も異なりとせられず勇者も私せられず天下はたゞ務めて法を奉じ令に循ふのみにて要するに儀式通りにて事を済ますまでのことなり臣其緩急の際に臨みて將に誰か之が倡をなさんとするを知らざるなり以上第七段此段は時弊に説き到り臨面に還り倡の字に就きて結を作す沈評 戦は氣を以て主とす其氣の盛んなるに乗じて之を用ゐることを貴ぶ一人先を争へば百夫目を屬するは此れ倡の説なり天子には私する所の將あり將軍には私する所の士あり此れ私の説なり之を私するは正に以て之を倡ふる所なり文字速讀して相生じ縱横豪宕自ら是れ老泉の家數なり而して其原は韓子より出づ

擬進士對御試策一道

此文は、當時の青苗條例の諸法、及び横山に兵を用ゆる等の事を病へて、特に策に擬して、以て此論を發せしなり、時に公既に二たび上書して、新法の便ならざることを言ひて、用ゐられず、故に復た此文を草せしなり、凡て九段、

臣伏見陛下發德音、下明詔、以天下安危之至計、謀及於布衣之士、其求之不可謂不切、其好之不可謂不篤矣、然臣私有所憂者、不知陛下有以受之歟、禮曰、甘受和白、受采故臣願陛下先治其心、使虛一而靜、然後忠言至計、可得而入也、

【禮曰云々】：禮記禮器の篇の語、

臣伏して陛下の德音（詔命）を發し、明詔を下され、天下の安危の至計を以て、布衣の士にまで御諮詢あらせらるゝことを見るに、其之を求めたまふこと切ならずと謂ふべからず、其之を好みたまふこと篤ならずと謂ふべからず、然れども、臣が私に憂ふる所の者あるは、陛下には斯く御下問を憚らせられざれど、其言を受けさせらるゝ御下地ありや否やを存せざるに在り、禮に曰く、甘き者は五味の調和を受くるに宜しく、白き者は五色の采（いろどり）を受くるに宜しと、故に臣願はくは陛下の先づ其御心を治めたまひて、虛一と申す様に、廓然と打開けて、一點の私意を留めたまはず、而して又安靜になされんことを、斯くありてこそ、忠言至計も得て入るべけれ、

今臣竊恐陛下先入之言、已實其中、邪正之黨、已貳其聽、功利之說、已動其欲、則雖有皐陶益稷爲之謀、亦無自入矣、而況於疎遠愚陋者乎、此臣之所以大懼也、若乃盡言以招過、觸諱以亡軀、則非臣之所恤也、

【今臣竊に恐る、陛下には、先入の言、已に其御心中に實し、邪正の黨、已に其御聽取を貳つにし、功利の說、已に其御嗜欲を動かせば、たとひ皐陶、益、稷などの賢臣が出て、之が謀を爲すことありとも、其說が亦御聽に入る由は御慮るまじきことを、況してや疎遠愚陋の者の申す詞なれば、逆も御採用にはなるまじ、此れ臣が大に懼るゝ所以なり、若し乃ち言を盡して以て過を招き、諱に觸れて以て軀を亡ぼさんことは、固より覺悟のことにて、臣が恤ふる所にてはあらぬなり、以上第一段、先づ獻言の故を言ふ、以下一々疑問を擧げて之に對ふ、

聖策曰、聖王之御天下也、百官得其職、萬事得其序、臣以爲陛下未知此也、是以所爲顛倒、失序如此、苟誠知之、曷不尊其所聞而行其所知、歟、百官之所以得其職者、豈聖王人人而督責之、萬事之所以得其序者、豈聖王事事而整齊之哉、亦因能以任職、以任事而已、

【聖策に曰く、聖王の天下を御するときは、百官其職を得、萬事其序を得と、然れども、臣以爲へらく、陛下には、未だ此を知らしめられぬなり、知らしめらればこそ、其爲さるゝ所顛倒して序を失ふこと此の如きなれ、苟も誠に知らしめられたらんには、何とて其聞ける所を尊び、其知れる所を行はせられざるぞ、百官の其職を得る所以の者は、豈聖王が人毎に之を督責せらるゝことならんや、萬事其序を得る所以の者は、豈聖王が事毎に之を整齊せらるゝことならんや、矢張才能は其才能だけの職に任じ、職分は其職分だけの事に任ずるのみなり、

官有常守謂之職、施有先後謂之序、今陛下使兩府大臣侵三司、財利之權、常平使者亂職、司守令之治、刑獄舊法、不以付有司、而取決於執政之意、邊鄙大慮、不以責帥臣、而聽計於小吏之口、百官可謂失其職矣、王者之所宜先者、德也、所宜後者、刑也、所宜先者、義也、所宜後者、利也、而陛下易之、萬事可謂失其序矣、

【職守】：蓋し監司の職なり、監司の事は、上の上神宗書に見ゆ、刑獄舊法……祖宗以來の仕來の舊法典といふこと、  
【官に常守あり、之を職と謂ふ、施すに前後あり、之を序と謂ふ、今陛下には、兩府（中書省、樞密院）の大臣をして、三司（戶部、鹽鐵、度支）の財利の權を侵さしめ、常平の使者をして、職司守令の治を亂さしめ、刑獄の舊法は、以て有司に付せずして、決を執政の意に取らたまひ、邊鄙



の大慮は、以て帥臣を責めずして、計を小吏の口に託きたまふ、斯く諸事の顛倒せるを見れば、百官其職を失へりと謂ふべし、王者の宜しく先すべき所の者は徳なり、宜しく後にすべき所の者は刑なり、宜しく先すべき所の者は義なり、宜しく後にすべき所の者は利なり、而るに、陛下には、其先後を取り違へたまふことなれば、萬事其序を失へりと謂ふべし、

然此猶其小者、其大者則中書失其政也、宰相之職、古者所以論道經邦、今陛下但使奉行條例司文書而已、昔邴吉爲丞相、蕭望之爲御史大夫、望之言陰陽不和、咎在臣等、而宣帝以爲意輕丞相、終身薄之、今政事堂忿爭相詰、流傳都邑、以爲口實、使天下何觀焉、故臣願陛下首還中書之政、則百官之職、萬事之序、以次得矣、

去りながら、右は猶其小なる者なり、其大なる者は、中書が其政を失ひたる一事なり、中書は、國家の大政の出づる所、宰相の職なり、宰相の職は、古を遺を論じ、邦を經理する所以なり、今陛下には、中書を以て、但三司條例司(此職は、當時新たに置く所、上の上三司宗書を看るべし)の文書を取扱はしめたまふのみ、昔漢の時、邴吉が丞相となり、蕭望之が御史大夫となりたるに、望之が天の陰陽の氣の調和せざるを告(とが)臣等に取り申したれば、宣帝以爲へらく、望之の意は、丞相を輕蔑したる申條なりと、それより終身之を薄んぜられきとぞ、此は、陰陽を調和すること、宰相の職にして、御史大夫にて之を言ふは、僧越の次第なれば、宣帝の情なれたるなり、今政事堂は、互に忿争して相詰り、都邑に流傳して、以て口實(話の種)とまでなり居ることなれば、天下の人々に何の觀せしめにならんや、故に臣願はくは、陛下の第一に中書の政を元のまゝに還したまはんと、然らば百官の職、萬事の序は、逐々立つことになりませう、以上第二段、百官の其職を得、萬事の其序を得るには、首として中書を以て其職を得しむべきを言ふ、

聖策曰、有所不爲、爲之而無不成、有所不革、革之而無不服、陛下之及此言、是天下之福也、今日之患、正在於未成而爲之、未服而

革之耳、

聖策に曰く、益なきことは、爲さざることありつらん、爲すこととして、成らざることには、革なきことは、革めざることありつらん、革しることとして、人の服せざることには、革らんと、今陛下の此言に及ばれたるは、是れ天下の幸福なり、今日の患は、丁度未だ成らざることな爲し、未だ服せざることな革むるに在るのみ、

夫成事、在理不在勢、服人以誠、不以言、理之所在、以爲則成、以禁則止、以賞則勸、以言則信、古之人所以鼓舞天下、綏之斯來、動之斯和者、蓋循理而已、今爲政不務循理、而欲以人主之勢、賞罰之威、劫而成之、夫以斧析薪、可謂必克矣、然不循其理、則斧可缺、薪不可破、是以不論尊卑、不計強弱、理之所在、則成、理所不在、則不成、可必也、

夫成事を成すは、道理に在りて、威勢に在らず、人を服せしむるには、誠實を以てして、言語を以てせず、理の在る所なれば、爲すことは成り、禁ずることは止み、賞することには勸み、言ふことは信ぜらる、古の人の天下を鼓舞して、之を安んずるときは、直に來り歸し、之を動かすときは、直に和らぎ服する者は、蓋し理に循ふまでのことなり、而るに、今日政を爲すに、理に循はんことを務めずして、人主の勢と賞罰の威とを以て、劫して之を成さんと欲するは、むづかしいことなり、夫れ斧を以て薪を析(さ)くは、屹度出來得ることなれども、去りながら、其木理に循はざるときは、斧は缺けても、薪は破るべからず、是を以て、尊卑を論ぜず、強弱を計らず、凡べて理の在る所なれば、事は必ず成るに違ひなし、理の在らざる所なれば、事は必ず成らぬに違ひなし、

今陛下使農民舉息、與商賈爭利、豈理也哉、而可怪其不成乎、禮曰、微之顯、誠之不可揜也、如此、夫陛下苟誠乎爲民、則雖或謗之、

而人不信、苟誠乎爲利、則雖自解釋、而人不信、

【勢之類云々】…中庸の語なり、此に禮曰とあるは、中庸は本と禮記中の一節なればなり、  
【今陛下、農民より利息を取り立て、商賈と利を争ひたまふは、豈理の至當ならんや、（此は、當時青苗錢を農民に貸付けて、官に於て利息を取上げたれば、斯く言へるなり、此事は、上の上三神宗、書にも見ゆ、）斯くして何とて其事の成らざるを怪むべけんや、禮に曰く、微なることは、何時となく顯はれて、人目に付く様になり、一心の至誠は、逆も掩ひ隠すことの出来ぬことは、此の通りなりと、夫れ陛下、苟も民の爲めにするに誠なるときは、たとひ或は之を誘る者ありとも、世人は之を信ぜざらん、苟も利の爲めにするに誠なるときは、たとひ如何様に自ら辯解すとも、世人は決して服せざらん、

且事有決不可欺者、吏受財枉法、人必謂之贓、非其有而取之、人必謂之盜、苟有其實、不敢辭其名、今青苗有二分之息、而不謂之放債、取利可乎、

【且つ事には決して欺くことの出来ぬ者あり、吏が財を受けて、法を枉ぐれば、人必ず之を名づけて贓と謂ふ、其所有に非ざる者にして之を取れば、人必ず之を呼びて盜と謂ふ、苟も其實あれば、敢て其名を辭する譯にはゆかぬなり、今青苗には、年二分（今の二割なり）の利息あり、之を債を放ち（貸付くること）して利を取ると謂はずして可ならんや、

凡人爲善、不自譽、而人譽之、爲惡、不自毀、而人毀之、如使爲善者、必須自言、而後信、則堯舜周孔亦勞矣、今天下以爲利、陛下以爲義、天下以爲貪、陛下以爲廉、不勝其紛紜也、則使二三臣者、極其巧辯、以解答千萬人之口、附會經典、造爲文書、以曉告四方、四方之人、豈如嬰兒鳥獸、而可以美言小數、眩惑之哉、

【凡べて人が善をすれば、自ら譽めざれども、人が之を譽むるなり、善をすれば、自ら毀らざれども、人が之を毀るなり、それを如し善をする者は、自ら言ふを須ちて、而して後に、人をして之を信ぜしめんとすれば、堯舜周孔、孔子の世に信用を取るは、隨分骨の折れたることならん、今青苗放錢の事は、天下は皆以て利の爲めなりとせむに、陛下は以て義の爲めなりとたまふ、天下は以て貪の爲めなりとせむに、陛下は以て廉の爲めなりとたまふ、如何にも其紛紜（亂る）に勝へざるなり、その二三の臣下をして、其巧みな辯口を極めて、以て千萬人の口に向ひて申譯をなさしめ、經典の說に附會し、（無理に）こむつけること、）文書を造り爲して、以て四方に曉（さと）し告げしめたまへども、四方の人は、豈嬰兒や鳥獸の如くに、美言小數（こそくりしこと）位のことにて、之が耳目を眩惑することが出来ませうぞや、以上第三段、今日の患は、未だ成らざるに之を爲し、未だ服せざるに之を革めんとするに在るを言ふ、

且夫未成、而爲之、則其弊必至於不敢爲、未服而革之、則其弊必至於不敢革、蓋世有好走馬者、一爲墜傷、則終身徒行、何者、慎重則必成、輕發則多敗、此理之必然也、

【此段又前策に就き、一層を擬進して説く、且つ夫れ未だ成らざるに、強ひて之を爲さんとするときは、其弊は必ず敢て爲さざるに至らん、未だ服せざるに、強ひて之を革めんとするときは、其弊は必ず敢て革めざるに至らん、蓋し世に好みて馬を走らす者ありて、一度墜ちて怪我をしたる後は、馬に墜りて、終身徒行せりとぞ、何となれば、事は慎重にするとときは、必ず成就し、軽くしとるときは、敗事多き者に、彼の乘馬者も、畢竟は其未熟なるを、強ひて試みんとせしゆゑ、怪我をして、自ら墜りしなり、此は理の必然なる者なり、

陛下若出於慎重、則屢作屢成、不惟人信之、陛下亦自信、而日以勇矣、若出乎輕發、則每舉每敗、不惟人不信、陛下亦不自信、而日以怯矣、文宗始用訓註、其志淺也、而一經大變、則憂沮喪氣、不能復振、文宗亦非有失德、徒以好作而寡謀也、

【訓註】…字訓、鄭注なり、註は、當に注に作るべし、文宗の時の宰相なり、宣官を誅せんとして成らず、反りて爲めに殺さる、之を甘露の變といふ、

陛下若し事を爲さるゝに、慎重に出でられたらんには、屢々成就せん、惟人の之を信するのみならず、陛下にも亦自ら信じて、日に以て御勇氣にならせらるゝならん、若し輕く發せられたらんには、爲さるゝ度毎に、敗を重んじ、惟人の信ぜざるのみならず、陛下にも自ら信ぜずして、日に以て御專法にならせらるゝならん、唐の玄宗の、始めに李訓、鄭注を用ひられたるは、其志豈淺からんや、而れども、一たび大變を経たる後は、委沮して氣力を喪ひ、復た振ふこと能はざりき、玄宗は失徳ある君にはあられど、徒らに作すことを好みて、謀計なきゆゑ、斯く敗を取りしなり、

慎重者、始若怯、終必勇、輕發者、始若勇、終必怯、廼者橫山之人、未嘗一日而忘漢、雖五尺之童子、知其可取、然自慶歷以來、莫之敢發者、誠未有以善其後也、近者邊臣不計其後、而遽發之、一發不中、則內帑之費以數百萬計、而關輔之民、困於飛輓者、三年而未已、雖天下之勇者、敢復爲之、歟、爲之固不可、敢復言之、歟、由此觀之、則橫山之功、是邊臣欲速而壞之也、

【橫山之功】…事は上の代、張方平、書中に見ゆ、【關輔】…關中なる三輔の地を云ふ、【飛輓】…漢書主父偃の傳に、飛輓粟の語あり、注に、芻藁を運載し、其れを以て疾く至らしむとあり、輓は、車船を引くをいふ、  
【慎重する者】…始めは專法の如くに見ゆれども、終は必ず勇氣あり、輕發する者は、始めは勇あるが如くに見ゆれども、終りは必ず專法なり、廼者、このころ、橫山の人民は、中國を慕ひて、未だ嘗て一日たりとも之を忘れず、故に五尺の童子とて、其取るべきことを知れり、然れども、慶歷（仁宗の年號）より以來、誰も其說を發したる者なきは、誠に未だ其後の始末を實際よく片付くる見込なきゆゑなり、近頃邊臣（薛向、种諤）輩の事を計らずして、遽に之を發し、一たび發して、其策圖に中らず、内帑の費用は、數百萬を以て計ふる程なり、而して關内三輔の地の人民は、兵糧運送のために困む者、三年を経て、猶未だ已まず、たとひ天下の勇者とて、誰か敢て復た手出しをする者あらん、手出しも出來ぬ者を誰か敢て復た之を口に出す者あらん、此に由りて、之を觀るときは、橫山の功は、是れ邊臣が速に成さんことを欲して、反りて之を壞りたるなり、

近者青苗之政、助役之法、均輸之策、併軍蒐卒之令、卒然輕發、又

甚於前日矣、雖陛下不卹人言、持之益堅、而勢窮事礙、終亦必變他日、雖有良法美政、陛下能復自信乎、

【青苗助役均輸】…並に上、神宗嘗て見ゆ、【併軍蒐卒】…再上、皇帝嘗て見ゆ、蒐卒は、士卒を擁護すること、  
【近頃青苗の政、助役の法、均輸の策、併軍を併せ者、兵卒を擁護する命令など、卒然として輕く發すること】…は、又前日（上の）橫山の事（をいふ）、よりも甚し、陛下世人の彼此批判するをも恤へたまはずして、其事を成し遂げんとて、前議を維持したまふこと益々堅けれど、勢窮まり、事礙（さは）るに至らば、其勢終に亦必ず變せん、他日如何様なる良法美政ありと雖も、陛下には能く復た自ら信じたまはらんや、

人君之患在於樂因循而重改作、今陛下春秋鼎盛、天錫勇智、此萬世一時也、而群臣不能濟之以慎重、養之以敦朴、譬如乘輕車、馭駿馬、冒險夜行、而僕夫又從其後、而鞭之、豈不殆哉、臣願陛下解轡秣馬、以須東方之明、而徐行於九軌之道、甚未晚也、

【九軌】…車九軌を並ぶる程の大道をいふ、軌は、兩轡の間をいふ、  
【人君の患は、因循を樂みて、改作を重（おも）るに在り、今陛下には、御年齡も盛りにて、又天より與へられたる勇智をも備へさせられたることなれば、此れ改作を爲すには、誠に萬世の一時なり、而るに、群臣は、之を濟ふに慎重を以てし、之を養ふに敦朴を以てすること能はず、譬へば輕車に駕し、駿馬を馭して、險を冒して、夜行しつゝ、僕夫共が、又其後に從ひて之を鞭つが如し、豈始からざらんや、臣願はくは陛下の轡（たづな）を解き、馬に秣（ま）を以て、東方の自らむを須ちて、九軌の大道を徐行せられんことを、左轡になされたらばとて、まだ（い）晚いことは御座りますまい、以上第四段、此段は、前段を承けて、未だ成らざるに、之を爲すときは、其弊は必ず敢て爲さざるに至り、未だ服せざるに、之を革むるときは、其弊は必ず敢て革めざるに至るをいふ、

聖策曰、田疇闢、溝洫治、草木暢茂、鳥獸魚鼈、莫不各得其性、者、此百工有司之事也、曾何足以累陛下、陛下操其要、治其本、恭己無

爲之而物莫不盡其理以生以死若夫百工有司之事自宰相不肯爲之而況於陛下乎

聖策に曰く、田疇は開け、溝洫(田畑の用水)は治まり、草木は暢び茂り、鳥獸魚鼈に至るまで、各其性を得ざる者なからしめんと、此は百工(百官のこと)有司の爲すべきことにて、曾て何ぞ陛下に御苦勞を掛け奉るに足らんや、陛下には、其要を操り、其本を治め、唯己を恭しくして、何事にも御手を出されずして、物は自然と其理を盡して、以て生じ、以て死せざることをからん、若し夫の百工有司の事などは、宰相を始め、自身にては、背て之を爲さず、而るを況んや、陛下に於てをや、以上第五段、政を爲すは、須く要を操り、本を治むべく、百官有司の職を便すべからざるをいふ。

聖策曰其富足以備禮其和足以廣樂其治足以致刑何施而可以臻此孔子曰百姓足君孰與不足兎首瓠葉可以行禮掃地而祭可以事天禮之不備非貧之罪也管子曰倉廩實而知禮節臣不知陛下所謂富者富民歟抑富國歟

【兎首瓠葉】…微物に喩ふ、詩の小雅瓠葉の篇に、瓠々たる瓠(ひさご)の葉は、之を采り、之を亨る、君子に酒あれば、酌みて言(い)ふ、之を嘗む、兎の首あれば、之を炮(や)き、之を煇(あぶ)る、君子に酒あれば、酌みて言に之を獻ずと見えたり、【管子曰】…管子の牧民篇に出づ。

聖策に曰く、其富は以て禮を備ふるに足り、其和は以て樂を廣むるに足り、其治は以て刑を致すに足るといふ譯は、如何にせば、以て此に臻るべきとの御尋なり、孔子曰く、百姓足らば、君孰れと與に足らざらんや、兎首瓠葉の薄物にても、以て禮を行ふべし、地を掃ひて祭ればとて、以て天に事ふべし、されば禮の備はらざるは、貧しき罪には非ざるなり、管子の書に、倉廩實(み)ちて禮節を知るとあり、臣は陛下の仰せらるゝ所の富とは、民を富ますことを謂ふなるや、抑國を富ますことを謂ふなるや、一向に分りませぬ、此意は、禮を行ふには、必しも富を要せず、民を富ませば、國は自然に富む理なり、必ず國を富まして然して後に禮を備ふべしとするは譯れるを言ふ。

陸賈曰將相和則士豫附劉向曰衆賢和於朝則萬物和於野今

朝廷可謂不和矣其咎安在陛下不反求其本而欲以力勝之力之不能勝衆也久矣古者刀鋸在前鼎鑊在後而士猶犯之今陛下躬蹈堯舜未嘗誅一無罪欲弭衆言不過斥逐異議之臣而更用人耳必未忍行亡秦偶語之禁起東漢黨錮之獄多士何畏而不言哉臣恐逐者不已而爭者益多煩言交攻愈甚於今日矣欲望致和而廣樂豈不疎哉

【亡秦偶語之禁】…始皇書を焚き、儒を坑し、詩を偶語する者は、執へて之を誅す、偶語とは、二人相並びて語ることなり、【東漢黨錮之獄】…桓帝の時、天下の正人君子を目して、朋黨とし、終身を禁錮せしことあり。

漢の陸賈の申したる辭に、相將が相調和するときは、士卒は平素より懼き従ふとあり、又劉向の申したる詞に、衆賢が朝に和するときは、萬物は野に和すと見えたり、今朝廷は和せずと謂ふべし、然れば、和せざる咎は安くに在るぞ、陛下には、其本を反求したまはずして、力もて之に勝たんと欲したまへども、逆も力の衆に勝つべきにあらざることは、昔より久しき例なり、古は刀鋸前に在り、鼎鑊後に在りても、士は猶死を顧みずして之を犯せり、今陛下には、御身に堯舜の行を蹈ませられ、未だ嘗て一人の罪なきものを誅せられず、衆言を弭めんと欲したまふにも、異議の臣を逐ひ斥けて、更めて人を用ふるに過ぎざるのみ、必定亡秦の詩書を偶語する禁を行ひ、東漢の黨錮の獄を起したる程のこととするに、忍ばせられざらん、されば世に多き士共は、何を畏れて言はざらんや、臣恐らくは逐はるゝ者は已まざるに、争ふ者は益々多く、煩言もて交々攻むることは、愈々今日より甚しからんことを、和を致して樂を廣めんと欲したまふは、豈疎ならずや、以上第六段、策問中の富和の二語に對ふ、致和は、其間既に誤れり、故に特に詳に之に對ふ、下別に一段を爲す。

古之求治者將以措刑也今陛下求治欲致刑此又群臣誤陛下也臣知其說矣是出於苟卿苟卿者喜爲異論至以人性爲惡則其言治世刑重亦宜矣